

令和7年第2回志布志市議会定例会会議録
目 次

第1号（6月13日）		頁
1. 議事日程	15
2. 出席議員氏名	16
3. 欠席議員氏名	16
4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	16
5. 議会事務局職員出席者	16
6. 開 会・開 議	17
7. 日程第1 会議録署名議員の指名	17
8. 日程第2 会期の決定	17
9. 日程第3 報告	17
10. 日程第4 報告第2号 繰越明許費繰越計算書について	19
11. 日程第5 報告第3号 農業集落排水事業会計予算繰越計算書について	20
12. 日程第6 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて （志布志市税条例の一部を改正する条例の制定について）	21
13. 日程第7 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて （志布志市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定につ いて）	24
14. 日程第8 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて （志布志市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定 について）	25
15. 日程第9 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて （令和6年度志布志市一般会計補正予算（第12号））	27
16. 日程第10 議案第35号 志布志市行政手続における特定の個人を識別するための番号 の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について	30
17. 日程第11 議案第36号 志布志市税条例の一部を改正する条例の制定について	32
18. 日程第12 議案第37号 志布志市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例を 廃止する条例の制定について	33
19. 日程第13 議案第38号 令和7年度志布志市一般会計補正予算（第2号）	36
20. 散 会	38
第2号（6月16日）		
1. 議事日程	39

2. 出席議員氏名	40
3. 欠席議員氏名	40
4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	40
5. 議会事務局職員出席者	40
6. 開 議	41
7. 日程第1 会議録署名議員の指名	41
8. 日程第2 一般質問	41
小野 広嗣	41
野村 広志	69
西江園 明	91
9. 延 会	106

第3号（6月17日）

1. 議事日程	107
2. 出席議員氏名	108
3. 欠席議員氏名	108
4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	108
5. 議会事務局職員出席者	108
6. 開 議	109
7. 日程第1 会議録署名議員の指名	109
8. 日程第2 一般質問	109
八代 誠	109
隈元 香穂子	119
栢山 晋司	128
南 利尋	136
9. 延 会	155

第4号（6月18日）

1. 議事日程	156
2. 出席議員氏名	157
3. 欠席議員氏名	157
4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	157
5. 議会事務局職員出席者	157
6. 開 議	158
7. 日程第1 会議録署名議員の指名	158

8. 日程第2	一般質問	158
	永田 梓	158
	小園 義行	166
9. 散会		185

第5号（6月27日）

1. 議事日程		186
2. 出席議員氏名		187
3. 欠席議員氏名		187
4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名		187
5. 議会事務局職員出席者		187
6. 開議		188
7. 日程第1	会議録署名議員の指名	188
8. 日程第2	議案第35号 志布志市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について	188
9. 日程第3	議案第37号 志布志市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例を廃止する条例の制定について	189
10. 日程第4	議案第38号 令和7年度志布志市一般会計補正予算（第2号）	190
11. 日程第5	令和6年陳情第12号 特認校におけるスクールタクシー廃止方針の再考について	191
12. 日程第6	陳情第3号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善、義務教育費国庫負担制度の負担率の引上げをはかるための、2026年度政府予算に係る意見書採択の陳情について	193
13. 日程第7	陳情第4号 「カリキュラム・オーバーロード」の改善を求める意見書採択の陳情について	194
14. 日程第8	議案第39号 志布志市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	196
15. 日程第9	議案第40号 志布志市議会議員及び志布志市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定について	197
16. 日程第10	議案第41号 工事請負契約の締結について	198
17. 日程第11	議案第42号 令和7年度志布志市一般会計補正予算（第3号）	199
18. 日程第12	発議第6号 豊かな学びの実現・教職員定数改善、義務教育費国庫負担制度の負担率の引上げに係る意見書について	202
19. 日程第13	発議第7号 「カリキュラム・オーバーロード」の改善を求める意見書について	203

20. 日程第14	議員派遣の決定	204
21. 日程第15	閉会中の継続審査申出について (総務常任委員長)	204
22. 日程第16	閉会中の継続調査申出について (総務常任委員長・文教厚生常任委員長・産業建設常任委員長・議会運営 委員長)	205
23. 閉 会		205

令和7年第2回志布志市議会定例会

1. 会期日程

月 日	曜日	種 別	
6月13日	金	本会議	開会・会期の決定・議案上程
14日	土	休 会	
15日	日	休 会	
16日	月	本会議	一般質問
17日	火	本会議	一般質問
18日	水	本会議 委員会	一般質問・常任委員会
19日	木	委員会	予算常任委員会
20日	金	休 会	
21日	土	休 会	
22日	日	休 会	
23日	月	休 会	
24日	火	休 会	
25日	水	休 会	
26日	木	休 会	
27日	金	本会議	委員長報告・質疑・討論・採決・閉会

2. 付議事件

番号	事 件 名
報告第2号	繰越明許費繰越計算書について
報告第3号	農業集落排水事業会計予算繰越計算書について
承認第3号	専決処分の承認を求めることについて (志布志市税条例の一部を改正する条例の制定について)
承認第4号	専決処分の承認を求めることについて (志布志市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について)
承認第5号	専決処分の承認を求めることについて (志布志市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について)
承認第6号	専決処分の承認を求めることについて (令和6年度志布志市一般会計補正予算(第12号))
議案第35号	志布志市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第36号	志布志市税条例の一部を改正する条例の制定について
議案第37号	志布志市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例を廃止する条例の制定について
議案第38号	令和7年度志布志市一般会計補正予算(第2号)
令和6年陳情第12号	特認校におけるスクールタクシー廃止方針の再考について
陳情第3号	ゆたかな学びの実現・教職員定数改善、義務教育費国庫負担制度の負担率の引上げをはかるための、2026年度政府予算に係る意見書採択の陳情について
陳情第4号	「カリキュラム・オーバーロード」の改善を求める意見書採択の陳情について
議案第39号	志布志市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第40号	志布志市議会議員及び志布志市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第41号	工事請負契約の締結について
議案第42号	令和7年度志布志市一般会計補正予算(第3号)
発議第6号	豊かな学びの実現・教職員定数改善、義務教育費国庫負担制度の負担率の引上げに係る意見書について
発議第7号	「カリキュラム・オーバーロード」の改善を求める意見書について
議員派遣の決定	
閉会中の継続審査申出について	
	(総務常任委員長)
閉会中の継続調査申出について	

(総務常任委員長・文教厚生常任委員長・産業建設常任委員長・議会運営委員長)

3. 一般質問

質 問 者	件 名	要 旨	質 問 の 相 手 方
1 小野 広 嗣	1 政治姿勢について	(1) 下平市政が誕生してから、既に2期目の最終年度を迎えている。これまでの市政運営の総括（公約等の達成状況）と次期市長選（3期目）への出馬の意向について問う。	市 長
	2 第2期志布志市まち・ひと・しごと創生総合戦略について	(1) これまでの市の地方創生の取組状況、成果、課題、今後の展開や考え方を確認する視点から、「第2期志布志市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の取組状況について問う。	市 長
	3 循環型社会について	(1) 令和7年度の施政方針には、循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行を推進し、将来にわたって持続的な活動が行われる循環型社会の実現を目指すとするが、今後の具体的な方向性について問う。	市 長
	4 G I G Aスクール構想第2期（NEXT G I G A）について	(1) 2019年12月に学校におけるICT技術の活用を推進するためにスタートした国によるG I G Aスクール構想は、まもなく5年半を迎える。既にG I G Aスクール構想第2期（NEXT G I G A）に入っているが、その取組状況と今後の展望について問う。	教 育 長
2 野村 広 志	1 有害鳥獣被害対策について	(1) 近年、有害鳥獣による被害は、深刻さを増し、農作物被害だけにとどまらず、社会問題化しているのではないかと感じている。特にイノシシ・サルは、個体数の増加が懸念されており、多くの市民が被害に悩まされ、不安を感じている現状にある。そこで、本市における被害状況、また、今後の有害鳥獣被害対策について問う。	市 長

質問者	件名	要旨	質問の相手方
2 野村 広志	2 本市のPR戦略（情報発信）について	(1) 各地方自治体では、人口減少社会への対応として公共サービス等の充実など、競争激化が見受けられる。そこで、「行ってみたいまち、住んでみたいまち」を具現化するために、本市では、どのようなPR戦略（情報発信）をとっているのか、現状と今後について問う。 (2) 国土交通省観光庁が所管するロケツーリズムについて、関係人口の創出や地域経済の活性化に寄与している実例が多く発表されている。そこで、本市でもロケ地の誘致をPR戦略の一つとして調査する考えはないか問う。	市長 市長
	3 防犯街灯施策の在り方について	(1) 防犯街灯の設置・維持に対する支援として、本市では防犯街灯設置事業補助金と防犯街灯維持管理助成金が設けられている。市民の安全・安心のために、生活インフラとして最低限必要な明かりを提供するこれらの施策の在り方について問う。	市長
3 西江園 明	1 地域の活性化について	(1) 自治会の活性化について、市長の見解を問う。 (2) 市役所職員の自治会への加入状況と確認の方法を問う。 (3) 昨年度と比較して、防犯街灯維持管理助成金を削減した理由について問う。	市長 市長 市長
	2 自治会のリサイクル活動について	(1) ごみの分別について、自治会の位置づけを問う。 (2) 自治会への環境保全促進事業補助金について、合併以降見直しされていないため、増額すべきではないか。	市長 市長
	3 集落道整備事業について	(1) 財源としていた起債が終わることで、今後集落道整備事業の財源確保が難しくなると聞いているが、今後の見通しについて問う。	市長

質 問 者	件 名	要 旨	質 問 の 相 手 方
3 西江園 明	3 集落道整備事業について	(2) 狭隘な道路に面した土地に住宅を建築した場合、道路中心後退部分は、市へ所有権移転をすべきではないか。	市 長
	4 会計年度任用職員の人事異動について	(1) 会計年度任用職員を異動させる理由とメリットを問う。 (2) 教育委員会では、会計年度任用職員をどのように位置づけているのか。	市 長 教 育 長
	5 物品購入について	(1) 市内業者ではなく市外業者から物品を購入する場合、どのような基準で選定しているのか。 (2) 納税者である市内業者から優先して購入すべきと思うが、見解を問う。	市 長 教 育 長 市 長 教 育 長
4 八代 誠	1 防災行政について	(1) 今後、台風による暴風雨や南海トラフ地震等が発生した場合は、土砂崩れ等により道路や通信網が寸断され、中山間部に散在する集落が孤立するおそれがある。本市の対策について問う。	市 長
		(2) 令和6年能登半島地震を踏まえ、国は、令和6年6月に防災基本計画を見直した。その主なテーマは、災害関連死を防ぐための避難所の環境改善となっている。また、本年5月28日には、改正災害対策基本法が成立し、避難所の運営状況を把握することなどを講じることとされている。今後の本市における避難所運営について問う。	市 長
		(3) 本市単独の住宅リフォーム助成金のうち、木造住宅の耐震診断及び木造住宅の耐震改修のための工事の助成金額を見直す考えはないか問う。	市 長

質問者	件名	要旨	質問の相手方
5 隈元香穂子	1 産前産後のケアについて	<p>(1) 市長は、「安心して子育てができるまちづくり」を公約とされている中で、助産院や産前産後ケア施設の必要性をどのように捉えているか問う。</p> <p>(2) 令和5年9月定例会で、看護師等を経験された方を「人材バンク」に登録できる仕組みを構築できないか一般質問した。この「人材バンク」は、助産院や産前産後ケア施設の機能向上にも大きく寄与するものと考えているが、現在の取組状況について問う。</p>	市長 市長
	2 使用済紙おむつのリサイクルについて	(1) 使用済紙おむつは、資源ごみとして専用の袋に入れて各家庭から出しているが、他のごみ袋と同様に有料となっている。無料化の検討はできないか問う。	市長
	3 国民宿舎ボルベリアダグリについて	<p>(1) 国民宿舎ボルベリアダグリは、令和5年4月1日から現在の指定管理者となっている。20年に及ぶ指定の期間である中で2年以上が経過したところだが、現状をどのように評価しているか問う。</p> <p>(2) 現在の指定管理者に対して、売上など数値的な経営上の目標を提示していないのか問う。</p> <p>(3) 指定管理者から市への納入金が0円という状況が続いている。残された指定の期間は約18年であるが、今後も一般財源からの支出が続くのではないかと懸念される。市長の見解を問う。</p> <p>(4) 温泉の入浴料の値上げや利用時間の短縮は、市民サービスの低下を招いていると考えるが、市長の見解を問う。</p>	市長 市長 市長

質 問 者	件 名	要 旨	質 問 の 相 手 方
5 隈元香穂子	3 国民宿舎ボルベリアダグリについて	(5) 指定管理者との間で締結した基本協定等については、現状の施設運営状況からみて見直しが必要ではないかと考える。市長の見解を問う。	市 長
6 栞山晋司	1 国民宿舎ボルベリアダグリについて	(1) 現在の国民宿舎ボルベリアダグリの施設状況は、利用者にとって快適な設備環境とは思えないが、市長の見解を問う。 (2) 市と指定管理者との現在の管理運営体制は適切であると考えているか、その評価と課題について問う。	市 長 市 長
	2 PTAと教育委員会の関係について	(1) PTAは、長年にわたり、学校教育・地域との連携・防災等の側面で重要な役割を担ってきたが、近年、本市の一部の学校では、市PTA連絡協議会から脱退して独自組織を立ち上げようとする動きが見られる。そこで、以下のことについて問う。 ① 任意団体であるPTAに加入することのメリット・デメリットについて。 ② PTAは、教育委員会においてどのように位置づけられているのか。 ③ 市PTA連絡協議会から脱退し、独自組織を立ち上げた場合、教育委員会としての支援や関与はどこまで可能か。	教 育 長
	3 通学支援について	(1) 本市では、就学援助制度の一つとして通学用の自転車購入費の助成を行っているが、更なる保護者負担軽減の観点から、電動アシスト自転車を購入する場合の助成額の拡充ができないか。	市 長 教 育 長
7 南 利 尋	1 有害鳥獣対策について	(1) 近年、有害鳥獣の捕獲数は大幅に増加しているものの、個体数の増加に歯止めがかかっていないようである。報償金の増額や補助金の在り方の見直し等を行うべきではないか問う。	市 長

質問者	件名	要旨	質問の相手方
7南 利尋	1 有害鳥獣対策について	(2) 猟友会の高齢化が進み、会員の確保が喫緊の課題である。新たに狩猟免許を取得し罾を掛けても、鳥獣が捕獲できず、活動しなくなったという事例を聞く。新規免許取得者の技能向上を図るためにも、各地域での講習会の在り方を検討すべきではないか問う。	市長
	2 スポーツ活動への支援について	(1) 昨今、部活動の減少により、新たな団体を作り活動している事例がいくつかある。子育て支援の観点からも、新たな支援体制を検討すべきではないか問う。	市長 教育長
	3 経済活動拠点の整備について	(1) 都城志布志道路の全線開通による経済波及効果を最大限に発揮させるためにも、経済活動拠点の整備を検討すべきではないか問う。	市長
	4 観光振興について	(1) ダグリ岬ベイサイドパーク構想の進捗状況を問う。 (2) ダグリ岬遊園地のアトラクションを増設し、オールシーズンの集客を図るべきではないか問う。	市長 市長
8永田 梓	1 合同金婚式について	(1) 令和4年第3回定例会で合同金婚式の送迎と祝賀会の開催について一般質問したが、その後どのような検討がされたのか問う。	市長
	2 やっちくふるさと村について	(1) やっちくふるさと村の現在の指定管理者の指定の期間は、今年度で満了となるが、今後の運営についてどのような協議がされているのか問う。	市長
	3 防犯対策について	(1) 令和5年第2回定例会で、市が管理する公衆トイレと市内小中学校への防犯カメラの設置を提案したが、犯罪抑止の有効な手段となることが考えられることから、トイレだけでなく、安全・安心なまちづくりのため、関係機関等との連携、検討をしていくとの答弁であった。その後の進捗状況について問う。	市長 教育長

質問者	件名	要旨	質問の相手方
8永田 梓	4 旧ひばりビルについて	(1) 2006年以前に建築された建物については、アスベストが使用されていると思われるが、旧ひばりビルの今後の維持管理について問う。	市長
9小園 義行	1 国保について	(1) 国保税の子供の均等割の軽減については、未就学児分について検討すると答弁されたが、対応を問う。	市長
		(2) 資格確認証を国保加入者全員に交付するようにとの質問に対し、内部で検討すると答弁された。その後の対応を問う。	市長
	2 健康増進法について	(1) 法の第6章で受動喫煙防止の総則と措置について規定されている。本市の公共施設や多数の者が利用する施設等における対応はどうか。	市長 教育長
	3 選挙について	(1) 障害を抱えている人の投票する権利については、しっかりと対応されているか。	選挙管理委員会委員長
	4 個人情報の保護について	(1) 自衛隊鹿児島地方協力本部が2023年12月19日付けで2024年度中に18歳や22歳になる住民の個人情報に加え、15歳になる住民の個人情報も紙や電子媒体で提供するように求めている。本市の対応を問う。	市長 教育長
5 学校教育について	(1) 不登校の児童・生徒の増加がある。その要因をどのように分析し、把握しているか。	市長 教育長	

令和7年第2回志布志市議会定例会会議録（第1号）

期 日：令和7年6月13日（金曜日）午前10時10分

場 所：志布志市議会議事堂

議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 報告
- 日程第4 報告第2号 繰越明許費繰越計算書について
- 日程第5 報告第3号 農業集落排水事業会計予算繰越計算書について
- 日程第6 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて
(志布志市税条例の一部を改正する条例の制定について)
- 日程第7 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて
(志布志市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について)
- 日程第8 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて
(志布志市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について)
- 日程第9 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて
(令和6年度志布志市一般会計補正予算（第12号）)
- 日程第10 議案第35号 志布志市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第36号 志布志市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第37号 志布志市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例を廃止する条例の制定について
- 日程第13 議案第38号 令和7年度志布志市一般会計補正予算（第2号）

出席議員氏名（20名）

1 番 永 田 梓	2 番 栞 山 晋 司
3 番 稲 付 洋 平	4 番 隈 元 香穂子
5 番 南 利 尋	6 番 市ヶ谷 孝
7 番 青 山 浩 二	8 番 野 村 広 志
9 番 八 代 誠	10 番 小 辻 一 海
11 番 持 留 忠 義	12 番 平 野 栄 作
13 番 西江園 明	14 番 丸 山 一
15 番 玉 垣 大二郎	16 番 鶴 迫 京 子
17 番 小 野 広 嗣	18 番 東 宏 二
19 番 小 園 義 行	20 番 福 重 彰 史



地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長 下 平 晴 行	副 市 長 溝 口 猛
教 育 長 福 田 裕 生	総 務 課 長 鮎 川 勝 彦
財 務 課 長 坂 元 正 知	総合政策課長 川 上 桂 一 郎
コミュニティ推進課長 五 代 千 加 子	みなと振興課長 木 村 勝 志
シティセールス課長 大 迫 秀 治	税 務 課 長 藤 後 広 幸
市民環境課長 村 山 睦	福 祉 課 長 山 口 善 央
健康長寿課長 富 重 隆 之	こども子育て課長 若 松 利 広
農政畜産課長 萩 迫 和 彦	耕地林務課長 得 丸 八 郎
建 設 課 長 富 岡 裕	松山支所長兼 総務市民課長 折 田 孝 幸
有明支所長兼 地域振興課長 大 口 秀 昭	水 道 課 長 萩 原 政 彦
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長 濱 田 茂	農 業 委 員 会 事 務 局 長 高 野 利 彦
教 育 総 務 課 長 児 玉 雅 史	学 校 教 育 課 長 淀 修 司
生 涯 学 習 課 長 河 野 尚 仁	



議会事務局職員出席者

事 務 局 長 和 佐 浩 教	議 会 グ ル ー プ リ ー ダ ー 末 原 和 幸
サ ブ リ ー ダ ー 前 田 範 雄	サ ブ リ ー ダ ー 上 野 健 太 郎

午前10時10分 開会 開議

○議長（福重彰史議員） ただいまから、令和7年第2回志布志市議会定例会を開会します。
これから、本日の会議を開きます。

—————○—————

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（福重彰史議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、西江園明議員と丸山一議員を指名します。

—————○—————

日程第2 会期の決定

○議長（福重彰史議員） 日程第2、会期の決定を議題とします。
お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月27日までの15日間にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福重彰史議員） 異議なしと認めます。
したがって、会期は、本日から6月27日までの15日間に決定しました。

—————○—————

日程第3 報告

○議長（福重彰史議員） 日程第3、報告を申し上げます。
さきの定例会から議会運営に関する申合せの期間までに受理した陳情は、お手元に配布の陳情文書表のとおりです。

陳情第3号及び陳情第4号の2件は、文教厚生常任委員会に付託します。

次に、地方自治法第243条の3第2項の規定により、志布志市土地開発公社から令和6年度事業報告及び決算書並びに令和7年度事業計画、予算書及び資金計画が、また、監査委員から監査報告書が提出されましたので、配布しました。参考にさせていただきたいと思います。

次に、第101回全国市議会議長会定期総会において、本議会から4名が表彰を受けていますので、報告します。

特別表彰、議員20年以上、鶴迫京子議員、玉垣大二郎議員、丸山一議員。一般表彰、議員15年以上、平野栄作議員。以上であります。

ここで、伝達のためしばらく休憩します。

—————○—————

午前10時13分 休憩

午前10時17分 再開

—————○—————

○議長（福重彰史議員） 会議を再開します。

ここで、受賞された4名の方々から一言御挨拶をいただきたいと思います。初めに、鶴迫京子

議員、御登壇ください。

○16番（鶴迫京子議員） ただいま表彰を受けました鶴迫京子です。経験不足の私にこれまでいろいろなことを教え、励まし、支え、応援して下さった全ての皆様方にこの議場をお借りいたしまして心より深く感謝申し上げます。ありがとうございました。

振り返りますと、志布志町議2年8か月、市議として20年足らず、議員生活通算して22年間あります。「今の心境は」と問われますれば、「もう20年たったのでしょうか。それとも、まだ22年か」という思いであります。「もう」と「まだ」、言葉の違いはありますが、私の中では、その「まだ」と「もう」が両方混在しています。しかしながら、この22年間の一つ一つのどの場面をとっても、私にとっては、宝石箱の中のかげがえのない大切なものであります。任期も残りわずかとなりましたが、全身全霊を尽くして、議員の責務を覚悟を持って果たしていきたいと思っております。本日は、誠にありがとうございました。

[拍手]

○議長（福重彰史議員） 次に、玉垣大二郎議員、御登壇ください。

○15番（玉垣大二郎議員） 本日は、全国市議会議長会より、このような栄えある永年勤続表彰を賜り、誠にありがとうございます。これもひとえに、長年にわたり支えていただいた地域の皆様をはじめ、同僚議員の皆様、そして市政を共に担ってきた関係各位の御理解と御協力のたまものであり、心より感謝申し上げます。

この22年間、平坦な道のりばかりではありませんでしたけれども、皆様とともに様々な議論を重ねてきた結果に、現在があるものと思っております。今回の表彰を励みに、これからも地域の発展と市民の福祉向上に向け、引き続き職務を全うしてまいります。今後とも変わらぬ御指導、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、お礼の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

[拍手]

○議長（福重彰史議員） 次に、丸山一議員、御登壇ください。

○14番（丸山 一議員） 今回の永年勤続に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

私が議員になったのは、22年半ほど前なんですけれども、その頃は、まだインフラ整備とか環境問題とかということがなかなか整備されておりましたので、「よし、議員になって、いっちょ頑張ろうじゃないか」という気持ちで立候補して、現在に至っています。我々議員という立場は、皆様に夢を語って、夢を実現させていくのが信条であろうということで、ずっと頑張ってきました。生活の多様化によりまして、皆様の要望とか、陳情とか様々な意見等がございましたけれども、できるものはできる、できないものはできないということで、私は、白黒をはっきりとさせて頑張っていて、現在に至っています。残りあと半年ほどになりますけれども、皆様の福祉向上のために、また精いっぱい頑張っていきたいと思っております。本日は、どうもありがとうございました。

[拍手]

○議長（福重彰史議員） 次に、平野栄作議員、御登壇ください。

○12番（平野栄作議員） 議席番号12番、平野栄作です。本日は、栄えある15年勤続表彰をいただきまして誠にありがとうございます。

思い起こせば、平成22年1月に初めて議員になりまして、そのとき私は、1番席に座っておりました。2番席には、現在市長である下平市長が議員として座っておられました。そのときに新人1人だったものですから、いろいろいろはを教えていただいたという記憶がございます。そしてまた、15年たって今度は、議員から市長という形で下平市政の下で、今我々は、頑張っているところです。これまでの間、先輩や同僚議員に支えられ、そしてまた地域の皆様方からの御指導に支えられて、現在までやってくることができました。本当に感謝しかないと思っています。あと残りの任期も少なくなっただけでしたが、初心に戻って、また議員活動をまっしぐらに取り組んでまいりたいと思っています。本日は、本当にありがとうございました。

[拍手]

○議長（福重彰史議員） 以上で、受賞された方々の挨拶を終わります。



日程第4 報告第2号 繰越明許費繰越計算書について

○議長（福重彰史議員） 日程第4、報告第2号、繰越明許費繰越計算書についてを議題とします。

報告の内容について説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 報告内容の説明を申し上げます。

報告第2号、繰越明許費繰越計算書につきまして、説明を申し上げます。

令和6年度志布志市一般会計予算、令和6年度志布志市国民宿舎特別会計予算、令和6年度志布志市工業団地整備事業特別会計予算の繰越明許費に係る歳出予算の経費を繰越計算書のとおり翌年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、御報告申し上げます。

詳細につきましては、担当の課長が説明しますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○財務課長（坂元正知君） それでは、報告第2号、繰越明許費繰越計算書について、補足して御説明申し上げます。

一般会計、国民宿舎特別会計及び工業団地整備事業特別会計の令和6年度から令和7年度への繰越明許費の繰越額が確定しましたので、御報告申し上げます。

議案の繰越計算書をお開きください。付議案件説明資料は、1ページから3ページになります。

繰越計算書の翌年度繰越額につきまして、繰越額の確定に伴い、増減があったもののみ申し上げます。

1行目の2款、総務費、3項、戸籍住民基本台帳費の氏名の振り仮名の法制化に伴う通知書作成発送業務事業を451万5,000円に減額、2行目の3款、民生費、1項、社会福祉費の住民税非課税世帯に対する給付金給付事業を4,605万9,000円に減額、4行目の6款、農林水産業費、1項、

農業費の農地耕作条件改善事業を1億6,891万7,000円に減額、5行目の活動火山周辺地域防災営農対策事業を1,853万3,000円に減額、6行目の同じく活動火山周辺地域防災営農対策事業を598万1,000円に減額、下から2行目の新基本計画実装・農業構造転換支援事業を15億7,262万9,000円に減額、一番下の行、かごしまの農業未来創造支援事業を2,093万円に減額、次のページとなります。2行目の7款、商工費、1項、商工費の物価高騰対応重点支援商品券発行事業を1億5,061万1,000円に減額、3行目の8款、土木費、2項、道路橋りょう費の市道維持補修事業を1,435万2,000円に減額、4行目の8款、土木費、2項、道路橋りょう費の道路新設改良事業を1億3,490万円に減額、下から3行目の10款、教育費、2項、小学校費の小学校施設改修事業を356万4,000円に減額、下から2行目の11款、災害復旧費、1項、農林水産施設災害復旧費の農地・農業用施設災害復旧事業を9,353万6,000円にそれぞれ減額しています。

なお、その他の事業につきましては、変更ございません。

全体で18件、25億900万5,000円の繰越額でございますが、繰越額の財源内訳は、既収入特定財源が13万8,000円、未収入特定財源のうち国・県支出金が22億1,643万4,000円、市債が1億3,350万円、その他の財源として基金が1億4,023万4,000円でございます。

また、一般財源が1,869万9,000円でございます。

次のページをお願いします。

次に、国民宿舎特別会計でございます。

1款、管理費、1項、管理費、国民宿舎ボルベリアダグリ改修事業3,927万円を翌年度へ繰り越したものでございます。

繰越額の財源内訳は、一般財源が3,927万円でございます。

次に、工業団地整備事業特別会計でございます。

2款、事業費、1項、事業費、志布志市工業団地整備事業7,416万円を翌年度へ繰り越したものでございます。

繰越額の財源内訳は、その他の財源として基金が7,416万円でございます。

以上が繰越明許費繰越計算書の内容でございますが、繰越理由、進捗状況及び完成の見通しにつきましては、付議案件説明資料を御参照ください。

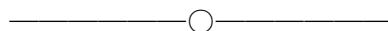
よろしく願い申し上げます。

○議長（福重彰史議員） ただいまの説明に対し、質疑があれば、許可します。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福重彰史議員） 質疑なしと認めます。

以上で、繰越明許費繰越計算書についての報告を終わります。



日程第5 報告第3号 農業集落排水事業会計予算繰越計算書について

○議長（福重彰史議員） 日程第5、報告第3号、農業集落排水事業会計予算繰越計算書につい

てを議題とします。

報告の内容について説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 報告内容の説明を申し上げます。

報告第3号、農業集落排水事業会計予算繰越計算書につきまして、説明を申し上げます。

令和6年度志布志市農業集落排水事業会計予算を繰越計算書のとおり翌年度に繰り越しましたので、地方公営企業法第26条第3項の規定により、御報告申し上げます。

議案の令和6年度志布志市農業集落排水事業会計予算繰越計算書をお開きください。

1款、資本的支出、1項、建設改良費、農業集落排水施設整備事業の志布志地区6-1工区分3,480万円及び同事業の志布志地区6-2工区分3,518万円をそれぞれ翌年度へ繰り越したものでございます。

財源内訳、繰越理由につきましては、繰越計算書を参照していただきたいと思っております。

よろしく願い申し上げます。

○議長（福重彰史議員） ただいまの説明に対し、質疑があれば、許可します。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福重彰史議員） 質疑なしと認めます。

以上で、農業集落排水事業会計予算繰越計算書についての報告を終わります。

—————○—————

○議長（福重彰史議員） お諮りします。

日程第6、承認第3号から日程第9、承認第6号まで、以上4件については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福重彰史議員） 異議なしと認めます。

したがって、承認第3号から承認第6号までの4件については、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することに決定しました。

—————○—————

日程第6 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（志布志市税条例の一部を改正する条例の制定について）

○議長（福重彰史議員） 日程第6、承認第3号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

承認第3号、専決処分の承認を求めることにつきまして、説明を申し上げます。

令和7年3月31日に地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律が公

布されたことに伴い、緊急に志布志市税条例を改正する必要が生じ、同日に志布志市税条例の一部を改正する条例を専決処分しましたので、地方自治法第179条第3項の規定により、承認を求めるものであります。

詳細につきましては、担当の課長が説明しますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○税務課長（藤後広幸君） 承認第3号、令和7年3月31日に専決処分しました志布志市税条例の一部を改正する条例の改正点について、補足して御説明申し上げます。

付議案件説明資料の5ページを御覧ください。まず、今回の税制改正の主な内容について御説明申し上げます。

資料左側の四角囲いの部分になります。1、志布志市税条例の（3）軽自動車税関係のア、軽自動車税種別割に係る原動機付自転車の車両区分の見直しであります。新旧対照表では、7ページ、第82条及び第89条第2項の規定となります。

原動機付自転車の車両区分に「総排気量0.125リットル以下かつ最高出力4.0キロワット以下」を追加し、年額を2,000円とするものであります。

条例改正施行後は、既存の車両区分の車両との置き換わりが進むと考えられますが、税収への影響は、軽微であると見込んでいます。

次に、イの道路交通法の一部改正により運転免許証と個人番号カードの一体化が可能となることに伴う軽自動車税種別割の減免規定の整備であります。新旧対照表では、7ページと8ページ、第90条第2項及び同条第3項の規定となります。

軽自動車税種別割の減免規定において、運転免許証の提示の定めがあることから、個人番号カードと一体化した運転免許証、いわゆるマイナ免許証も対応させるため、改めるものであります。

次、資料右側の四角囲いの部分になります。（4）固定資産税関係は、長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに係る税額の減額措置の見直しであります。新旧対照表では、9ページ、附則第10条の3第13項の規定となります。

見直しの内容は、マンション管理組合の管理者等から市長に必要書類等の提出があり、減額措置の要件に該当すると認められるときは、当該マンションの区分所有者から減額措置に係る申告書の提出がなかった場合においても、当該減額措置を適用することができるようにするとともに、当該減額措置の適用期限を2年延長し、令和9年3月31日とするものであります。

次に、ただいま説明しました項目以外の改正について、新旧対照表で御説明を申し上げます。資料の8ページを御覧ください。

第147条の改正は、法人番号についての定義規定を加えるものであります。

次、9ページでございます。

附則第10条の2の改正は、旧法附則第15条第33項を廃止する措置が講じられ、同条第34項以降が1項ずつ繰り上げられたため、条例附則中の項ずれを改めるものであります。

次、9ページと10ページ、附則第10条の4の改正は、固定資産税等の課税標準の特例措置のう

ち、旧法附則第16条の2及び旧法附則第16条の3が削除され、旧法附則第16条の4が第16条の2に繰り上げられたため、条例附則中の引用条項を改めるとともに、法改正により同法施行令の関係条項である旧令附則第12条の4及び第12条の5が削除され、第12条の6が第12条の4に繰り上げられたため、条例附則中の引用条項を改めるものであります。

あわせて、令和2年7月豪雨に係る固定資産税の特例措置の適用期限を2年延長し、令和8年度までとするものであります。

附則として、本条例は、令和7年4月1日から施行するものであります。

以上で、補足説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（福重彰史議員） これから、質疑を行います。質疑はありますか。

○19番（小園義行議員） 1点だけ教えてください。この運転免許証で第90条第2項ですね、「運転免許証又は道路交通法第95条の2第2項第1号に規定する免許情報記録」ですね、これは、登録した人がした場合に、その第3項で、「前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない」と、これは、新設ですので、ちょっとよく分からないのですが、これについては、具体的にはこういうことですよというのがあれば、ちょっとお示しをいただきたい。

○税務課長（藤後広幸君） 大変分かりにくい規定で、もっと丁寧に説明すればよかったなと思ったところがございます。普通の運転免許証の場合には、運転免許情報というのがもう免許証自体に印刷されています。これがマイナ免許証の場合は、マイナカードのICチップ、記録の部分にデータとして格納されていますので、ICカードだけを提示していただいただけでは、免許証としての確認ができないこととなります。その代替手段といたしまして、マイナ免許証の新規取得、あと更新取得時ですね、その際に免許情報記録確認書というペーパーを交付することになっていますので、それを提示していただく。あと、マイナポータルサイトにアクセスして、マイナ免許証の免許情報画面をスマートフォン等で提示していただく、そういったことで、この申請の提出に代えようというのがこの措置規定でございます。

○19番（小園義行議員） 今課長からありましたそういったものは、免許の更新のときに警察関係からその人たちに対して十分説明をされるというふうにしてもらわないと、なかなか難しいですよ。そういうことについては、警察当局等々としっかりと大丈夫だと理解していいですか。

○税務課長（藤後広幸君） 今御指摘のとおり、そういった点につきましては、きちんと連携を図り、また窓口等に来られた場合にも、懇切丁寧に説明を差し上げたいと考えています。

○議長（福重彰史議員） ほかに質疑はありますか。

○9番（八代 誠議員） 私は、この固定資産税関係について、少しお聞きしたいと思います。先ほど課長のほうから説明があった長寿命化に資する大規模工事を行ったマンションということでしたが、本市においては、これは実績があるのですか。

○税務課長（藤後広幸君） お答えします。

ただいま御指摘の規定に該当するマンションというのは、本市内においては、ないところでございます。

○9番（八代 誠議員） これからあるかもしれないということでも、ちょっとお尋ねしたいと思います。この税額の減額措置というのは、この工事が完了してから何年間適用されるのですか。

○税務課長（藤後広幸君） ただいま資料を持ち合わせておりませんので、調べてまた御報告させていただきますと思います。

○議長（福重彰史議員） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福重彰史議員） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福重彰史議員） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。承認第3号は、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福重彰史議員） 異議なしと認めます。

したがって、承認第3号は、承認することに決定しました。



日程第7 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（志布志市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について）

○議長（福重彰史議員） 日程第7、承認第4号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

承認第4号、専決処分の承認を求めることにつきまして、説明を申し上げます。

令和7年3月31日に地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、緊急に志布志市都市計画税条例を改正する必要が生じ、同日に志布志市都市計画税条例の一部を改正する条例を専決処分しましたので、地方自治法第179条第3項の規定により、承認を求めるものであります。

内容につきましては、地方税法の一部改正により、同法中の条項が繰り上げられたことに伴い、条例中の関係する規定を改めるものであります。

なお、この条例は、関係法律の施行の日と同じく、令和7年4月1日から施行するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（福重彰史議員） これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福重彰史議員） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福重彰史議員） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。承認第4号は、承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福重彰史議員） 異議なしと認めます。

したがって、承認第4号は、承認することに決定しました。



日程第8 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（志布志市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）

○議長（福重彰史議員） 日程第8、承認第5号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

承認第5号、専決処分の承認を求めることにつきまして、説明を申し上げます。

令和7年3月31日に地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、緊急に志布志市国民健康保険税条例を改正する必要性が生じ、同日に志布志市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分しましたので、地方自治法第179条第3項の規定により、承認を求めるものであります。

内容につきましては、地方税法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険税の基礎課税額の限度額を65万円から66万円に、後期高齢者支援金等課税額の限度額を24万円から26万円にそれぞれ引き上げるとともに、国民健康保険税の減額措置に係る軽減判定所得の算定において、被保険者等の数に乘すべき金額を、5割軽減の場合は29万5,000円から30万5,000円に、2割軽減の場合は54万5,000円から56万円にそれぞれ引き上げるため、条例中の関係する規定を改めるものであります。

なお、この条例は、関係政令の施行の日と同じく、令和7年4月1日から施行するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（福重彰史議員） これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

○19番（小園義行議員） 今回、それぞれ課税限度額が引き上がるわけですね。どういった影響が国保加入者についてはあるのか、少し具体的にお願いします。

○税務課長（藤後広幸君） お答えします。

今回、課税限度額の引上げでございますが、まず基礎課税分につきまして、現行65万円から66万円へ1万円の引上げとなります。このことにつきまして、令和6年度の実績に基づいて試算をしますと、課税限度額を超える世帯は、現行63世帯ですけれども、5世帯減って58世帯となります。ただ、税収の面で申しますと、58万円の増となるところでございます。次に、もう一つの後期高齢者支援金等分につきまして、現行の24万円を2万円引き上げて26万円とするものでございます。これにつきましては、これも同じく令和6年度の実績で試算をしますと、限度額を超過する世帯というのが現行52世帯ですけれども、10世帯減って42世帯となるところでございます。ただ、税収につきましては、84万円の増収となります。以上合計すると、142万円の増収となるところでございます。

○議長（福重彰史議員） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福重彰史議員） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

○19番（小園義行議員） 今回もこういう形で、毎年国保に加入されている方の課税限度額が引き上がっています。私も平成3年に議員当選させていただきましてから、毎6月議会のここでこういうふうな条例改正というような形で上がってくるわけですね。今、課長のほうから答弁がありましたように、それぞれ、58世帯で58万円、そして後期高齢のほうは若干減になっていますけど、実際に国保に加入されている方々の相談を私はよく受けます。そうしたときに、毎年このように引き上がっていくという在り方というのを過去にも一般質問でいろいろやり取りしましたが、そういったことをしっかり見直しをして、国保に加入されている方々は、大変な思いで国保税を納めておられるというのが実情であります。それは、昨年度の決算等々でも1億円を超える収入未済という現実があります。こういうふうな毎年引き上げていく、これは、ほかの健康保険との関係でこういうことにシステム上はなっていますが、やはり我がまちでこれは決められることですので、ぜひそういった問題については、しっかり国に要請をしながら、国保に加入されている方々のこういったものをしっかり守っていく、そういうものが私は必要だと思います。国の省令、政令が変わったから、そういう形で毎年準じていくという、それだけでは、国保に加入されている方々の負担の軽減というふうにはならないといった思いで、反対の討論といたしたいと思います。

○議長（福重彰史議員） ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福重彰史議員） これで討論を終わります。

これから採決します。採決は、起立によって行います。

お諮りします。承認第5号を承認することに賛成の方は、御起立願います。

[賛成者起立]

○議長（福重彰史議員） 起立多数であります。

したがって、承認第5号は、承認することに決定しました。



日程第9 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度志布志市一般会計補正予算（第12号））

○議長（福重彰史議員） 日程第9、承認第6号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

承認第6号、専決処分の承認を求めることにつきまして、説明を申し上げます。

本案は、地方交付税の額及び地方債の同意額の確定等に伴い、緊急に令和6年度志布志市一般会計予算を補正する必要が生じ、令和7年3月31日に令和6年度志布志市一般会計補正予算（第12号）を専決処分しましたので、地方自治法第179条第3項の規定により、承認を求めるものであります。

詳細につきましては、担当の課長が説明しますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○財務課長（坂元正知君） それでは、承認第6号、令和6年度志布志市一般会計補正予算（第12号）について、その概要を補足して御説明申し上げます。

今回の補正予算は、既定の予算に6億1,602万1,000円を追加し、予算の総額を340億5,294万6,000円としています。

補正予算書の5ページをお開きください。

第2表、地方債補正でございます。起債同意額の確定に伴い、過疎対策事業など総額で2,710万円を増額変更しています。

それでは、歳入歳出予算の主なものを御説明申し上げます。

まず、歳入予算でございます。

補正予算書8ページの2款、地方譲与税から、18ページの9款、環境性能割交付金は、国の交付金額の確定に伴うもので、8ページの2款、地方譲与税、1項、地方揮発油譲与税は438万5,000円増額、9ページの2項、自動車重量譲与税は3,743万4,000円増額、10ページの3項、森林環境譲与税は203万2,000円増額、11ページの4項、特別とん譲与税は141万円増額、12ページの3款、利子割交付金は17万3,000円増額、13ページの4款、配当割交付金は1,092万円増額、14ページの5款、株式等譲渡所得割交付金は1,671万2,000円増額、15ページの6款、法人事業税交付金は2,401万8,000円増額、16ページの7款、地方消費税交付金は1億5,553万9,000円増額、17ページの8款、ゴルフ場利用税交付金は22万6,000円増額、18ページの9款、環境性能割交付金は1,235万7,000円増額しています。

19ページをお開きください。

11款、地方交付税は、交付金額の確定に伴い、特別交付税を3億2,027万3,000円増額し、交付

総額は71億8,068万2,000円となりました。

20ページになります。

18款、寄附金、1項、寄附金、2目、特定寄附金は、企業版ふるさと納税寄附金を170万円増額しています。

21ページをお開きください。

19款、繰入金、1項、基金繰入金は、財源振替としまして28目、森林環境譲与税基金繰入金を174万2,000円増額しています。

23ページをお願いします。

22款、市債は、起債同意額の確定に伴い、総額2,710万円増額しています。

次に、歳出予算でございます。

24ページの2款、総務費、1項、総務管理費、1目、一般管理費は、公共施設の将来にわたる維持管理等を図る観点から、施設整備事業基金への積立金を5億1,664万円増額しています。

4目、企画費は、企業版ふるさと納税基金への積立金を175万6,000円増額しています。

25ページの3款、民生費、1項、社会福祉費、1目、社会福祉総務費は、在宅福祉等の普及及び向上、健康づくり及び生きがいくづくり推進並びにボランティア活動の活発化等高齢者保健福祉の増進を図る地域福祉基金への積立金を1億円増額しています。

28ページの6款、農林水産業費、2項、林業費、2目、林業振興費は、森林環境譲与税及び利子の増額に伴い、203万8,000円増額しています。

38ページをお開きください。

12款、公債費、1項、公債費は、償還実績に基づき、元金及び利子を総額で441万3,000円減額しています。

また、その他の歳出補正予算については、増減はなく、歳入の地方債の増減に伴う財源振替と事業実績の確定に伴い、基金との財源振替を行っています。

以上が承認第6号の主な内容でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（福重彰史議員） これから、質疑を行います。質疑はありますか。

○9番（八代 誠議員） 今回、ほぼ決算に近いような数字になってきたのかなというふうに感じています。今、歳出のほうでありました24ページの一般管理費、施設整備事業基金5億1,664万円と25ページの地域福祉基金の1億円、それぞれの基金は、まだ今から採決されるわけですので、現在の繰り出しをする以前のそれぞれの基金の残高と繰り出し完了後の残高について、分かりますか。

○財務課長（坂元正知君） お答えします。

まず、施設整備事業基金でございますが、令和6年度12号補正後の残高で、現在高で36億2,449万2,000円となる見込みでございます。あと、地域福祉基金でございますが、同じく12号補正後の残高見込みといたしまして、24億6,000万円ほどとなるところでございます。また、取崩し見込額でよろしいでしょうか。施設整備事業基金につきましては、取崩し見込額としましては

9,300万円ほどと見込んでいるところであります。

○9番（八代 誠議員） 今説明があった一般会計から繰り出し後の基金総額は、幾らになりますか。先ほど言われた施設整備事業基金、今日私たちは、監査委員のほうから報告書を頂いて、4月30日現在で、施設整備事業基金が29億1,400万円ほどあった分が36億円というような報告がありました。それぞれの基金を足したときの志布志市の基金総額は、幾らになりますか。繰り出し後でいいです。

○財務課長（坂元正知君） すみません、少し先ほどの答弁で訂正をお願いします。

地域福祉基金の12号補正後の基金残高見込みでございますが、修正して答弁させていただきま。2億4,600万円ほどとなる見込みでございます。申し訳ございませんでした。また、基金の総額でございますが、令和6年度12号補正予算後の基金の総額の残高見込みといたしましては、155億2,700万円ほどとなる見込みでございます。

○9番（八代 誠議員） 私たちが頂いた4月30日現在の基金合計は、174億円という数字が出ているのですが、さらにこの繰り出し後、最新の基金の合計額は、155億円で間違いないですか。もう1回、お願いします。

○財務課長（坂元正知君） お答えします。

令和6年度の12号補正、今回が最終補正となります。国の交付金でありましたり、起債の確定に伴う補正の額としまして申し上げておりました。今回、そのことを踏まえまして、令和6年度の起債の総計の残高見込みといたしまして、先ほど申し上げましたとおり155億円ほどとなるということでございます。

[何言か呼ぶ者あり]

○議長（福重彰史議員） 特に許可します。

○9番（八代 誠議員） 市長にお尋ねします。

155億円基金があるということで、市長は、いつも「入るを量りていずるを制す」というような表現をされます。この155億円ある基金、十分な活用をされているということだと思っておりますが、この基金の残高を含めてですね、市長の率直な御意見をお聞かせいただければと思います。

○市長（下平晴行君） おっしゃいますとおり、基金の活用の仕方については、やはり市が市民のために、市が運営する事業のために活用させていただいているわけでありまして。基金は、多いほどいいわけでありまして、ここの使い方をですね、活用の仕方は、おっしゃるようにしっかりとした活用をしていくことで、市民サービスにつながっていくわけでありまして、そこら辺は、十分内部で協議してまいりたいというふうに考えています。

○議長（福重彰史議員） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福重彰史議員） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福重彰史議員） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。承認第6号は、承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福重彰史議員） 異議なしと認めます。

したがって、承認第6号は、承認することに決定しました。

ここで、先ほどの八代議員の質問に対しまして保留分がございましたので、それに対する答弁をお願いします。

○税務課長（藤後広幸君） 大変失礼いたしました。承認第3号で八代議員から御質問のありました長寿命化に資するマンションの大規模修繕を行った場合の固定資産税の減免措置でございますけれども、これにつきましては、工事完了後、翌年度1年限りということございました。答弁が遅くなりまして大変申し訳ございませんでした。よろしくお願い申し上げます。



日程第10 議案第35号 志布志市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（福重彰史議員） 日程第10、議案第35号、志布志市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第35号、志布志市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、説明を申し上げます。

本案は、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第6条第1項に規定する標準化のための基準に適合する基幹業務システムへの移行に伴い、個人情報利用範囲に住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務を加えるとともに、情報連携の対象となる情報を拡充する等するものであります。

詳細につきましては、担当の課長が説明しますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○総合政策課長（川上桂一郎君） 議案第35号、志布志市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部を改正する条例について、補足して御説明します。

付議案件説明資料の14ページをお開きください。

1の基幹業務システムの標準化についてです。住民基本台帳、地方税法等を管理する基幹業務システムについては、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律及び地方公共団体情報システム標準化基本方針に基づき、令和7年度末までに標準化基準に適合したシステムへの移行を進めています。

2の提案の経緯ですが、基幹業務システムの標準化に伴い、一元的に住登外者の登録及び管理

を行う住登外者宛名番号管理機能が共通機能として設けられることとなり、この機能を利用する事務については、個人番号の独自利用を行う事務として条例に定める必要があるとの見解が国から示されました。

本市においては、宛名管理システムの機能として当該機能を有することとしており、個人番号の独自利用を行う事務として当該事務に関する規定を加える必要がございます。

ここで、住登外者とは、本市の住民基本台帳に記録されていない者で、本市の課税、給付などの対象となるものを指します。

3のイメージ図ですが、左上の市外住民の住登外者情報、宛名番号、個人番号の情報を各部署の担当職員が宛名管理システムに入力することにより、一元的に管理できるようになります。

イメージ図の右の連携システムの例になりますが、介護保険システムにおいては住所地特例の要介護者など、固定資産税システムにおいては市外に居住している固定資産税の課税対象者など、児童手当システムにおいては市外に居住している児童手当受給対象者など、各システムとの連携が必要になります。

宛名管理システムと連携システムの庁内連携が必要となるため、個人番号の独自利用を条例に規定が必要となります。

付議案件説明資料15ページは、関係する法令を示しています。

付議案件説明資料16ページから21ページまでが新旧対照表になります。

改正の内容ですが、16ページ別表第1においては、6の項中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改めています。これは、上位法の改正により、給付金の名称を改めるものでございます。

次に、別表第1の15の項に「住登外者宛名番号管理機能」に関する規定を加えています。

別表第2の改正については、1の項から9の項までが「住登外者宛名番号管理機能」に関する規定の追加に伴う独自利用できる特定個人情報情報の追加、略称既定の追加等を行っています。

15の項に「住登外者宛名番号管理機能」に関する規定を加えています。

以上で、補足説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（福重彰史議員） これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福重彰史議員） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第35号は、総務常任委員会に付託します。

—————○—————

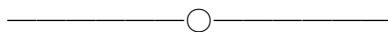
○議長（福重彰史議員） お諮りします。

日程第11、議案第36号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福重彰史議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第36号については、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することに決定しました。



日程第11 議案第36号 志布志市税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（福重彰史議員） 日程第11、議案第36号、志布志市税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第36号、志布志市税条例の一部を改正する条例の制定につきまして、説明を申し上げます。

本案は、地方税法の一部改正に伴い、公示送達の方法の拡充、個人の市民税における特定親族特別控除の新設及び加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準である製造たばこの本数の換算方法の特例の規定の措置が講じられたため、これらの措置に関する規定を改めるものであります。

詳細につきましては、担当の課長が説明しますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○税務課長（藤後広幸君） 議案第36号、志布志市税条例の一部を改正する条例の制定について、補足して御説明申し上げます。

付議案件説明資料の4ページをお開きください。

右側の四角囲いの部分となります。1、志布志市税条例の（1）公示送達関係は、公示送達に関する規定の整備であります。新旧対照表では、22ページ、第18条の規定となります。

公示送達につきましては、これまで市役所の掲示場に掲示する方法で行っておりましたが、市のホームページに公示事項を表示することが必須となり、あわせて、市役所の掲示場または市の事務所に設置したパソコン等の電子計算機の画面に表示する措置を取るよう改められたものであります。

次、説明資料の4ページ、右側下のほうの四角囲いの部分でございます。

（2）個人住民税関係は、大学生年代の子等に関する特別控除、特定親族特別控除に係る規定の整備であります。新旧対照表では、22ページ、第34条の2、第36条の2、23ページ、第36条の3の2及び第36条の3の3の規定となります。

特定親族、年齢19歳以上23歳未満の者について、既存の扶養控除の対象となる所得要件を超えた場合であっても、新たに特別控除を設け、控除の額が資料中ほどの表にありますように、段階的に逡減する仕組みとするものでございます。

この条例改正による税収への影響は、約130万円の減少と見込んでいます。

次、説明資料5ページになります。

下のほうの四角囲いの部分でございます。（5）市たばこ税関係は、加熱式たばこの課税方式の見直しであります。新旧対照表では、24ページと25ページ、附則第16条の2の2の規定となります。

加熱式たばこ紙巻きたばこの間で税負担に差が生じているため、課税適正化の観点から課税方式を見直すものであります。また、見直しは、消費者への影響を考慮し、令和8年4月と同年10月の2段階で行うものであります。

この見直しによる税収への影響は、約5,800万円の増加と見込んでいます。

なお、本条例の施行日は、令和8年1月1日ではありますが、附則第16条の2の次に1条を加える改正規定及び附則第4条の規定は令和8年4月1日から、第18条及び第18条の3の改正規定並びに附則第2条の規定は、地方税法等の一部を改正する法律、令和5年法律第1号、附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日からとしています。

以上で、補足説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（福重彰史議員） これから、質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福重彰史議員） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福重彰史議員） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第36号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福重彰史議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第36号は、原案のとおり可決することに決定しました。

—————○—————

日程第12 議案第37号 志布志市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例を廃止する 条例の制定について

○議長（福重彰史議員） 日程第12、議案第37号、志布志市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例を廃止する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第37号、志布志市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例を廃止する条例の制定につきまして、説明を申し上げます。

本案は、鹿児島県が、宅地造成及び特定盛土等規制法第10条第1項及び第26条第1項の規定による宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域の指定を行ったことに伴い、土砂等により土地を埋め立て、または土地に盛土し、もしくは堆積する行為については、志布志市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例ではなく同法で規制されることとなったため、同条例を廃止するものであります。

詳細につきましては、担当の課長が説明しますので、よろしく御審議くださいますようお願い

申し上げます。

○建設課長（富岡 裕君） 議案第37号、志布志市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例を廃止する条例の制定について、補足して御説明を申し上げます。

付議案件説明資料26ページをお開きください。

こちらは、鹿児島県が作成した宅地造成及び特定盛土等規制法（通称：盛土規制法）の広報になります。

盛土の例及び規制区域である宅地造成等工事規制区域・特定盛土等規制区域の指定内容を記載しています。

説明資料27ページをお開きください。各規制区域における許可・届出対象となる盛土等の規模と手続が示されています。

本市の条例で申請の対象となっていた事業規模が500平方メートル以上の土地の埋立て、盛土又は堆積等については、盛土規制法で規制されることとなったため、同条例を廃止するものでございます。

説明資料28ページは、県が指定した宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域図のエリア図でございます。鹿児島市を除く県内全ての区域が規制区域に指定されています。

以上で、補足説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（福重彰史議員） これから、質疑を行います。質疑はありますか。

○19番（小園義行議員） 我がまちの条例は、廃止になるのですが、今後こういった工事等を施工する際に、届出としては、県が窓口になるという理解でいいのですか。

○建設課長（富岡 裕君） 窓口は、鹿児島県でございますが、直接の事務、手続上の窓口は、市町村、志布志市になりまして、鹿児島県のほうに書類を進達する形になります。

○19番（小園義行議員） ということは、今までと変わらないけど、法律に基づいて権限を持っているところが県だという理解でいいんですね。結果、こういったことの窓口になるということと県の事務を代行するわけですので、そういった財政上の措置というのは、県のほうは対応してくれるものなのですか。

○建設課長（富岡 裕君） この盛土規制法に伴う事務につきましては、権限移譲交付金という形で、市のほうに県から交付金が入る仕組みになっています。

○14番（丸山 一議員） 所管外ですので、ちょっとお伺いしたいのですが、これを廃止するのは、分かるんです。今度は、令和7年5月1日から指定をされるその法律によって、この規制が始まるということなんですけども、その説明資料の中で太陽光発電のことが書いてありますよね。これは、以前にも僕は一般質問をしたことがあるんですけども、造成工事をやって太陽光をしたときに、結局、排水等が整備されていないものだから、敷地が広くて水かさが上がってきたときは、一部から決壊をして下の市道等へ流れていったということが実際あったんですよね。ですから、そういうのに関しては、ちゃんと指導をしていただきたいという、僕は一般質問をしたことがあるのです。その説明書の中には、どこを見ても排水については、何も書いてないんですよ。

ですから、せつかくこういう条例ができたのであれば、その排水等については、どういうふうになっているのかをお伺いをします。

○建設課長（富岡 裕君） 議員が申されたメガソーラーというか、ソーラー施設は、やはり特定盛土地域とか宅地造成地域に関しましては、本来であれば、開発行為の届出の必要はございません。ただ、そのソーラー施設に関しましては、都市計画区域外で1万平方メートルを超える場合は、隣地開発許可が必要になります。それとあわせて、隣地開発許可と今回の特定盛土規制法も同時に許可が必要になってきますので、それに基づいて適正な排水対策というのにも同時に進めていただくことになるという形になります。

○14番（丸山 一議員） 私の家の後ろの崖の上が農業振興地域ではなくて、ただ白地になっているわけですね。そこに業者さんが宅地造成をされまして、それで家がだんだん増えていくんですけども、結局、排水路を低いほうへ、低いほうへと造っていくものだから、その宅地造成されたところの崖崩れが去年も一昨年もあったんですよ。それを市のほうに相談をしたんだけど、県は、調査に来て、その後何ら対策が講じられていないんですよ。ですから、この500平方メートル以上の宅地造成をする場合は、たとえ農振地域とか住宅供給区域以外であっても、やはり排水というのに対しては配慮していただきたい。そうでないと、10メートルぐらいの崖が崩れてですね、下の住宅地のほうへ土砂が流れ込んでいったんですよ。そこは、おばあちゃんが1人で住んでおられて、朝、目が覚めてみたら、家の周りは、土砂だらけであったと。それで、車も出せない、買物にも行けないという事案が実際起きたんですよ。ですから、せつかくこういう法律が改正されるのであれば、そういうところまで配慮できればいいかなと思うのですが、そういうところについては、県とは協議はされているのですか。

○建設課長（富岡 裕君） この宅地造成及び特定盛土規制法が施行された背景といいますのが、多分議員も御存じのとおり令和3年に静岡県熱海市で大雨により盛土が崩壊して、大規模な災害が発生したということです。その当時、宅地造成規制法というのがありました。ただ、それでは十分な対応ができなかったということで、抜本的に改正を行うということで、令和4年5月27日に公布されて、令和5年5月26日から施行されました。また、鹿児島県は、それを受けて、令和7年5月1日に規制区域を設定して、今回このような形で取り組むとなっています。まさしくそういった宅地造成に関しましては、説明資料に記載してありますように、1メートルを超える盛土であったりとか、2メートルを超える切土であったりとか、そして500平方メートルまた300平方メートルを超える盛土等については、許可が必要になってきましたので、そういった土砂災害に対応するための制度だということで御理解いただければと思います。

○議長（福重彰史議員） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福重彰史議員） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第37号は、産業建設常任委員会に付託します。

日程第13 議案第38号 令和7年度志布志市一般会計補正予算（第2号）

○議長（福重彰史議員） 日程第13、議案第38号、令和7年度志布志市一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第38号、令和7年度志布志市一般会計補正予算（第2号）につきまして、説明を申し上げます。

本案は、令和7年度志布志市一般会計歳入歳出予算につきまして、学びの多様化学校整備事業、小学校施設改修事業等に要する経費を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があることから、提案するものであります。

詳細につきましては、担当の課長が説明しますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○財務課長（坂元正知君） 議案第38号、令和7年度志布志市一般会計補正予算（第2号）について、その概要を補足して御説明申し上げます。

今回の補正予算は、既定の予算に3億8,567万3,000円を追加し、予算の総額を302億689万3,000円とするものでございます。

予算書は3ページ、予算説明資料は1ページをお開きください。

第2表、債務負担行為補正につきましては、地方自治法第214条の規定により、債務を負担する行為ができる事項、期間を定め、地域小児医療創生学講座の支援に係る寄附金で、限度額を4,000万円と定めるものであります。

予算書の4ページをお開きください。

第3表の地方債補正は、学校教育施設等整備事業債を1億6,420万円増額しています。

次に、歳入歳出予算の主なものを御説明申し上げます。

まず、歳入予算でございますが、予算書の7ページをお開きください。

15款、国庫支出金、2項、国庫補助金、6目、教育費国庫補助金は、学校施設環境改善交付金を9,450万円計上しています。

8ページをお開きください。

18款、寄附金は、一般財団法人岩崎育英文化財団様からの寄附金を50万円計上しています。

9ページになります。

19款、繰入金、1項、基金繰入金、1目、財政調整基金繰入金は、今回の財源調整として3,268万円増額、4目、施設整備事業基金繰入金は、学びの多様化学校整備事業等に充当する経費として7,051万4,000円増額、15目、ふるさと志基金繰入金は、学びの多様化学校整備事業等に充当する経費として1,907万4,000円増額しています。

10ページをお開きください。

21款、諸収入、4項、雑入は、自動車損害共済災害共済金を40万2,000円、人生100年時代づく

り・地方創生ソフト事業を57万8,000円、それぞれ計上しています。

11ページになります。

22款、市債は、1億6,420万円増額し、総額で23億8,660万円としています。

次に、歳出予算でございます。

予算書は12ページ、説明資料は2ページをお開きください。

2款、総務費、1項、総務管理費、4目、企画費は、国の地方創生応援税制の適用期限が3年間延長されたことに伴い、企業版ふるさと納税に係る情報発信強化に取り組み、さらなる官民連携の推進及び財源獲得のため、企業版ふるさと納税推進事業を176万円増額、また、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に係る国庫返還額の確定により、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金返還金を685万6,000円増額しています。

予算書は13ページ、説明資料は3ページをお開きください。

3款、民生費、3項、生活保護費、1目、生活保護総務費は、令和7年10月からの生活保護基準改定及び令和8年4月からの被保護者調査の調査項目変更等に伴い、生活保護事務処理システムの改修が必要なため、生活保護事務処理システム改修事業を237万2,000円計上しています。

予算書は14ページ、説明資料は3ページをお開きください。

4款、衛生費、1項、保健衛生費、1目、保健衛生総務費は、地域の小児医療を創生し、小児科学分野において人材を確保するとともに、地域医療の充実に向けた取組に対する寄附を行う地域小児医療創生学講座の支援に係る寄附金を1,000万円計上しています。

説明資料は、4ページをお願いします。

2目、予防費は、65歳以上の高齢者及び一定の基礎疾患のある60歳から64歳までの方を対象に新型コロナウイルスワクチンの定期接種を実施し、被接種者の費用負担を軽減するための助成を行う新型コロナウイルスワクチン定期接種事業を920万4,000円計上しています。

予算書は15ページ、説明資料は4ページをお開きください。

6款、農林水産業費、1項、農業費、3目、農業振興費は、イノシシやアナグマ等の有害鳥獣による農作物への被害が継続して発生しており、相談件数や目撃情報が増加していることから、被害の防止及び軽減を図り、農家所得の維持向上のため、有害鳥獣捕獲事業を250万円増額しています。

予算書は17ページ、説明資料は6ページをお開きください。

10款、教育費、1項、教育総務費、3目、教育指導費は、令和8年度4月開校予定の学びの多様化学校に必要な消耗品及び備品を購入する学びの多様化学校設置促進事業を533万8,000円計上しています。

予算書は18ページ、説明資料は5ページから6ページにかけて、10款、教育費、2項、小学校費、1目、学校管理費は、学びの多様化学校整備事業を建設課分として2億4,015万2,000円、教育総務課分として1,266万4,000円、それぞれ計上しています。

また、児童が安全かつ良好な学習環境で学べるように、施設の適正管理・維持保全を図る小学

校施設改修事業を8,906万2,000円増額しています。

以上が補正予算（第2号）の主な内容でございますが、詳細につきましては、説明資料を御参照ください。よろしくお願い申し上げます。

○議長（福重彰史議員） これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福重彰史議員） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第38号は、予算常任委員会に付託します。

—————○—————

○議長（福重彰史議員） 以上で、本日の日程は、終了しました。

6月16日は、午前10時から本会議を開きます。

日程は、一般質問です。

本日は、これで散会します。

お疲れさまでございました。

午前11時42分 散会

令和7年第2回志布志市議会定例会会議録（第2号）

期 日：令和7年6月16日（月曜日）午前10時00分

場 所：志布志市議会議事堂

議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

小 野 広 嗣

野 村 広 志

西江園 明

八 代 誠

隈 元 香穂子

栢 山 晋 司

南 利 尋

永 田 梓

小 園 義 行

出席議員氏名（20名）

1 番 永 田 梓	2 番 栞 山 晋 司
3 番 稲 付 洋 平	4 番 隈 元 香穂子
5 番 南 利 尋	6 番 市ヶ谷 孝
7 番 青 山 浩 二	8 番 野 村 広 志
9 番 八 代 誠	10 番 小 辻 一 海
11 番 持 留 忠 義	12 番 平 野 栄 作
13 番 西江園 明	14 番 丸 山 一
15 番 玉 垣 大二郎	16 番 鶴 迫 京 子
17 番 小 野 広 嗣	18 番 東 宏 二
19 番 小 園 義 行	20 番 福 重 彰 史



地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長 下 平 晴 行	副 市 長 溝 口 猛
教 育 長 福 田 裕 生	総務課長兼選挙 管理委員会事務局長 鮎 川 勝 彦
財 務 課 長 坂 元 正 知	総合政策課長 川 上 桂 一 郎
コミュニティ推進課長 五 代 千 加 子	みなと振興課長 木 村 勝 志
シティセールス課長 大 迫 秀 治	税 務 課 長 藤 後 広 幸
市民環境課長 村 山 睦	福 祉 課 長 山 口 善 央
健康長寿課長 富 重 隆 之	こども子育て課長 若 松 利 広
農政畜産課長 萩 迫 和 彦	耕地林務課長 得 丸 八 郎
建 設 課 長 富 岡 裕	松山支所長兼 総務市民課長 折 田 孝 幸
有明支所長兼 地域振興課長 大 口 秀 昭	水 道 課 長 萩 原 政 彦
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長 濱 田 茂	農 業 委 員 会 事 務 局 長 高 野 利 彦
教 育 総 務 課 長 児 玉 雅 史	学 校 教 育 課 長 淀 修 司
生 涯 学 習 課 長 河 野 尚 仁	危 機 管 理 監 黒 川 晃



議会事務局職員出席者

事 務 局 長 和 佐 浩 教	議 会 グ ル ー プ リ ー ダ ー 末 原 和 幸
サ ブ リ ー ダ ー 前 田 範 雄	サ ブ リ ー ダ ー 上 野 健 太 郎

午前10時00分 開議

○議長（福重彰史議員） これから、本日の会議を開きます。



日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（福重彰史議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、西江園明議員と丸山一議員を指名します。



日程第2 一般質問

○議長（福重彰史議員） 日程第2、一般質問を行います。

順番に発言を許可します。

まず、17番、小野広嗣議員の一般質問を許可します。

○17番（小野広嗣議員） 皆様、おはようございます。それでは早速、質問通告書に従い、順次質問をまいります。

初めに、市長の政治姿勢について、伺いたします。

下平市長は、平成30年2月、前市長との激しい選挙戦を制して初当選し、市長に就任をされ、2期目の選挙も新人との激戦を勝ち抜かれ、再選をされました。市長は、これまで2度にわたる所信表明と年度ごとの施政方針など、この本会議場で多岐にわたって御自身の政策や思いを語られましたが、早いもので既に2期目の最終年度を迎えています。今月初めには、次期市長選挙、市議会議員選挙の日程も明年の1月25日告示、2月1日投開票と決まりましたので、私たちの任期も残すところ、あと6か月半となりました。当然、市長、議員、お互いにそれぞれの立場で、任期満了の最後まで市政に全力を傾注することが第一義であると思いますが、最近特に、市内において、次期市長選挙のことが話題となる機会が増えてまいりました。そこで、これまでの市長の市政運営の総括、いわゆる公約等の達成状況と3期目となる次期市長選挙出馬へのお考えについて、伺いたいと思います。

次に、第2期志布志市まち・ひと・しごと創生総合戦略について、質問いたします。

昨年6月には、まち・ひと・しごと創生法が2014年に施行され、地方創生の取組が本格的に始まってから10年の節目を迎えたことを受けて、国は、地方創生10年の取組と今後の推進方向の取りまとめを行っています。本市も国の動きに合わせて人口ビジョンやまち・ひと・しごと創生総合戦略を策定、更新し、取組が展開をされています。そこで、今回は、改めてこれまでの市の地方創生の取組の状況、成果、課題、今後の展開や考え方を確認する視点から、第2期志布志市まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進状況について、伺います。

次に、これからの循環型社会について、質問をいたします。

最近、地球温暖化対策やSDGsなどの意識も高まり、これまでの大量生産、大量消費、大量廃棄を前提にした作って捨てる経済システムから、廃棄物や汚染を再生させないことを前提にした循環経済（サーキュラーエコノミー）への転換が世界の潮流となってまいりました。本市に

つきましても、令和7年度の施政方針の中で、初めて循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行を推進し、「将来にわたって持続的な活動が行われる循環型社会の実現を目指す」と述べられています。そこで、本市の今後の具体的な方向性について、まず伺っておきたいと思っています。

次に、GIGAスクール構想第2期に関連して質問をいたします。

学校におけるICT技術の活用を促進するためにスタートした国によるGIGAスクール構想も、まもなく5年半を迎え、既にGIGAスクール構想第2期に入っています。第1期では、子供たちにタブレットやパソコンが一人1台配られ、学校のインターネット環境が整えられました。第2期では、それらをベースに次のステップへ進むことが目指されており、2025年度までには新しい授業の形が全国の学校に広がる見込みとなっています。そこで、本市におけるGIGAスクール構想第2期の取組状況とこの後の展望について、伺っておきたいと思います。

○市長（下平晴行君） 小野議員の御質問にお答えします。

初めに、政治姿勢について、お答えします。

まず、これまでの市政運営の総括について、お答えします。

私は、1期目の4年間に取り組んだ本庁舎移転等の実績を基として、本市のさらなる発展に向けてステップアップするため、市政の2期目を担わせていただくに当たり、市民の皆様と八つの政策ビジョンについて、お約束をしたところであり、そのビジョンを達成することにより、「行ってみたいまち、住んでみたいまち、住んでよかったまち」を目指して、これまで、2期の市政推進に当たっては、市民の皆様の負託に応えるべく、粉骨砕身の思いで取り組んできたところであり、市政を推進するに当たっては、まちづくりの主役は市民であることを基本にしながら、四つの行政経営指針として、顧客満足度志向、オンリーワンの取組、成果主義、先手管理の考え方を浸透させることで、職員の意識の改革を促し、接遇については、挨拶・態度・笑顔・対応・一生懸命・言葉・徳を徹底させてまいりました。これまでの2期の間、市民の皆様、そして市議会の皆様により多大なる御理解、御協力をいただきながら、職員が一生懸命に取り組むことで様々な施策を推進することができたものと考えているところであり、これまでの市政運営を振り返りますと、1期目の途中で未曾有のコロナ禍に見舞われ、感染拡大防止や経済的な打撃からの回復を最優先に進める中ではありましたが、1期目に掲げた五つの政策ビジョンにつきましては、おおむね達成することができました。2期目につきましては、1期目に一部未達成の部分について、新たな八つの政策ビジョンにもしっかりと含めて、継続性を持って取り組んできたところであり、

それでは、ここで現時点での2期目の総括につきまして、八つの政策ビジョンに基づき、申し述べさせていただきます。

一つ目のビジョン、「新型コロナウイルス感染症対策にしっかり取り組みます」については、医療機関等との密接な連携を図りながら医療体制を確保するとともに、ワクチンの接種を支援し、感染拡大防止に努めてまいりました。国の臨時交付金等を最大限活用しながら、各産業分野にお

いて給付金制度を創設して、雇用の維持、事業の継続に努め、市内での消費を喚起するための市独自の配布型商品券などの事業にも取り組み、経済活動の回復を進めてまいりました。あわせて、強靱な経済構造の構築のため、生産コストの低減や所得向上につながる事業についても進めてまいりました。

次に、二つ目のビジョン、「稼ぐ志布志をつくり、安心して働けるまちを目指します」については、令和7年1月に組織再編と本庁機能集約を実施し、限られた職員数で市民サービスの向上を図るための関係分野の機能集約による効率化、時代の変化やニーズに応じた市民サービスを持続的に提供していくための組織内の連携強化、市民ニーズの多い地域への本課配置による職員の集約や事務量に応じた人員配置なども目的を持って進めてまいりました。また、高速道路網や志布志港の整備等の地理的優位性を活かし、コンテナ貨物取扱量の増加や工業団地の拡充等による経済効果を生み出すことに努めてきたところであります。さらに、奨学金返還支援制度の創設や農業サポートセンターの開設により、働く人を支援し、毎年の商品券事業により地域消費の喚起を促してまいりました。

次に、三つ目のビジョン、「人や企業とのつながりによるまちの活性化と人口増を図ります」については、移住・交流支援センターを核に各種支援制度による移住や移住者との交流を促し、ふるさと納税制度により特産品をPRして、本市の応援者を増やすシティセールスに努めてきたところであります。また、民間事業者による歴史的建造物の活用やKDDI株式会社より1名の人材派遣を受けるなど、本市の課題解決のための民間活力の導入を進めてまいりました。

次に、四つ目のビジョン、「安心して子育ての出来るまちを目指します」については、小中一貫型教育校である伊崎田学園内に特別支援学校を新設することが決定し、これまで市内にはなかった子供の室内遊び場として多世代交流施設の整備が進んでいます。また、学校給食費や保育料の完全無償化を実施し、松山地域においては、学校の在り方の検討の結果、より良い学びの場として「教育のまち松山」を目指し、令和11年、小中一貫校を設置することが決定したところであります。

次に、五つ目のビジョン、「魅力的で安心して暮らせる持続可能なまちを目指します」については、使用済紙おむつの再資源化がスタートし、資源ごみを出しやすい環境として3か所に常設の循環センターを設置しました。また、市内17の地域に地域コミュニティ協議会が設置され、地域の課題を協議会と市が協力して解決する体制を整えています。令和5年4月には、ひとがともに輝くまちづくり条例を施行し、男女共同参画社会を市、市民、事業者が一体となって構築していくことを定めたところであります。さらに、敬老祝金を一律支給へと見直しました。

次に、六つ目のビジョン、「身近で安心な医療体制の充実を図ります」については、新たな補助制度を創設したことで、本市に不足していた小児科の誘致が決定し、開設に向けた準備が進められています。また、高速道路網のインフラ整備の進展に合わせて、東九州自動車道の志布志有明インターチェンジ付近に大隅地域の二次救急医療を担う医療機関が移転するなど、救急医療体制のさらなる強化が図られ、大隅広域夜間急病センター運営協議会及び都城圏域救急医療広域連

携連絡協議会によって、広域で救急医療等に取り組んできたところであります。

次に、七つ目のビジョン、「グループ制導入とデジタル化で行政サービスを円滑にします」については、状況に応じた柔軟な組織体制や人員配置を行うことを可能とし、職員の働きやすい環境を整え、目標を共有しながら組織一体となった取組を進めることや業務及び職員間の連携強化を図りながら市民サービスの向上につなげることを目的に、令和6年4月より本庁へグループ制を導入したところであります。デジタル化につきましては、国の交付金を十分活用しながら、令和6年度までに11事業を展開しました。AIチャットボットの導入により、365日いつでも市役所に対してオンラインで問合せが可能となったほか、「書かない窓口」の整備により、窓口での市民サービス向上につなげてまいりました。令和7年度においてもゲーム機のSwitchを使ったプログラミング教育の導入を予定しています。

最後に、八つ目のビジョン、「SDGs（持続可能な開発目標）達成のための参加を促進します」については、SDGsチャレンジ補助制度を創設し、市内の団体や事業者が実施するSDGs達成に向けた新たな取組を支援しています。また、これまで14の民間事業者と包括連携協定を締結し、企業の皆様方と協力しながら本市の問題・課題解決に向けた取組を進めているところであります。さらに、本年4月には、大阪市住之江区、商船三井さんふらわあとの三者連携協定も締結したところであります。

以上の八つの政策ビジョンの達成に向けては、これまで延べ約200の事業を実施し、予算規模としては約284億円、その達成状況については9割を超えてきているというふうに考えており、さらなる進捗に向けて、残された任期中にしっかりと取り組んでまいります。

次に、次期市長選への出馬に対する考え方でございます。

私は、2期8年、市民の皆様の負託に応えるべく、まちの未来を見据えながら市政の土台づくりに取り組んでまいりました。特に、本庁機能集約や組織の再編に着手し、迅速かつ的確に多様化する市民ニーズに応える体制の強化を図ってきたところです。こうした取組により、市民サービスの質の向上と同時に、業務の効率化、働き方改革や財政健全化にも着実に成果を上げてまいりました。これは、職員一人一人の努力はもちろん、議会、市民の皆様の御理解、御協力があってこそ実現できるものと深く感謝しています。また、私が掲げた八つの政策ビジョンについても、その達成に向けて全力で取り組み、現時点で達成率93%という成果を得ることができました。しかし、これで終わりではありません。残る課題を確実にやり遂げ、これまで築いてきた流れを止めることなく、次の段階へとつなげていく責任があると強く感じています。その強い思いから、私は、来年2月に行われる市長選挙に3期目の出馬を決意しました。市政改革の手を緩めることなく、人口減少や少子高齢化といった構造的課題に立ち向かいながら、持続可能で希望の持てるまちを実現する。これが私のゆるぎない決意であります。これまでの取組を確実に実らせ、次の世代に誇れるまちを築くため、引き続き、先頭に立って市政を進めてまいりたいというふうに考えています。

続きまして、第2期志布志市まち・ひと・しごと創生総合戦略につきまして、お答えします。

本市の地方創生に関する取組については、国のまち・ひと・しごと創生総合戦略が決定されてから、2015年12月に志布志市まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、地方創生の取組開始から今年度で10年目を迎えています。第2期志布志市まち・ひと・しごと創生総合戦略においては、四つの基本目標を柱に、24のプロジェクトが関連付けられています。それぞれのプロジェクトについては、毎年所管課において、成果、課題などの振り返りを行った上で効果検証をして取りまとめ、志布志市地方創生・SDGs推進本部会議及び民間有識者で組織する志布志市まち・ひと・しごと創生推進協議会において頂いた御意見を次年度の施策に反映させることで、PDCAサイクルを実現しています。また、今後については、令和7年度中に策定される国の総合戦略を勘案しつつ、志布志市民の幸福度向上及び若者や女性に選ばれる地方の実現に向けて、効果的な総合戦略の策定に向けて取り組んでまいります。

続きまして、循環型社会について、お答えします。

大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済活動は、環境負荷の増加、資源の枯渇、生物多様性の喪失等、深刻な問題を引き起こしてきました。これらの問題を解決するためには、資源の投入量や消費量を抑え、廃棄物を最小限にしながら製品の価値を最大限に引き出す循環経済（サーキュラーエコノミー）への転換が求められています。本市でもごみの減量化に取り組む中で、プラスチック類、金属類、紙類、使用済紙おむつの再資源化、生ごみの堆肥化に取り組んでいます。また、令和6年11月に株式会社E COMM I Tと「5 R」の実践による循環型社会の実現等に関する連携協定を締結し、使わなくなった不要品をリユース品として回収するイベントの開催や衣類や陶器類等をリユース品として回収することで、ごみの減量化につながっています。循環経済への移行は、環境問題だけでなく経済成長や社会問題の解決にもつながる重要な取組ですので、国、自治体、企業、そして国民一人一人が連携し、循環型社会に向けて取り組むことが重要だというふうに考えています。

なお、G I G Aスクール構想第2期の課題と対策につきましては、教育長がお答えします。

○教育長（福田裕生君） G I G Aスクール構想第2期について、お答えします。

子供一人一人のより良い学びにつなげるために、これまで一人1台端末と通信ネットワーク等を一体的に整備し、G I G Aスクール構想を着実に進めてきたところでございます。今年度は、G I G Aスクール構想第2期の柱である端末の更新に向けて準備を進めています。また、これからの社会をつくる子供に求められる資質・能力を育むために、子供の発達の段階や学習場面に応じて、一人1台端末を有効に活用し、従来の対面型の授業とデジタル教材の良さを適切に組み合わせる指導することが重要であると考えています。今後もG I G Aスクール構想第2期に向け、国の動向と本市の実態からどのような進め方が良いのかを見極めながら、その充実を図ってまいります。

○17番（小野広嗣議員） それでは早速、市長の政治姿勢に関して、順次質問をしていきたいというふうに思います。

いわゆるこの市政運営に関する総括、公約、これに関しての取組のその成果については、先ほ

ど市長が約12分間にわたって述べていただきましたので、十分理解をいたしました。また、次の市長選挙に向けては、3期目の当選を期して「立候補をする」といった答弁であったというふうに理解をしたところでございます。市長が出馬されることに関して、私が口を挟む立場ではありませんが、この7年5か月、二元代表制の下で、共にそれぞれの立場から市政発展を目指してきた者として、振り返りの意味も込めて市長に何点かお聞きをしてみたいというふうに思っています。

まず、2期目の所信表明の折にお聞きした点の答弁の確認について、お願いをいたします。一つは、市長選挙で市民から寄せられた信任の結果をどのように受け止め、今後の市政運営に反映させていけるのかお聞きをした際に、市長は、「今後の市政運営に当たっては、これまで以上に市民目線に立ち、市民が主役のまちづくりを基本に、志布志市に住んでいる市民を決して一人ぼっちにさせない、誰一人取り残さないまちづくりの実現を目指す」と、答弁をされました。この点については、しっかりと果たせたと感じなのかお聞かせをください。

○市長（下平晴行君） SDGsの考え方でもある「誰一人残さない」とは、本当に助けが必要な市民に必要な施策や支援が行き届いている状態であるというふうに考えています。私は、行政経営指針の中で、「顧客満足度志向」や「先手管理」を挙げていますが、市民の皆様を顧客と考えて、その時点で必要な事業等を市民目線で考え、それをいわば先回りして検討実施するように課長会等を通じて常々指示をし、その進捗について把握に努めてきたところであります。また、「成果主義」としては、常に最適な行政サービスを提供する仕組みの改革のため、市民の皆様から何か相談があった際には、求められている行政サービスを提供することができるか、できないのか、前例踏襲することではなく協議して対応する姿勢についても指示をしているところでございます。このことが達成できているかは、市民お一人お一人に確認したわけではありませんが、「誰一人取り残さない」、「市民が主役のまちづくり」の実現に向けて、最大限の努力をし続けてきたというふうに考えています。

○17番（小野広嗣議員） 今、最大限の取組をしてきたということでもあります。先ほど市長が3期目の市長選に立候補するという意思を表明された以上、私がおのづから一つの政策に対してコメントを挟み込んでいくことが果たしていいことなのかなとちょっと考えるものですから、あくまでもこれから所信表明とか、いろんな政策を打ち出された市長のそれぞれの思いに対して、それがしっかり果たしているのか確認をさせていただきたいと、コメントはなるべく避けたいというふうに思っていますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

1期目の市長選挙でマニフェストとして示した事項のうち、道半ばだったものとして「学校給食の完全無償化と産科医等を含めた救急医療体制が整った病院の誘致については、達成できなかった」と述べられて、「マニフェストは、選挙公約として市民の皆様と約束した施策であり、全ての項目の実現を目指して取り組んできたが、一部達成できなかった項目がある」ことについては、先ほども述べられました「四つの行政経営指針のうち成果主義の観点からも、何をやったのかではなく、何を達成したのかが問われると思うので、真摯に受け止めている」と、

反省の弁も当時述べられています。そこで、2期目において、この給食の無償化については、大きく前進をしたと理解をいたしていますし、救急医療体制も、先ほど述べられたように一歩ずつ前進しているのかなというふうに理解をいたすところではありますが、産科医等、まだまだ課題はあるのかなというふうに思っています。そういった意味では、この2期目の公約で果たせなかった、果たせてないというよりも、まだ途中という言い方のほうが正しいと思うのですが、2期目も道半ばだったと思えるものは何なのかお示してください。

○市長（下平晴行君） これは、産科医も含めて、やはり住みやすいまちづくりをするためには、そこに住んでよかった、私がいつも言っていますとおり「行ってみたいまち、住んでみたいまち、住んでよかったまち」を目指すのであれば、そういう市民の求めに応じて、しっかりと対応していかなければいけないというふうに考えています。そういう面では、その産科医の体制はできなかった。しかし、今回は、小児科医療の設置に向けて取組をしてきたということと併せて、先ほど言ったようなことも含めて、市民の皆さんが求めていらっしゃることに對して、しっかりと対応してまいりたいというふうに考えています。

○17番（小野広嗣議員） 今市長が述べられたことは、十分理解をします。そういったものもあって、3期目に挑戦するという事なんだろうなというふうに思うわけです。

あと、先ほど述べていただきました職員の意識改革について、「四つの行政経営指針を基軸として、挨拶・態度・笑顔・対応・一生懸命・言葉・徳の『あ・た・え・た・い・こ・と』を職員一人一人が認識し、市民に寄り添い、職員から積極的に声をかけるなど、市民が気軽に相談できる相手の立場に立った市民目線での対応に努め、行政はサービス業であることを職員一人一人が認識するよう、意識改革をしっかりと行っていく」と答弁をされています。その市長の思い、下平イズムは、着実に職員の皆さんに浸透していつていると思われているのか、そこを確認させてください。

○市長（下平晴行君） 私が「あ・た・え・た・い・こ・と」という、これは、職員の皆さんの評価も挨拶・態度・笑顔・言葉、この四つを重点的に考えていたのが、挨拶・態度・笑顔・対応・一生懸命・言葉・徳という「あ・た・え・た・い・こ・と」七つです。これは、一つはなぜそういうことの指示をしたかと申しますと、やはり市民の皆さんが市役所に来て、対応が一番最初の顔なんですね、職員の顔を見て本当に行きやすい役所なのかどうか。対応を本当に一生懸命してくれるのかどうかというのは、笑顔・挨拶・態度・言葉。この言葉というのも、私が言っている言葉、あるいは副市長が言っている同じ言葉でも、その受ける市民に対しては違うわけがありますので、そのことも含めてこの七つのことをしっかりと頭に入れて対応するようという指示をしているところでもあります。おかげさまで、市民からは「本当に対応が良くなった」、「最近では『お気をつけてお帰りください』と言う窓口もあります、職員もいます」というふうに。そして、一度に2人、3人の職員が寄り添って対応しているときもあります。そして、4階に資料を持っていくときも、「私が4階まで届けます」というようなことも職員がしているということで、私は、それなりに効果があったと。そして、「顧客満足度志向」というのは、先ほどあり

ましたように、市役所は、市民の役に立つところ、顧客というのは、市民だという考え方で、取組で四つの経営指針を挙げてきたところでありますので、そういう取り方では、対応ができてきたのではないかというふうに思っているところがございます。

○17番（小野広嗣議員） 私も、合併以降20年近くこういったことについて質問も度々させていただきました。まさしく市長が言われるように、「この市役所は、市内最大のサービス産業である」と。「だからこそ、市民に対して顧客と思って感謝をしながら接していくという態度が大事だ」ということを常に言われてきて、それが年々実を結んできたなというふうに、その点については、評価をいたしているところがございます。

では、次、所信表明では、「グループ制を導入することにより、機能的かつ能率的な事務の執行や緊急時における業務継続が可能となる行政組織を構築する」とされて、「これにより市民サービスのさらなる拡充、職員の働き方改革にもつながる」とされておりました。その点については、紆余曲折を経て導入が進み、今に至っています。このグループ制導入の成果については、どのようにお考えでしょうか。

○市長（下平晴行君） グループ制の導入により、改めて業務の見直しを行い、担当者不在でも窓口対応ができるような仕組みづくり、横断的な情報共有の円滑化にも取り組むことができ、市民サービスの向上にもつながったというふうに思っています。また、職員にとっては、休暇が取得しやすくなるなどの職場環境の改善、テレワークの推進及び業務量の平準化など働き方改革にも反映でき、ワークライフバランスの最適化が図られてきているというふうに思っているところがございます。今後は、現在グループ制導入の職員アンケート等調査を行っていますので、改めて検証していく中で、さらに拡充できることの掘り起こし、職員の意識改革や業務の効率化に取り組んでまいります。おかげさまで、グループ制の導入により、先ほど言いましたように、課長の権限で人事の異動もできるというのを持たせています。そういう面では、課長によってその課の運営に影響を与えることも可能になるということで、新年の挨拶でも、「課長それぞれの取組方で、職員も含めて課全体が良い方向にいくか、悪い方向にいくかということで課長の能力は問われる。だから、しっかり対応してください」という話もしたところであります。そういう面では、グループ制を導入して、私がちょうど市長になったとき、係制をグループ制にしたんです。その延長線で、私も市議をしているときにグループ制の導入の質問をしています。そういう面では、こういう3万、4万、5万ぐらいの人口では、絶対これは、グループ制が必要だなというふうに思っています。

○17番（小野広嗣議員） グループ制も導入されて、そのスタートを切ってまだ緒に就いたばかりだと思いますので、今後いい方向へ修練されていったらいいかなというふうに思っています。

次に、デジタル化の推進についてですが、「このデジタル化による効率化や関連業務の集約を図り、市民サービスの向上に向けた組織機構の検討を進め、今後プロジェクトチームを立ち上げ、業務の調整等を行いながら、見直し案を作成し、早期に取り組める部署から段階的に見直しを進める」と、私の質問に対して述べておられました。情報化基本計画の下、このことは、現在進行

形で年度ごとに進んでいっていると私も思っています。例えば、この有能な人材の登用なども含めて現状と課題について、お示しをください。

○市長（下平晴行君） 令和7年1月1日の組織再編に伴い、総合政策課内にDX広報グループを配置し、効率的かつ機動的なデジタル化推進、電算、広報業務を進めているところであります。また、令和6年11月から志布志市DX推進アドバイザーとして、KDDI株式会社より専門的知見を持つ外部人材1名を受け入れ、さらなる推進体制の強化を図ったところでございます。おかげさまで、総合政策課に情報管理課を統合したことでこのことが実現できたというふうに思っていますので、これは、デジタル化をどんどん進めていかなければいけないというふうに考えています。

○17番（小野広嗣議員） その点については、理解をいたしました。

あと、前回の市長選挙の投票率が62.78%で、これまでの5回の市長選挙で一番低かったんですね。約37%、9,240の方が、実は投票に行かれていないという結果でありました。コロナ禍の影響も多少はあったかと思うわけですが、その点の分析について市長にお聞きをしたところ、市長は、「市民の皆様が市政に関心を持っていただけるような取組や市政への参画機会の充実を図る」とされた上で、「1期目の政策の柱であった本庁舎移転については、市民の関心度は高く、浸透してきたと考えているが、市民生活に直結していない施策については、浸透度は低かったのではないかと思うので、2期目については、市民への Manifesto の浸透を図る取組を行うことにより、説明責任を果たしたいと考えている」と答弁をされています。その点については、その後、しっかりと説明責任が果たせていると感じておられるのかお聞かせをください。

○市長（下平晴行君） 令和4年3月の2期目の所信表明については、市ホームページへ掲載して、市民の皆様にお示ししているところでございます。Manifesto に該当する個別事業については、その進め方等について市民の皆様による委員会等を開き、御意見をいただいたり、該当する事業について進捗があった場合には、その都度、市報やホームページ等での周知に努めたりしていますが、Manifesto に該当する事業であるかどうかについての情報提供は、十分ではなかったと感じています。今後は、Manifesto の進捗状況について、市民の皆様への説明する手法について検討していかなければいけないのではないかとこのように思っているところであります。

○17番（小野広嗣議員） ただいま顧みでの反省の弁も多少含まれていたかなと思います。Manifesto の進捗状況については、やはりしっかり市民にお伝えしていくという流れは、ホームページ等でもできるわけですので、前向きに取り組んでいただければというふうに思います。

これまでの2期7年半のうち、振り返りますと、途中コロナ禍という特異な状況もあったわけです。そのときを除いて、市民の皆様とのいろんな場面での市長との直接的な語らいが十分できたと思われているのかをお聞きしたいわけです。私個人としては、志布志市は、常に市長と市民の距離が身近であってほしい。当然、私たち議会もそうでなければならないと思うわけです。市民の声を聴く、耳を傾ける、傾聴という姿勢が政治には求められるものと思っています。市民とのコミュニケーションづくりについては、今後、さらに進めていってほしいと思うわけです。

この点については、市長は、どのように総括をされているのかお聞かせをください。

○市長（下平晴行君） 確かにコロナ禍では、行事やイベント等の中止により人と交流する場面も減り、直接対話すること自体が難しい時期もあったというふうに思っています。市民のための政治を行うために、傾聴の姿勢は、非常に大切なことだというふうに認識しています。普段は、「ふれあい移動市長室」でサロンや自治会等の会合に赴いて直接対話できる機会を設けたり、直接来庁または電話で意見を伺うこともあります。また、各種団体の総会、研修会にも参加し、意見交換も行ってきたところでもあります。さらに、間接的には市民意識調査や各種アンケートなどの結果を通じて、市政に対する市民の意見を感じ取っているところでもあります。今後も「行ってみたいまち、住んでみたいまち、住んでよかったまち」を目指して、対話の機会を増やすことに努めてまいりたいというふうに考えています。

○17番（小野広嗣議員） 分かりました。しっかりコミュニケーションづくりを市民と行っていくということであろうと思います。

あと、少し角度を変えますけれども、本市の予算編成においては、「選択と集中」という手法が取り入れられています。事業の必要性や緊急性、あるいは費用対効果の高い事業を優先的に財政資源を配分するものだと私自身は理解をいたしています。この点に関しては、市長をはじめ、本市の予算編成に関する姿勢については、私は評価をいたしています。本年度は、先ほどもありましたように、298億円という過去最高の予算規模になっています。そこで、これまで7回にわたって予算編成に取り組まれてきた中で、常に市長が意識してこられたもの、課題として感じられてきたものは、何なのか、お聞かせをください。

○市長（下平晴行君） 課題としては、歳入の伸びが期待できない中、人件費や扶助費など義務的な経費が増加していることに加え、物価高騰により、それぞれの事業費自体が増額となって、予算配分が非常に困難になってきているところでもあります。そのような中ではありますが、限られた財源の中で真に必要な事業を見極め、国の補助金やふるさと納税等の財源を最大限に活用して、政策方針に掲げる重点施策に取り組むなど、「選択と集中」によるメリハリのある予算編成に努めてきた結果として、令和7年度当初予算は、昨年度比34億円の増額としたところでございます。

○17番（小野広嗣議員） 予算編成に関しては、大変な御苦勞があり、職員の皆さんも知恵を絞りながらやっつけらっしゃるというふうに理解をいたします。この件については、コメントは控えたいと思っています。

あと、これは、本当に私個人の関心事であるわけですが、市長が当初、市長選に立候補を決意されたとき、その当初から3選を目指すとお考えだったのか。それとも、2期目まではしっかり頑張り通したいという思いだったのか。そしてまた、2期目までという思いがあったとすれば、途中でこの市内外からの自分の思いを引き継いでくれるような人を探してみるというお考えとかがあったのか。できれば、忌憚なくお答えいただければなと思っています。

○市長（下平晴行君） 私は、1期目、2期目共に、その時々で市民の皆様の負託に応えるべく、

全力で市政運営に取り組んでまいりました。初当選の際に、あらかじめ何期までという明確な区切りを設けていたわけではありません。大切なのは、その時々々の市政課題に真正面から向かい合い、市民の皆様の声に誠実に応えていくというふうに考えていたからであります。

○17番（小野広嗣議員） 市長、途中で自分の思いを受け継ぐような、後継者探しの様な思いに立たれたことはないのかという答弁がまだです。

○市長（下平晴行君） それは、当然ありました。これは、今どこの市町もやはり若い市長、町長等々がいます。そういう面でも、私以上か、もしくは同じ考えを持っている人がいれば、しっかりとそういう知識、あるいは研修、勉強をして、そして市政を担うような方向に持っていければいいというふうに考えたときもあります。しかし、先ほど言いましたように、1期目、2期目とも政策的なものがしっかりと実現されて、100%はいきませんけれども、それなりに実現していますので、ただ、その実現できていないものについても、引き続きそのことを実現するためには、やはりこの立場にいないとできないということから、次の3期目を決意したということでございます。

○17番（小野広嗣議員） 率直に御答弁をいただいて、理解をいたしました。

いろいろとお聞きをしたわけですが、細かい点については、次のまち・ひと・しごと創生総合戦略のところでもお聞きできると思いますので、まず、この3選を目指すに当たっての公約について、まだ任期途中ではありますが、どのようにお考えなのか伺いたいと思います。

○市長（下平晴行君） 3期目においても、これまでのビジョンと政策の延長線上にあり、引き続き一貫した方針の下で取り組んでまいりたいというふうに考えています。具体的な政策については、今後の状況を見ながら丁寧にお示ししていきたいというふうに考えているところであります。

○17番（小野広嗣議員） 今おっしゃったように、この下平市政の成果が述べられたわけですね。それをやはり発展させていくということがすごく大事であって、今言われたように、それをまた継続させていくということ、それによって未来が切り開かれていくんだらうというふうに思うんです。これは、誰がなっても、やはり一貫したビジョンの下で市政運営を継続していかなければいけないと私は思っています。そういった姿勢で、残された半年、全力で市政に当たっていただければと思います。

次のまち・ひと・しごと創生総合戦略についてですが、冒頭でも述べましたように、昨年6月、政府は、地方創生10年の取組と今後の推進方向の取りまとめなどを行っています。それに先駆けて、地方創生10年の振り返りのために、各地方公共団体の地方創生に関する意識意向調査を昨年4月から6月にかけて行っています。本市は、その調査に回答をされたのか、まずその点からお聞かせをください。

○市長（下平晴行君） 本市も回答済みでございます。

○17番（小野広嗣議員） データでは、80%の自治体が回答をしたとなっております、その中に本市も入っていたということで理解をいたします。回答されたということですので、改めてお

聞きをします。政府は、この意識意向調査の結果を受けて総括の文書を公表しています。「人口減少や東京圏への一極集中などの大きな流れを変えるにはいまだ至っていない」と総括をし、若者や女性にとって魅力的な地域づくりなど、この後推進すべき方向性をここでは示しています。当局でも公表された文書をもう既に御覧になっているかと思いますが、どのような感想を持たれたのかお聞かせください。

○市長（下平晴行君） 日本全体における10年間の地方創生の取組として、東京一極集中の流れは、変わっていないと考えます。また、高等教育機関のない本市においては、都市部への人口流出の状況が続いており、生産年齢人口の減少について特に強い危機感を感じているところであります。そういった状況の中、本市としても、第1期、第2期総合戦略を計画的に進捗させることで地方創生に努めており、各種移住施策やまちの魅力を高める取組等により、人口減少のスピードが緩やかになっているものというふうに考えています。

○17番（小野広嗣議員） 今、市長の分析をお聞きをしました。感想といたしますかね。

もう1点、この文書のまとめを見ていきますと、「人口減少により地方が厳しい状況にあることを重く受け止める必要がある」として、「これからは、従来の取組を超える新たな発想に基づく施策を検討し、実行していくことで、一人一人が多様な幸せ（well-being）につながる施策を推進していくことが求められる」とまとめています。このwell-beingについては、令和5年12月、1年半前に私自身質問をしています。その際、well-being指標、いわゆる地域幸福度指標について述べさせていただき、既に志布志市の指標も出ていることをお示した上で、市長の認識と今後の本市におけるwell-being指標の活用促進の所管課となるコミュニティ推進課の考えをお聞きをしています。その際、市長は、「それぞれの事業で認定されていた指標、well-being指標の向上は、市民の幸福度、暮らしやすさにつながるもので重要な手段と考えているので、指標の成熟度が上がるように活用を図る」と述べられ、また、コミュニティ推進課長は、「『数値を使って地域の中で語る共通言語として使ってほしい』というのがデジタル庁の統括官の言葉でもあり、データを基に地域の方々と話し合いをして、また社会教育施設とかを拠点として学び合いができるような方向にしていければと考えている」との答弁がなされています。答弁以降1年半が経過していますが、この点については、どのような進展があったのか、お聞かせをください。

○コミュニティ推進課長（五代千加子さん） 令和5年第4回定例会において、小野議員から一般質問をいただき、well-being指標がどのようなものであるか勉強させていただいたところでございます。客観的なwell-being指標データと地域コミュニティ協議会のアンケートを実施しまして、その結果を基に、まずは、地域の拠点となる施設において通信環境Wi-Fi設置が重要であると判断し、令和7年度、総合政策課において、要望のありました地域に設置する計画となっております。

○17番（小野広嗣議員） 1年半しか経過しておりませんので、まだこれからかなという気がするわけであります。この件に関しては、何回となくこの場で言うわけにもいきません。今回で2回目ですので、今後の推進状況をしっかりと見守っていきたいというふうに思います。努力方を

お願いしたいと思います。

あと、今月初めには、政府が策定する基本構想案の全容が判明をしました。一般紙全面にトップ扱いで出ておりました。これは、居住地以外で継続的に関わる自治体を登録するふるさと住民登録制度を創設して、延べ1億人の登録を目指し、地方への若者の移住者を倍増させることや人口が減っても稼げる地方の実現を打ち出しています。新たな登録制度は、東京一極集中に歯止めがかからない中、継続的に地方と関わる関係人口を増やす狙いがあります。スマートフォンなどから利用できる専用アプリを通じ、好きな市町村を選んでふるさと住民として登録をすれば、その地域内の施設を住民と同様に使えるようにすることなどを想定をしています。私は、これまでも2地域居住や関係人口に関しても再三質問をしてきていますが、いよいよ国は、地方での就業者一人当たりの労働生産性を東京圏と同水準にすることや全市町村で地域課題を解決するために人工知能、いわゆるAIやデジタルを活用することも列挙しています。こういった国の基本構想を注視しながら、本市においても速やかに施策を練っていく必要があると思いますが、市長のお考えを伺いたいと思います。

○市長（下平晴行君） 地方創生においては、おっしゃるとおり関係人口は最も重要なキーワードの一つであるというふうに考えています。現在、志布志市では、地域おこし協力隊や地域活性化起業人、地方応援隊など、国の制度も活用しながら関係人口やDX推進に向けて取り組んでおり、今後も引き続き、積極的に取組をしまいたいというふうに考えているところでございます。

○17番（小野広嗣議員） 市長のそういった思いで取り組んでいただきたいと思います。

本市のまち・ひと・しごと創生総合戦略には、四つの基本目標と24のプロジェクトがあるわけですが、このKPI（重要業績評価指標）の効果検証としては、こういった推移を示し、どの程度が順調に推移しているのか、改めて現時点での第2期の事業推進状況と課題総括について、伺いたいと思います。

○総合政策課長（川上桂一郎君） お答えいたします。

第2期のまち・ひと・しごと創生総合戦略についての効果検証、KPIの達成状況ということですが、本市の総合戦略は、四つの基本目標から構成されています。基本目標1は、「稼ぐ志布志をつくとともに、安心して働けるようにする」としています。数値目標としては、市内の就職者数と人口1人当たりの市町村民所得となっています。基本目標2につきましては、「ひとや企業とのつながりを築く」としており、数値目標は、政策実現に伴う移住者数、ホームページアクセス件数としています。基本目標3につきましては、「結婚・出産・子育て・教育の希望をかなえる」について、数値目標が出生率、出産年齢女性人口割合等としているところでございます。基本目標4については、「魅力的で、安心して暮らせるまちをつくる」としており、数値目標としては、新たな地域コミュニティ組織数と宿泊者数というところでございます。このような基本目標四つについて、人口減少を要因とする形で取組を行いまして、このまち・ひと・しごと創生総合戦略により人口減少というところを打開していきたいというふうに考えています。

○17番（小野広嗣議員） ただいま総合政策課長のほうから、第2期事業の推進状況の一端をお示しいただきました。現状については、理解をしているつもりでいます。今後ともこの取組の精度をしっかりと検証しながら上げていていただきたい。それは、要請をしておきたいと思いません。

あと、6月5日のマスコミ報道で、国においては、出生数が初の70万人を割りました。今後、少子化は、加速度的に進むこととなります。市長が3期目を目指される来年度は、市の総合振興計画の最終年度となり、新たな総合振興計画に向けた考え方を整理する年度になるかと思うわけです。人口減少対策について、その分析は、どのようになされているのか。また、今後は、地方創生2.0、そして中長期的な地方創生、特に人口減少を前提とした事業展開が私は重要になると思いますが、その点については、どのようにお考えなのか、お示しをください。

○市長（下平晴行君） 厚生労働省の人口動態統計については、1899年の統計以来、過去最少となり、また合計特殊出生率についても、1.15と過去最低を更新したと公表されています。要因については、賃金格差や子育てに対する多大な労力と時間などが考えられます。本市においては、令和7年度志布志市まち・ひと・しごと創生人口ビジョンを改訂し、令和8年度に策定する新たな総合戦略に反映させてまいりたいというふうに考えています。仕事と家庭の両立や共同養育社会の実現など課題はありますが、国の動向も注視しつつ、必要な施策をしっかりと検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○17番（小野広嗣議員） 理解いたしました。先ほど申し上げたように、この人口減少社会にあって、これまではどう人口を維持するかというところに主眼があったわけですが、今後は間違いなく人口は減少していくんだという、その前提に立った施策の展開というのをしっかりと庁内で練り上げていていただきたいなというふうに思っています。

先ほど、市長と市民とのコミュニケーションについてお聞きをしました。市長は、市民との交流、意見交換を積極的にこれまでやってこられたとされているわけです。例えば、各種団体とか市民団体から様々な要望等が出されることもあろうかと思うわけです。そういったことに対して、市長は、それをどう取りまとめて政策として実現されていかれようとしているのか、また、されてきたのか。そこについての考え方といいますか、そこを少しお聞かせください。

○市長（下平晴行君） 公務の中で様々な会合や総会等に出席していますが、その中で委員や関係者などから様々な意見を伺っているところであります。頂いた意見については、所管課や関係課を集め、なるべく早い対応を指示しているところであります。この職員の対応こそが市民の皆様の幸福度の向上につながると考えていますので、これからも職員には四つの行政経営指針をさらに意識し、職務に臨むように指示してまいりたいと考えています。それから、先ほど言いましたように、仕組み、組織、人の改革を課長等々にもいつも言っています。これは、先ほどの質問にもありました。やはり市民の皆さんが、例えば「こんな事業をしたい」と、「こんなことをしたい」と言われたときに、仕組みでは要綱・規則・規程等で決定されていますが、それをそのままできないではなくて、内部で十分協議するようという指示をしていますので、そこも

含めて市のため、市民の皆さんのために、そういう職員の取組方の指導もしているところであり
ます。

○17番（小野広嗣議員） 分かりました。

あと、本市でも国が進めるデジタル田園都市国家構想交付金の活用事業が多数展開をされてい
ます。本市におけるこの交付金を活用した事業は、現在幾つあって、またその活用状況がどうな
っているのか、その成果についてもお示しをください。

○総合政策課長（川上桂一郎君） お答えいたします。

デジタル田園都市国家構想交付金の本市における取組につきましては、令和4年度から取組を
しておりまして、令和6年度までで11事業、総事業費としておよそ1億1,200万円、それに5,620
万円ほど充当しています。これにつきましてはの事業の効果ということなのですが、まず証明書の
コンビニ交付の事業、それとAIチャットボットなどのデジタルの取組、それと電子図書館の導
入、それと設置型のベビーケアルームの導入、医療相談アプリ、公共施設のオンライン予約シス
テムの導入等を行っております。これが今3年間行われていますが、かなりデジタルにおけるの
取組というのが浸透してきているのではないかとということでございます。令和7年度においても、
行政のキオスク端末の導入、多言語対応のユニバーサル情報配信システム、またプレミアム商品
券のデジタル商品券の取組等、九つの事業を予定しており、事業費については、7,600万円の事
業に対しまして、この交付金の3,815万円の充当を予定しているということでございます。

○17番（小野広嗣議員） 今課長の答弁をお聞きし、私もいろいろ予算書とか、説明資料とかを
読ませていただいて、かなり積極的な活用がなされているなというふうに思うわけです。一方で、
御存じのように、国においては、新しい交付金を創設しています。新しい地方経済・生活環境創
生交付金という名前になっています。これは、地域の取組を全面的に支援する方針を打ち出して
いて、本市は、現在一つだけ、この多世代交流施設整備事業が採択をされ、予算化をされていま
す。この新しい交付金というのは、大変に使い勝手のいい交付金となっていますので、当然御存
じだと思いますが、さらなる活用、事業採択に向けて、庁内での検討をスピードアップさせて、
非常に積極的にこれは活用していくべきものと私は理解しています。市長は、どのようにお考え
でしょうか。

○市長（下平晴行君） 第2世代交付金の周知については、当初予算の説明会での施政方針で活
用を促しており、国からの情報発信がされた場合に全庁的にお知らせをしています。また、実施
計画の申請については、採択をされるように総合政策課においてサポートしながら進めています。
各課での考え方、取組方も総合政策課だけがじゃなくて、その事業を実施している課での対応を
しっかりしていくということが求められていると思いますので、そこ辺の指示もしているところ
でございます。

○17番（小野広嗣議員） ぜひともですね、この交付金の活用方を庁内でしっかりもんでいつて
いただきたいなというふうに思っています。

あと、まち・ひと・しごとの中の「ひと」の観点で1点お聞きしたいのですが、本市では、地

域資源を活用した志布志市の魅力や価値の向上に取り組んで、地域力を高めるために外部専門官、いわゆる地域力創造アドバイザー制度を活用して、アドバイザーと一体となって取り組むことで、新たな交流人口や関係人口の創出、移住・定住、地域経済の循環につなげることを目的とするとして、この点については、議会にも説明がありましたが、この地域力創造アドバイザーの活用状況については、どうなっているのか、お示しをいただきたいと思います。

○総合政策課長（川上桂一郎君） お答えいたします。

地域力創造アドバイザーにおいては、これまで遊休資産の洗い出しや活用法など、様々な角度から知見を活かし、検討を重ねているところでございます。令和7年度につきましては、最終年度として、遊休資産の活用に向けた財源や持続可能な手法の選定、何より重要となる地域で活躍できる人材、プレーヤーの掘り起こしを行っているところでございます。また、「ひと」に関しては、民間企業からの地域活性化起業人や国の若手職員チームによる地方応援隊など、別な視点からの外部人材という知見を取り入れていくことを予定しています。志布志市の課題解決に向けて取り組んでいただいて、関係人口という形でもその方たちとのつながりを築いていきたいというふうに考えています。

○17番（小野広嗣議員） 現状は、分かりました。せっかく知見を持たれた外部の専門家をお呼びしているわけですので、その有効活用というのをしっかり進めていっていただきたいなという思いで確認をさせていただきました。

あと、本年度は、市制施行20年を迎えるわけでありますが、次年度は、次の20年へ向けての出発の年になるかと思えます。20年後には、新庁舎計画の全貌も見え始めている頃かと思えます。私は、これまで「バックキャストिंग」の手法を取り入れた取組についても、再三質問をしています。「バックキャストिंग」、こういう未来にしていくぞというビジョン、未来から現在を振り返ることで現在やるべきことを考えることが大切だと改めて現在感じています。3選への挑戦を決められた市長に、改めてこの点についてもお聞きしたいと思います。

○市長（下平晴行君） 令和6年度施政方針で述べさせていただきましたが、先に実現したい未来を描き、その実現のために今必要とされる取組や選択肢のアイデアを数多く生み出すことを狙いとした「バックキャストिंग」の考え方であります。例えば、行政サービスの提供体制については、将来における限られたマンパワーでの運用を想定し、職員の負担軽減や住民の利便性向上を目指すべく「書かない窓口」やキャッシュレスの導入などを進めているところであります。次年度以降も公共施設管理や観光振興、人口減少を要因とするあらゆる課題に対して、外部人材やデジタルなど有効な手段を効果的に活用しながら、実現したい未来に向けて取り組んでまいりたいというふうに考えています。本年度は、昨年度示された国立社会保障・人口問題研究所による将来人口予測を受け、本市においても新たな人口ビジョンの策定を予定しており、現状を踏まえながら将来人口を予測し、次年度中に策定する第3次総合振興計画において、本市の10年後の将来像をしっかりと描く中で、その実現に向けた効果的な施策に取り組んでまいりたいというふうに考えているところでございます。

○17番（小野広嗣議員） よく分かりました。

ちょっとここでいろいろと議論をさせていただいていますが、提案も1点させていただきたいというふうに思っています。現在、国は、地方創生事業の優良事例の横展開を推進しているわけです。その一つとして茨城県笠間市の「動く市役所」プラス移動販売車買物支援による地域コミュニティ支援がござります。これは、本市も利活用していますが、このデジタル田園都市国家構想交付金を活用して「動く市役所」を開始し、令和6年からは、この「動く市役所」を公民館での定期集会和合わせて移動販売車と同時運行をする取組を試験的に実施し、地域の住民が地域活動の場で買物ができ、行政相談もできる、分野横断的に行える機会を創出することで、住民の利便性向上と地域コミュニティの交流の場づくりを推進している好事例となっています。先ほどもありましたが、本市でも3月より「書かない窓口」がスタートをし、市民にも好評のようでもあります。さらなる市民サービスの向上に向けて、こういった取組も今後は大切になるのではないかと思います、いかがお考えでしょうか。

○市長（下平晴行君） このことについては、今取り組んでいるのは「書かない窓口」、そして次の段階は「行かない市役所」の取組も考えているところであります。市民の皆さんが市役所まで来なくても対応できるような体制づくりと、そして市の中でも業務の効率化と併せて、働き方改革に対応できるようになるというふうに思っていますので、そういうあらゆる面から見て、行政の効率化、そして市民の皆さんが先なのですが、市民サービスの向上をしっかりと対応していく取組、両面併せて対応してまいりたいというふうに考えています。

○17番（小野広嗣議員） 私も再三、「書かない窓口」に対して提案をしてまいりました。そして、その先にあるのは、今市長が述べられたように「行かない市役所」ということですね。そういう市民の利便性を図る取組を今後していくという中で申し上げてきています。こういった笠間市の例もしっかりそういった検討の中に入れていただいで、より良い在り方を模索していただければなというふうに思っています。

事業展開の考え方などについて、いろいろと聞いてまいりました。短期間で成果が出せるもの、中長期的にならないと成果が出せないもの、様々あることは十分理解をしています。今後は、何回となく申し上げていますが、人口減少を前提とした地域づくり、このまちづくり、人口が減少しても市民が幸せに暮らせる、地域の担い手がそれでも確保できる持続可能なまちづくりに重点を置くことが大事かと思っています。そういう意味では、市民力、地域力あるいは民間の力を結集した「オール志布志」で取組を進めていただきたいと思いますが、この点に関して、市長の決意のほどをお伺いしたいと思っています。

○市長（下平晴行君） 人口戦略会議の提言書「人口ビジョン2100」によれば、2100年には、人口6,300万人にまで半減すると推計されているところであります。このような中、今後最も重要となってくるのが、市民の幸福度になるというふうに考えています。特にこれからは、女性、若者に選ばれるような地方になっていくこと、そのためにはどうすればいいのか、しっかりと市民の声に耳を傾け、考え、行動を起こす、結婚や子供を持つことを希望する人がその希望を実現で

きるような社会にしていくために、職員一丸となって「バックキャスティング」の考え方の下に、効果的な施策に取り組んでまいりたいと考えています。

○17番（小野広嗣議員） 次の項の質問に入りたいと思います。このサーキュラーエコノミーですが、志布志市では令和4年2月24日の所信表明において、志布志市ゼロカーボンシティ宣言を市長が行っておられまして、2050年までに温室効果ガスの実質ゼロを目指しています。また、市環境基本計画等に基づいて持続可能な住みよい環境づくりを推進しており、その中でも「5R」の実践など循環型社会に向けた取組を進めていますので、まずは、現状認識として、資源の有効活用としてのリサイクルの状況について、お尋ねをしたいと思います。市が回収したごみのうち、リサイクルされたもの、埋立処分されたものの量と比率についてのこれまでの推移がお分かりであれば、お示しいただきたいと思います。

○市民環境課長（村山 睦君） お答えします。

本市で回収されたごみのうち、過去5年分の比率についてお答えいたします。令和2年度のリサイクルされた分が74%、埋立処分为26%、令和3年度がリサイクルが74.3%、埋立処分为25.7%、令和4年度がリサイクルされたものが76%、埋立処分为24%、令和5年度がリサイクルされたものが75.6%、埋立処分为24.4%、令和6年度がリサイクルされたものが75.8%、埋立処分されたものが24.2%で推移しています。市レベルでは、19年連続して全国1位となっているところでございます。

○17番（小野広嗣議員） 書き留めることが難しいですので、事前に資料は頂きました。頂いた資料を見ますと、このコロナ禍の影響が多少出ている年度もあるわけですが、今あったように、それでもリサイクル率19年連続日本一は、市当局の取組と市民の皆様のごみに対する環境意識の高まり、その効果であろうというふうに評価をするわけであります。一方で、今回質問していますこのサーキュラーエコノミーを推進する上では、その現状に甘んじることなく、ごみの減量の促進と同時にリサイクルの比率をさらに高めていく必要があると思っています。実は、一昨年の7月、少し長くなりますが、公明党サーキュラーエコノミー・循環型社会推進会議は、家電製品や製紙、衣類など国民生活に密着した製品の資源環境を推進するための提言を環境大臣らに申し入れています。実は、これに先駆けて、国会議員4名、県議3名、そして私の8名で、リサイクルセンターや埋立環境の視察を行っています。その際には、大崎町や本市の職員の皆さんにも参加をしていただきました。そのときの模様や提言の内容については、既に市長にも届けられていると思います。その後、政府は、廃棄物削減やリサイクル推進などに向けた第5次循環型社会形成推進基本計画を決定し、廃棄される製品や原材料などの資源を有効活用し、成長の好循環を生む循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行を目指す方針を初めて明記し、公明党の提言内容が数多くそこには反映をされました。この循環経済は、廃棄物を発生させないシステムで、リコマースを重視します。このリコマースとは、「re」再生・再利用、そして「commerce」商業・取引の組合せをした言葉でありまして、中古品を取り扱うビジネスのことを指します。不要になった商品を再販売することにより、資源の無駄遣いを減らすことで環境保護に貢献できますし、

衣類や家電、書籍、家具といった幅広いカテゴリーで展開されており、消費者は、新品を購入するよりも安く目的の商品が入手可能となります。このようなサーキュラーエコノミー社会を実現するためには、廃棄物の分別やリサイクルの商品の選択など、これまで同様、あるいはそれ以上に市民の協力が不可欠となってまいります。市民の皆さんの理解と協力がなければ、この取組を進めるのは難しいと考えますが、今後、市民の皆さんへの普及啓発についてどのように取り組まれるのか、伺いたいと思います。

○市長（下平晴行君） 本市では、「5R」を実践することで循環型社会の実現を目指しています。4月に循環センター（志布志地区）を開設し、資源ごみの出しやすい環境の整備を進めていますが、リサイクルは、コストもかかり、廃棄物も出るため、あくまでも最終手段であり、その前に取り組めること、リユースと「5R」の重要性を市民の皆様にご伝えていく必要があるというふうに考えています。最初取り組んだときに、ドイツが「4R」というのに取組をしておりまして、それを活用して「4R」のリサイクルに取り組んだところでありますが、今は、リペアということで「5R」、基本的には今おっしゃったリフューズ、リデュース、リユース、何回も使えるという、ここだというふうに思っていますので、それをして、そしてリペア、最後がリサイクルという、この流れをしっかりと市民の皆さんにも理解していただくということが大事だというふうに考えています。

○17番（小野広嗣議員） よく理解できる答弁でした。

あと、志布志市は、2022年に住友林業と新工場建設に向けた立地基本協定の締結をしています。国産材への活用促進に向けた取組として、2025年中の操業開始を目指すとしています。住友林業は、木材製品や木質燃料を安定的に取り扱い、植林、育林、伐採、利用、再造林のサイクルを回して、循環型森林経営を経済的に自立させたもの、すなわちサーキュラー・バイオエコノミーを実現することで脱炭素社会を目指すとしており、大変期待をいたしていますが、一向にその動きが見えません。この点については、現在どのような動きになっているのかお聞かせをください。

○市長（下平晴行君） 住友林業株式会社につきましては、市臨海工業団地において製材工場及びバイオマス発電施設を建設予定としています。昨今の資材高騰などから、現在当該地において、製材工場建設を最優先事項として社内において事業検討専任部署を設け、事業実施に向け、現在準備を進めているところでございます。

○17番（小野広嗣議員） 今、市長のほうからそういった準備状況というのをお聞かせいただいて、少し安心したところであります。こういった事業を少しずつでもいいから、前に進めていただければなというふうに思っています。

もう一つですが、志布志市は、循環型社会に向けた不要品の回収、選別、再流通のインフラを構築する、先ほど市長も述べられました株式会社E C O M M I Tと昨年11月20日に「5R」の実践による循環型社会の実現等に関する連携協定を締結されています。そして、協定では、ごみの減量やリユース活動等環境に配慮した資源循環等を促進し、地域の活性化及び市民サービスの向上、「5R」に根差した循環型社会の形成に寄与することを目的として、サーキュラーエコノミ

一の実現を目指しています。施政方針にも市長が述べられているとおりであります。既にこのことは、現場での取組がスタートしてはいますが、まだその緒に就いたばかりでもあり、市民には取組自体も御存じない方もおられますので、さらなる周知方と事業の充実を期待するところであり、お考えをお聞かせください。

○市長（下平晴行君） 先ほどおっしゃいましたように、民間事業者であります株式会社E C O M M I Tと令和6年11月に連携協定を締結しているところであります。リユース品の回収イベントは、これまで4回開催し、8.9トン回収しているところであります。また、衣類の回収ボックスPASSTO（パスト）を3庁舎と、サンポートしぶしアピアに協力をいただき設置しているところであります。今後もリユース品の回収イベント等も定期的開催していきますので、ホームページや告知放送等で周知をしっかりとしまいたいというふうに考えています。

○17番（小野広嗣議員） すばらしい取組であるというふうに思いますので、この件をやはり市民と一体となって、この事業が推進されるように取り組んでいただきたいと思えます。

あと、環境省は、日本で消費される衣服と環境負荷に関する調査を実施し、ホームページで公開をしています。それによりますと、服を手放す手段は、大きく三つあり、一つ目は、リサイクルショップやフリマアプリ等を通じ、古着として譲渡や売却をする。二つ目は、地域や店舗での資源としての回収。三つ目は、可燃ごみ、不燃ごみとして廃棄する。現状は、三つ目の可燃ごみ、不燃ごみとして廃棄される割合が66%と最も高く、一つ目のリユースや二つ目のリサイクルなどは、合わせて34%となっているようであります。可燃ごみ、不燃ごみとして衣服を廃棄する理由のほとんどが、手間や労力がかからないからとのこととあります。そういったことを受けて、国による使用済製品等のリユースに関する自治体モデル実証事業で紹介されている先進事例について、2点ほど御紹介をしたいと思います。千葉県多古町の取組として、「こども用品リユース広場」というものがございます。不要になった子供服やおもちゃ、あるいは制服、体操着、ランドセルなど、リユースショップで扱えないものを必要とする誰かに使ってもらう橋渡しのサービスになります。物の受渡しは、市民同士で行い、職員の負担は、そんなにあります。オンラインで「譲ります」などの登録が可能で、大変利用しやすくなっています。子供は、どんどん成長するので、まだまだ使えるのに着られなくなったり、使えなくなったりするものがどんどん出てまいります。本市においても、本年からスタートしたこども子育て課と民間との共同で、こういった取組ができないものかお考えをお聞かせください。

○市長（下平晴行君） こども子育て課では、現在、子育て支援センター「はぐくみランド」において、主に乳幼児が使用する衣類やおもちゃなどを中心に、利用者同士で無償交換できる「おさがり広場」を毎月開催しています。一方、多古町の取組は、高校生までを対象とした幅広い年齢層の方が利用可能なものであるというふうに認識しています。現在、本市においても不要品のリユースに取り組んでいますし、市内の民間事業者や、制服等に関しては各学校のPTAでの取組があるように伺っています。現状、様々な活動がある中で、こども子育て課としてどのような関わりを持っていくことができるのか、調査・研究をしまいたいというふうに考えています。

○17番（小野広嗣議員） 今市長が答弁されたように、この子供服等のリユースについては、資源の有効利用やごみの発生抑制、そして何より子育て世帯のサポートにもつながるといふことでありますので、大変有意義な取組ではないかと思っております。今答弁されたように、しっかり調査・研究を行っていただきたいと思います。

あと、愛知県豊田市では、本市もこれに近い事業が株式会社E C O M M I Tと始まってはいるのですが、中身の形態として紹介しますと、令和3年から民間企業とのリユースの促進に関する協定を結び、企業と行政が一体となってごみの減量を進める取組を行っています。家庭での不要品をサイトを通じて欲しい人にリユースすることで、ごみの発生抑制や資源の有効利用などの環境負荷の低減が図られています。具体的には、パソコンのインターネットやスマートフォンのアプリを利用することで、家庭で不要になった家具や日用雑貨、自転車等、まだまだ使えるものの引取り手を無料で探すことができる仕組みとなっています。本市もそれに近いものに今取り組んでいますけれども、その中身の精度を上げて、こういった事例を参考にして取り組んでいただければなと思っておりますが、いかがでしょうか。

○市長（下平晴行君） 本市では、株式会社マーケットエンタープライズと令和6年10月に協定を締結し、「おいくら」をホームページ上で公開しているところであります。ほかにも様々な媒体がありますので、順次取り組んでまいりたいと考えています。また、粗大ごみの個別回収に取り組んだ要因として、リユースへの方向転換を図った経緯もありますので、豊田市を参考に本市の取り組める方向性を検討して、さらなる流通の推進に努めてまいりたいというふうに考えています。

○17番（小野広嗣議員） ぜひ、そのように取り組んでいただければと思います。

それでは、少し視点を変えて、給水スポットの設置ということで質問をしたいと思います。近年、誰でも無料でマイボトルに飲料水をくむことができる給水スポットの普及が進んでいます。マイボトルの携行による給水スポットの役割は、気候変動、海洋資源の保護に関わるプラスチックごみを削減する具体策として、持続可能な社会実現へ向けて注目を集めています。本市もそうですが、2050年までのゼロカーボンシティの実現に向けて、マイボトル利用の推進と給水スポットを市内各所の運動施設や公共施設に積極的に設置している自治体も増えてきています。これは、市民へのSDGsや熱中症予防対策等の啓発にも大いに役立っているようであります。志布志市においても、このSDGsの観点や熱中症予防対策、併せて安全で高品質の志布志市の水道水の活用促進にもつながるこの給水スポットを公共施設等へ設置できないものか、市長のお考えを伺いたいと思います。

○市長（下平晴行君） 循環型社会の実現は、資源の持続可能性を確保しつつ、自然環境の保護に寄与することと認識しているところであります。給水スポットの設置やマイボトル利用などの取組を並行して進めることは、環境と健康の両方を守ることができる手段の一つであるというふうに考えています。プラスチックごみ削減の推進や熱中症対策の観点から連携協定を結んでいる自治体もあるようでありますので、調査・研究して検討してまいりたいというふうに考えていま

す。

○17番（小野広嗣議員） その効用については、市長も十分理解をされていると思いますので、ぜひとも先進事例の調査・研究を進めていただきたいと思います。

あと、関連ですけれども、志布志市は、プラスチック・スマートに参画をしているわけですね。このプラスチック・スマートとは、ポイ捨てなどにより回収されずに、河川などを通じて海に流れ込む海洋プラスチックごみが世界中で日々大量に発生し、地球規模での環境汚染が懸念されるため、個人、企業団体、行政などのあらゆる主体がそれぞれの立場でできることを行い、プラスチックと賢く付き合っていく取組であります。使い捨てるプラスチックを使うことを控え、マイバック、マイボトルを使用し、少しでも海洋ごみにならないような取組も現在広がりつつあります。そして、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律が成立して以降、環境汚染の原因ともなるプラスチックごみを減らすため、国民生活の中で「3R」、「5R」の実施と、プラスチックの資源を使い続ける資源循環を促進し、サーキュラーエコノミーへの移行が加速され、全国の自治体においてもプラスチックごみゼロ宣言がなされ、行政や地域住民、企業団体などが団結して環境問題に取り組む機運が高まっています。未来の世代を守るため、志布志市においてもこのプラスチックごみゼロ宣言をしっかりと行い、「5R」をさらに推進し、環境問題に積極的に取り組む姿勢を明確に示してはいかかと思いますが、お考えを伺いたいと思います。

○市長（下平晴行君） プラスチックは、軽くて柔らかく、丈夫な素材で、身の回りの様々な製品に利用されていますが、海洋プラスチックごみ問題が起こっています。本市では、プラスチックについては、容器包装プラスチックだけでなく、硬質プラスチックの回収も行っており、プラスチックごみ削減に向け、リサイクルを積極的に進めているところであります。特に、ペットボトルについては、製品の状態もよく、以前は繊維やトレー等が主流でありましたが、現在はボトルからボトルになる技術が進んでいるところであります。現在の環境は、先人から受け継いだ貴重な財産でありますので、これからも「5R」に加え、循環経済を積極的に推進し、ごみゼロを目指してまいりたいというふうに考えています。

○17番（小野広嗣議員） プラスチックごみゼロ宣言は、どうですか。

○市民環境課長（村山 睦君） 現在、志布志市では、プラスチック・スマートに賛同し、自らも積極的に行動をしていく考えでございます。プラスチックごみゼロ宣言についても、また他自治体等を調査・研究してまいりたいと考えています。

○17番（小野広嗣議員） 分かりました。先進自治体がそういった宣言をされています。市長の肝煎りでやっている事業でもありますので、ぜひ前向きにと思います。

下平市長は、職員時代から循環型社会構築のために率先してその旗振り役を務めてこられたと私は理解をしています。また、市レベルでのリサイクル日本一の志布志市こそ、この循環型の経済モデル、社会モデルを積極的に目指すことによって、さらなる市のブランディングになると思いますし、資源循環を促進することで環境負荷の軽減や経済の活性化等につなげ、物とともに豊かさが循環する暮らしやすいまちをつくっていくことができるのではないかと思います、この

項の最後に、市長のこのサーキュラーエコノミー（循環経済）の実現を目指す決意をお聞かせください。

○市長（下平晴行君） 「消費は美德」という考えから、大量生産、大量消費、大量廃棄の社会経済活動は、環境負荷の増加、資源の枯渇、生物多様性の喪失など深刻な問題を引き起こしてきたところであります。本市の環境行政は、今ある資源を長く使うという考えの下、「美しい地球を子供たちに」を基本に、安心して暮らせる持続可能な社会を目指して取組を進めてきたところであります。これらの課題を解決するためには、先ほどありましたように、循環経済（サーキュラーエコノミー）への転換が求められています。引き続き、行政と市民、事業者等が一丸となって、あらゆる主体が自分事として理解、行動するような取組を進め、循環経済の実現を目指してしっかりと対応してまいりたいというふうに考えています。

○17番（小野広嗣議員） ぜひとも、今後ともこのサーキュラーエコノミーの促進に向けて、全力で取り組んでいていただきたいと思います。

それでは、教育長のほうにお聞きをしてみたいと思います。このGIGAスクール構想第2期、いわゆる「NEXT GIGA」は、第1期が道具をそろえる段階だったのに対して、その道具をどう使うかに焦点を移したことが特徴だと思います。例えば、子供一人一人に合った学習を進めるためのAIアプリや先生が簡単に授業設計できるツールの導入など、これまでの持っているだけからしっかり活用する段階へ進むものと思います。そのポイントは、技術をただ使うだけではなくて、子供の学びを深めたり、先生の負担を減らしたりすることに重点が置かれている点にあると、私は思っています。教育長は、その点については、どのように受け止めていらっしゃるのかお聞かせください。

○教育長（福田裕生君） お答えいたします。

GIGAスクール構想は、子供、教職員共にメリットがあると考えています。一人1台端末と高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、例えば、特別な支援を要する子供を含め、多様な子供たちの学びがさらに個別最適化され、子供たちの資質・能力を一層育成することにつながっていると捉えています。一方、教育ICT環境を整備することによって、校務支援ソフトを活用し、成績処理や出席状況の把握、教職員の勤務時間の管理等を行っています。また、教職員間で教材やワークシート等を共有することなど教育データを蓄積したり、相互に利活用するような環境整備を行っており、こういったことが教職員の業務改善に直接つながっていますので、今後もこのことは進めてまいりたいと思っています。

○17番（小野広嗣議員） 今教育長から答弁をいただきましたが、教育現場の中でそういったふうに教育DXが進んでいるとするならば、ますます教職員の皆さんのスキルアップが求められてくると思うわけです。例えば、子供が興味を持つようなアプリを選んだり、データを活用して苦手な子供をサポートしたりするスキルも、当然、重要になってくるわけですね。そして、これまでは、教科書をベースに授業を展開することが主だったわけです。今後も紙ベースも続くわけですが、今後は、この技術と教育を組み合わせる視点が欠かせないと思っています。無料の

オンライン講座で基本を学んだり、先生向けの活用研修も増えていくでしょうから、そうした機会をしっかりと活用し、スキルアップを図れる機会を何とんでもこの教育委員会としてもしっかりと用意していただいて、第2期の変化に対応できるように取り組んでいただきたいと思います。その点いかがでしょうか。

○教育長（福田裕生君） 教育委員会といたしましては、情報教育に関する研修会をしっかりと開催し、内容を充実することが重要だと考えています。毎年開催していますけれども、その年その年に合った内容等を工夫することが、私は重要だと考えています。本市につきましては、鹿児島大学の教員を本市の情報教育アドバイザーとして招聘したり、ICT支援員を適切に派遣したり、校内研修に関しても実技を伴う研修を盛り込むなど、様々な形で研修の場を提供するようにし、そのことが教員の活用能力を高め、ひいては子供たちにとって有効に活用できるような状況をつくっているところでございます。

○17番（小野広嗣議員） 年度年度の捉え方に関しては、これまでもその都度、教育長がそういった答弁をされてきた記憶がございます。分かりました。

あと、昨年4月に文部科学省より公開された教育DXに係る当面のKPI（重要業績評価指標）は、いわゆるハード面、ソフト面に係るインプットのKPIと個別最適・協働的な学びの充実や情報活用能力の向上などのアウトカムのKPIの両面がありますよね。そうした場合、この点については、本市でもホームページ等を通じて既に公表をされていますが、令和7年度におけるこのKPIの達成に向けた今後の取組について、お聞かせをいただきたいと思います。

○教育長（福田裕生君） 教育DXに係るKPI、すなわち目標達成に向けた評価指数については、国の指針に基づいて本市においても設定をし、ホームページでも公表しているところでございます。この件につきましては、これからも成果指標を基に、その都度、本市の課題が何であるか、その解決に向けてどういう取組が必要であるかをしっかりと見極めた上で、取組を進めてまいりたいと思っています。今後は、今年度行いますタブレット端末の入替えを円滑に実施するとともに、これまでの教育の実践とICT、それらのベストミックスを図ることをより一層進めてまいりたいと考えています。

○17番（小野広嗣議員） 分かりました。

少し視点を変えますが、文部科学省が、教育委員会等が教育情報セキュリティポリシーの策定や見直しを行う際の参考として、教育情報セキュリティポリシーに関するガイドラインを作成をし、これまで随時改定を実施してきています。児童・生徒の学び方、教職員等の働き方の変化に合わせて、学校現場にて必要とされる教育情報システムや情報セキュリティは、日々変遷を遂げており、ガイドラインも時代の要請によって改定を行ってきており、本年3月にも改定を行ってございます。この点に関するこれまでの教育委員会の対応方と、今回の改定を受けてどのような検討が現在なされているのか、お聞かせください。

○教育長（福田裕生君） 本市でも情報セキュリティポリシーにつきましては、令和3年度に一応策定していますが、その都度、改定を重ねているところでございます。今後も文部科学省の方

針等を十分に踏まえた上で、本市にとっての課題が何であるかと、また発生している様々な事案等も勘案しながら、本市独自の指針等も付加しながら、子供たちにとって、また教職員にとって、より良い状況をつくってまいりたいと思っています。

○17番（小野広嗣議員） 既に御存じかと思いますが、国のほうでは、この教育情報セキュリティポリシーハンドブックを公開して、その活用方も求めていますので、しっかり活用して行ってほしいと思っています。

あと、先ほど出ました様々な校務に関する事務処理機能が統合された統合型校務支援システムは、本市の学校でも既に導入されています。システムがインターネットに接続されていないと、自宅や出張先、あるいは災害時に利用が困難であったり、例えば学習系、教育行政系、福祉系のデータなどと連携できないなどの課題があるほか、校務の中でも教職員と保護者、児童・生徒間の連絡においては、デジタル化が進んでいかないと、依然として紙や電話でのやり取りもまだその主流にあたりていますね。そうした場合、この問題を解決するためには、インターネット経由で利用できるクラウド型システムに切り替えることで、場所にとらわれずにアクセスができるようになります。当然、もう御存じだと思います。保護者や児童・生徒への連絡にも利用可能であり、連絡作業の事務負担を軽減することができます。当然、第三者がアクセスできないよう、個人情報の漏えいを防ぐための強固なセキュリティ対策の導入も必須ではありますが、ネットワーク環境の見直しやセキュリティ対策の強化をすることによって、校務支援システムの利便性を高めていくことが可能となっています。教職員の働き方改革という視点においても、この校務のデジタル化のさらなる推進は、重要であろうと思います。これらの点について、教育長は、どのように受け止めていらっしゃるのか、お聞かせをください。

○教育長（福田裕生君） 議員から今御指摘のあった点については、本市においても大きな課題であると捉えています。文科省が示すK P Iでは、令和11年度までに次世代の校務支援システム導入済みの自治体の割合を100%、それから教職員の働き方改革にも資するロケーションフリーでの校務処理を行えるようにすることも100%を目指していますので、本市につきましてもそういった達成を目指すところでございます。現在、鹿児島県では、次世代校務支援ソフトの導入に向けまして、各市町村と県が連携をしながら、県内の公立学校の全ての教職員の業務改善と児童・生徒の学びの充実等につなげるために、ライセンスの共同調達をする動きもございます。そのため、現在使用している校務支援システムの更新を1年で行い、県の動き等に合わせながら柔軟に対応ができ、そしてそのことが保護者、学校、関係部署等もつながりやすくなって、活用がしやすくなるような状況をつくってまいりたいと考えています。

○17番（小野広嗣議員） 分かりました。教育長、「NEXT GIGA」ですよね。ここでは、今議論していますこの校務のデジタル化、校務DX、これをすごく重要施策として位置づけているわけですね。成績や出欠管理など複数の校務システムを統合・連携したり、教職員のスキルアップのために段階的な研修プログラムを提供したりしています。そういった意味では、こういった取組をしっかりと活用していただきたいなと思って、今回質問させていただいています。

十分御理解していただいていると思います。

あと、昨年4月より小学校5年生から中学3年生を対象に英語の学習用デジタル教科書が無償で提供され始めました。デジタル教科書の本格的な導入により、全ての児童・生徒がデジタル教科書の利点を享受できるようになってまいりました。今後、段階的に算数、数学のデジタル教科書も無償化される予定であります。こういった流れに対する学校現場における対応といえますか、準備はしっかりできているのか、その点について、お聞かせをください。

○教育長（福田裕生君） 学習者用デジタル教科書につきましては、文部科学省の実証事業によりまして、英語につきましては、全ての小学校5・6年生及び中学校1年生から3年生までに学習者用デジタル教科書を導入しています。また、同事業によりまして、市内の8校の小学校と2校の中学校に算数、数学の学習者用デジタル教科書を導入しており、現在、教育効果を検証しているところでございます。今後の導入につきましては、全国的な実証研究や財源等を踏まえつつ、様々な観点から十分に検討し、導入に向けて考えてまいりたいと思います。それにつきましては、従来の紙ベースの教科書、それからデジタル教科書をベストミックスさせるために、どういう在り方が一番いいのかといったようなこと等も課題になってまいりますので、ここは丁寧に進めてまいりたいと思います。

○17番（小野広嗣議員） 理解をいたしました。

あと、国のほうでは、先端技術を活用する実証実験が、その都度、行われています。実証実験を通じて学校が抱える教育課題の解決を目指しており、検証される最先端技術の例としては、画像認識、音声認識、メタバース、AR、そしてVR、そして有名な生成AIなどがございます。こういった取組に対する情報をしっかりとつかみながら、そこへ向けての教職員の皆さんのスキルアップ体制を整えていかなければならないと思うわけでありましたが、その点についてもお聞かせください。

○教育長（福田裕生君） 様々な技術の進歩とともに、最新の教育技術も多く出てきています。本市につきましても、ICT機器を活用したプログラミング教育であるとか、生成AIの活用についても取り組んでいる学校もあります。また、小学校1校、中学校1校がICT推進校として自主的な研修を深めているところでございます。教育委員会につきましては、こういった先進的な研修を積極的に進めている学校の良い事例等を、また他の学校に紹介しながら広げてまいりたいと考えていますし、夏季休業中に毎年行っています情報教育に関する研修会もその内容等を十分充実させた上で、どの先生方にとりましても研修したことがすぐに子供たちのために活かせるような状況をつくってまいりたいと思います。しかしながら、一方で、こういった電子機器等が健康に与える影響等についても取り沙汰されていますので、本市につきましても、そういう健康上の課題等も併せながら、ここは丁寧な進め方が必要であると考えています。

○17番（小野広嗣議員） 分かりました。今教育長が後段で言われたことは、後でちょっとお聞きをしたいと思っています。

あと、このMEXCBT（メクビット）の活用促進についてもお聞きをしておきたいと思いま

す。教育長は、既に御存じであろうと思いますが、このMEXCBTは、文部科学省が提供する公的CBTシステムで、オンライン上で学習や試験が行えるプラットフォームです。本市の小・中学校でも既にこのMEXCBTに登録をしていますが、GIGAスクール構想第2期においては、内容のさらなる充実や活用の推進が図られる予定で、全国学力・学習状況調査では、児童生徒質問調査にMEXCBTが活用をされています。2025年度は中学校の理科の学力調査をMEXCBTで実施予定ですし、2026年度以降はMEXCBTを利用した学力検査の対象強化を中学校で拡大予定にしています。この点に関する教育長の受け止め方と申しますか、捉え方について、お聞かせをください。

○教育長（福田裕生君） 本市につきましては、全ての学校がMEXCBTへの登録をしています。MEXCBTを活用することで、国などの公的機関等が作成した問題を活用できたり、動画等を活用してMEXCBTならではの問題に取り組んだりすることが可能となります。ですので、幅広い形で子供たちは、学びの場を得ることができると捉えています。また、問題によりましては、自動採点等がされることもありますので、このことが教職員の働き方改革の一つにもつながっていると思っています。今後は、やはりその活用の在り方等については、全国の事例等をよく研究しながら、本市にとってどういう活用の仕方がいいのか見極めながら進めてまいりたいと思います。

○17番（小野広嗣議員） 今後のこととして質問をさせていただいたわけですが、分かりました。

あと、このGIGAスクール構想の下で整備された一人1台端末の更新の在り方については、教育長のほうにも昨年12月一般質問でお聞きをしています。本年度の施政方針の中で、「県の共同調達での着実な端末更新に向けて、適切に取り組むとともに、使用済端末の再使用・再資源化についても、法令を遵守した適切な対応に努める」と触れておられましたので、一定の理解をいたします。このGIGAスクール構想の当初では、全国的に機材不足、端末の一斉調達は、実際のところ困難でしたね。また、端末調達には、コスト管理の視点も当然あります。しかし、真に必要であれば、補助単価が上回ってでも、この子供たちにとって最適であることを僕は重要視してほしいなというふうに思っているんですね。端末の更新時期については、68%の市町村が2025年度、本年度になる見込みなんです。本年度に更新がほぼ集中するんですね。そしてまた、Windows10のサポートが10月で終了すると、法人市場もPCの更新の需要が増加するわけです。一点に集中するわけです。そうしたときに、大変に心配をするわけですが、今後、安定的にそえられるのか、また子供たちにとって最適であることを重要視した調達が可能なのか。その点について、お聞かせをください。

○教育長（福田裕生君） 本市につきましては、本年度10月までに新しいタブレットが子供たちに行き渡るのを目指して、鹿児島県の共同調達で決定した導入業者等と調整を図りながら、事務手続を進めているところでございます。現時点につきましては、予定どおり更新できる見込みとなっています。また、今回の更新に当たって、県の共同調達で示された仕様から、安全性であるとか利便性などを重視しながら、そういった機種を選定し、また家庭へ持ち帰っての学習が通信

環境に左右されないよう、LTEモデルのタブレットを導入するように考えているところでございます。

○17番（小野広嗣議員） あと、ちょっと関連しますけれども、いわゆるこの学習用デジタル教科書の活用とか、オンライン学力調査とかいうものを今後行っていくためには、安定したネットワーク環境が必要になってきます。昨年6月、文科省が学校のネットワークの現状について、その調査結果を公表し、「必要なネットワーク帯域を満たしている学校は、2割程度にとどまる」と推計をしています。その上で、文科省は、2024年度全ての学校で回線速度を計測、把握し、既に終わっています。2025年度課題を抱える全ての学校でアセスメントを実施し、必要なネットワーク速度を確保するとしていますが、本市の学校のネットワークの現状は、大丈夫なのか、お聞かせをいただきたいと思います。

○教育長（福田裕生君） 本市につきましては、令和6年度に回線速度の調査を実施したところでございます。17校の小・中学校が必要なネットワーク速度を確保できています。しかしながら、確保できていない小・中学校が4校ございましたので、機器の調整などにより対応しています。現在、学習に支障を来している状況はございません。しかし、全体的に整備当初から年数がかなり経過していますので、今後、機器の更新による改善も含めて、安定したネットワークの環境の構築に努める必要があると思っています。

○17番（小野広嗣議員） ただいまの教育長の答弁をお聞きして、少し安心をしたところであります。今後、すさまじい勢いでDXが進みますので、こういったネットワーク環境の整備というのは、随時行っていただきたいなというふうに思っています。

もう1点ですね、確認しておきたいことがございます。昨年11月に行われた第2回志布志市総合教育会議で、志布志市学びの多様化に係る基本構想策定検討委員会における委員の発言として、大変気になる発言を目にしましたのでお聞きをします。「本市の不登校の増加とGIGAスクール構想に相関性があるのではないか」という意見が出されていますが、その点については、エビデンスがしっかり取れているの発言となっていたのかどうなのか、またその点についての当局の受け止め方、答弁は、どうだったのか、そこをお聞かせください。

○教育長（福田裕生君） こちらにつきましては、学びの多様化に係る基本構想策定検討委員会の協議において、委員から確認として出されたものでありました。不登校児童生徒数の増加とGIGAスクール構想との相関があるとかないとかいったような内容で言われた発言ではなくて、「ないですよ」といったような確認での発言でございました。私どもといたしましては、不登校の増加とGIGAスクール構想に関係があるというふうには全く考えておりません。

○17番（小野広嗣議員） エビデンスが取れていない事項で議論をするというのが、僕は、よろしくないなとすごく思っているものですから、聞かせていただきました。安心しました。

あと、GIGAスクール構想第2期では、学習用端末の更新をはじめ、様々な取組が実施されることにより、子供たちの学びがますます充実し、教育の質が向上すると期待されていますので、今後へ向けての教育現場での円滑な推進を期待して、教育長への質問は終わりたいと思います。

最後に、教育長のこのG I G Aスクール構想第2期に対する思いをお聞かせください。

○教育長（福田裕生君） 私は、こういった形で教育を進めるにしても、教育の目的ということをしかりと認識しておく必要があると考えています。つまり、教育の目的は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた、心身ともに健康な国民の育成を期して行わなければならない、これは、デジタル社会が進む中であっても、このことを踏まえて教育を推進していくことが非常に重要であるという認識でございます。一人一人の児童・生徒がデジタル機器等の正しい活用の仕方を、これは、段階的に身につけさせていくことが必要ですので、そのためには、教職員も子供とともにICTのより良い利活用について学びながら、多様な人々と協働し、社会的変化や課題を自分事として乗り越え、そして持続可能な社会のつくり手となる人材を共に育成することが重要であると、そのような認識でございます。

○17番（小野広嗣議員） 最後に、市長のほうに申し上げたいと思います。市長も仁徳天皇の故事は御存じかと思いますが、仁徳天皇は、人々の心を第一に、庶民の生活をより良くしようと尽くした方でありました。民のかまどの煙の状況を見て、庶民の暮らしぶりを判断したと言われております。市長もぜひとも市民の暮らしぶり、かまどがどういう状況なのかをしかり把握していただいて、打てる手は全部打っていく。それが行政の仕事の在り方だろうと思いますので、これまで以上に市民の声に耳を傾けていただきたい。最後に、そのことに対してのお答えを求めておきたいと思っております。

○市長（下平晴行君） 私自身、これまで多くの現場に伺い、多くの市民の皆様の切実な声を聴いてきたところであります。また、職員に対しても市民の皆様の声を真摯に受け止め、対応することができるよう、現場主義の徹底を図ってきたところでもあります。仁徳天皇が人家のかまどの煙が立ち上がっていないことに気付かれたときのように、全国的に物価高騰による影響を受けている状況であり、本市としても国の臨時交付金等を活用しながら、緊急度などを勘案しながら、必要な対策を続けているところであります。今後も引き続き、誰一人取り残さないよう、支援を必要としているところに必要な支援が行き届くよう、市民の声を聴き、対応し続けてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○17番（小野広嗣議員） 終わります。

○議長（福重彰史議員） 以上で、小野広嗣議員の一般質問を終わります。

ここで、しばらく休憩します。



午後0時02分 休憩

午後1時05分 再開



○議長（福重彰史議員） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

次に、8番、野村広志議員の一般質問を許可します。

○8番（野村広志議員） 改めましてこんにちは。会派、志みらいの野村広志であります。今年

は、例年になく何か早い梅雨入りでありましたが、昨今の異常気象等を考えますと、不安定な天候が長期にわたって大変気になるところであります。長雨等によって想定外の大規模な災害がいつ発生するかも分かりませんので、危機感を持って備えられるべき準備については、怠りのないよう備えていただきたいものだなとお願いをしておきたいと思えます。

それでは、通告をしておりました2点について、質問をしてみたいと思います。

まず、1点目であります。有害鳥獣被害対策について、お聞きをしてみたいと思います。この質問は、これまでも多くの同僚議員が何度となく質問を繰り返されていますが、言い換えれば、それほど本市の基幹産業である農業の従事者や近頃では市民生活においても深く影響し、被害に悩まされ、不安を感じられている市民が多くいらっしゃる表れではなかろうかなと思えます。また、有害鳥獣による被害は、農業者にとっては経済的損失だけではなくて、営農意欲の減退による耕作放棄や離農につながるなど、被害額以上の影響もあると危惧をしています。また、近年、市民の生活圏内でも有害鳥獣の目撃情報が多く寄せられるなど、産業振興や安全・安心なまちづくりの面からも重要な課題であるなど感じています。本市としても有効な対策を打つべく鋭意努力されていますが、農業者や市民にとっては、その成果としての個体数の減少や被害の縮小は実感しづらく、ますます危機感が高まっているような状況にあるのではないかと感じています。この有害鳥獣という、まさに自然との対峙については、なかなか人の力ではコントロールしきれない、ゴールの見えない戦いでもあるのかなと考えています。被害対策の強化を怠れば、現状維持も困難になることは明白であると言えます。そこでお聞きいたしますが、志布志市鳥獣被害防止計画が作成されていますので、これを踏まえて幾つか質問させていただきたいと思えます。まず、被害の状況であります。有害鳥獣別の捕獲個体数と被害額ベースにおける現状についてをお聞かせいただけますか。

○市長（下平晴行君） 野村議員の御質問にお答えします。

令和6年度の被害状況として、イノシシによる農作物被害額が107万5,000円、サルによる作物被害額が1万6,000円となっています。また、タヌキ、アナグマによる庭や菜園の掘り起こしなどの被害額の算定が難しいものもあります。令和6年度の捕獲頭数としては、イノシシ1,171頭、タヌキ536頭、アナグマ343頭で、有害鳥獣全体で2,116頭の実績となっているところでございます。

○8番（野村広志議員） 今答弁いただきましたが、被害額の算定には大変なかなか苦慮されているのかなと感じ取ったわけです。これら算出された数値については、数字で示された以上、基になるデータというか根拠があるろうと思えます。どういったものを根拠にしながらこの数字を算定されているのか。その点について、少しお聞かせいただけますか。

○農政畜産課長（萩迫和彦君） お答えいたします。

被害額の数値の算定としては、農業共済組合、それから市への捕獲依頼相談による被害を基に、現地確認と被害者への聞き取りにより算出をしているところでございます。直接、猟友会に相談している案件もあることから、実際の被害額については、この金額よりも多いというふうには考

えています。

○8番（野村広志議員） この被害額については、あくまでもこれは通報ベースであり、実際の被害状況を表した数値とは若干、これは差があるのかなということは私も感じているところでもあります。そこで、より実態の把握に効果があるのではないかと思われるICTを活用したネットワークシステムの導入について、少しお聞かせください。地域住民に協力を呼びかけて、目撃情報であったり被害情報、捕獲情報などをタブレットやスマートフォンからクラウドを活用してデータベース化し、分析の結果を地図や画像、グラフで公表する。さらには出没の検知やわな捕獲検知の各種センサーと地理情報を連動させたシステムを併用すると、人の目と機械の目で監視が強化され、鳥獣の行動歴や生息数、被害の実態をよりの確に把握でき、捕獲や侵入防止の効率化を図ることができるシステムが既に構築をされています。そこで、今申し上げましたようなICTを活用した総合的な鳥獣被害対策システムの導入について、現在まで検討がなされたことがあるのか、また今後検討していく見込みがあるのか。その点について、お聞かせいただければと思います。

○農政畜産課長（萩迫和彦君） ICT機器につきましては、令和3年度に狩猟わな用の発信機を導入しまして、全猟友会員へ支給をしているところでございます。また、志布志市公式LINEにつきましては、有害鳥獣の目撃情報を共有できるように整備してあるところでございます。今御紹介いただきました総合的なシステムの導入につきましては、これまで検討をした経緯はあるところでございますが、導入には至っていないところでございます。猟友会長と協議をした結果、「まずは、捕獲報償金の増額を検討してほしい」という意見がありましたので、そのことについて優先して取り組んでまいりたいというふうに考えています。

○8番（野村広志議員） 猟友会のほうにおいて、「捕獲報償金を増額してほしい」という声は、多く聞かれるところでもあります。このことを優先して取り組みたいとの答弁でありましたので、それ以上はお聞きしませんが、またこの後、これは、同僚議員のほうでも同様の通告がなされているようであります。その件については、そちらのほうで詳しくやっただければと思います。

では、ICT等の活用であります。先進事例等として、被害が深刻な自治体の中では、目撃の情報や被害情報をタブレット・スマートフォンによって収集、分析、公表するネットワーク型の鳥獣被害対策システムを導入して、関連情報が見える化することによって被害防止の効果を上げている自治体も多くあるところです。本市でも猟友会や職員による現場の確認や通報等による監視を行い、捕獲実績を踏まえて状況の把握がなされています。また、公式LINEにて目撃情報の共有はなされているようではありますが、地域全体での情報共有はなかなかまだ至っていない現状ではなかろうかなと思います。そこで、いま一度ICTを活用したこの総合的なシステムの導入について、今後の見込みについてはどのようにお考えなのか、その点について、少しお聞かせください。

○農政畜産課長（萩迫和彦君） このICT等の新技術を活用して効率的な被害対策を推進する

ということで、農林水産省につきまして交付金の支援もあるというふうに認識をしています。今言われたようなセンサーカメラを活用したり、そしてスマホのほうにアプリを入れて、いろんな状況が確認できるというようなシステムであろうかと思えます。また、このことにつきましては、猟友会の方々とも情報共有をいたしまして、どういったものがあるのかというようなことも含めて、今後、検討材料とさせていただければと思えます。

○8番（野村広志議員） 総合的なシステムの導入については、かなりこれは進んだシステムが構築されているようであります。今後、十分に御検討いただきたいなど、猟友会のほうとも御協議いただきたいと思えます。また、そのことと併せて、私の思いは、被害対策にやはり地域ぐるみでの取組の必要性を強く感じています。地域住民自らの意識が極めて重要であり、猟友会と連携した捕獲体制の整備や集落ぐるみでの防護柵や箱わなの共同設置・管理を行うなど、現在の個人主体の防止対策に地域の組織力をプラスした対策強化が効果的ではないかなと考えています。では、この点について、当局としては、どのようにお考えなのかお聞かせいただけますか。

○農政畜産課長（萩迫和彦君） 被害対策といたしまして地域ぐるみでの追い払い活動等が実践することができれば、被害防止の効果はあると考えています。現在、地域ぐるみでの対策といたしまして、防護柵、いわゆるワイヤーメッシュ柵でございますが、これを共同で設置する取組を実施しています。現時点では、被害相談のあった方々へ追い払いの方法や注意点等を御説明し、自主防衛をしてもらっているところでございます。また、箱わな等につきましては、必要な知識と資格がいることから、安全性を考慮すると、猟友会員の協力は必要不可欠と考えますので、実施可能な対応等について意見を聴いてまいりたいというふうに考えています。

○8番（野村広志議員） これは、実際に猟友会の方にお話を伺いますと、「捕獲は、その地をよく知っている地域住民で完結することが本来望ましく、被害が深刻な農産地や自治会単位での捕獲隊の結成が理想ではないかな」と話されておりました。現場感覚でも「捕獲の強化には、地域ぐるみは必須ではなかろうか」という御意見のようでありました。やはり、こういったことを推進するということは、今答弁があったとおり、地域住民や行政が猟友会と意見交換等を行ったり、被害対策の専門家による研修会を行ったり、地域全体で取り組む機運を醸成していくことが重要ではなかろうかなと思えます。そこでお聞きいたしますが、自治会を通じた座談会の開催や鳥獣被害対策研修会の開催等、鳥獣被害防止計画の中にはそういった記載が見当たりませんでしたので、これらの現状を鑑みて、今後の地域住民を交えた研修会や被害防止対策強化を図っていく予定はないか、その点について、お聞かせいただけますか。

○農政畜産課長（萩迫和彦君） 地域での座談会や研修会につきましては、地域全体に被害があり、自治会等から相談があった際に実施をしています。実績としては、市の認定農業者会での講習会や有明地域での自治会で鳥獣被害相談会を実施したところでございます。今後は、出前講座等の活用を行いまして対応してまいりたいと考えています。また、現在の鳥獣被害防止計画でございますが、計画期間が令和6年度から令和8年度までの3年間となっています。次回の見直し時期に被害の状況も踏まえた上で、専門アドバイザーの意見も聴きながら、必要に応じて計画に

盛り込むなど対応してまいりたいと考えています。

○8番（野村広志議員） 冒頭申し上げましたけれども、近年、農用地だけにはとどまらず、市民生活エリア内でも被害が広がっています。そういった意味でも、市民にも広く周知するという意味合いもあろうかと思えますので、今回こういった研修会等、座談会等が必要じゃないかなということで申し上げたところであります。「出前講座等に対応したい」ということで今答弁がありました。果たしてそのことが効果的なのかどうかというのも課内で十分御協議いただければと思います。鳥獣被害防止計画は、私のほうでもかなり読ませてもらって、詳細なところまで書き込まれておりました。しかし、これは、ベースになっているのは、国や県から示されたプラットホームにのっかって作成されたのかなということ、少し感じるようなものであります。志布志市の実情に合ったものが色濃く反映されたようなものにはなっていないんじゃないかなという気が少ししたところでした。3年更新ということでもありますので、志布志市の実情に合った計画になるように今後、御検討いただきたいと思いますが、もう1度、よろしいですか。

○農政畜産課長（萩迫和彦君） 今、議員のほうからありましたとおり、鳥獣被害防止計画につきましては、ある程度、国・県のほうから示されました様式に基づいて記載をしています。記載しないといけない内容等も示されていますので、そういったものを記載しているところでございます。今後につきましては、志布志市の現状を十分に把握した上で、県のアドバイザー等の意見も参考にしながら策定をしていきたいというふうに考えています。

○8番（野村広志議員） ぜひともですね、被害防止対策の成果が上がるように、実行していただきたいなとお願いをしておきます。

あと、今アドバイザーの話が出たところでした。被害対策の専門家として、農林水産省には農作物野生鳥獣被害対策アドバイザーが254名ほどいらっしゃいます。環境省のほうには、鳥獣保護管理プロという方が181名登録をされているようであります。また、鹿児島県のアドバイザーとしては、8名の専門家が登録をされています。先ほどもありましたが、本市のほうでは、令和5年度に被害防止計画の策定に向けた助言指導という形で、派遣制度を利用された実績があるようです。具体的なこの防止対策についての実績は、見受けられなかったようであります。これは、いずれも無償派遣の制度でありますので、こういった専門家のアドバイザー派遣を積極的に活用するといった考え方は、十分に持っているということもあります。計画の策定だけではなくて、当然、被害防止の対策についても、こういったアドバイザーの専門的知識や情報を得るということも必要かなと思います。そこについては、どのように考えていますでしょうか。

○農政畜産課長（萩迫和彦君） 私の今手元にあります令和7年3月現在の県が示していますアドバイザー名簿によりますと、7名ほどいらっしゃるというふうには認識しています。こういった方々の専門的な立場からの被害防止対策や動物生態学の学術的な見地からのそういった意見というものは、非常に参考になるかと思えます。そしてまた、先ほどありましたとおり、無償で受けられる支援となっておりますので、様々な場面におきまして、猟友会長の意見も聞きながら、積極的な活用をしていきたいと考えています。

○8番（野村広志議員） 最新の情報では、鹿児島県のアドバイザーは7名であったということで、そのようなものかなと思います。これは、今あったように、当然、猟友会の方々の御意見もごございますので、しっかりと関係機関の方と十分に御協議いただきながら、ぜひ活用できるものは活用していただきたいなと思っています。

関連でもう一点、この件についてですが、本市においても実際被害対策における専門家の育成は必要かなと考えているわけです。そこで、市の職員や猟友会はもとより、地域住民を対象とした人材の育成について、少しお伺いさせていただきます。国においては、令和3年度に鳥獣被害防止特別措置法を改正して、人材育成に対する交付金措置を含め、強力に支援をしていますので、今後、本市独自のこういった人材の育成の前向きな取組をぜひとも考えていただきたいなと思います。この点については、どのようにお考えでしょうか。

○農政畜産課長（萩迫和彦君） 被害対策におけます専門家の育成につきましては、まずは県の専門アドバイザーの派遣を効果的に活用していきながら、状況を見極めた上で必要かどうかの判断をしていきたいというふうに考えているところではございます。専門的な知識や技術などを持った人材がいてくれると、私どもとしても非常に心強いというふうに感じるところです。現状としては、定期的に猟友会長会を開催しまして、意見交換しながら情報共有して、有害鳥獣駆除の活動を行っている状況ですので、そういったところを踏まえながら、今後、判断をしてみたいというふうに考えています。

○8番（野村広志議員） まずは、県のアドバイザーを効果的に活用したいというようなことであります。猟友会の方々も専門的な知識を多くお持ちの方もいらっしゃると思いますので、そういった方々とも情報交換をしながら、その必要性についてぜひまた必要ということであれば、検討いただければなと思います。

では次に、被害防止対策について、四つの観点から具体的にお聞きをしてみたいと思います。まず1点目ですが、個体群管理についてお聞きをいたします。これは、鳥獣の生息数を被害が発生しないレベルに管理する、言い換えると捕獲員を増やして捕獲数の増加を図るものとして捉えています。猟友会員の高齢化や会員数の停滞、猟銃を使用できる一種、二種の狩猟免許保有者の減少を踏まえ、特に若手の捕獲者を増やす取組については、各種支援が行われていることについては承知をしています。ただ、増員のためには、狩猟をしたいという狩猟そのものの動機づけにも少し力を入れるべきだなと私は考えています。その方策として視点を変えて考えてみますと、第一に、狩猟や駆除捕獲に対する興味・関心を高める広報の質にも課題があったのではないかなと考えています。少し前になりますが、愛媛県西予市の広報紙を目にして、軽い衝撃を受けたことを覚えています。表紙は、箱わなの仕掛けの場面でありまして、有害鳥獣対策の最前線と銘打った特集記事がトップから7ページにわたって記載されておりました。被害状況や捕獲の様子や若手捕獲隊員の顔写真入りのコメントなど大変興味深く、市や関係団体、そして猟友会の方々の被害対策への強い意気込みが伝わってまいりました。また、若者をターゲットにするのであれば、複数の仕事を趣味や特技を活かして兼業するという新しい働き方や新しい生活スタイルなどを紹

介するもの、これは、一案なのかなと思っています。そこで、本市の市報しぶしや公式のホームページ、LINE等のSNSを利用した狩猟や駆除捕獲に関する広報活動について、まず、現状をお聞かせいただければと思います。

○農政畜産課長（萩迫和彦君） 広報活動としては、被害相談後、迅速に対応を求められることが多いことから、行政告知放送による注意喚起の情報発信を行っています。今後は、「寄せ付けない、侵入を防止する、個体数を減らす」取組の注意点などを含めて、普段から情報発信をしてみたいというふうに考えているところでございます。

○8番（野村広志議員） 所管課に情報を提供しておりましたので、市長、西予市の広報紙を御覧になられたことはありますか。見られましたか。

[何言か呼ぶ者あり]

○8番（野村広志議員） こちらになります。最初のページのところに捕獲をしている写真が大きく掲載されています。この西予市のほうも非常に鳥獣被害で悩まされているところでありまして、年間で被害額が4,000万円ほどあるというような市でございます。こういった広報の在り方がどうかということも十分に検証しながら、ぜひ、広報の在り方についても注意喚起や情報の発信には非常に効果的だと思っていますので、農業者向けだけにとどまらず、市民向けにも効果的な広報の告知の在り方について、いま一度御検討いただきたいと思っています。

では、2点目についてお聞きいたします。高齢化する捕獲者の負担軽減であります。例えば、捕獲の際に必要な捕獲物の撮影や助成金を申請する書類作成の煩雑な手続をスマートフォンに入力するだけで完結するデータ一元管理システムなどにより、捕獲者や担当職員の事務的作業を大幅に軽減するのではないかと考えています。また、狩猟免許を持たない地域住民の協力が得られる仕組みづくりも、大きな助けになるのではないかと思います。仮に、18歳以上の住民で捕獲サポーターのようなものが組織することができれば、箱わなの見回りであるとか、出没箇所の確認、捕獲物の運搬や捕獲行為以外で捕獲者をサポートできると思います。また、その活動に対して支援制度等も検討いただければ、実施可能なものになるのではないかなと感じているところです。こういった地域や集落において猟銃捕獲者とわな捕獲者、さらには捕獲サポーターで捕獲隊を結成し、チームで捕獲を行うことができれば、労力が分散されて軽減し、地域ぐるみでの取り組む体制づくりにもつながるものと思います。今例を挙げましたが、捕獲者の負担を軽減するための取組については、どのような考えをお持ちなのかお聞かせいただけますか。

○農政畜産課長（萩迫和彦君） 猟友会の高齢化に伴う会員確保の必要性につきましては、喫緊の課題であるというふうに考えています。そういった状況であることから、まずは新規で狩猟免許を取得してもらい、会員を増やすための取組を進めてみたいと考えているところではございます。サポート体制等につきましても、国のほうで鳥獣被害防止総合対策交付金におきまして支援措置があるようでございます。そういったことも話をしながら、猟友会長等の意見を聴いて、取組ができるのかどうかも含めまして、今後、検討させていただきたいというふうに考えています。

○8番（野村広志議員） 会員を増やす具体的な方策がなかなか提案されていないなどということを感じています。これは、通告しておりませんでしたけれども、直近で構いませんが、今、会員数の増減の数字が分かりますか。

○農政畜産課長（萩迫和彦君） 市内で現在99名だったというふうに認識しています。微減というようなところでございます。

○8番（野村広志議員） 99名ということで、今報告がありました。微減と、増えてはいないということです。会員を増やす具体的な方策をなかなか提案されておりませんでしたので、こういった提案をさせていただいています。何か効果的な取組について国の方策もあるようですので、ぜひですね、効果的なものを御検討いただきたいなど、これは、強くお願いをしておきたいなと思います。

では、3点目にまいります。捕獲後の有効活用であります。狩猟は、捕獲者自身の安全確保はもとより、野生鳥獣の命を奪い、亡骸を廃棄物として埋設や焼却処分による心理的、身体的ストレスを伴うこともあります。狩猟免許取得や捕獲意欲を高めるには、このようなストレスの軽減や捕獲者の労力が適正に評価される仕組みが必要かと思えます。廃棄物として処分する獣肉を山の恵みの地域資源として有効活用し、捕獲者にその対価が支払われる、いわゆるジビエ利用は、捕獲の強化に極めて有効であると考えています。過去の本会議や委員会等においてもジビエ利用についての様々な提言がございましたが、いずれも検討するには至っていない現状ではなかろうかと答弁があったのかなと思っています。本市の捕獲実績についても、十分にその需要が満たされるものであると思えますし、近隣自治体を含めた検討をいま一度考えてみてはどうかと思えます。現時点でのジビエ利用に対する所見をお聞かせいただけますか。

○市長（下平晴行君） 全国でも捕獲した野生鳥獣を食用として利活用していることは、認識しているところであります。しかしながら、国が示す指針においても、衛生管理に関する多くの高いハードルがあることや安定的な搬入の確保が不透明であること、需要先の不確実さ等から、現状では、ジビエ利用については考えていないところであります。まずは、猟友会の協力をいただきながら個体数を減らす取組を実施して、農作物被害を最小限に抑えたいというような取組をしてまいりたいというふうに考えています。

○8番（野村広志議員） 現在の本市の被害防止計画の中に、先ほどのフォーマットは、国のほうから示されたものに沿ってということでありましたが、捕獲後の有効利用に関するページの中で、食品やペットフード、皮革等の項目が幾つかございます。これは、有効利用に関するページであります。そのところで、実績については、当然、「該当なし」との記載になっています。しかし、被害防止計画の中に項目として記載されているということであれば、現在は該当がないということではありますが、将来的には捕獲後の有効活用についても可能性があるというふうな認識でよろしいのでしょうか。あくまでそういったフォーマットになっていたから、そこは、もう設けているというような理解なのですか。どちらでしょうか。

○農政畜産課長（萩迫和彦君） 確かにこの計画には、そういったところの項目があるところで

ございます。このジビエの活用につきましては、今、市長のほうで答弁があったとおりでございまして、衛生管理とか需要先の不確実さ、そういったもの等もございますので、ここに記載する、しないということではなくて、今後、方向性としてジビエの活用が見込めるとか、そういったのが出てくれば記載すべきかと思っておりますが、現時点では、先ほど市長が答弁したとおりでございます。

○8番（野村広志議員） 確かに公設での運営については、将来の見通し等や予算の措置等が心配される場所があるかと思えます。「困難である」という答弁には理解をしているところで、では、こういった件について、当然、近隣の自治体も同じようなことで悩んでいるのかなと思えますが、協議をされたことはございますか。

○農政畜産課長（萩迫和彦君） 以前、一般質問等でもこのジビエの活用につきましては、御質問をいただいたことがございましたので、猟友会長さん方の意見も聴いたところでございました。そのときに、どうしてもこういった食肉の加工施設が必要だと、ジビエで活用していただきたいというような意見はなかったところでございます。

○8番（野村広志議員） 近隣の自治体でもそういった話はなかったということで、よろしいですか。話になかったということですね。

○農政畜産課長（萩迫和彦君） 申し訳ございません。私どもが今得ています情報では、近隣の自治体で加工処理施設を公設で建設をすると。そしてまた、その施設の運用については民間委託を考えているというような情報は、ちょっと得ているところではございます。

○8番（野村広志議員） そういった情報等は、少し得ているというようなことであります。なかなかこれは、単独の市町村だけで設置をしていくことというのは難しい課題もあるのかなと思えますので、情報をしっかりと共有をしながら、そういった話があれば、また協議に参加いただければなお願いをしておきたいと思えます。

それと、少し視点を変えたところで見ますと、市の設置には課題が多いということは、十分に今理解をいたしました。公設公営が困難であれば、企業版のふるさと納税を活用したものであったりとか、そういったものを使いながらのパートナーエージェンシーなどを模索するであるとか、本市の企業等誘致促進事業や創業支援事業などを活用した民間のパワーを呼び込むことなど、また地域おこし協力隊なども取り組む検討をしてみてもどうかと思えます。そういった点については、協議されたことはございませんか。

○市長（下平晴行君） ジビエの利活用につきましては、先進事例の情報収集等を行うとともに、民間企業等が取り組むというようなことがあれば、市は、そのことについては支援をしてまいりたいというふうに考えています。

○8番（野村広志議員） 「これを民間が取り組むといった場合には、支援をしたい」ということで、今市長から答弁がありました。具体的にどのような支援のようなものが想定されるのか、現段階で何かお示しできますか。

○市長（下平晴行君） 現段階では説明はできませんけれども、そういう施設の設置の問題とか、

そういういわゆる行政が対応ができるようなことは、しっかりやっていきたい。それに対して、その物品等がどれぐらい必要なのかも含めて、全体的に検討していきたいというふうに考えています。

○8番（野村広志議員） 現段階ということで、仮定の話はなかなか答弁がしづらい部分がありましたので、理解いたします。ジビエ利用の第一の目的は、捕獲意欲を高めて有害鳥獣を削減することにあります。しかし、副次的には、新しいビジネスの創出や雇用促進につながる大きな可能性も秘めていると思います。したがって、単なる採算論で議論されるようなことではなくて、本市の地方創生戦略に照らし合わせた上でも、志布志市有害鳥獣捕獲対策協議会においてもぜひともこれは協議をしていただき、未来を見据えた希望の持てる判断がなされることを期待申し上げたいと思います。

最後に、4点目になります。侵入防止対策についてお聞きをいたします。現在、電気柵の購入については、鳥獣被害対策実践事業による補助がございます。今定例会においても、相談件数や目撃情報が増加しているとして補正予算が提案されており、特に農業従事者の方々にとっては大変ありがたい補助金であり、引き合いも多いのかなと思っています。そういったことがあって、今回補正につながっているのかなと思っています。一方で、侵入防止対策のグッズとして比較的導入が容易な多種の侵入防止用品がホームセンター等でも市販されています。実際に導入をして効果があったという話もお聞きしています。例えば、鳥獣が嫌がる乾燥ヒトデや硫黄カプサイシンなどを成分とした忌避剤や防鳥ネットやトタン等の金属板、あとセンサー式フラッシュライトやロケット花火などが挙げられると思います。冒頭でも触れましたが、個体数の増加により農地だけにとどまらず住宅地やまちの中にも出没して、市民生活の安心・安全が脅かされる現状が最近になって特に多く聞かれるようになりました。そこで、侵入防止対策については、電気柵以外の用品についても補助の対象の枠を広げることが可能なのか、その見込みについて、お聞かせいただけますか。

○農政畜産課長（萩迫和彦君） 現在、鳥獣害防止対策事業といたしまして、有害鳥獣対策用電気柵の購入に対しまして支援をしているところでございます。今御提案いただきました侵入防止用品につきましては、効果の有無につきまして市でも情報の収集を行っているところでございますが、電気柵以上に有効な効果があったという確かな情報を得ていないところでございます。現在、様々な新商品が開発をされていますので、都度、情報収集をしてまいりたいと考えています。またあわせて、県のアドバイザー等の専門家の意見も伺ってまいりたいと、その上で判断をさせていただければと思います。

○8番（野村広志議員） 補助対象の枠に入れるには、今答弁があったとおり、ある程度効果というものが、根拠が示されなければならないというのは十分に理解できますので、それらを踏まえて課内でも十分に御協議いただきたいと思います。

あとあわせて、最近特にサルの出没情報が頻繁に聞かれ、実際に家庭菜園の野菜であるとか、農園にも被害が及んでいると伺っています。このサル対策ですが、イノシシやアナグマ等の対策

とはまた一種違いがあるようで、猟友会でも対応には大変苦慮されているようであります。では、このサルについての対応や対策については、どのようにお考えなのか。その点について、お聞かせいただけますか。

○農政畜産課長（萩迫和彦君） 昨年度から松山地域につきまして、サルが群れで出没することが確認されています。市での対応方法としては、被害箇所における箱わなの設置、それからロケット花火や爆竹での追い払い活動を実施しているところでございます。対策としては、餌場への侵入時の追い払い作業を中心に、今後とも引き続き実施していく必要があると考えています。現段階で効果的なこれといった対策はないところですので、引き続き根気強く実施していきたいと考えています。

○8番（野村広志議員） 子ザルを抱えている母ザルも確認をされています。一つの群れに10頭から20頭ぐらいという情報で、私も確認をしたことがございますが、非常に人間なれしております。近くに来てもなかなか逃げないということで、逆にサルのほうから威嚇される市民の方もいたということです。議長、すみません、これは通告しておりませんが、教育長にお伺いできればと思います。学校の通学路にも出ているということで、小学校等でも注意喚起を何度かお願いしたところでしたけれども、そういった情報を得ているのかどうかも含めて、子供たちへの安全の確保についての考えを少しお聞かせいただければと思います。

○教育長（福田裕生君） 教育委員会も報告を受けています。その際には、農政畜産課と連携をしまして、より安全な状況がつかれるように地域の方々の見守りも含めてお願いをしているところではございますが、先ほどからやり取りをさせていただいている内容をお聞きしますと、なかなか個体数が減っていかない状況にもありますので、今後も引き続き、子供たちの登下校時または日常的に子供たちが外で遊んでいるときの安全性の確保については、関係機関と十分に連携を取りながら、情報の共有化も含めて対応してまいりたいと思っています。

○8番（野村広志議員） 通告しておりませんでしたけれども、関連がありましたので、お聞きをいたしました。ちなみに、モンキー犬を導入して効果があった地域、モンスターウルフという、これはサルを威嚇して寄せ付けない器具等も開発されているようであります。こういった器具等についても、先ほどの鳥獣の侵入防止用品として購入の補助等に検討いただければと思います。この点については、どのようにお考えでしょうか。

○農政畜産課長（萩迫和彦君） モンキー犬につきましては、安全性を考慮しながら、地域の方とも協議を行いまして、実施可能な範囲で取り組めるのかどうか検討をさせていただきたいと思っています。あと、モンスターウルフにつきましては、効果的な商品であるのか調査・研究をしてみたいというふうに考えています。また、モンキー犬等につきましては、さつま町のほうでも養成訓練がされたというような情報も得たところでしたので、県のガイドライン等ちょっと参考にさせていただきながら、猟友会のほうとも情報共有してみたいというふうに考えています。

○8番（野村広志議員） このサルの対策については、先ほどの繰り返しになりますけれども、

イノシシやほかの鳥獣とは違う対応、対策になるのかなと思います。市民の方々も非常に脅威に感じている部分もございますので、対策のほうをしっかりと立てていただければなど、子供たちのものも含めながらお願いをしておきたいなと思います。

では、このところで最後の質問は市長にお伺いしますが、鳥獣被害問題に関しては、議会内に限らず、様々な場面で質問や要望等が市長自身にも届いているかなと推察をいたします。農業者にとどまらず、市民全体にとっても経済的な損失や精神的な苦痛を強いられ、命や財産への脅威となるのがこの鳥獣問題の本質であります。本市の現状をどのように認識され、被害防止対策を今後どのように力強く推進されていくのか、市長のお考えをお聞かせください。

○市長（下平晴行君） 先ほどからありますように、近年、イノシシなどの農作物への被害が深刻化しており、地域住民の生活や安全にも影響を及ぼしているところであります。この状況を看過することはできません。「寄せ付けない、侵入を防止する、個体数を減らす」取組を軸に、今後も本市の基幹産業である農業への被害防止のため、猟友会をはじめ関係機関の情報を共有・連携して、効果的かつ持続可能な鳥獣被害対策に全力で取り組んでまいりたいというふうに考えています。

○8番（野村広志議員） 今、市長より鳥獣被害防止にかける強い意気込みを伺うことができましたので、ぜひ地域ぐるみの体制づくりについても時間もかかりますし、関係者を取りまとめる道筋を示していくこと自体は、行政の大きな責務であると思っています。そのリーダーシップの下で、ぜひとも産業振興や安全・安心なまちづくりにつながるようなことを切に希望していますので、市長のリーダーシップをお願い申し上げたいなと思います。

では、次に移ります。2番目ですね、本市のPR戦略（情報発信）の在り方についてお聞きをしてみたいです。昨今、各地方自治体では、人口減少社会への対応として公共サービス等の充実など、競争激化が見受けられます。そこで、「行ってみたいまち、住んでみたいまち」を具現化するために、本市では、どのようなPR戦略（情報発信）を行っているのか。まずは、現状分析について、お聞かせをいただけますか。

○市長（下平晴行君） 本市の現状につきましては、広報紙、ホームページをはじめ、行政告知放送、行政放送番組、デジタルサイネージ等、多様な情報発信媒体でそれぞれの特性を活かし、市民ニーズに合わせた分かりやすい行政情報の発信や市民の皆様が行政情報を入手しやすい環境の整備に努めているところであります。また、SNSの活用につきましては、令和元年度からLINEの運用を開始し、それと同時に定期配信を行い、プッシュ型の情報発信にも取り組んでいるところであります。昨年度、組織再編により新設したシティセールス課につきましては、ふるさと納税事業の成果によって、全国的にも魅力的な特産品を有する地域として認知された本市の優位性を活かし、ふるさと納税と連動させた効率的な顧客管理により、本市の魅力的な資源である人・モノ・自然・企業力などの情報発信や特産品の販売促進を行うことで、さらに志布志ファンを増やし、外部から人材・物財・資金・情報呼び込んで、域内経済の活性化を図るため事業を展開しています。シティセールス事業につきましては、昨年度10月に本市の特産品購入できる

ECサイト機能とふるさと納税寄附ができる特設サイト機能等を有した「志布志ファンサイト」を公開して、志布志ファンの獲得に努めさせていただいているところであります。今後も様々な媒体を活用し、多様化、高度化するニーズに的確に対応した効果的なPR戦略を展開しながら、志布志市の魅力を広く発信してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○8番（野村広志議員） 今、様々、市民向けの情報発信の在り方について、御説明をいただきました。外部への情報発信の在り方を示されましたが、今回、PR戦略として主に市外に向けた情報発信について、詳しくお聞きしてまいりたいなと思っております。6月3日の南日本新聞の南風録で、都城志布志道路の全線開通についての記事が記載されておりました。「全線開通を契機に、大隅半島に観光客を呼び込むチャンスと捉え、各地魅力をさらに磨き、発信する必要がある」と、情報発信の必要性が述べられておりました。そこでお聞きいたします。現状を踏まえて、今後、志布志市をどのようにPRしていくのか、国内にとどまらず、全世界に発信する情報発信の手腕の真価が問われると思いますが、志布志市には、海や山、自然、食、歴史文化、人、これは数えれば切りがないほど素晴らしいコンテンツがございます。広告宣伝下手であるとか情報発信不足であるとかやゆされることのないよう、積極的に効果的な発信の在り方について、現状を踏まえたところで今後のPR戦略についての考えをお聞かせいただけますか。

○シティセールス課長（大迫秀治君） お答えします。

PR戦略につきましては、各種計画を踏まえ、積極的に行っているところでございますが、今後はより市内外に魅力を伝えることができるようニーズの把握に努めるとともに、先進事例等を参考に調査・研究を行いながら、さらなる情報発信に努めてまいりたいと考えています。

○8番（野村広志議員） 現在進めている各種計画については、私の知る限りにおいては理解しているつもりではいます。今年1月1日に、機構改革に伴って、先ほど市長からありましたとおり、市のセールスを担うシティセールス課が新設されました。市の総合的な政策の戦略を担っている総合政策課とその役割を二分すると思いますが、シティセールス課としては、どのような戦略の下でこのPRを推進していくのか。その辺についてのお考えをお聞かせいただけますか。

○シティセールス課長（大迫秀治君） お答えします。

シティセールス課につきましては、これまでふるさと納税で培った寄附者や関係者との関係値を活かし、物産のセールスを主軸に据えたシティセールスの方針を定めているところでございます。まずは、志布志市自体のイメージアップや認知度向上を図るための総合宣伝の推進、次に、各種資源を掘り起こし洗練し、その魅力をPRする商品創出宣伝の推進、最後に、観光誘客の受入れに関するハードやソフト整備及び志布志愛やおもてなしの心の醸成を図るための受入体制の整備、この三つの施策を並行して推進することによって、相乗効果をもたらすものと考え、施策を講じてまいりたいと考えています。

○8番（野村広志議員） シティセールス課が設置されて、その役割や存在が大変注目されるわけであります。本市が誇りとする様々なコンテンツを最大限に活かして、志布志市を効果的に売り込むことは、行政の大きな責務であると考えています。あらゆる手だての可能性について、不

断の決意を持って取り組んでいただきたいものだなと願いをしておきたいと思います。

ではここで、もう1点、お聞きをいたします。本市は、首都圏に東京駐在所を設置しています。今答弁がありましたシティセールス課の方針の中で、先ほど三つの施策の報告がございましたが、今後、東京駐在所をどのように効果的に活用していくお考えなのか。その点について、お聞かせいただけますか。

○市長（下平晴行君） 東京駐在所につきましては、人・モノ・情報が行き交う大消費地である首都圏において、これまで培った企業とのつながりや営業力を活かした本市特産品の販路開拓に努めるとともに、東京駐在所を地元事業者が営業の拠点として活用していただく環境を整え、さらに首都圏において本市の特産品の販路が広がっていくように取り組んでまいりたいと考えています。また、本市へふるさと納税をしていただく寄附者の大多数が首都圏に集中していることから、寄附者とのさらなる関係性を深めるため、都内企業や団体等と連携し、本市の魅力を直接寄附者等に伝えるファンミーティングの開催やその他首都圏に在住の消費者のニーズを捉え、様々な活動を行いながら、志布志ファンの獲得に努めてまいりたいというふうに考えています。

○8番（野村広志議員） ふるさと納税の寄附者の方々とつながりを持つということは、大変意義深い取組ではなかろうかなと注視をしているところであります。では、東京駐在所では、都内の飲食店とタイアップイベントであったりとか、今答弁がありましたとおり、ファンミーティング等、関係人口の創出につながるようなPRの活動が積極的に行われているようであります。これは、

実際のところ、どの程度頻繁に開催されているのか数値で表されるようなもの、効果みたいなものを示せるものがございますか。

○シティセールス課長（大迫秀治君） 東京駐在所につきましては、コロナ禍前の人流と交流が盛んであった時期につきましては、月1回から2回のペースで事務所等に6名から8名のお客様を招待しての「ふるさと四季彩会」として、その時期にある本市の旬の食材等を活用し、志布志市を知ってもらい、好きになっていただく志布志ファン創出事業等に取り組んでいたところでございますが、コロナ禍でなかなかそういったところが滞っていた、できなかったという時期を経まして、現在、そういったコロナ禍も収束しまして、にぎわいが戻ってきたところでございます。そういった中で、改めて消費者に対して直接本市をPRするファンミーティング等の開催につきましては、昨年度構築した「志布志ファンサイト」への誘客策として非常に効果があるものと考えています。今年度につきましては、企業とタイアップを要する二、三十名のファンミーティング等を2か月に1回程度、また事務所等を活用した小規模な会等を月1回以上行いながら、ファンサイトへの誘客やふるさと納税寄附の案内を行う地道な活動を地元事業者とも連携をしながら、取り組んでまいりたいと考えています。

○8番（野村広志議員） ちなみに、東京事務所での特産品の販売実績についてであります。首都圏で取扱いをしているという事業者数は、何社ほどございますか。

○シティセールス課長（大迫秀治君） 取扱いをするといえますか、東京駐在所を通していろいろ

る企業訪問をしたりというところの中でいけば、主に、商談でいけば40社ぐらいの実績があります。また、そういったところを通じまして都内企業等へも230社ぐらいの訪問等もしながら、市内の特産品の販路拡大に努めているところでございます。

○8番（野村広志議員） 昨年度の売上げなどの実績が分かりますか。

○シティセールス課長（大迫秀治君） 総売上げとしては、1,172万8,000円程度でございます。

○8番（野村広志議員） 答弁を聞かせていただきまして、今売上げの報告もありましたが、東京駐在所の存在意義や事業効果は、単に売上げだけにとどまらず、さらにその何倍もの効果を本市は享受できているのではないかなと感じています。当然、ふるさと納税の影響力についても実績どおりの効果であり、東京駐在所の存在そのものが首都圏における本市のPR戦略の要であるなど感じたところでありました。今、課長答弁の中でも「地道な活動」ということでありました。まさにそういった御努力に支えられながら進んでいる事業なんだなということを感じたところでした。引き続き効果的な事業の展開については、御期待申し上げたいと思います。

また、国においては、これは先ほど小野議員の質問の中でありましたが、報道等で発表されましたとおり、都市部などに住みながら継続的に特定の地域に関わる関係人口について、2034年までに10年間で1億人を目指すという方針が取りまとめられておりました。そして、新規に創設するふるさと住民登録制度として、2地域居住や地方移住の推進を促す政策として計画されているようであります。そのような中で、本市では、自治体交流ファンサイト「ふるさと生活」による継続した関係性の維持については、先んじてこういった取組が進められています。本市とのつながりを持たれているフォロワーさん、いわゆる志布志市のファンの方々には、大変ありがたく感謝しなければならないなという思いであります。こういったファンサイトの登録者の方々には、ぜひとも本市のPR大使として位置づけていただき、継続した関係性については、引き続き維持に努めていただきたいものだなとお願いをしておきたいと思っております。また、今回のPR戦略としての質問の趣旨においても、このファンサイトによる情報の発信機能や東京駐在所が果たす役割については、大変重要な立ち位置にあるのではないかと感じています。そこでお聞きいたしますが、今後のこのPR戦略においての情報発信の在り方について、このファンサイトと東京駐在所に期待されることについて、少しお示しをいただければなと思っております。

○シティセールス課長（大迫秀治君） 現在、東京駐在所につきましては、年間延べ175件ほどの商談を行っています。着実にその販路については拡大しているところでございますが、今後につきましては、その商談の中で企業側にとってもその場が新たな新規顧客の獲得の場になり、本市にとっても企業と連携することで、より質の高い志布志ファンを獲得できること等、「Win-Winの関係」になれるような関係人口創出事業に取り組んでまいりたいと考えています。また、昨年10月に公開しました「志布志ファンサイト」の会員数につきましては、全体で500名弱ということでございますが、現在、シティセールス事業においてインターネットサイト上の広告等からファンサイト等への誘客を図っているところでございます。直接ミーティング等に参加されたお客様につきましては、本市に対する思いや熱量が非常に高いということは、これまでの東京駐

在所の取組の中で経験し、実感しているところがございます。これら志布志ファンを本市シティセールスの基盤とするだけでなく、今後、ふるさと住民制度も含めたその他関係人口創出事業につきましても本市として活かせるよう、東京駐在所と連携してしっかりと取組を強化してまいりたいと考えています。

○8番（野村広志議員） これは、ファンサイトの会員数が500名弱ということでした。当然、閲覧されたりとか、フォロワーになっている方がいらっしゃるかと思いますけれども、フォロワー数とかいうのは分かりますか。

○シティセールス課長（大迫秀治君） フォロワー数というか、サイトに対して登録された方ということで、ちょっとフォロワー数については、把握していないところがございます。

○8番（野村広志議員） いずれにおいても、このファンサイトにおいての情報発信、また答弁があったとおり熱量のすごく高い方々がこういった志布志のファンになっていただいているということで、鋭意、これは努力をしながら、また会員数を増やしていただくような施策を打っていただければなお願いをしておきたいなと思います。

では次の質問で、PR戦略などを違う角度から少しお聞きをしてみたいと思います。私のほうからの提案になろうかと思いますが、国土交通省観光庁のほうで所管するロケツーリズム事業についてであります。このロケツーリズムであります、映画やドラマのロケ地を訪ねて、風景や食を通して、その地域のファンになることであります。例えば、朝の連続テレビ小説や大河ドラマの例を見ても分かるように、そのインパクトも大きいことから、ロケ地となった地域では、持続的な観光振興の取組につながる観光資源として有望であるようです。これは、従来のロケの誘致に力点を置いたフィルムコミッションの取組に比べ、ロケの観光面での活用に力点が置かれた地域活性化につながることを大きな目的としています。また、ロケツーリズム協議会に加入して、関係人口の促進や地域経済の活性化に寄与している実例が全国でも多く発表されています。そこで、このロケツーリズム事業について、今後、本市でも取組の可能性について調査する考えはないか。その点について、お聞かせいただけますか。

○市長（下平晴行君） 国土交通省観光庁は、「ロケツーリズムとは、映画・ドラマのロケ地を訪ね、風景と食を堪能し、人々の“おもてなし”に触れ、その地域のファンになること」と定義しています。本市は、南九州の温暖な気候と黒潮海流、そしてシラス台地を通して湧き出る豊富な地下水に恵まれた南九州随一の農畜産地帯であり、ウナギをはじめ、牛肉や豚肉などの畜産物、お茶やピーマン、イチゴやメロンなどの農産物など豊富な特産品を有しています。また、風光明媚なダグリ岬周辺や国際の森からの眺望、枇榔島を望む志布志湾など、まだ粗削りではありますが、魅力的な観光素材が点在しています。ロケツーリズムを推進するためには、映画などの映像作品のロケーション撮影を誘致し、円滑な撮影を支援するため、地域団体等と連携した官民一体の組織を設立し、また市当局においても担当する部署、専属の職員を配置するなど、体制を強化して臨む必要があるのではないかとというふうに認識をしているところであります。

○8番（野村広志議員） ロケツーリズムなど、各種ツーリズム推進は、今市長がおっしゃるよ

うに関係団体との連携とか受入体制の充実等は必要だなと私も認識をしています。その上で、改めてこのロケ地を誘致するため、PR戦略の一環としてこういった取組を調査する考えはないか、もう一度、お聞かせいただけますか。

○市長（下平晴行君） 市の観光振興につきましては、関係者との合意形成に基づく政策実行を基本としていますので、ロケツーリズムの推進に当たっては、地元関係団体との密な連携が必要とされることから、今後、関係者と意見交換を行いながら、議論をしていきたいというふうに考えているところでございます。

○8番（野村広志議員） ちなみに地元の関係団体というのは、こういったところが当たるのか現段階で示せるところがありますか。

○シティセールス課長（大迫秀治君） 例えば、観光特産品協会であったり、商工会であったり、またいろんな地域づくりに取り組むそういった団体等も考えられるのかなと思いますが、まだ今の段階では、そういったところにお話をしているところではございません。

○8番（野村広志議員） 理解いたしました。こちらは、南日本新聞の記事であります。志あふれるまちとして本庁舎の前に、「こちらは、志布志市志布志町志布志の志布志市役所志布志支所です。」皆さんも御存じかと思いますが、看板の紹介記事が出ておりました。「志」が10個並ぶこの看板、テレビや交流サイト、SNS等で頻繁に紹介され、バズる観光スポットとして現在も県内外から訪れる観光客がいらっしゃるようであります。それともう1点、志布志市の風景が青春18きっぷの2025年版の春季版ポスターに採用されておりました。「春は今、南の駅から出発したところです。」このキャッチフレーズの下で、本市の大師公園から撮影された画像を用いたポスターが全国のJRグループの主要駅で掲示されています。ポスターには、志布志湾と開聞岳も写っておりまして、終着駅の志布志駅からまっすぐに延びる軌道は、「南から春を届ける軌道のような」と話題のようでありました。こういった媒体のロケ地に本市の多種多様なコンテンツをマッチングさせるのが、まさにロケツーリズムの旗振り役であるロケツーリズム協議会であると言えます。そこで、少し取組がなされている自治体を紹介したいなと思います。長崎県の島原市であります。映画やテレビ番組などのロケを誘致して地域経済の活性化を目指す取組が進んでいます。2021年度に設置された島原市のシティプロモーション課が成果を上げ、これまで121件のロケ誘致に成功して、テレビ番組での広報費に換算した推定の経済効果は、約61億円に上り、島原市の魅力の発信に大きく役割を果たしているようであります。このシティプロモーション課では、課の発足当時からロケ誘致の担当チームを編成して積極的な展開を図ってきたようではありますが、ここにはやはりロケツーリズム協議会の組織の存在が大きな役割を果たしているようでありました。映画制作者やCM等の制作を担っている広告代理店や旅行会社等、多くの企業や団体が所属しており、また、ロケ誘致に意欲のある全国の自治体も数多く加盟しているようであります。協議会に加入していますと、ロケ誘致を受けたい自治体と映画やテレビ番組の制作者をマッチングする大会であったりとか、ロケの誘致のノウハウを学ぶワーキングであるとか、年に数回開催されているようであり、実際に協議会に加盟している自治体では、マッチングが成

立をしてCMの撮影地に選定されたとか、映画のロケ地やテレビ番組のロケ地につながっているようであります。先ほども答弁いただいた現状と今後のPR戦略の方針については十分に理解をしていますが、現在進めようとしている計画と併せて、ぜひともこういったロケツーリズムについて今後改定されるであろう市の観光振興計画の策定の中でも、その重要性や有用性については十分に御検討いただき、本市のPR戦略の一環としていただきたいと思います。その件について、もう一度、お願いできますか。

○シティセールス課長（大迫秀治君） 令和9年度に向けまして、第2次志布志市観光振興計画後期振興計画の策定に向けて、今取組を始めているところでございます。そういった中で、地元関係団体等からもしっかりと御意見を賜りながら、連携しながら検討してまいりたいと考えています。

○8番（野村広志議員） このロケツーリズムの推進について、その有用性については、少しは御認識いただけたのかなと思います。地元の関係団体ともぜひ密に連携を取って、市当局としてもしっかりと体制の強化に臨んでいただけるよう、関係制度を整えていただきたいと思いますとお願いをしておきたいなと思います。

では、このところで最後になりますが、このPR戦略については、行政主導ばかりに目線が行きがちであります。民間の力を活用する考え方についてはどのような見解をお持ちなのか。その点について、お聞かせいただけますか。

○市長（下平晴行君） 私は、施政方針において、「シティセールス事業は、本市の魅力的な資源である人・モノ・自然・企業力を活用し、外部から人材・物財・資金・情報呼び込み、経済の活性化を図る」と、お示しをしています。本市には、志布志港を中心にその背後地にて事業を営む企業や事業者の皆様が多くいらっしゃいます。昨今、民間企業の皆様だけでなく、本市の中心市街地や志布志港周辺のにぎわいを創出していただく各種団体の皆様の活動には目を見張るものがありますので、そのような民間の皆様の営業力や活力を可能な限り活用していくことが本市の発展につながっていくものというふうに考えています。

○8番（野村広志議員） 民間の活用についてであります。これは、ぜひ積極的に考えてもらいたいなと私も思っています。少し事例を御紹介いたします。御覧になられた方も多いかと思いますけれども、「ザ・ファブル」というアニメ・漫画と実写版映画の中で、市内の酒造会社の焼酎が頻繁に登場している件であります。SNS等でも話題となっておりますが、最初に登場したのが、おそらく5、6年前になるのかなと思います。何とこれは1通の手紙がきっかけとなって、担当者の熱意と行動から採用が決まったようであります。そして、驚いたことに、下世話な話になりますが、広告料等は、一切発生していないとのことでありました。こういった取組や行動が民間としても取り組みやすい環境やノウハウの提供について、行政としては何らかのバックアップをしていくことは必要ではないかなと思います。その点についてのお考えをお聞かせいただけますか。

○市長（下平晴行君） 民間の取組を活かすためには、行政が民間の活動に高くアンテナを張り、

本市の魅力的な資源を民間に活用してもらうための情報発信や規制の緩和などが必要であるというふうに考えています。行政は、公平公正を期すために様々な規制やルールがございますが、本市の発展のため御尽力いただく民間の皆様の御意見をしっかりと受け止めながら、もちろん、中にはできないこともございますが、できることは、積極的にバックアップしていくよう職員には指示をしているところでございます。

○8番（野村広志議員） 「できることは、積極的にバックアップしていく」ということで、市長の答弁がありました。ちなみに、PRをしていくという、そういった取組について推進費用の補助等を現在の補助制度の中で照らしてみたときに、販路拡大支援事業というのがございます。市内の商工業者に対して、市外の物産展や商談会へ参加することなどの費用の一部を補助する事業であります。趣旨が若干違いますので、目的に追加するなり趣旨を変更していかなければならないと思いますが、補助要件を拡大しながらこういったもので対応できるかどうか、その点についてはどうでしょうか。

○シティセールス課長（大迫秀治君） 今おっしゃる事業につきましては、商工会に交付してあります販路拡大支援事業ではなかろうかと思いますが、この事業につきましては、国内外で開催されます物産展とか商談会、そういったものへの出展料とか、参加料または旅費というようなことで現在なっているところでございます。先ほどから市長も言っていますとおり、「民間の取組に関しては積極的な支援を」ということでございます。この事業を拡大するのか、それともまた別な事業を当てはめるのか、また新たな事業をするのか、そこについては、もう少し庁内で検討させていただければと思います。

○8番（野村広志議員） 私自身も民間の活用については、ぜひ積極的に取り組んでいただきたいなという考えは、市長と同じであろうかと思いますが、ぜひとも民間の取組については、進めやすい稼ぐ力を後押しするプラットフォームを構築して、ひいては、そのことが本市におけるPRにもつながる戦略的な政策として行政と民間を問わず、いかに志布志市の企業を売り込み、関係人口を広げていくのかということですね、そういった視点を持ちながら、本市のPR戦略について議論をいただきたいものだと思います。最後に、市長、本市を売り込んでいく意気込みについて、お聞かせいただけますか。

○市長（下平晴行君） 私がシティセールス課を新設した理由の一つには、日頃から市役所職員は、市の営業パーソンとして外部にアンテナを張り、有益な情報をキャッチし、本市のため尽くせる職員を一人でも多く輩出したいというような思いからでありました。それに加え、民間企業や市民の皆様お一人お一人も本市の営業パーソンであるとも考えていますので、市職員が民間の力を最大限に引き出し、市の総力を挙げて本市をPRしていくという考え方が大切であると感じています。引き続き、そのような考え方を持って本市の魅力を発信してまいりたいというふうに考えています。

○8番（野村広志議員） 市長も十分に理解されていると思います。お願いをして、次に移りたいと思います。

最後の項目になります。防犯街灯の施策の在り方について、再度、お聞きしてまいります。まず、防犯街灯施策の支援として、設置事業補助金と維持管理助成金が設けられています。生活インフラとして安全・安心のために最低限必要な明かりを提供するこれらの施策の在り方として、これは、防犯の街灯でありますので、この防犯街灯とする考え方、概念について、まずはお聞かせいただきたいと思えます。

○市長（下平晴行君） 防犯街灯は、市民の安全・安心を確保するための大切な生活インフラであると考えており、市の関与が必要なものであるというふうに認識しています。質問にありますとおり、本市は、現在、防犯街灯等の新設、増設、更新及び修繕に対し、防犯街灯設置事業補助、また防犯街灯の維持管理について防犯街灯維持管理助成を自治会及び地域コミュニティ協議会に対し行っているところであります。これらの補助・助成を通じて地域の防犯施策を推進し、市民が安心して生活ができる環境を整備しています。今後も調査・研究を行ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

○8番（野村広志議員） 考え方や概念については、今答弁があったとおり理解いたしました。この後、西江園議員のほうでも同様の質問が通告されていますので、私のほうでは手短かに数点だけお聞きをしてまいりたいと思えます。

では初めに、市内の防犯街灯のLEDの変換事業が今までございましたが、現在のLEDの変換率について、お聞かせいただけますか。

○危機管理監（黒川 晃君） お答えします。

LED化率につきましては、令和6年度末で75.78%となっています。

○8番（野村広志議員） 現在75.78%ということで、これは、自治会が管理するもの、地域コミュニティ協議会が管理するもの、建設課が管理するもの、これを合わせてという理解でよろしいですか。

○危機管理監（黒川 晃君） 私どもが押さえているのは、総務課で補助金を出している分でございます。自治会が管理しているものというふうに認識しています。

○8番（野村広志議員） 補助金を出しているということであれば、自治会と地域コミュニティ協議会が所管しているものについてということだと理解いたします。これは、建設課には言っておりませんでした、建設課で管理しているLEDの変換率というのは分かりますか。答えられれば、お願いします。

○建設課長（富岡 裕君） お答えします。

建設課で所管する街路灯に関しましては、まず市内の夜間における交通事故を防止するためということでございます。交通量の多い幹線道路、交差点、集落と集落を結ぶ道路、スクールゾーンの範囲等に街灯を設置するという形で建設課のほうで管理しています。そのLEDの設置状況については、今のところ、手元資料がございません。ただ、建設課のほうで、令和6年度現在でその街路灯としては1,980基管理しているところでございます。

○8番（野村広志議員） これは、通告していませんでしたので、申し訳なかったなと思えます。

これは、2027年度までに蛍光灯の製造が終了するという事で、昨年度までだったかと思いますが、補助事業がございました。75.78%が総務課で管理するものと、建設課で管理するものが1,980灯あるということで、LED化の数値は分かりませんが、これは、終了してしまうと、この後どうするかという考え方について、少しお示しいただけますか。

○危機管理監（黒川 晃君） 蛍光灯の生産の終了に伴いまして、私どもとしては、LEDへの転換を推進する意味で防犯街灯の設置事業にLEDの転換の分の補助を加えたところであります。またさらに、今年度は、補助事業の内容を見直しまして、上限額撤廃と補助率の増加を行ったところでございます。

○8番（野村広志議員） ということは、2027年度までに100%に持っていきたいと、あと4分の1ぐらいの街灯がまだLED化されていないということがありますので、残りの時間をかけてそれはやりたいというような考えでよろしいわけですね。

[何言か呼ぶ者あり]

○8番（野村広志議員） 理解いたしました。これは、建設課も同じ考えでよろしいですか。

○建設課長（富岡 裕君） 建設課もやはり総務課と同じように、LED化に向けて逐次対応していきたいというふうには考えています。

○8番（野村広志議員） 理解いたしました。先ほど「少し手短に」という言葉を使いました。「短めに」という形で修正したいと思います。

では次に、今回二つの補助金がありますが、設置事業補助金と維持管理助成金の内容について、お示しをいただけますか。

○危機管理監（黒川 晃君） 補助金については、二通りございまして、まず一つ目の防犯街灯設置事業につきましては、防犯街灯の新設、増設、更新または修繕が対象となります。補助内容としては、事業費の2分の1以内となっています。もう一つ、防犯街灯の維持管理助成金につきましては、防犯街灯1基当たり1,000円となっています。いずれの事業も助成については、対象者は自治会または地域コミュニティ協議会となっています。

○8番（野村広志議員） 防犯街灯設置事業は、事業費の2分の1という答弁でありました。あと、これは、上限が撤廃されたということで、この件については、非常に資材高で、昨年までは9,000円というような補助だったかと思えます。とてもそれでは付けられないというようなこともありましたので、この点については、非常にありがたいのかなと思えます。では、維持管理助成金について、昨年まで1,700円だったものが1,000円に減額されたということであります。これを1,000円に減額された根拠についてお示しいただけますか。

○危機管理監（黒川 晃君） 昨年度までは、1基当たり蛍光灯40ワットの年間電気代3,400円の2分の1相当の1,700円としておりました。今年度からは、1基当たりLED10ワットの年間電気代1,900円程度の2分の1相当額を端数切上げを行い、1,000円の助成額へと見直しを行ったところでございます。

○8番（野村広志議員） 10ワットで1,900円程度ということ、これは、20ワットの間違いでは

ないでしょうか。

○危機管理監（黒川 晃君） 九州電力に確認をしましたところ、おおむね10ワットで計算されているということでございました。

○8番（野村広志議員） 理解いたしました。

では、もう1点、防犯街灯には、先ほどもお話ししました各自治会が管理しているものと地域コミュニティ協議会が管理しているもの、そして市の建設課が管理するものがあると認識をしています。では、この補助額の変更について、どの程度市民の方々に周知が進んでいるのか、その点についての見解をお聞かせいただけますか。

○危機管理監（黒川 晃君） 防犯街灯維持管理助成金の変更に関する周知につきましては、校区ごとの説明会、市のホームページ、自治会への事業の通知、自治会運営マニュアルへの定期的な掲載を行い、周知を図ってまいりましたが、全ての自治会の皆様に周知が浸透していなかった点は、反省すべきところと思っています。この後も引き続き、御理解、御協力をいただけるよう制度の周知を図ってまいりたいと考えています。

○8番（野村広志議員） 私もなかなかこれが浸透しているとは言えない状況ではなかろうかなと思います。実際に、補助金の減額によって影響する自治会、今年度の予算についてもそのことを見越した予算組みになっているのか、大変心配されるところであります。今答弁がございましたので、制度の周知について、もう一度、各自治会や地域コミュニティ協議会に対して、丁寧な周知を図っていただきたいものだなとお願いをしておきたいと思います。

それでは、最後の質問になります。各自治会については、少子高齢化に伴う人口減少の影響や自治会加入者の減少など、自治会運営にも支障を来すなど、近年、特に厳しさを増しています。そこで、防犯街灯の概念に照らして生活インフラとして考えた場合、安全・安心のための最低限必要な明かりを提供する施策の在り方について、現在の自治会の管理から地域コミュニティ協議会の管理に管理母体を変更して、市内全域で統一する考えはないか。この考え方について、見解をお聞かせください。

○市長（下平晴行君） これらの施策について、どちらへの補助・助成が効果的かについては、一概に言うことはできませんけれども、人口減少による自治会加入者の減など、自治会などによる防犯街灯の管理が難しくなってくることも考えられます。現在、街灯には、市が管理する街路灯、地域コミュニティ協議会や各自治会が管理する防犯街灯があります。この同じ街灯は、共に生活インフラには欠かせないものであると考えますので、街路灯と防犯街灯のすみ分け、維持管理をどのように行うべきか検討してまいりたいというふうに考えています。例えば、防犯街灯を電気代以外の更新や修繕を市で一括管理するとか、防犯街灯の維持管理助成金を自治会活性化補助金の中のメニューの一つにするなど、どのような在り方がいいのか、今後、調査・研究させていただきたいというふうに考えています。

○8番（野村広志議員） 市長から「検討していきたい」、「前向きに考えていきたい」というような答弁だったと思います。「どのような在り方がよいのか検討する」ということであります

ので、現状の課題等を踏まえたものになるように、検討の結果を待ちたいと思います。まさに答弁のとおり、今後、防犯街灯は、ますます維持管理は難しく厳しくなると予測がされます。市民生活にとって必要な最低限のインフラとして、今後の在り方について早期に結論を出して、市民が安心して暮らせるまちづくりについて寄り添った対応に心がけていただきたいものだなとお願いをして、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（福重彰史議員） 以上で、野村広志議員の一般質問を終わります。

ここで、しばらく休憩します。

—————○—————
午後 2 時 37 分 休憩

午後 2 時 45 分 再開
—————○—————

○議長（福重彰史議員） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

一般質問を続けます。

次に、13番、西江園明議員の一般質問を許可します。

○13番（西江園 明議員） 本日、最後になるのではないかと思います。通告しておりましたので、それに従って一般質問をしてみたいと思います。

今回は、市当局が地域の活性化についてどのような見解を持って取り組んでいるかという観点から質問します。市内ほとんどの地域で、地域コミュニティ協議会が発足しました。公民館制度を地域コミュニティ協議会に変えることで、地域を活性化し、自治会への加入を促進することを目標にしていると、当初、説明がありました。先般の予算委員会で、「自治会加入者が増えたか」と質疑いたしましたが、「思うように増加にはつながっていない」という回答でした。市全体で地域コミュニティ協議会が発足したばかりですから、今後に期待をしたいと思います。今回は、一般質問にはふさわしくないような細かいことを質問するかもしれませんが、市長は、細かい具体的なことは御存じないこともあると思いますので、あえて現場の状況を理解いただくために質問したいと思います。

まず最初に、市長は、自治会の活性化についてどのような見解をお持ちか、まず伺います。

○市長（下平晴行君） 西江園議員の御質問にお答えします。

地域社会のつながりが希薄化する中、自治会の果たす役割は、防災・防犯、環境美化、福祉など多岐にわたり、地域にとって極めて重要であるというふうに認識をしています。地域コミュニティ協議会は、そうした自治会の活動を支援し、地域内の連携や情報共有を強化するための仕組みとして設立を推進しているものであり、地域全体の課題解決力を高めるとともに、住民の参加意識の向上、ひいては、自治会への加入促進につながるものと考えています。今後も、市としては、自治会や地域コミュニティ協議会と連携を図りながら、必要な支援や環境整備を進め、地域に根差した持続可能な活動が展開されるよう取り組んでまいります。

○13番（西江園 明議員） 今、市長から答弁がありましたように、まち、地域の活性化は、自

治会だと思えます。「自治会への加入促進を図る」と今答弁もありましたように、自治会加入促進を図るということは、自治会の会員を増やし、結果、活性化しようという目的ですよね。そこで伺いますが、自治会への加入促進は、どのような対策を取っているのか。ここでお尋ねしたいのは、市役所職員の加入確認はされていると思えますが、どのような方法で確認をしているのか伺います。

○総務課長（鮎川勝彦君） 市役所職員の自治会加入状況でございますが、令和6年12月1日現在で、307名のうち加入者が264名で、加入率は86%でございます。この数値につきましては、職員が活用しています人事評価システムから抽出したものでございます。

○13番（西江園 明議員） 86%の職員は加入しているということで、理解いたしました。以前も、10年以上前ですかね、一般質問でこういうことが問題になったことがありました。

市の補助団体職員の加入促進です。補助金交付の要綱というか条件にはそこまでは入っていないと思えますので、ここでお聞きしませんけれども、例えば、市民が志布志市内に住宅を新築購入したときには、補助金要綱の中では自治会加入が条件ですよね。そういう市民には自治会加入を補助金の条件にしていますが、市のそういう施策が補助団体には届いていないというのが残念です。私のところの自治会は、急速に大きなアパートが幾つも建てられ、それこそアパートに囲まれているぐらいです。このアパートに入居している人で自治会に加入しているのは、市役所職員と高齢者です。この高齢者の人は、「アパートでは、近所付き合いがないから」との理由で加入している人です。そして、昨年このアパートに住む若い人から、自治会加入申込みの電話がありました。「アパートにはごみステーションもあるから、無理して加入しなくてもいいですよ」と返事をしたところでした。そしたら、その人曰く、「私は、都城市の職員だから、加入が義務なのです」と言われました。「都城市は、ここまで徹底しているのか」と驚くと同時に、「さすが都城市だ」と敬意を持ったところでした。奥さんの仕事の関係で一時的に志布志市への転居でも加入し、たしか今年の3月で転出されたと思えます。実質、半年いられたかなというぐらいの期間でしたけれども、ここまで徹底している自治体もあるということです。これについて、市長は、どのように思われますか。

○市長（下平晴行君） 地方自治体の主体的な取組として、市職員が地域住民として自治会活動に理解と協力を深めることは、まちづくり推進に大いに資するものと思っておりますので、市職員の自治会加入については、全ての職員が加入することが基本であるというふうに考えています。しかしながら、自治会への加入は、憲法で保障された結社の自由、憲法第21条に係る重要な権利であり、強制的に義務付けることは慎重でなければならないというふうに考えています。今後、自治会に加入していない職員については、個別にヒアリングを実施し、自治会加入を促してまいりたいというふうに考えています。

○13番（西江園 明議員） 法の下で強制的な、そこは理解いたしますが、そういう自治体がほかの自治体でもあるということです。そういう中で自治会に加入者が増加するということは、もちろん、会費の収入の増加は自治会運営につながりますから、自治会でも加入者を増やすことに

必死です。高齢化が進み、志布志市も確実に人口が減少しています。ということは、自治会の会員数も減少しているということです。これが現場です。そのような中、自治会加入を促進し、地域の活性化を目的にしているのが、先ほども市長がおっしゃいました志布志市です。コミュニティ推進課は、必死で地域の活性化に取り組んでいます。このようなスローガンを掲げながら必死で取り組んでいる課もあり、一方では、今年度これに水を差すような予算が提案されました。自治会への防犯街灯補助金の大幅な削減です。志布志市は、地域の活性化を政策として展開しながら、一方ではそれにブレーキをかけるような政策が提案されることが残念であると同時に理解できません。議案として提案されましたから、市長が提案していることです。どのように現場を理解、把握して提案に至ったのか伺います。このような案件を提案に至るまでに財務課、総合政策課などどのような議論をしているのか、不思議でなりません。所管課は、総務課だと思いますけれども、提案に至るまでの経緯ですよね、担当が予算を作成してそのまま予算査定という形に持ち込むのか。その提案の経緯を伺います。

○市長（下平晴行君） 防犯街灯に関する助成につきましては、市民の安全と地域の防犯対策を支える大切なものであるというふうに認識しています。この見直しに至る経緯としては、自治会などの皆様に蛍光灯生産廃止に伴い、防犯街灯のLED化を進めていただくために、防犯街灯設置事業の補助内容を、LEDへの転換補助を補助率3分の2、上限額9,000円から、補助率2分の1として補助の上限を撤廃する見直しを行ったところであります。あわせて、現在LED街灯の設置率が約75%を超えたことを受け、LED化による電気料金の負担が軽減されたことに伴い、経過措置期間を設けていた維持管理助成金について、昨年度まで1基当たり一般的な蛍光灯の年間電気代が3,400円の2分の1相当額の1,700円としておりましたが、助成額を一般的なLEDの年間電気代1,900円の2分の1相当額となる1,000円とする見直しを行ったところでございます。

○13番（西江園 明議員） 私がお聞きしたかったのは、その予算に至るまでの経緯です。今、市長がいろいろおっしゃいましたので、それは、後ほどお聞きするつもりでした。私が今回の質問で言いたいことは、この時期に、それを今しなければいけなかったかということをお聞きしたいんです。担当課にお聞きします。コミュニティ推進課になりますかね。所管課として自治会をどのように位置づけているのかお聞きします。あわせて、自治会への補助金については、世帯数による運営費補助金と自治会の活動実績による活性化補助金があります。活性化は実績ですから結構ですが、運営費補助金の直近数年の自治会へ補助した総額の推移をお聞きします。

○コミュニティ推進課長（五代千加子さん） 自治会の位置づけに関しましてですが、先ほど市長の答弁にありましたように、自治会は、住民にとって最も身近な存在として、地域社会における重要な意義、役割を担っていますし、現在の社会環境の変化などを要因とする価値観の多様化や近隣関係の希薄化が進む社会において、その自治会の持つ役割は、地域づくりの大きな柱と考えています。自治会運営費助成金の直近3年間の推移となります。毎年基準日である9月1日現在の世帯数を基に算定しています。令和4年度が3,476万2,000円、令和5年度が3,381万3,000円、令和6年度が3,297万6,000円となっており、令和4年度と令和6年度を比較しますと、187万

6,000円減少しています。自治会数については、統廃合や解散により4自治会減少し、自治会加入世帯数は537世帯減少しています。

○13番（西江園 明議員） 今答弁がありましたように、自治会への補助金は、毎年確実に100万円近く減っているようです。人口が減っているわけですから、当然ですよ。私は、議員という立場ですから、予算の審議に関わることができましたので、知ることができました。しかし、先ほど野村議員からもありましたが、ほとんどの自治会では2月から4月にかけて総会を終えていると思います。各自治会の予算も決定しています。ほとんどの自治会長は、補助金の削減は知らずに予算を組んでいる。先の予算委員会で「自治会の通知をいつしたのか」と尋ねたら、LED交換の回覧文書、このことですかね、そのときは、下のほうに書いてあるということでしたけど、この裏のほうに書いてあります。先ほどもありましたように、LEDの交換は、約8割の自治会が終えていますから、自分のところにこの回覧が来たときには、「自分のところには関係ない文書」と思い、まして裏のほうまでは読まないでしょう。回覧文について、こんな大事なことが書かれていても、気付かずに読まない自治会のほうが悪いのでしょうか。あとは、「ホームページにも掲載してあります」ということです。「これを見てください」と。じゃあ、これを見て「補助額の見直しを計画します」とあるだけで、金額はありません。当然ですよ、議会でまだ審議しておりませんか。ですから、先ほどもありましたように、議会で予算が可決されたときは、ほとんどの自治会では総会が終わり、4月に総会を行う自治会でも各自治会の予算なんかは決まっているわけです、出来上がっています。自治会は、知らないうちに補助金は削減されている、これが志布志市の姿勢です。先ほど「今後、周知していく」ということです。市長もこんな小さいことまでは知らないでしょう。こんなやり方をしているとは、残念と思いませんか。最近、毎日のように物騒な事件が発生し、テレビで報道されています。こんな地方でも、田舎でもと思うようなところでも発生しています。このような事件を防ぐためにも、名前のとおり、防犯灯を増設しなければならないと思っている中での補助金カットが決定しました。今、コミュニティ推進課長からも答弁がありました「運営費補助金が毎年減っていく」ということは、高齢化が進み、確実に自治会の人数が減っているということです。しかし、市長がおっしゃいますように、自治会では、地域の活性化のために自治会の加入者を増やし、予算を確保し、事業を展開しようと考えている中での補助金カットの提案でした。私のところの自治会では、子ども会への補助金をカットすることにしました。防犯灯をLEDに交換したことにより電気料が安くなったという、単純な机上論の計算上の決定でしょう。市長の言う現場を理解しての決定とは思えません。これは、私のところの自治会の九電からの請求書です。このような形のものは、皆さんの各家庭には来ないと思います。これだって市役所への補助金の請求のときに必要だから、この形を取っているんです。私のところの自治会には、28基の防犯灯があります。このひと月の請求額は、5,159円です。単純に12か月掛けると年間約6万円強です。昨年度までは4万円強の補助金でしたが、今年度からは約2万円減になります。入ってくる分が減るから支出も見直さなければなりません。自治会内の子供の数も減ったからとの理由で、子ども会への支出を減額しようと思

した。この防犯灯についても、各自治会での維持管理も大変です。自治会の人数が減っても、すなわち、収入が減っても、維持費は減りません。逆に、物価上昇の昨今、増えることがあっても、減ることはありません。本当に何回も言いますが、「よくこの時期に、こんなことができるな」と、不思議でなりません。私のところの自治会は、十数世帯ぐらいの自治会に隣接しています。相当前ですが、「小さな自治会だから、電気料などの維持が困難だから」と、隣接している分を私どものほうへ、「そっちのほうで管理してくれないか」と依頼がありました。通学路にある防犯灯ですから、廃止するわけにはいきません。四、五本分を私どもの自治会へ移管して、現在、管理しています。これが現場の実態です。伺いますけれども、この補助金をカットしたことで、志布志市は、どのくらいのお金が浮いたんですか。

○危機管理監（黒川 晃君） お答えします。

総務課分の令和6年度の予算額ベースでお答えしますが、令和6年度が409万1,000円、令和7年度が238万2,000円となっており、予算の差額としては、170万9,000円の減額となっています。あわせて、コミュニティ協議会の分につきましては、16万1,700円の減と、合計で187万700円の減額というふうに計算しています。

○13番（西江園 明議員） ちょっと確認しますが、総務課分としては、大体180万円弱ということですね。志布志市全体でですね。

[何言か呼ぶ者あり]

○13番（西江園 明議員） 志布志市には、スマートオフィスに変えるため、五、六百人の職員が使っていたほとんどの机を廃棄するぐらいのお金があるんです。一方じゃ、市民に密着したこんなみみっちいことをしなければならないのかというのが残念です。防犯灯と言えば、集落内のことぐらいしか考えていないでしょう。集落と集落を結ぶ道路だって、それが市道、すなわち市の管理する道路であっても、自治会で設置、管理している防犯灯は、相当あるはずですよ。先ほど述べましたが、私どもの自治会でも、隣接する自治会から移管した防犯灯は、歩道付き2車線の立派な市道です。通学路ということで設置して、何十年も電気料を払っています。このような現場の実態を理解しての今回の提案だったのかなと、市の姿勢に疑問を持ちます。市内全域の自治会が「市道にあるのは、市で管理」ということの声が上がれば、大変でしょう。カット分では済まないでしょう。今回は、ほかの議員も同じ防犯灯の件で質問を予定していたようですが、言いたいことは一緒ということで取り下げたようです。それだけ自治会にとっては、切実な身近な問題ということです。市長の思いを行政経営指針の職員の意識改革として配布された資料があります。まさにこのとおりだと、私は思います。でも、ここにもあるじゃないですか。一番最初に、「行政の目的は、市民の満足度向上」、そして「三つの目」とありますよね。これは、現場を把握しなさいということだと思います。そして、私が今回残念だったのは、一般質問しました件は、市長がかねてからおっしゃいます、今日の午前中の一般質問でも何度か出てきましたけど、「オンリーワン」です。今は高速道路が出来上がりましたから、あまり利用しなくなりましたが、グリーンロードを鹿屋市から志布志市に向かって車で夜走っていると、非常に暗いです。友人と

乗っているときに「暗いね」と言うもんだから、「もう少ししたら明るくなるから、街灯が一気に増えるから、そこから志布志市になるから」と、私は、自慢げに話をしたこともありまして。まさに、こういう明るいまち、防犯灯が「オンリーワン」だと自慢しました。スローガンは、立派です。先ほど市長は、小野議員との間でも、民のかまどの話もされました。「市民生活、市民のことは理解した」ということで、小野議員にも答弁されていました。今、実態を理解したのであれば、この電気料の補助のカットを先ほど尋ねましたが、180万円弱ですよ。これだけで市長の言う「オンリーワン」が消えるんですよ。志布志港も大きく変わります。ここの企業群にライトを灯してもらえれば、先ほど野村議員の「JRのポスターにもなった」という話にも、志布志湾の夜のきれいな海岸線が一つの観光スポットとしてもなり得ると、私は期待していた中で、明かりを消すという予算減額の提案でした。補助金の支出は年末ですから、別に補正してもこのくらいだったら仮置きでも済むと思うんですけども、9月でも10月でも補正すれば済むことです。市長、どうですか。事務局が準備した答弁ではなくて、市長の思いを答弁ください。

○市長（下平晴行君） まず初めに、校区公民館から地域コミュニティ協議会に変えた大きな目的は、いわゆる地域課題の解決をするということと、それから自治会の連携強化、地域づくりの推進というこのことをより早く取り組まれるために導入したところでありまして。今おっしゃいますとおり、その補助金の在り方については、実際、今管理しているのが総務課とコミュニティ推進課であるわけでありまして、全体的な管理の在り方については、建設課で総体的に管理していけばいいのかというふうに、これは、私が考えているところでありまして。ただ、電気代については、その地域コミュニティ協議会の中に運営費として入れ込むのかどうかということも考えているわけでありまして、総体的には今おっしゃいますように、補助金額そのものが減ったということでございますので、その分については、内部でもうちょっと協議・検討をして、その減ったことでの自治会、地域コミュニティ協議会でどういう影響があるのかということも含めて、協議・検討させていただきたいというふうに思います。

○13番（西江園 明議員） 今後、協議するような役所言葉でですね、「検討した結果、できませんでした」という独特の言葉もあります。市長からはそういう前向きな言葉でしたが、どこが管理するかは、これから協議していただければいいと思います。今朝のテレビでも東南アジアのことがあって、原油が上がれば、当然、電気代は上がります。「じゃあ、電気代が上がりましたから、自治会の補助金も黙って上げますか」ということも逆に聞きたいですけども、市長、たった180万円、人が笑いますよ、これくらいの金額で。市長が「今後、これについては検討します」という答弁がありましたので、期待をしたいと思います。志布志市長の政策は何か、この事案が市の政策にのっとったものか、本当に庁舎内で協議を重ねての提案であるべきと私は思います。

では、次に移ります。市長の政策の一丁目一番地と言っても過言ではないと思いますが、ごみの分別について、市役所と自治会の関係というか、市の政策の中で自治会をどのように位置づけているのか、見解をまずお伺いします。

○市長（下平晴行君） ごみ分別についてでございますが、衛生自治会の位置づけであります。

家庭からのごみについては、「混ぜればごみ、分ければ資源」を基本に、適正な分別の徹底によるごみの減量化、再資源化への取組を単位衛生自治会に対してお願いしている状況であります。その他、家庭用ごみの排出についてのルールを設定し、ごみステーションの管理なども行っているところでもあります。また、市衛生自治会は、単位衛生自治会への補助を行いながら、循環型社会の形成を目指した活動に取り組んでいただいているところがございます。

○13番（西江園 明議員） 志布志市の政策の中で、市民が日常の生活の中で一番最初、そして身近な仕事として取り組まなければならない案件です。志布志市は、ごみの分別については全国でもトップクラスの成果を出しています。これは、市民の協力のたまものです。市民の協力の結果です。そこで、各自治会への補助金について伺います。それぞれの自治会は、衛生自治会費として世帯数に応じて衛生自治会に負担をしています。そして、逆に今度は年度末に奨励金という形で、市が衛生自治会を経由して補助金というか、助成金があります。これが合併してから20年間、市全体で700万円です。市全体です。このうちの何割かは、自治会で負担している分も含んでいるんです。私は、これも本当に理解できませんでした。「まちを、地域をきれいにするために、市の政策に地域がどれだけ苦勞しているのか。この20年間、現場を理解しているのかな」と不思議でなりません。生ごみの回収が始まった頃だと思いますが、ある奥さんが朝仕事に出かける途中でごみを捨てに来たところをちょうど見ていたら、車の中から生ごみの入ったバケツを持って降りてきて、回収用のバケツに移していました。そして、また今度は車に戻り、大きなペットボトルを2本持ってきて、バケツを洗い始めました。私は、びっくりして、「毎回、そんなことをしているのか」と尋ねたところでした。そしたら、「とてもじゃないが、洗わないと車の中には置いておけません。夏なんかは30分も置けませんよ」と話をされました。こんなに苦勞するのは大変だと思い、水道施設を引き、整備しました。2か所でしたから、数十万円かかりました。水道があれば、気がついた人がごみステーションを掃除してくれます。当然、ごみステーションですから、街灯も付けなければなりません。水道料、電気料も発生します。さらに、ごみステーションをきれいに保つために、分別のときに土の上で回収作業をするわけにはいきませんから、コンクリートも全面に塗りました。市の政策に協力するために、地域は、最低でもこれだけ自己負担で取り組んでいるのが現場の実態です。私のところは、特に大きな道路沿いにありますから、不法投棄はしょっちゅうです。だから、年間を通してごみステーションの清掃、維持管理をする人を張り付けています。市からの助成金は、その手当の一部になるぐらいの額です。市からは、「自治会へは、運営費補助や活性化事業という形で補助金があります」と、言いたいかもしれませんが、これは、メニューだけのカウントで、現場の苦勞や経費がかかっていることは計算していないんです。実態を把握していないから、20年間も見直しが行われないのです。「何が本当に現場主義か」とも言いたいです。最近も生ごみの件で御近所トラブルが発生し、市役所にも今相談しています。御近所トラブルが大きくなり、最悪、自治会の脱退になってしまうと、活性化どころか会費収入も減ります。そして、世帯数の関係で市からの補助金も減ります。でも、維持費は減りません。だから、市役所に相談しながら、何とか解決するように取り組んでいると

ころです。こんな現場の苦労は、補助金の算出基礎には入っていないでしょう。分別した物を処分した益金も3,000万円ぐらいあり、一般会計に繰り入れているのではないですか、あるじゃないですか。もう少し還元すべきと考えますが、どうですか、伺います。

○市長（下平晴行君） 旧志布志町時代、当初、取り組んだときには、この報償金全額をやはり地域の皆さん方が御苦勞されているということで、支援金として対応していたところでございます。合併して市になって、この額というのが、いわゆる運営費が相当上がっていくというような状況の中で、その分を700万円だけというような考え方で取組をしたということで聞いています。そういうことで、自治会に支援する額がいわゆる700万円ということになったというふうにお伺いしています。それで、実際今やっているわけでありますので、私に取り組んだときは、そういう形の考え方であったことは事実であります。今後、どういう形でこのことをしていくかという、今、ここでどうこうとは言えませんので、いわゆる自治会への支援の仕方、ここは検討するとかいうのではなくて、その額についてどういう形での今後の取組がいいかということ、内部でも十分協議をしてまいりたいというふうに考えます。

○13番（西江園 明議員） どうやって受け取ったらいいんですかね。額は、これから内部で協議しながら増やすというふうに理解しているのか、今市長が旧町時代からのことをいろいろ、合併してからはちょっと内容は、ということでした。ただ私が言いたいのは、「20年間変わっていないんですよ」と、これについては、還元すべきではないかということでお聞きしているんです。市長の今の答弁を聞いていけば、増やすのだろうか、そのままいくのだろうか、ちょっともう1回、その確認をさせてください。

○市長（下平晴行君） 内部で議論したのは、いわゆる年会費200円をもう徴収しないで、その分を市が補填するという形で検討していこうという協議をしたところであります。ほかのところについては、過去のことと現在進行形の話をしたところでございます。

○13番（西江園 明議員） 単位衛生自治会が負担している200円を、自治会から負担はしなくて補助に変わるというようなことが今は決まっているけど、さらに上積みは内部で検討するというふうに理解をしたいと思います。自治会の補助金の在り方についての一般質問は、これで終わりたいと思います。役所というか行政というのは、やはり教育、福祉、今述べましたように市民の生活に密着することに関することについては、費用対効果を求めてはならないと思います。市民が「志布志市に住んでよかった」と思う政策を期待いたします。

次に、各自治会が申請する自治会内の集落道の整備についてお尋ねします。市内には、過去は農道的な道路だったのですが、最近住宅が建ち、すなわち農道という性格ではなくなったことにより、これを集落道という形で整備し、市民からは非常に喜ばれている事業です。しかし、この集落道整備事業が予算の関係というか、財源としていた起債がなくなることにより、今後、整備の見通しが立たないという話を聞きました。まず、お尋ねしますが、この集落道整備事業の最近の申請状況、志布志・有明・松山地域の地域ごとにお示しください。あわせて、財源の起債について、現在何を充当しているのか、担当課長で結構ですのでお伺いします。

○建設課長（富岡 裕君） お答えします。

令和6年度の状況でございます。まず新規の申請は、志布志地域が3件、有明地域が2件、松山地域が1件の計6件でありました。うち、採択は、志布志地域が3件、有明地域が1件、松山地域が1件で、継続は、志布志地域の1件ということで、新規と継続を合わせまして、令和6年度の実施件数としては6件で、これが令和7年度、今年度に集落道整備事業として事業を行う件数でございます。また、財源につきましては、合併特例債を充てています。

○13番（西江園 明議員） 年間に五、六件ぐらいの申請ということで理解していいですか。

[何言か呼ぶ者あり]

○13番（西江園 明議員） はい。今ありましたように、志布志地域からの申請が多いようです。この理由は、分かりますか。合併する前の旧志布志町は、志布志港という大きな港の整備が始まり、これに毎年莫大な負担金がありました。そのために、町の単独で行うこんな小さな事業が犠牲になり、整備ができなかったのがいまだに残っているところもあります。もちろん、インフラの整備や津波の懸念などにより、住宅事情が変わったことも大きな理由です。取り残されたから、今後整備を要望しても財源がないというのでは理由になりません。今後も今までどおり、地域の要望に取り組むべきと考えますが、見解を伺います。

○市長（下平晴行君） 集落道整備事業については、平成18年合併時に旧有明町の有明町農村環境改善事業を引き継ぎ、志布志市集落道等整備事業としてこれまでも継続している事業であります。この事業は、集落道等の舗装を含む改良工事、集落内排水路の新設及び改良を主として、地域の生活環境の改善を図ることを目的としています。したがって、志布志市に暮らす方々の生活環境に直結する事業であることから、今後も必要な事業として取り組むべきだというふうに考えているところであります。

○13番（西江園 明議員） こういう申請をするときは、沿線関係者の方に了解をもらうために印鑑をもらいに行きますけども、そこにいたある若いお母さんが非常に期待をされて、「乳母車で赤ちゃんを寝かしつけに外に散歩に出ますけども、道が凸凹で赤ちゃんが泣いてしまいます。寝かしつけるのが起こしに出てしまいます」というそういう話をされておりました。そのくらい道が悪く、これが実態なんです。今、市長から「取り組む」というふうな回答がありましたけど、それを聞けば、多くの市民が安心すると思います。財源は、起債がなくても、市の単独でも取り組むというふうに理解してもいいのですか。確認のため、ちょっとそこを伺います。

○市長（下平晴行君） はい、そのとおりでございます。

○13番（西江園 明議員） これは、建設課が担当ですからね、今、市長から「取り組む」という答弁がありましたので、自治会からの要望はちゃんと今までどおり受け付けて、翌年には予算案に出るように計上してください。議会の答弁ですから、約束事です。そこで伺います。集落道整備事業と関連するのですが、住宅を建設するとき道路幅が4メートル以下の場合、中心線後退といって、例えば、現在道路の幅が2メートルしかなかった場合には、左右の土地所有者は、1メートルずつ控えて家を建てなければなりません。結果、道路に個人の所有権のある土地が残

ることになります。今、志布志市では、この住宅建設が理由ではありませんが、数十年前の未登記物件が、すなわち、現況は道路なのに個人の所有権のある物件が相当数残っており、毎年、相当な費用をかけて解消に努めています。時間がかかればかかるほど、土地の名義変更は、困難になります。相続関係から全部を解決することは、困難と思います。このような事例が現在、現実にありますから、今述べましたような建築確認の段階で発生した土地は、その時点で志布志市へ名義変更する対策を講じるべきと考えます。無理なことを言っているつもりはないんです。現に、そのように取り組んでいる自治体もあるんです。職員の業務は増えますが、今みたいに将来にトラブルを残さないためにも取り組むべきと思います。専門的なことですから、担当課長でも結構ですが、伺います。

○建設課長（富岡 裕君） お答えします。

都市計画区域内で建築行為を行う場合、原則、幅員4メートル以上の道路に2メートル以上接すると、それは、建築基準法で定められています。条件に満たない道路などにおいては、特定行政庁により前面道路の中心から2メートル後退した線が後退線として接道した前面道路と見なすことになり、建築行為が許可されます。そのため、後退した敷地が近隣住民の生活道路として使用されている箇所もございます。集落道整備事業で申請された場合は審査の上、要綱に適する場合は採択後、整備を行っていきます。一方、都市計画区域内では、このような後退用地の一部が地域住民道路として利用されている地区もあります。年数経過により、この敷地が道路なのか個人の土地なのか不明になるおそれもあります。そこで、本市においては、建築確認申請時に現地を確認後、集落道整備事業の要件に該当する場合などは、市の所有権移転ができる旨を周知していきたいと考えているところでございます。

○13番（西江園 明議員） それは、今後の課題として、提案として申し上げましたので、取り組んでいただければ結構かと思えます。

では次に、最近始まり出しました会計年度任用職員の人事異動について質問します。役所として会計年度任用職員は、どのような位置づけなのか、まず伺います。それとあわせて、異動させることのメリットを伺います。

○市長（下平晴行君） 会計年度任用職員については、様々な職種があり、多くの課、局で働いていただいています。人事異動を行う理由としては、課・局などの組織の活性化、労働意欲の低下の解消、適材適所の人員配置のさらなる推進、業務の透明性を保つなどのメリットがあるというふうに考えています。職員同様に会計年度任用職員についても、同じ職種同士で人事異動を行うことで、今述べましたメリットを生み出すことができるというふうに考えていますので、対応しているところでございます。

○13番（西江園 明議員） 組織の活性化など、非常に重い責務があるというふうにちょっと理解しにくかったのですが、市役所の正職員は、幅広く業務を理解することが責務としてありますから、人事異動は当然のことだと思います。ここで会計年度任用職員も同じかと、私は疑問を持ちます。異動のある正職員を補佐する立場も大きな業務だと思います。ほかの市役所の会計年度

任用職員の人に電話をしてみました。「そこの会計年度任用職員も、人事異動があるのか」と尋ねてみました。「いえ、ありません。聞いたこともありません。ここで勤務を始めたとき、職員の補助として仕事をするようにと、上司から指示されました」これが標準だと私も思いました。でも、志布志市は違っているようです。そこで伺いますが、会計年度任用職員の中には、子供の関係や親の介護の関係から有明庁舎、松山庁舎だから勤務ができた人もいたでしょう。そのような中、昨年から大きな異動が始まりましたが、異動の発令後、何人ぐらいの職員が辞めましたか、伺います。

○総務課長（鮎川勝彦君） 令和7年1月1日から年度途中で退職された方は、退職予定者を含めまして5名いらっしゃるところでございます。

○13番（西江園 明議員） 今の5名は、昨年度の4月以降ということでもいいのですか。それとも今年もう異動があったわけですけども、今年はどうなんですか。

○総務課長（鮎川勝彦君） 申し訳ございません。令和7年1月1日から3月の間に辞めた職員が1名、そして今年度4月以降に辞めた方が4名ということでございます。

○13番（西江園 明議員） 人数は、私が聞いている数字とちょっと違いますが、そこは確認のしようがございませんから、ただ、発令後辞めた人がいたというのは事実です。市職員の方は、異動があると、初めは何がどこから始まり、それを職員より長くいる会計年度任用職員が補佐し、業務は回っていくものと考えます。それが正職員も異動、会計年度任用職員も異動、これが先ほど市長が述べた職場の活性化、透明化とかいろいろおっしゃいましたけど、そういう向上につながると考えてのことでしょうか。私のここ二、三か月だけの経験ですが、私がある課で話をしているときに、隣接する窓口に、申請した書類か何かを受け取りに見えたお客さんがいらっしゃいました。そこも異動で来た新しい会計年度任用職員でした。一生懸命書類棚を探していましたが見つからないので、奥にいた女子職員に尋ね、一緒になって探していました。それでも見つかりません。そこで、奥のほうにいた係長クラスの男性に尋ねて、やっと書類は見つかりました。1人のお客さんに書類を渡すだけで3人がかりでした。そのお客さんは、この様子を見て志布志市の市役所をどのように思われたでしょう。前の人だったら、数秒で終わっていた業務です。そして、次にある課に行き、「担当の何とかさんをお願いします」と言ったら、窓口というか手前にいた職員が「そんな職員はいたかな、いませんよ」と言うので、「えっ」とびっくりしたら、やり取りを聞いていた奥の席の人が、「いや、いますよ、すぐ呼びます」と慌てて呼びに行ってくれました。ここも異動で来た会計年度任用職員でした。私は、議員という立場で日常的によく役所に来ていますから、職員の顔も存じているつもりです。初めてのお客さんだったらどうでしょうか。これが現場です。先ほど市長は、いろいろ褒められる、お客さんからの対応もいいという例も挙げられていました。本当にそういう例もあるでしょう。でも、一方では、このようなこともあります。そして、私もびっくりしたのが、電話交換士も異動されていますよね。先般、至急、県の出先機関に連絡を取らなければならなかったものですから、スマホでググったんですが、出先のせいかなかなか見つからなかったものですから、市役所の交換士に尋ねたほうが早いと思い、

市役所に電話しました。初めて聞く声の人でした。用件を話し、「調べます」と言っていたんですけども、結局、分かりませんでした。本庁機能を集約化し、一番忙しいこの時期に交代させることに、私は、不思議というか疑問を持ちました。今話した会計年度任用職員の人たちが悪いと言っているのではないですよ。配置されたのは、自分が希望したわけではないですから、この人たちに責任はないですよ。このような姿が市長がもろもろ言った市民サービスの向上につながるというふうな結果でしょうから、市長、どう思われますか。

○市長（下平晴行君） 職員と会計年度任用職員は違うわけでありまして。それは、もう十分認識しているところであります。ただ、今まで同じ人がそこにおいて、もちろん業務については詳しくなるわけでありまして、そのことでの逆に弊害というののも全体的にあったところであります。そういう面では、やはり職員とは違うんですけど、やはり部署を回ったほうが、その会計年度任用職員も申請があれば、面接もしなくて3年間は勤められるわけでありまして、そういう面では、そういういろんな知識も得られるというようなことでの対応をしているところであります。そこが会計年度任用職員の異動に対して、そういう課題があるとすれば、そこ辺はもうちょっと、それをどうこうというわけではないんですけども、そこ辺も聞きながら、本当に働きやすい職場づくりをしていかなければいけないと思っていますので、そこ辺も含めて異動の在り方については協議をしてみたいというふうに考えています。

○13番（西江園 明議員） 私の理解の仕方が悪いのかもしれませんが、長くいることで弊害があるとか、会計年度任用職員ですから名前のおり年間契約ですよ。ましてグループ化して課長が異動とか何かできるんです。職員はできますけど、この人たちはそういう契約の解除って、年間がたてばできるわけですから、そこまではじゃないかなと私は思うんですよ。ある職員に尋ねましたけれども、「会計年度任用職員が替わったね」と話をしたら、「だからですよ、また最初から教えなければならぬんですよ。自分の仕事がそれで止まるのが嫌なんですけど、仕方がないですけどね」と言って話してくれました。以前は臨時職員と言っていたんですが、このような弱い立場の会計年度任用職員の人事異動は、私は以前、教育委員会で突然始まり出したというふうに記憶しているんですけども、突然始まり面接まであるようになり、慌ててリクルートスーツを買ったり、遠方の学校の助手の人なんか、ジャージ姿が仕事着のときもあります。10分か15分か分かりませんが、慌てて車の中でスーツに着替えて、面接に臨み、終わったらまた車の中で着替えて勤務地である学校へ帰って行きました。「人事権というのを持つと、ここまでやるのか」と疑問を持ちました。公民館の主事だって3年ごとに急に異動が始まり出しました。高齢者や図書館の利用者から、「また替わった、名前から覚えなかんが」と、いろいろ苦情があったりして、少しは間隔が開き出したと思います。昨年でしたか、私がある公民館にいたとき、高齢者の人が見え、グラウンド・ゴルフのスコア表とか、名簿とか、本当に公民館主事を頼りにして依頼していました。世間話をしたり、これが市民に頼られる本当の市役所職員の姿だと私は感じました。そこも最近異動で替わったと思いますが、その高齢者の人は、また最初から説明して、今までみたいに気楽に手伝ってもらえるか不安に感じたことでしょう。そこで、教

育長に伺います。教育委員会には学校助手、図書館、公民館など相当会計年度任用職員が在職していますが、この人たちをどのような立場として位置づけているのか、そして、どのような理由で人事異動を行うのか伺います。

○教育長（福田裕生君） お答えします。

現在、教育委員会では、学校助手、学校司書補、特別支援教育支援員、それから学校教育専門官、公民館主事など150人の会計年度任用職員の方に働いていただいています。学校教育や社会教育、文化・スポーツ等のより良い環境の整備と市民により質の高いサービスを提供するとともに、行政サービスを維持する上で非常に重要な担い手となっていただいています。配置換え等、いわゆる異動等のことについての御質問もございましたけれども、職場の気風が刷新されたり、新たな職場でこれまでの経験を活かし、さらに知識、技術を広げ、その方々の意欲向上につながっていると捉えています。職員個々の持ち味や職能等が市全体に波及し、行政サービスの維持向上と均衡を図る上で非常に重要だという捉え方でいます。

○13番（西江園 明議員） 教育長らしく、きれいな表現で答弁がありました。現場を把握して、適正に思われる異動を今後期待します。繰り返し言っても、同じことですからですね。ちょっと聞き忘れましたが、今でも面接は、教育長がその相手の人とスーツに着替えて面接を行っているのですか。以前は、スーツを着て来るというのが条件に入っていた時期もありましたけども、今の状況はどうですか。

○教育長（福田裕生君） 面接等を私自身が直接していることはございません。それから服装についても、スーツにきなさいとか、それが条件になりますとかいったようなことは、一切ございません。議員が先ほどおっしゃいましたように、皆さん職種も大変様々でございます。例えば、面接をどうしても受けなければならない時間帯というのが、またそれぞれいろいろあるかと思えますので、私は、今後についてもそれぞれのお立場で、服装等については特段こうしなければならないというのでもございません。人物そのものを見させていただいて評価させていただいたり、配置のことについて検討するわけですので、これまでもですし、これからも服装について限定することは、一切考えておりません。

○13番（西江園 明議員） 安心しました。以前非常にそういう「えっ、何様か」というようなあれがあったものですから、安心したところです。先ほどの教育長の答弁の中にも、重要な担い手、行政の一環のと、そういう会計年度任用職員も「正職員と同様の成果を求めるなら、正職員にすべき」と言ってもできないですよ。このようなことだって、私も庁舎内で「そこまではやりすぎでしょう」というような意見が出なかったのか、不思議でなりません。意見を言えるような雰囲気職場ではないのでしょうか。

では、次に移ります。市役所が発注する工事や備品などの物品購入で、地元企業を利用すべきとの観点から質問いたします。もちろん、地元ではできない業種や備品があることは理解いたします。まず、工事や物品についてどのような基準で市外業者と地元業者を分けているのか、冒頭に伺います。教育委員会は、特に備品等が多いようですので、お願いいたします。

○市長（下平晴行君） 業者選定に当たっては、原則、市内業者を選定するようにしているところであり、市内での調達が可能ない場合に、県内業者や県外業者も選定することとしているところがございます。

○教育長（福田裕生君） 教育委員会につきましては、年度当初の学校配当予算説明会や学校事務職員研修会時に、市内業者から優先して購入するように指導をしています。そのほかにつきましても、市長部局と同様な取扱いをしており、基本的に市内業者から購入するように指示しているところがございます。

○13番（西江園 明議員） 市役所が地元企業を優先していることは、理解いたします。特に補助金の場合、市外業者とでは補助金の額にも差がありますよね。所管で事業もいろいろありますが、市民環境課の浄化槽関係とか、建設課分、いろいろ工事に対する補助金がありますけれど、市外業者と差がある事業を伺います。担当課で結構です。

○市民環境課長（村山 睦君） お答えします。

新築住宅に対しての浄化槽補助金につきましては、令和2年度から市内事業者と市外事業者の施工によって、助成額に差を設けているところがございます。5人槽の設置につきましては、市内事業者の場合は22万1,000円、市外事業者の場合は11万円の助成となっているところがございます。

○建設課長（富岡 裕君） 建設課が所管する補助事業としては、住宅リフォーム助成事業、それと危険廃屋解体撤去事業がございます。この二つの事業につきましては、市内登録事業者が施工を行うことを補助金交付要領で定め、実施しているところがございます。

○13番（西江園 明議員） では、建設課の分については、市内業者限定というふうに理解してよろしいですね。

[何言か呼ぶ者あり]

○13番（西江園 明議員） はい。今答弁がありましたように、市内業者、地元企業優先の制度です。これが当然だと思います。そこで、志布志市が入札などで発注する工事や物品購入についてお尋ねします。工事については、ランクや特殊性などで、ある程度は理解いたします。工事だって地元企業が受注し、市外の手を下げにする方法だってあるのです。今回は、物品購入についてお伺いします。「税金を使って購入するから」、「少しでも安い企業から」という考えは、まさかお持ちではないですよね。例えば、急遽パソコンが1台必要になりました。地元の電気店では高いので、メーカーや大型店から購入しようとすることはありませんかということをお伺いしたいのです。地元のお店のほうから少々高く買って、誰が文句を言いますか。議会からだって、文句は出ないと思います。市に税金を納めてくれる店舗から購入すべきでしょう。地元の店舗や企業から市内では最も大きな市役所が購入、消費することが、市内にお金が落ちて、税収、雇用につながるのです。俗に言う「経済が回る」のです。志布志市には志布志港という大きな港があり、毎年相当な予算をかけて整備が進められています。国の出先機関もあります。私も議会の会派で、度々勉強会を行っています。このときだって、地元企業への発注を要望しています。市

長だって同様にトップセールスを行っていると思います。その結果とりたいのですが、言っているのか分かりませんが、ここ数年、急激に地元企業が受注しています。ある現場の監督さんが「最近、大きな金額まで地元が発注されるようになり、嬉しいです」と話していました。社長でなく、一現場の監督がです。以前は、市外のマリコンが受注していた工事を地元企業が受注し、マリコンを下請けにしています。本当に感謝です。また、あるお店で聞いたんですけども、消耗品や備品についても国の事務所から「取り扱っているか」と問合せがあるそうで、残念ながら、そこのお店では取り扱っていないため断ったそうですが、国の事務所の人が「できるだけ地元から調達するようにと、上から言われていますから」と話をされたようです。「今回は、取り扱っていなかったので取引はできなかったけど、注文されたことがすごく嬉しかった」と話してくれました。国の機関でさえ、このように配慮してもらっているのです。そこで再度、伺いますけども、先ほど市長から答弁がありましたように、役所言葉ではなくて分かりやすい言葉で、今話したような話を聞いて市としてどうやって取り組んでいくか、市長、教育長に、決意を持った答弁をもう1回、お願いします。

○市長（下平晴行君） 私は、基本的に税金を納めている事業者は志布志市内の事業者であるわけですから、安いからということではなくて、基本的に市内の事業者を大前提で選定していくということで進めてまいりたいと思っています。このことについては、しっかり方針を徹底してまいりたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○教育長（福田裕生君） 今、市長からの答弁にもありましたとおり、基本的には市内業者を通して購入するようなことが基本になってくると思っています。受注内容が市内専門業者のみの履行条件の案件につきましては、先ほど言っていますとおり市内の専門業者のみで、市内の専門業者が少ない、あるいはおられない場合につきましては、市外専門業者を加えて見積徴取等を行わざるを得ない案件等もありますので、それは、例外的な対応だというふうに捉えています。繰り返しになりますが、市内業者から優先的に購入するようにしてまいりたいと思いますし、それぞれの学校につきましても、再度、そういうことをお願いをしてまいりたいと思います。

○13番（西江園 明議員） 特に教育委員会では、パソコン、それこそ机とか楽器等々、多くの備品購入があります。その物品を一つ、二つ買うときはあれだけど、入札するときに、今、教育長からありましたけども、扱っていない、市外業者、そういうときに、今までは地元企業と品物によると県内業者もあるかもしれません。それにメーカーまで加えて指名したようなことは、今後はないと思いますけど、過去はあった。そういうことはありませんでしたか。

○教育長（福田裕生君） 過去においては、メーカーを含めて行ったことがあったというふうに認識していますが、これからは、そういったことはしないようにしたいと思います。

○13番（西江園 明議員） 隣の宮崎県は、県税を納めていない企業は、まず指名することはありません。今ありましたように、市内業者も県内業者も東京にあるメーカーに価格を見積もってもらい入札しているのに、同じ土俵にメーカーが入っていたら、落札できるはずがありません。勝てるはずもない。それでも「税金を使って買うのだから」という言い分で、納税も雇用もない

業者に落札させるような仕組みではないことを、今後、期待をして祈ります。今、教育長が「こういうことはない」ということですので、今後に期待したいと思います。備品とか保守点検ですかね、よく地元業者が代理店ということもあります。メーカーは、代理店がある地域では代理店よりも低い金額は提示できない仕組みになっています。市役所のいろいろ各課、相当ありますけれども、各分野でメーカーと直接契約しているからと言って、一番安いと勘違いしていることもあるかもしれません。地元の代理店のほうが安いのです。これは、通告しておりませんでしたので、お聞きしませんけれども、再度、確認していただければと思います。

今回は、市民目線での行政という点で質問いたしました。ちょっと職員に厳しい表現もあったかもしれませんが、先ほどの小野議員の質問の中でも、市長から「対応が良くなった」、「非常に変わった」という答弁もありました。私も先日ある課に行き、現場の実態を説明し相談しました。私も厳しい案件かなと思い、一縷の期待を込めて相談したところでした。ところが、翌日には「変更します」と回答があったと、私に相談があった人から連絡がありました。対応の早さにびっくりしました。市民にとって国・県ではありません、市役所が最後のよりどころなんです。このように市民の声に即対応する自慢できる市役所、現場の声、地元企業の声が届き、反映される行政を期待して、私の一般質問を終わります。

○議長（福重彰史議員） 以上で、西江園明議員の一般質問を終わります。

—————○—————

○議長（福重彰史議員） お諮りします。

本日の会議は、これで延会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福重彰史議員） 異議なしと認めます。

したがって、本日は、これで延会することに決定しました。

明日は、午前10時から引き続き本会議を開きます。

日程は、一般質問です。

本日は、これで延会します。

お疲れさまでございました。

午後4時05分 延会

令和7年第2回志布志市議会定例会会議録（第3号）

期 日：令和7年6月17日（火曜日）午前10時00分

場 所：志布志市議会議事堂

議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

八 代 誠

隈 元 香穂子

栢 山 晋 司

南 利 尋

永 田 梓

小 園 義 行

出席議員氏名（20名）

1 番 永 田 梓	2 番 栞 山 晋 司
3 番 稲 付 洋 平	4 番 隈 元 香穂子
5 番 南 利 尋	6 番 市ヶ谷 孝
7 番 青 山 浩 二	8 番 野 村 広 志
9 番 八 代 誠	10 番 小 辻 一 海
11 番 持 留 忠 義	12 番 平 野 栄 作
13 番 西江園 明	14 番 丸 山 一
15 番 玉 垣 大二郎	16 番 鶴 迫 京 子
17 番 小 野 広 嗣	18 番 東 宏 二
19 番 小 園 義 行	20 番 福 重 彰 史



地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長 下 平 晴 行	副 市 長 溝 口 猛
教 育 長 福 田 裕 生	総務課長兼選挙 管理委員会事務局長 鮎 川 勝 彦
財 務 課 長 坂 元 正 知	総合政策課長 川 上 桂 一 郎
コミュニティ推進課長 五 代 千 加 子	みなと振興課長 木 村 勝 志
シティセールス課長 大 迫 秀 治	税 務 課 長 藤 後 広 幸
市民環境課長 村 山 睦	福 祉 課 長 山 口 善 央
健康長寿課長 富 重 隆 之	こども子育て課長 若 松 利 広
農政畜産課長 萩 迫 和 彦	耕地林務課長 得 丸 八 郎
建 設 課 長 富 岡 裕	松山支所長兼 総務市民課長 折 田 孝 幸
有明支所長兼 地域振興課長 大 口 秀 昭	水 道 課 長 萩 原 政 彦
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長 濱 田 茂	農 業 委 員 会 事 務 局 長 高 野 利 彦
教 育 総 務 課 長 児 玉 雅 史	学 校 教 育 課 長 淀 修 司
生 涯 学 習 課 長 河 野 尚 仁	危 機 管 理 監 黒 川 晃



議会事務局職員出席者

事 務 局 長 和 佐 浩 教	議 会 グ ル ー プ リ ー ダ ー 末 原 和 幸
サ ブ リ ー ダ ー 前 田 範 雄	サ ブ リ ー ダ ー 上 野 健 太 郎

午前10時00分 開議

○議長（福重彰史議員） これから本日の会議を開きます。



日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（福重彰史議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、西江園明議員と丸山一議員を指名します。



日程第2 一般質問

○議長（福重彰史議員） 日程第2、一般質問を行います。

順番に発言を許可します。

まず、9番、八代誠議員の一般質問を許可します。

○9番（八代 誠議員） 改めまして、皆さんおはようございます。9番、八代誠です。議長が「後ろにいる蓬原小学校の子供たちにも分かりやすい言葉で」と言われたので、ちょっとプレッシャーがかかっているところです。よろしく願いいたします。

早速、通告書に従い、一問一答により質問してまいります。今回の質問の大きなテーマは、防災行政であります。まず、1項目目です。災害時に孤立化が懸念される集落対策について質問します。本市を含む九州南部は、平年より約2週間早い5月16日に梅雨入りしました。線状降水帯発生による集中豪雨や台風及び南海トラフ地震発生時において、本市の山間部は、土砂崩れ、あるいは橋の落下などによって道路が寸断され、集落が孤立することなどが予測されます。国は、能登半島地震で浮かび上がった複数の課題を整理し、それらの課題のうちの一つが孤立する集落対策になります。鹿児島県は、今年1月の県防災会議で地域防災計画の見直しを決定いたしました。計画見直し終了後、県内市町村に対して孤立化のおそれがある集落を洗い出すよう要請をしています。そこでお尋ねいたします。この鹿児島県からの要請に対して、本市の現状をまずお示してください。

○市長（下平晴行君） 八代議員の御質問にお答えします。

本市における孤立化のおそれのある集落の洗い出しにつきましては、県が示す孤立化するおそれのある集落に関する状況調査実施要綱に基づき、2018年に実施した漁業センサスや2020年に実施した農林業センサスの統計データを活用し、孤立化の可能性のある集落等について洗い出しを行っており、7集落が孤立化の可能性のある集落としているところでございます。

○9番（八代 誠議員） 市長の答弁にもありましたように、本市では、孤立化のおそれのある集落が7集落あるということで、私も今、初めて知りました。ヒアリングのときには、教えていただけませんでした。市として孤立化のおそれのある集落の把握、今7集落ということでしたが、志布志市とその7集落の関係性はどうなっていくのかなど、孤立化のおそれのある集落を把握した後の志布志市からその7集落への支援体制について、市としての考え方をお示し願いたいと思います。

○市長（下平晴行君） 孤立化するおそれのある集落につきましては、今後策定予定の志布志市孤立化集落対策マニュアルに基づいて、通信手段の確保や情報収集体制等の整備を図りながら、被害状況の早期把握や地域住民の救出・救助等の災害対応対策を迅速に実施できる体制づくりが必要であるというふうに考えています。孤立化を未然に防ぐ対策や孤立化した場合の対応等に分け、孤立化するおそれのある集落や防災関係機関とも連携し、地域住民の安全確保に努めてまいりたいというふうに考えています。

○9番（八代 誠議員） こういった孤立化集落に対する支援については、これからマニュアルをつくっていくということによろしいですかね。志布志市がつくっている地域防災計画第2部のほうに、災害予防の第6節救助・救急体制の整備には、孤立化の未然防止対策として、ここに1回、孤立化が予想されるというようなことで、一般災害対策編ということで志布志市もその未然防止対策を練ってあります。私が持っている資料の中身について御紹介いたします。「防災行政無線拡声子局のアンサーバック機能については、孤立化のおそれのある集落の災害情報連絡員に使用方法を周知しておくなど、連絡手段の多様化を図る」とあります。孤立するであろう集落の災害情報連絡員というふうになっていますので、多分、自治会長さんあたりに、志布志市の防災行政無線等を利用して連絡を取っていくんですよというふうに書いてあります。ただ、こういったことは書いてあるんですけど、自治会の人たちや市民の方々は、ほぼ知らない。アンサーバック機能というふうに書いてあるのですが、このアンサーバック機能というのはどういうものなのか。それと、もう1点、「孤立化のおそれのある集落において、救出・救助や物資投下のための緊急ヘリポート用地（校庭、空き地、休耕田等）を選定・確保する」こういったことも一応、志布志市地域防災計画の中でうたわれているのですが、先ほどのアンサーバック機能及びこういう緊急ヘリポート用地というのは選定・確保されているのですか。

○危機管理監（黒川 晃君） 防災行政無線の拡声子局におけるアンサーバック機能については、特に災害時における情報伝達の信頼性を高めるために重要な役割を果たすもので、行政が特定の地域に向けて緊急情報や避難指示などのメッセージを無線で拡声器を通じて放送した場合に、アンサーバック機能が搭載されていると、各拡声子局が中央の管理システムへ自動的にフィードバックを送信し、メッセージが正常に送信されたかどうか、あるいは機器が正常に動作しているかをリアルタイムで確認することができる機能のことです。また、アンサーバック機能が設置されている子局には、連絡通話機が設置されており、親局との通話が可能となっているところでございます。次に、緊急ヘリポートの用地のことです。緊急ヘリ用としてのヘリポート用地等につきましては、現在のところ、まだ選定・確保ができていない状況にあります。現在策定予定の志布志市孤立化集落対策マニュアルと併せ、その用地を選定し確保していきたいと考えています。

○9番（八代 誠議員） この志布志市地域防災計画というのは、もう既につくられていて、「こういうことをやりますよ」というふうに、アンサーバック機能ということ等についても、ほぼ市民の方々は知らないと思います。子局にそういう通話する機能というのも、議員である私も

1回だけそういう場に点検か何かのときに見させていただきました。市民の方々は、ほぼ知らないと思いますので、ぜひそういったところも含めて実行に移していただければというふうに思います。

それでは、通信広報体制の整備について質問していきます。本市の防災計画には「連絡手段の多様化を図る」と記載されています。鹿児島県の地域防災計画の見直しでは、能登半島地震を踏まえた修正として、「県及び市町村は、災害に強い通信回線の整備・多重化・耐震化を図るとともに、通信が途絶している地域で衛星通信を活用したインターネット機器の整備を推進する」旨の記述を追加しています。私を含め、市民の皆さんは、様々な通信メーカーの携帯電話を所持されています。本市において、平常時でも通信エリア外の地域がまだまだ多いというふうに思っています。さらに、災害発生時には、山が崩れ、通信線が断線したり、停電になったりします。能登半島地震では、アメリカのスペースX社の衛星インターネットサービス「スターリンク」が活用されておりました。鹿児島県内においては、昨年、瀬戸内町が移設式の接続サービスを開始しました。この瀬戸内町では、災害時というよりも普段から電波が弱いというようなことで、移設式の接続サービスを開始しています。もちろん、災害時にも大いに役立つということでもあります。また、鹿児島県も今年度、人が運べる可搬式の「スターリンク」20台を導入予定ということが新聞で報道されておりました。市長、災害発生時に備えて、地上の通信インフラに依存しない通信が可能なこの衛星インターネットサービス「スターリンク」を調査・研究されて、導入を検討してみませんか。

○市長（下平晴行君） 「スターリンク」につきましては、数千基の低軌動衛星による衛星回線を利用してネットワークを確保することができるツールであるというふうに認識しています。能登半島地震の復興にも活用され、各自治体で導入及び検討をされているところであります。本市においてもその活用について調査・研究を進めているところで、本年4月には実際の機器を志布志庁舎屋上に設置し、デモンストレーションを行ったところであります。衛星通信ネットワークについては、孤立した集落との重要な連絡手段の一つと考えていますので、引き続き調査・研究をしてまいりたいというふうに考えています。

○9番（八代 誠議員） ヒアリングのときには、危機管理監からそういうことを一言も教えていただけなかったです。1回試されているんだということを、本当に自分たち議員は、ちょっと不利だなというふうに今思ったところでした。もう既に1回テストをされたということで、先ほど鹿児島県が20台この「スターリンク」を導入するということです。どうも地域振興局ごとに配分していくんだということで、大隅地域振興局に何台来るかというのもちょっと分からなかったところなのですが、鹿屋市、志布志市で災害が発生して、そういう機器があれば、志布志市が欲しいなと思っても、鹿屋市からここまでどうやって持って来ていただくのかなという、鹿屋市とか本当に地域振興局から近い地域だったらいいのかもしれませんが、やはり距離があるところ、志布志市までちょっと大変だなというふうに思いましたので、この「スターリンク」をぜひ調査・研究して、導入を検討してくださいという質問でした。市長、導入をぜひ検討していただけますよ

ね。

[何言か呼ぶ者あり]

○9番（八代 誠議員） はい、よろしく申し上げます。

次の項目の質問に移ります。避難所運営について質問してまいります。鹿児島県の地域防災計画の主な見直しの一つが、避難所の管理運営です。見直しをするよう修正された文書には、「トイレカーによる快適なトイレの設置に配慮するよう努めなさい」という旨の記述が追加されています。そこで、まず今定例会において報告として提出されている繰越明許費計算書について伺います。消防費のトイレカー導入補助事業になります。トイレカーが導入されれば、その活躍が非常に期待されます。志布志市の法人が導入しようとしているトイレカーの目的及び台数、車の仕様、規格及び現時点での契約関係の進捗状況や導入予定の時期についてお示してください。小学校の子供たちが来ていますので、このトイレカーについては、より分かりやすく説明をお願いします。

○市長（下平晴行君） トイレカーの導入につきましては、国の新しい地方経済生活環境創生交付金（地域防災緊急整備型）を活用し、民間事業者が導入することに対し、市と民間事業者が協定を結んだ上で補助金を交付する予定としているところであります。災害時における市の優先的利用の確保や平時でのイベント等でも利用できることを交付金交付の条件とすることで、市民の防災意識の向上にもつながるものと考えているところであります。導入するトイレカーは、軽自動車タイプが全5台で、大便器が2個付いたものが3台と大便器と小便器が各1個ずつ付いたものが2台となっています。汚物タンク容量は、250リットル以上としているところであります。また、デザインにつきましては、市からの要望として補助事業名のほか、災害時の市優先利用車両である旨等を表示していただくよう、導入する民間事業者と協議中であります。なお、車両本体の入札につきましては、4月に終わっているとのことで、当初計画では、本年11月20日頃を納車予定日としているところでございます。

○9番（八代 誠議員） 軽トラック規模の移動できるトイレが導入されるということで、今、市長のほうから、今年度11月ぐらいには納入されるのではないかとということでした。通告しておりませんが、教育長、学校の子供たちにこういうのをできてすぐ見てもらうというのは、どうですか。いいですか。

○教育長（福田裕生君） トイレカーの導入につきまして、今、市として計画が進んでいるところでございますので、導入された暁には、本市の子供たちにも実際見ていただいて、それがどういう形で使われていく予定になるのかということ等についての理解も深めてもらいたいと思っています。

○9番（八代 誠議員） 教育長、すみませんでした。ありがとうございます。

先に進みます。志布志市避難所運営マニュアルによると、避難所とは、「市は、各種災害時における条件を考慮して、地区ごと、災害種別ごとに、学校及び社会教育施設等公的建物のほか、企業等が有する建物も避難予定場所を定め、その所在、名称、概況、収容可能人員等の把握に努

める。特に浸水想定区域については、浸水した場合に想定される水深及び居住者数等を踏まえ、適切な避難予定場所を定める」とあります。次、避難所の役割とは、「避難所は、災害時等において、市民の生命の安全を確保する避難施設として、また、一時的に生活する施設として重要な役割を果たす。」と記されています。5月17日になりますが、土曜日でした。お昼から志布志市文化会館において、令和7年度県民防災講演会が開催され、3人の講師が講演されました。1人は、本市の職員でありました。今日もここにおられます。3人目の鹿児島大学医学部助教の日隈利香先生は、避難所では、水分と食事をしっかり取って、トイレを我慢しないことが大事であることを強く訴えられました。そこで、少し気になるところがありました。志布志庁舎、まさしくこの建物も市が指定する一次避難所であります。この一次避難所である建物なのですが、市長煎りの組織再編によって職員が100名以上増えました。私は、志布志庁舎のトイレの増設をすべきであると考えています。市長、見解をお願いいたします。

○市長（下平晴行君） 志布志庁舎におけるトイレの増設につきましては、避難所としてのトイレはもちろん、平常時の志布志庁舎のトイレの重要性については、十分認識をしているところであります。しかしながら、庁舎内のスペースを考えますと、難しいところでもあります。まずは、今年度につきましては、庁舎内数か所のトイレの洋式化を進めるところであります。災害時につきましては、第一次開設場所として指定されている本庁舎をはじめとする各避難所において、常設のトイレが不足する場合には、現在、備蓄を進めている簡易式トイレやトイレカーを活用し、対応を図ってまいりたいというふうに考えているところであります。

○9番（八代 誠議員） ということは、今のこの志布志庁舎のスペースでは、和式から洋式に改良はできるけれども、トイレの数を増やすことについては、ちょっと不可能だということでは理解すればよろしいですか。

○市長（下平晴行君） この施設の今の状況ではちょっと無理というようなことでありますので、先ほど言いましたように、今後、どういう形での対応ができるのか、十分協議してまいりたいと考えています。

○9番（八代 誠議員） その点については、ぜひよろしくをお願いいたします。有明庁舎のほうから100人以上の職員が増えた上に、非常時というのは、いつ、そういう災害が起こるか分かりません。職員の方々が仕事をされている、まさしく今この瞬間にということになっていくと、この状態で避難所を開設ということになっていきますので、トイレの数を考えたときに、ちょっとどうなんだろうというふうに思っています。市長、ここについては、真剣をお願いいたします。

それでは次に、本市の備蓄品について伺っていきます。本年度の当初予算になります。総務課所管の災害対策事業になりますが、需用費の災害時備蓄品等整備ということで271万6,000円、次に、備蓄品購入費（非常用発電機）242万円、最初お話ししました災害時備蓄品等整備、どのような備蓄品をそろえていくのか。そして、非常用発電機242万円、発電機の規格や台数、購入後の配置についてお願いいたします。

○危機管理監（黒川 晃君） 災害時備蓄品等整備271万6,000円の需用費の中には、光熱水費や

修繕料等も含まれていますが、備蓄品等の購入につきましては、災害時用の備蓄食約2,000食分や避難所で使用する簡易トイレ、段ボールベッド等を予定しています。また、非常用発電機につきましては、1.8キロボルトアンペアのものを10台整備する予定としています。この発電機は、可搬式となっており、災害時の状況を判断しながら必要な場所へ運び、活用する予定としています。今後は、全ての避難所に配備できるよう計画的に整備していきたいと考えているところでございます。

○9番（八代 誠議員） ちょっと今のところでも聞きたいところがあるのですが、次にいきます。

今年5月28日、改正災害対策基本法が参議院本会議において賛成多数により可決し、成立いたしました。能登半島地震では、食料や水、先ほどもありました段ボールベッドなどの物資が不足する避難所がありました。同様の事態が再び起こらないように、都道府県や市町村に備蓄品の備蓄状況の年1回公表を義務付け、適切な備蓄をなさいよという法律が成立したということがあります。適切な備蓄品とは何だろう、適切な備蓄量とはどんな量なんだろう、本市は、備蓄品の種類や量に対して目標としている数字を持っているのか。目標とする数字があるとするならば、充足率、充実度、どちらの言葉が正しいか分かりませんが、備蓄品の充実度というものは、どうなっていますか。

○危機管理監（黒川 晃君） 本市における備蓄品の整備につきましては、避難者を8,000人と想定し、発災からの3日間のうちの2日分における被災者の生命維持に最低限必要な物資等を計画的に備蓄すること等により、物資供給活動等に資することを目的として、平成27年に志布志市災害時備蓄計画を整備しています。備蓄品につきましては、多くの品目があるため、食料であれば3歳から69歳を対象としたアルファ米等、飲料水、生活必需品では紙おむつの三つに限定し、この計画を基に試算した場合、まずアルファ米等は3万6,000食に対し現在の備蓄量が約7,000食分で充足率約20%、飲料水は4万8,000リットルに対し6万6,160リットルで充足率約138%、紙おむつが8,800枚に対し約1万3,000枚で充足率約148%となっているところです。しかし、能登半島地震等近年の災害を経て、避難所における必要な備品等も変わってきていますので、今後も備蓄品の充足に努めるとともに、ニーズに合った備蓄品の整備を図ってまいりたいと考えているところでございます。

○9番（八代 誠議員） 今、本当にいろんな災害が起こって、その都度、新たなことが分かっていく。今危機管理監が言われたように、何が必要なのかということをしっかり志布志市も調査・研究されて、必要なものを目標とする数字になるべく近づけるように努力していただきたいと思います。

備蓄品のことを伺いましたので、備蓄品に関連することをもう一つお聞きいたします。昨年9月定例会での同僚議員の一般質問になります。「組織再編に伴い、有明庁舎の別館は空いてしまっていますが、今後の活用については、どのように考えていますか」という問いに対して、市長は、「今のところ、決定はしておりませんが、庁舎内で利活用法について検討を行っている段階であ

ります。なお、組織機構再編方針中長期計画にあつては、防災機能拠点として位置づけられており、防災倉庫として充実させるとなっています。また、志布志市行財政改革推進委員会に対して、本庁機能集約に関して諮問したところ、『有明庁舎及び松山庁舎の空きスペースについては、市民の声を幅広く聞き、市役所業務に限らず、有効活用できる方策を模索いただきたい』との答申をいただきました」と答弁されています。あくまでもこれは、昨年9月時点の答弁になります。その答弁を私は聞いていまして、私個人としては、「有明庁舎別館は、本市の防災センターみたいな役割を担っていくのかな」というふうに、その時点では考えておりました。しかし、有明庁舎別館の活用については、志布志市立学びの多様化学校設置の案が浮上し、来年4月の開校に向けて着々と準備が進んでいます。このことも非常に喜ばしいことではあります。多様化学校についての第1回目の説明会は、今月の24日19時から志布志市文化会館1階多目的室、第2回説明会を7月に、第3回説明会を秋に実施しますよということが志布志市教育委員会のホームページで案内されています。そこで、今後、避難所や備蓄倉庫を兼ね備えた志布志市防災機能拠点についての考え方はどうなっていくのかなというふうに私は思っています。例えば、拠点として1か所に集中していくのか。三つの松山地域、志布志地域、有明地域に分散していきこうとされているのか。既存の公共施設を利活用していくのか。または、利活用できる既存の施設を活用しながら、防災拠点機能として新たな防災センターみたいな建物を考えていくのか。私は、防災機能を充実させるために新たな拠点センターが必要であると考えています。市長は、昨日「3期目も頑張りますよ」というようなことでお話をされました。こういう防災センターについての現時点での市長の率直な考え方をお示し願いたいと思います。

○市長（下平晴行君） 本市の防災機能拠点につきましては、災害の種類や規模により、災害対策本部を設置する場所が変わる可能性はあると考えていますが、基本的には本庁舎1か所において災害対策本部を設置し、対策の指揮監督を行うとともに、関係機関との連携や情報の共有、周知等を行っているところであります。今後、防災センター、備蓄品倉庫等を兼ね備えた防災機能拠点となる施設を整備する必要があるというふうに考えていますので、様々なことを総合的に判断しながら、今後、調査・研究してまいりたいというふうに考えています。

○9番（八代 誠議員） 今のその答えが欲しいところでした。施設整備基金のほうに積み増しが相当額されまして、「また市長、何か考えているのか」というふうに自分は思ったところで、そのことがこの防災センターということではないのですが、また何か当局のほうでは考えておられるのかなというふうに思っていたところです。ぜひですね、新たな防災センター拠点となるような、防災機能を十分発揮できるようなそういうセンターを調査・研究していただきたいというふうに思います。

次に、鹿児島県の地域防災計画の見直しでは、避難所の管理運営について、「市町村は、避難所における福祉的な支援の実施など、必要な措置を講じるように努めなさい」としています。健常者であれば臨機応変に対応できることでも、高齢者の方々や要配慮者には難しいことが多く、深刻な問題に直面しやすい。能登半島地震で得た課題の一つであります。本市の避難所運営マニ

マニュアルによると、福祉避難所として指定されている施設は、私が見る限りでは3か所になっています。松山・志布志・有明の3地域に1施設ずつが指定されています。もちろん、協定等は締結されていると考えますが、今回の地域防災計画の見直しを考慮するならば、災害時に福祉避難所として開設する、そして運営していく、そういった手順などを確認していくために、マニュアルの作成、あるいは訓練が必要ではないかというふうに考えています。市として福祉避難所開設から運営について、そしてこの福祉避難所、ヒアリングのときに少しお聞きしたのですが、「3か所ではないですよ」というふうに言われたのですが、実名を挙げることができれば、その施設が何か所なのかも含めて、福祉避難所開設から運営についての現時点での考え方というものを示してください。

○危機管理監（黒川 晃君） 先に、おわびと訂正をさせていただきたいと思います。

令和2年4月に改定された志布志市避難所運営マニュアルにおいては、福祉避難所の記載が3か所となっておりますが、現在では7か所となっております。その7か所につきましては、まず老人福祉センター、市文化会館、市健康ふれあいプラザ、有明地区公民館の4か所と合わせて、社会福祉法人やちく会、特別養護老人ホーム賀寿園、特別養護老人ホーム小松の里の合計7か所となっております。修正・周知等が足らず、申し訳ございませんでした。

改めまして、能登半島地震を受け、災害対策基本法の一部改正を基に国の防災基本計画及び県の地域防災計画の見直しがなされ、その一部に福祉的な支援を充実強化する内容が盛り込まれたことは認識しているところでございます。現在、本市においては、7か所の福祉避難所を指定し、災害時には要配慮者等を受け入れていただくよう依頼しているところではございますが、指定された福祉避難所側は、どのような避難者が避難所を訪れ、どのような対応を行えばよいのか不安に感じている面も多々あるのではないかと予測されます。今回の質問を受け、数か所の福祉避難所にも問い合わせたところ、法改正については把握されていたことから、今後、庁内関係課との情報共有と今後の進め方について協議した上で、指定した福祉避難所とも連携しながら、スムーズな福祉避難所の開設・運営ができるよう努めてまいりたいと考えているところでございます。

○9番（八代 誠議員） 今年2月ぐらいになるのですが、「志布志市は、災害時、福祉避難所を指定しているんですか」との問合せがありました。相談者は、70歳代後半の御夫婦の奥様からでありました。以下のような趣旨でした。「私たちは、有明地域に住んでいます。夫は、足が悪く、車椅子でないと移動できません。避難しなければならない災害発生時を想定して施設との縁をつくっておきたくて、夫を月1回、志布志地域の施設に宿泊させてもらっています」そんなふうに言われました。何かあったときに、縁をつくっておかないと、関係を築いておかないと、ひょっこり行っちゃって受け入れてもらえないということだと私は思いました。「志布志市は、災害時に福祉避難所が開設されますか」という相談ですので、偶然だと考えますが、御縁を築かれるために月1回お父さんが宿泊利用されていた施設が先ほどお話がありました特別養護老人ホーム賀寿園ということでありました。相談された奥様は、普段から縁のある、つまり普段から利用している施設でないと、災害時での避難は拒否されるのではないかと考えておられるということ

であります。災害時の福祉避難所開設から避難者の利用、施設側の運営等の在り方について、しっかり今検討するということでしたので、検討していただき、特に福祉避難所については、災害時の福祉避難所の存在というものを市内の高齢者の方々、あるいは障害をお持ちの方々等へ広く丁寧に周知していく必要があると思います。市長、いかがですか。

○市長（下平晴行君） 災害時の福祉避難所の周知につきましては、市の総合防災マップやホームページ、広報等での周知を行ってまいりましたが、まだまだ周知が足りないことを今お聞きして認識したところであります。先ほど申し上げました福祉避難所の利用・運営と併せて、今後、さらなる周知を図ってまいりたいというふうに考えています。

○9番（八代 誠議員） 福祉避難所については、この施設が指定されているんですよという周知と、先ほども危機管理監からありましたように、施設側もどの程度の人に来るか分からない。ですから、お互いに協力し合って、開設から運営までのマニュアルとか、あるいは実際にそういった訓練をしていくということが非常に大事な事かなというふうに、鹿児島県内でも始良市だったと思いますが、そういったことでやっているということでしたので、県内のそういった先進地というか、実際やったところについてもお話を聞いていただいて、こういった高齢者の方々、要支援の関係については、福祉避難所をしっかりと開設から運営ができる形のマニュアル、それから避難訓練等をぜひ実施していただきたいというふうに思います。よろしくをお願いします。

それでは、最後の（3）番に移っていきます。木造住宅の耐震診断及び木造住宅の耐震改修のための工事に対する助成金額を見直す考えはありませんかということで、本題に入る前に、少しだけ教えていただきたいと思います。本市は、志布志市建築物耐震改修促進計画を策定しています。この計画書は、平成22年に策定され、これまで2回ほど改定されていますが、簡潔に、この志布志市建築物耐震改修促進計画の策定となった背景、あるいは趣旨、途中で2回改定されていますので、そういった根拠も含めてお示し願いますか。

○建設課長（富岡 裕君） お答えします。

平成7年に制定されました建築物の耐震改修の促進に関する法律が平成18年1月に改正され、耐震化の取組が強化されたことを受け、本市では、平成22年3月に志布志市建築物耐震改修促進計画を策定いたしました。平成25年5月に2度目の法改正がなされ、鹿児島県においては、鹿児島県建築物耐震改修促進計画の改定を行い、令和7年度までに耐震性が不十分な住宅をおおむね解消することを目標としています。本市においても、鹿児島県の計画に準じて、令和元年度に建築物耐震化の促進に係る2回目の策定見直しを行ってきたところでございます。

○9番（八代 誠議員） 令和2年3月に改定された耐震改修促進計画の住宅の耐震化の状況、平成30年10月1日現在のデータでは、「本市の耐震化率は、68.8%でありまして、鹿児島県全体の耐震化率約75%よりも低い水準にあります」と記載されています。最新のデータによる本市の耐震化率を教えてください。

○建設課長（富岡 裕君） 本市の耐震化率でございますが、正確な数値は、国・県においてまだ公表されておりません。令和5年度実施の住宅・土地統計調査の結果を基に算出しますと、市

内の住宅の耐震化率は、推計値として約80.2%と想定され、前回の平成30年度時点の68.8%から11.4ポイントほど上昇しているものと推測されます。

○9番（八代 誠議員） 今、課長のほうで示された耐震化率についてなのですが、示された耐震化率を求める際の分母の数値の定義ですね、それと分子の定義について、少しお願いします。

○建設課長（富岡 裕君） お答えします。

まず、耐震化がなされているか、なされていないかのその基準について、御説明させていただきます。

まず、昭和56年5月31日以前に建てられた住宅を旧耐震基準ということで耐震性がない建物、昭和56年6月1日以降に建てられた建物が新耐震基準ということで耐震性があるという住宅になっています。そこで、昭和57年以降の住宅は昭和56年以前のうち耐震性を有する住宅を分子として捉えています。これは、全体の住宅数である分母で割って算出するものとなります。算出の根拠につきましては、令和5年実施の住宅・土地統計調査の数値を採用しています。

○9番（八代 誠議員） もう1点、お願いします。この住宅リフォーム助成事業のうち、耐震診断助成あるいは耐震改修助成の実績がありますか。

○建設課長（富岡 裕君） 平成27年度から耐震化の助成のリフォームのメニューを追加したところでございますが、まだ実績はないところでございます。

○9番（八代 誠議員） 実績がないだろうなというふうに思っていたところでしたので、これって補助金が安いからじゃないかということで、今回、質問をしたところでした。ただ、志布志市が出しているこの志布志市建築物耐震改修促進計画というのを何回も読んでいくと、先ほど言われたその80.何%、昭和56年5月以前に建てられた建築物ということになると、43年、44年以上前の建物ということで、この耐震改修促進計画の中に「解消」という、答えの「解」に「消す」という「解消する」という言葉が何回も出てきて、「ちょっと待て、これ、解消って、かなり後ろの背景に隠された言葉があるんじゃないか」というふうに思ったところでした。ヒアリングのときに課長に「この解消というのは、43年、44年以上経過した建物については、うちは危険廃屋解体整備事業もありますよね。分母を消していくためには、そっちのほうが手っ取り早いということがこの解消ということですか。そういう意味も含めていますよね」とお話しして、そして、課長が「そういうことですね」と、にっこり笑って言われて、じゃあ、私が「この補助金をほかの地域より安いから上げてください」と言うのは、ちょっとナンセンスですよということに、ヒアリングの中で気付かされたところでした。そういった43年、あるいは44年以上たった建物については、危険廃屋解体の補助事業も本市はあります。危険で住めないような状態になったときには、もちろんリフォーム助成の補助金もありますので、どちらかを利用していただいて改修工事をする、あるいは取り壊していく。そういった古い建物については、「解消」という言葉もあるんだなということが分かったところでした。そういった中で、今回、この耐震診断助成と耐震改修助成について、もうちょっと補助金額を検討できませんかというお話を本当はしたかったんですけど、しっかりこういう志布志市が出している計画書を見ていくと、「ああ、いろん

な角度から物事は見ていかないといけないのだな」というのが、よく分かったところでした。よって、この住宅リフォーム助成事業にも、今年度初めて目にする助成、感震ブレイカーの改修助成とか、そういったものがありますので、ぜひ、こういう新しくメニューが増えた事業については、もっと私はPRが必要かなというふうに思います。それと、危険廃屋解体助成事業についても、非常に問合せが多いというようなことで、期限を切って一次、あるいは二次というような形で募集をされているようですけれども、そういった当初の予算等が枯渇した場合には、こういったものを本当に地震等が起これば危険家屋ですので、そういったものについては増額補正していただいて、検討していただくということもちょうちょされずにやられますよね、市長、どうですか。ちょっと話がずれてきましたけど、危険廃屋解体事業については、数年前、予算が枯渇してしまって翌年度回しというようなこともありましたので、そういったことがないように取り組んでいただきたいというふうに思います。いかがですか。

○市長（下平晴行君） 市民の安全・安心、それから豊かな生活というか、心配しないで生活できるような体制づくりをするためにも、その対応をしっかりとしていく必要があると思いますので、しっかり対応してまいります。

○9番（八代 誠議員） 通告書では、「本市単独の住宅リフォーム助成金のうち、木造住宅の耐震診断及び木造住宅の耐震改修のための工事の助成金額を見直す考えはありませんか」ということでしたが、どうもそういうことにはならないということみたいでした。ちょっと質問の最後が尻切れとんぼになりましたが、市長が危険廃屋解体等の予算についても必要とあれば増額していただくということでしたので、これで私の一般質問を終了します。

○議長（福重彰史議員） 以上で、八代誠議員の一般質問を終わります。

ここで、しばらく休憩します。

○
午前10時54分 休憩

午前11時00分 再開
○

○議長（福重彰史議員） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

次に、4番、隈元香穂子議員の一般質問を許可します。

○4番（隈元香穂子議員） 皆さん、改めましてこんにちは。隈元香穂子です。早速、質問をさせていただきます。

本市では、現在、出産可能な産婦人科がなく、妊産婦が鹿屋市や都城市、遠くは鹿児島市などへの長距離通院を余儀なくされています。この状況は、移住を考える若い世代から選ばれ難い一因となるだけでなく、今、本市にお住まいの方から見ても、高齢出産の増加や里帰り出産の減少、子供の「子」ではなく、孤独の「孤」と書く「孤育て」環境にある家庭の増加と相まって、出産・育児の不安が募っており、市外転出の一因にもなりかねません。では、どうすればよいのでしょうか。本市でも他自治体の成功事例を踏まえ、今ある資源と行政の工夫で安心して出産・育

児ができるまちを実現するための仕組みづくりが急務と考えます。今回は、具体的な提案と質問をしてみたいと思います。私は、当初より産婦人科誘致を目指し、質問をさせていただいておりましたが、程なくして小児科がなくなるということで、質問を産婦人科から小児科へシフトし、病後児保育の開設、小児科開設支援事業補助金の提案をしてみました。小児科の開設が見込まれる今、次に必要なものは、やはり出産・育児に関わる施設です。令和4年度から6年度までの3年間、志布志市での出生数は、順に179名、159名、151名と減少の一途をたどっています。市報しぶしの5月号を見ると、「うぶごえ」の欄がたったの一人、もう目を疑いました。この数字をいかに右肩上がりしていくか、それは、行政に託された課題と責任でもあるわけです。出生数を上げるために取り組んでいるこども子育て課の管轄する事業には、どのようなものがあるかお示してください。

○市長（下平晴行君） 隈元議員の御質問にお答えします。

こども子育て課で実施している少子化対策につながる施策につきましては、主に経済的支援と出産や育児に関するサポートがあります。まず、経済的支援の主なものにつきましては、妊婦・産婦健康診査の助成、それから出産祝金と妊婦のための支援給付金を合わせた計20万円の給付、保育料の無償化や産後ケア事業の利用料の無償化などに取り組んでいるところであります。また、出産・育児に関するサポートにつきましては、こども家庭センターを中心とした保健師、助産師などの専門職による相談・訪問を実施し、育児支援とともに不安の解消に努め、安心して出産・子育てができる環境づくりに取り組んでいるところであります。

○4番（隈元香穂子議員） 一番最初に、産婦健康診査とおっしゃいましたので、その後がちょっとあまり入ってこなかったのですが、これは、妊婦健診のことでよろしいでしょうか。

○市長（下平晴行君） そのことでございます。

○4番（隈元香穂子議員） 様々取り組んでいらっしゃるようですが、どの事業が最も有効だと考えられていらっしゃいますでしょうか。

○市長（下平晴行君） それは、みんなそれぞれ大事なことであります。

○4番（隈元香穂子議員） では、市長をはじめ、ここにおいででの執行部の皆様方に少しお尋ねしたいと思います。あなたが娘さんや孫の出産を志布志市で迎えるとした場合、今の体制で安心だと考えていらっしゃるのかどうか、代表して市長のお答えを頂戴できますでしょうか。

○市長（下平晴行君） 安心してということは、そうですね、産婦人科はないですけども、小児科は、今建設中ということでもあります。そういうことでは、職員、それから会計年度任用職員にも助産師の資格を持っている職員を採用していますので、そういう面では、そういう多方面から支援していきることができるんじゃないかなというふうには思っているところであります。

○4番（隈元香穂子議員） では、「もうこの体制で安心だ」という答えに受け止めてよろしいですか。

○市長（下平晴行君） それは、議員、一般質問は、通告制を敷いているわけですね。ですから、しっかりと具体的に提案して質問をしてください。そうでないと、しっかりとした答弁がで

きないですよ。議長、よろしく申し上げます。

○議長（福重彰史議員） 隈元議員、通告は、今ありましたように、そういう具体的な通告はされていないのですか。

○4番（隈元香穂子議員） これは、1番目の通告の中で必要なやり取りなんですけど。

○議長（福重彰史議員） ヒアリングのときにはどこまで聞き取りをされているのかちょっと分からないのですが、できるだけ具体的に聞き取りの中で言っていただくということで、そうすることによって、正確な、そしていい答弁ができてくるのではないかなというふうに思います。質問に当たりましては、そういうヒアリングのときになかったものについては、できるだけ控えていただいて、そして万が一、通告されていなくても、執行部のほうで「これは、答弁できますよ」ということであったときは、執行部の考え方で答弁していただくというような形にさせていただきたいと思いますので、よろしく申し上げます。

○4番（隈元香穂子議員） 分かりました。今、通告の中にあるこの二つの項目なんですけれども、そこをお尋ねするのに必要なやり取りだというふうに私は認識しましたので、今の質問をしたところですよ。

では、大きく飛ばしてまいります。都城志布志道路の開通で、鹿屋市、都城市に限れば、産婦人科への道のりは三、四十分ですので、非常に便利になりました。医療の道としてその役を果たしているものと評価するに値します。地方と違い、都会の出産事情は、計画分娩が多く、前日もしくは当日に入院して出産に臨むというパターンが少なくありません。それでも陣痛が始まってから病院に向かうという方も一定数いるわけで、自家用車で産院に向かう途中、もし渋滞に巻き込まれでもしたら、三、四十分どころか、1時間以上かかる場合もあるでしょう。急変への対応は、時間との勝負です。こういったリスクを考えると、もしかしたら、産むということだけに特化すれば、病院への道のり三、四十分は、そこまで問題のない所要時間なのかもしれません。この点は、以前お話をいたしました。現存する産婦人科内で分娩を扱わない病院が増えている現状で、鹿児島市内のいまきいれ総合病院までもが産科を閉めたというニュースが記憶に新しいところです。では、産婦人科が病院を経営していくために約300件の分娩件数が必要だそうですが、仮に曾於市、大崎町の2市1町で連携し、志布志市内の相当立地の良い場所に産婦人科を開設したとしても、経産婦の場合は、「上の子を産んだ病院がいい」とか、初めての出産でも「やはり臨床数の多い都城市、鹿屋市が安心」という理由で、志布志市内に新設した施設が選ばれなかったとすると、50件にも満たない、そんな可能性だってあるということです。それどころか、一方では志布志市で出産する数の分、都城市、鹿屋市の産婦人科側では分娩件数が減少しますから、今度は、そちらの経営が立ちいなくなるという共倒れを招き、結果、志布志市に産婦人科を誘致することで、近隣自治体から産婦人科がなくなってしまうという現象も誘発される、私はそう考えます。これは、どうお考えになりますか。この質問は、よろしいでしょうか。

○市長（下平晴行君） 実はですね、これは、議員必携でありますように、議長いいですか、ちょっと。反問権ではないです。これは、議員必携にこんなふう書いてあるんですよ。一般質問

の通告。「一般質問は、議題とは関係なく行財政全般にわたる議員主導による政策論議であるから、質問する議員も、受ける執行機関もともに十分な準備が必要である。そのために、他の発言と違って通告制が採用されている」わけであります。「議員としては、質問の構想を練り理論構成をしてその要旨を議長に通告して質問の原稿を作る。執行機関は、通告の内容について議長から通知を受け、万全の準備を整えて責任の持てる的確な答弁ができる体制を作る」と、このようになっているわけですから、今のような質問を急に言われても、答弁はできないですよ。議長、そこはちゃんとしてください。お願いします。

○議長（福重彰史議員） この一般質問の在り方について、議会としても再度、やはり通告制という形が取ってありますので、その通告制の在り方につきまして、議会運営委員会を通しながら、協議はしてまいりたいというふうに考えています。そのつもりでお願いをしたいと思います。そこで、隈元議員、今の質問をまとめて、今なされた分をもう1回、端的に質問をしてください。

○4番（隈元香穂子議員） では、通告どおりにいたします。1番目の産前産後のケアについて、今お答えいただきましたので、2番目にまいります。令和5年9月定例会で、看護師などを経験された方を人材バンクに登録できる仕組みを構築できないか、一般質問をいたしました。この人材バンクは、助産院や産前産後ケア施設の機能向上にも大きく寄与するものと考えます。現在の取組状況について教えてください。

○市長（下平晴行君） 看護師等を経験された方を人材バンクに登録できる仕組みの構築については、令和5年9月定例会における議員からの質問を受け、当時、策定作業中であった高齢者保健福祉計画及び第9期介護保険事業計画策定委員会において、介護サービス事業者、シルバー人材センター等を含む策定委員の皆様、人手不足となっている介護現場における人材確保の観点から取り組むべき施策等に対して意見を求めたところ、「人材の隙間時間を活用できる仕組みを構築できないか」等の御意見をいただいたところでありましたが、介護・看護分野における人材バンクは、まだ具体的に組み立てられていないところであります。当時は、通告がなかったため、答弁しておりませんでした。本市では、保育施設等で働く保育・教育の担い手を確保するため、保育士、看護師、栄養士などを登録対象とした子育て人材バンクを平成29年11月1日から運用しているところであります。現状では登録者がいないため、今後、しっかりと周知を図ってまいりたいというふうに考えているところであります。

○4番（隈元香穂子議員） こういった助産院ですとか、産前産後ケア施設の必要性は、以前は、必要だというふうに考えていますと、そこは、お答えいただいております。人員がどうしても足りない、例えば有資格者の人材バンクの提案をしたんですけれども、やはりこれから介護の現場でも必要になってくる。現在でも、介護の現場でも人が足りない。それから助産師もそう、看護師もそうということになりますので、自治体によっては、登録制というか、登録してくださった方に謝礼を払ってでも、そういったシステムをつくっているというところもあるということです。あとですね、岩手県花巻市では、そういった助産師に対する支援金ですとか、就職支援貸付金とかいうのがありまして、県外からの転入者、県内の新卒者にも100万円枠というもので貸し

付けたり、それから奨学金返済支援金など、いろんな返還免除を含めていろいろな手だてをしていらっしゃる場所もありますということです。これから先は、医療従事者を目指す若い世代への励みにもなるといいますか、帰ってきたときにそれがあつて容易に就職が見つかるとか、そういったことにもなるとおもうので、ぜひ検討をしていただきたいということになります。これは、今の答えですと、検討をしていただくということによろしいでしょうか。

○市長（下平晴行君） 助産師の免許の奨学金の関係では、市も対応をしているところでありまして、奨学金の返還が免除されるというものでございます。また、令和7年度においては、新規で2名の方が奨学資金の貸与を受けるというようなことでもありますので、そこも含めてしっかり対応してまいりたいというふうに考えています。

○4番（隈元香穂子議員） では、取組をお願いしたいということです。あと、助産院や産前産後ケア施設については、前向きに検討していただきたいということなんですけども、今、この通告書を見たときにその部分がございますので、次にまいります。

使用済紙おむつのリサイクルについてとなります。使用済紙おむつは、資源ごみとして専用の袋に入れて各家庭から出しています。ほかのごみ袋と同様に有料ですが、この無料化の検討はできないかということになります。お答えをお願いします。

○市長（下平晴行君） 紙おむつの専用指定ごみ袋につきましては、モデル回収の実証実験期間中は無料配布していたところではありますが、ごみ分別を開始した平成11年度からの受益者負担という考え方に基つき、また他の指定ごみ袋の公平性を保つためにも、令和6年4月から有料化したところでもあります。これまで、ごみ分別に関しましては、市民の皆様からは指定ごみ袋の購入費用を負担していただき、残りのごみ処理経費は、約4億円でございますが、全て市が負担しているところでもあります。紙おむつ専用指定ごみ袋の有料化につきましては、他の資源ごみ袋、一般ごみ袋と同じ20リットル小サイズの販売価格120円に対し、子育て世帯や介護世帯の負担軽減を目的に100円に料金を設定したところではありますが、他のごみと違う性質のものであります。違うというのがどういうことかと申しますと、「5R」でリフューズ・リデュース・リユース・リサイクル・リペアという、これは、他のごみと違うということを言っているものであります。そういうことから、価格の設定を見直し、価格の単価の引下げを検討してまいりたいというふうに考えています。

○4番（隈元香穂子議員） 紙おむつの使用を必要とする利用者層というのは、乳幼児を育てる子育て世帯や要介護者を抱える介護世帯が主であつて、障害や病気のために使用せざるを得ない方々を含め、これらの世帯では、いずれも日々の生活において経済的にも時間的にも、また精神的負担が大きい生活を送っていらっしゃると思います。今、袋代を少し下げようというお話でしたので、それは、ありがたいことだと思います。その無料から有料にされたときのその経緯といいますか、なぜ有料になったのかだけ教えてください。

○市民環境課長（村山 睦君） お答えします。

先ほど申しましたごみ分別を開始しました平成11年度から、受益者負担という考え方に基づい

たところでございますが、他の指定袋との公平性を保つために有料化したわけです。モデル実証事業の実施に当たりましては、一定量の紙おむつごみを確保すること、また一般ごみから別に分けてもらうため、新たな資源ごみの導入への問題点の洗い出しをすることで、紙おむつごみの抵抗感の低減を考慮したところで無償としていたところでございます。

○4番（隈元香穂子議員） なぜこういうことをお尋ねするかといいますと、回収された使用済紙おむつがユニ・チャーム社によってリサイクル処理が施され、再生資源として製品化されたのち販売をされている。つまり、リサイクルに協力している市民は、廃棄者であると同時に原材料の供給者、提供者でもあり、資源循環の一翼を担っている存在です。企業にとって有益な原材料を提供している市民が、逆に費用を負担しなければならない仕組みがバランスを欠いているような気がするという声があったということでもあります。現在、100円なんですけども、100円といえども、志布志市のそのリサイクルについて意識の高さは誇るべきものですが、費用負担を強いられることがちょっと納得できないという声になっています。使用済紙おむつの出し方を書いたホームページを見ても、「ごみの再資源化の推進及び最終処分場の延命化を図るため、一般ごみのうち1割から2割を占めていた家庭から出される使用済紙おむつを資源ごみとして回収し、持続可能な社会の実現に向けて紙おむつの再資源化に取り組む」とあります。本市のリサイクル事業は、市民の協力なくしては成立しない事業です。焼却炉がないことで最終処分場の延命化を図らなければならないということは、確かにそうです。そこに協力する市民への感謝の形として、本当は無償化を検討いただきたいところですが、これは、無償化に向かうための値下げと考えるとよろしいですか。

○市長（下平晴行君） 無償化とまではいきませんが、価格を抑えていこうという考え方です。それと、先ほどおっしゃいましたSDGsの12が、いわゆる「つくる責任、つかう責任」ということでもありますので、そこは、両面を考えているということも理解していただきたいと思います。

○4番（隈元香穂子議員） それでは、今回は少しでも安くなればいいかなというところになります。実際、紙おむつをこの袋に入れるんですけれども、紙おむつを利用される方は、紙おむつだけではなくて、日中の例えば尿取りパットですとか、いろんな負担があります。臭いがします。臭いがしないようにこういう臭い取りの袋に一つずつ入れて縛るんですけど、これだけでも2,000円するんです。出費がこういうふうが多いということ、それだけは念頭に置いていただき、なるべく安い価格で販売していただくように改善されればありがたいという思いです。

それでは、ボルベリアダグリについてにまいります。国民宿舎ボルベリアダグリは、令和5年4月1日から現在の指定管理者になっています。20年に及ぶ指定の期間であるその中で、2年以上が経過しました。現状をどのように評価していらっしゃいますでしょうか。

○市長（下平晴行君） 国民宿舎ボルベリアダグリは、令和5年度から阿部商事有限会社が指定管理者となっているところであります。当初は、従業員の確保が思うように進まず、宴会をお断りし、接客マナー等に関して苦情が寄せられるなどしていたところではありますが、従業員の確保

やグループ内での人員体制、支援体制により、サービスの向上に努められるとともに、景観整備等への独自投資もされておられるようであります。そのようなことから、お客様からもおおむね高い評価を受けているところです。一方、経営状況につきましては、令和5年度は、当初の出遅れもあり、約5,600万円の赤字、令和6年度につきましては、売上げは伸ばしたものの、全国的な物価高騰や人手不足、人件費高騰により経費が大きく膨らみ、約3,700万円の赤字となったところでございます。赤字幅は縮小したものの、選定時に提出された収支計算書と比較し、収入が下回っているところであります。このことを総合的に判断しますと、大変厳しい状況であるものの、収支改善に向けた取組を続けている姿勢は評価するとともに、指定管理者と一緒に、売上げ増加の取組を行っていきたいというふうに考えているところであります。

○4番（隈元香穂子議員） 評価は分かりました。

次は、この静岡県掛川市にある掛川城の指定管理事例で、ここは、10年の契約期間ですので、通常よりはやはり長い契約期間なのですが、契約上の特徴を四つ申し上げます。中でも、開始後7年で入場者を2倍、20万人にする目標が設定されている。2、施設管理費6,200万円を3年後に独立採算に移行する。3、指定管理料3,100万円を3年目にゼロにする。4、営業利益の1,400万円を市民が利用できる便益施設への投資で還元する。そういった契約上の特徴があります。長期契約を結ぶ代わりに、明確な成果目標と市民への還元策が導入されているのですが、この目標設定は、非常に大事なことになると思います。我が国民宿舎ボルベリアダグリでは、こういった目標が掲げられているのかをお示してください。

○シティセールス課長（大迫秀治君） 当初、指定管理者の阿部商事有限会社から提出された事業計画書の中でございますが、数値的な目標としては、年間約690万円を収入見込みとして、あと企業努力によりまして年に2%から3%の収入の増加、収支の改善を目指すというような計画が出されたところでございます。

○4番（隈元香穂子議員） この目標を達成してるか否かは、どのスパンでチェックをしているのでしょうか。

○シティセールス課長（大迫秀治君） 毎月こことは定期的に今の状況等を確認しながらしています。また、年に1回、実績報告書等も出していただいている中において、確認をしているところでございます。その他いろいろな事業計画も出されているところでございますが、そういったところの進行状況につきましては、年に一遍、もしくは毎月の定例の報告の中で確認をさせていただいているところでございます。

○4番（隈元香穂子議員） それではですね、市への納入金がゼロという状況が続いています。残された指定の期間、約18年、今後も一般財源からの支出が続くのではないかと懸念されておりますが、市長の見解を教えてください。

○市長（下平晴行君） 国民宿舎ボルベリアダグリは、指定管理者制度によって運営されているところであります。指定管理者制度とは、本来、市が運営すべき公共施設を民間のアイデアやノウハウを取り入れることで運営費を安く抑えることがメリットとなり、取り入れられている制度

でもあります。現在の指定管理者に指定管理料は支払っていないところでもあります。国民宿舎は、市の施設ですので、基本協定に基づき修繕等に係る経費負担は発生しているということでもあります。指定管理者制度には二つありまして、利用料金制度と委託料制度、この国民宿舎ボルベリアダグリについては、利用料金制度として地方公共団体が民間事業者に管理をお願いしているというシステムであります。

○4番（隈元香穂子議員） 了解です。

次は、3月議会で管理条例が一部改正になった宿泊料、入浴料の値上げの件です。質問をしたのは、特に入浴料の値上げと同時に、営業時間が21時までとなったことについてです。以前は、仕事終わりの市民もゆっくりと利用できる時間帯まで開いていた温泉ですが、仕事を終えてから行くとなると間に合わない。女性の場合は、家事がありますし、中には「8時20分に行ったのに、入れてもらえなかった」という声もありました。また、議会だよりを御覧になった方からは、市民や宿泊者の顧客満足度の向上に向けた取組を行い、収益の向上に努めていきたいとありますが、「値上がりした上に時間も短縮され、顧客満足度の向上はできるのか」というお話もありました。果たしてこの状況で収益の向上に努めていることになっているのかは疑問です。実質的に多くの市民の利用機会が奪われているとしたら、「市民サービスの後退だ」と言わざるを得ませんが、これについてはいかがでしょうか。

○市長（下平晴行君） 国民宿舎ボルベリアダグリは、令和5年5月1日から温泉の利用料金を520円から600円に値上げしたところでもあります。値上げの理由は、燃料費の高騰が主な理由となりますが、あわせて、宿泊を伴わない利用者の利用終了時間を午後11時から午後9時に変更しています。これについては、指定管理者から宿泊客の満足度向上を図りたいとの申出があり、お客様アンケートや温泉の宿泊外利用者の時間別利用状況等のデータの提出を受け、協議した結果、施設の継続運営のために必要であると判断し、承認したものであります。これらは、施設を維持するために必要なため、変更したところでもあります。また、市民をはじめ、日常的に利用される方への負担をなるべく減らすために、お得な回数券を導入したところがございます。回数券を購入しますと、550円になりますので、実質30円高くなったということになります。

○4番（隈元香穂子議員） では、値上げをして時間を短縮してからの開始前後の市民利用の推移というのは、分かっているのでしょうか。

○シティセールス課長（大迫秀治君） 令和7年度でございますが、4月、5月、温泉利用につきましては、前年度から比べて増加しているところがございます。5月につきましても前年と比較しまして、利用者については伸びているところがございます。

○4番（隈元香穂子議員） 今、意外な答えだったんですけども、私がお伺いした方々は、「行けなくなった」という方が多かったものですから。売上げは上がっているということですね。分かりました。回数券ですけれども、回数券を購入される方というのは、どのぐらいいらっしゃるのでしょうか。

○シティセールス課長（大迫秀治君） 回数券の利用者については、ちょっと今、手元に数字を

把握していないところでございます。

○4番（隈元香穂子議員） では、温泉のほうは、値上げをして時間も短縮しているけれども、売上げのほうは向上しているということで、承知しました。

あと、指定管理者との間で締結した基本協定については、現状の施設運営状況からみて見直しが必要ではないかと考える部分もあります。これは、特に修繕費、改修費の部分なのですが、市長の見解を教えてください。

○市長（下平晴行君） 基本協定書について見直しが必要ではないかとのことですが、協定の改定については、基本協定第40条に、「法令の改廃、不可抗力その他特別な事情が生じたときに市と指定管理者が協議し改定できる」との定めがあります。この協定を改定するに当たっては、市からの一方的な変更はできず、市と指定管理者双方の合意が必要となります。また、同協定第35条の定めにより、年度協定に定める事項を履行しない場合や正当な理由なく本市の指示に従わないときなど、指定の取消し及び業務の停止ができることとなっています。今後とも地域に根差した施設としてその役割を十分果たすことができるよう、指定管理者との連携の下、適切な運営の在り方について引き続き協議をしまいたいというふうに考えているところであります。

○4番（隈元香穂子議員） 改定をする、しないは、そういうことなら分かります。あと、やはり市長が次の選挙に出馬をされて、当選をされ、4年があるとして、その任期中にこの20年の契約期間全てを完遂し、評価することは事実上不可能なのかなと思いますものですから、この後のことを考えて、この長期契約を一度結んでしまいましたので、途中での見直しは大きなハードルが伴うでしょう。また、市民の意見を反映しにくくなることをちょっと心配したところでした。市長は、次世代ですね、御自分が20年後、もしこのまま在籍していらっしゃればですけども、その後のことは、どういうふうに考えていらっしゃるでしょうか。

○市長（下平晴行君） これは、20年という協定を結んでいるところでありますので、私がどうこうというのではなくて、先ほど言いましたように、これは、地方公共団体が民間にお願いをして経営をしていただくということで、協定の中にも市に収入の割合というのがあるわけですが、そこも含めて、先ほども言いましたように、お互いしっかりと連携を取って、その指定管理者が適切な運営ができるように協議をしまいたいと思います。私が今後どうこうということではなくて、これは、市が取り組んでいる事業でありますので、そこも含めて理解していただければと思います。

○4番（隈元香穂子議員） 私ものにぎやかな時期におりましたので、今、本当に寂しいと言いますか、大きい宴会もできなくなっています。皆さんが利用しやすい、利用する場所としては、大きな会場で、安価で、集いやすい場所、お風呂もあってというところでいいですと、もっともっと利用していただきたいという思いでお話をしているところです。確かに人が少なく、手が足りなくてという状況ですけども、一日も早くそこを改善していただいて、もう大分前にはなりますけれども、やはりにぎやかな、市民が本当に憩いの場として集ってくれるような国民宿舎ボルベリアダグリの復活を見たいと、市民の皆さんもそう思っていると思います。市もしっかり

とそこは下支えといいますか、利用をするというふうに協力をしながら、もっともっといい方向に、市民から不満の声を聴くのではなくて、良い声が聴けるような明るい快活な経営をしていたきたい、そういう思いでの質問でした。

では、質問は以上です。

○シティセールス課長（大迫秀治君） 先ほどの回数券の利用についてでございますが、答弁が漏れておりました。5月で141枚売れているところでございます。

○4番（隈元香穂子議員） 141枚ということは、141名ということですか。

○シティセールス課長（大迫秀治君） 回数券として141枚売れているということですので、多分、これでいけば人数とほぼ一緒なのかなと思っています。

○4番（隈元香穂子議員） 本当にたくさんの回数券利用というのがあるというのにも、またびっくりです。この調子でどんどん経営も順調に、そして納入金もあるという結果が令和7年度はありますように、ぜひ、頑張っていたきたいと思えます。

○議長（福重彰史議員） 以上で、隈元香穂子議員の一般質問を終わります。

ここで、しばらく休憩します。



午後11時39分 休憩

午後11時44分 再開



○議長（福重彰史議員） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

次に、2番、栢山晋司議員の一般質問を許可します。

○2番（栢山晋司議員） 皆様、改めましてこんにちは。会派、志みらい、栢山晋司です。よろしくお願いたします。今回は、国民宿舎ボルベリアダグリについて、PTAと教育委員会の関係について、そして通学支援についての三つで御質問させていただきたいと思えます。

それでは、まずは国民宿舎ボルベリアダグリについての質問をさせていただきます。この質問（1）、（2）と通告を出させていただいていますが、両方とも関連する内容ですので、あわせて御返答いただけたらと思っています。現在の国民宿舎ボルベリアダグリの施設状況は、利用者にとって快適な設備環境とは思えないが、市長の見解を問う。市と指定管理者との現在の管理運営体制は適切であると考えているか、その評価と課題について問うという内容で御質問させていただきます。まず、私の今回の質問のスタンスとしては、直接お伺いしまして、自分が目で見て感じたところ、ここを改善したらいいんじゃないかと、そういったところを考えた上で質問させていただいています。より気持ちよく施設の利用につながるものが、利用者、宿泊者が増え、結果として志布志市へいらっしゃる方がさらに増え、市内のにぎわいも増えるものと考えて質問させていただきます。利用者から改善点を言われたりするところがないか、そこも併せて答弁をお願いいたします。

○市長（下平晴行君） 栢山議員の御質問にお答えします。

国民宿舎ボルベリアダグリについてインターネット上の評価を確認したところ、景観、食事、温泉、コストパフォーマンスにおいて、高い評価をいただいています。しかしながら、国民宿舎が直接頂いたアンケートにおいて、客室やレストランの劣化や汚れについて、一部意見をいただいているところでもあります。国民宿舎ボルベリアダグリは、開業から24年経過し、老朽化が進んでいる状況で、修繕件数も年々増加しているところでもあります。限られた予算の中で全てを一度に修繕することは難しいため、施設の修繕については、その優先度を法令遵守、安全・安心、快適の順に設定しているところでもあります。また、指定管理者との基本協定において、修繕工事役割分担を定め、市と指定管理者との修繕の費用負担について明確化しており、それに基づいて修繕を行うよう指示をしているところでもあります。

○2番（栢山晋司議員） 私も、今市長がおっしゃられましたレストランの壁の染みでございませうとか、2階のほうに上がりますと、前に僕が確認したときには、じゅうたんがぼろぼろであったりとか、壁紙がめくれているいたり、染みが付いていたり、客室廊下の窓枠のところの木材がぼろぼろになっていたり、そういった確認をさせていただいているところがございませう。非常にレビューとしては確かに評価が高いものがあつたなど、私自身も確認をさせていただきましたが、改めてお客様目線で自分自身が確認したところ、大変気になるところではございませう。先ほどありましたが、優先度をもって修繕等も行つていっている最中かと思ひませう。昨年、本年と予算のほうも上がつていませうので、今回、そういったお客様の目になるべくつきやすいところ、そういったところでの修繕済みの箇所とか分かるものがあれば、教えていただけたらと思ひませうが、可能でしょうか。

○シティセールス課長（大迫秀治君） 修繕済みの箇所といひませうか、現在の指定管理者が受ける段階において、指定管理者としっかりと施設の現状を確認をしたところではございませう。基本的には現状での引渡し、そこの中での管理といひませうが、ある程度、当然、前からの修繕とかそういったものがございませうので、ここ2年を限定して、本来、指定管理者がするものにつつましても、市のほうで一部修繕等をさせていただいたところではございませう。現在、順次計画的に、例えば客室等のトイレ、ユニットバス、そういったところについても修繕をしているところではございませう。先ほど言われましたじゅうたん等についても、修繕したところではございませう。

○2番（栢山晋司議員） じゅうたん等も修繕されていらつしゃるといひませうと、予算が上がつていませう。私自身が2階のほうに上がつて、じゅうたんのほうまでは確認していないといひませうところがございませうので、しっかりと修繕していただいたといひませうと安心してございませう。またさらに、トイレ、ユニットバス等の整備のほうも併せて取組をされるといひませうと、お客様の利用にとつては、大変喜ばしいものではないかなといひませうというふうに感じませう。私もユニットバスのほうを確認させていただいたのですが、ちょっとレトロな感じで、きれいに清潔にはされていらつしゃるのですが、どうしても経年劣化として見られてしまう部分もありませう。こういったところがきれいになれば、お客様はさらに喜んでいただけるだろうなといひませうというふうと思つてい

ので、今の答弁を聞いてさらに安心したところでございます。

それでは、国民宿舎ボルベリアダグリ周辺含め、志布志市を広報する上で様々なパンフレット等でも紹介される場所であるというふうに思っています。また、お正月ですとか、法事ですとか、志布志市に帰省される方々も、せっかくだからと選ばれるホテルの一つではないかというふうに私も感じます。その際に、「また次も泊まりたいね」と、「帰ってきたときには、ここがいいね」とリピートされることが、やはり理想的な収益構造につながっていくのではないかというふうに感じます。さらに、そのリピートされることに関して、関係人口の強化、ファンづくりにつながっていくものというふうに考えます。もちろん、指定管理者の方に任せればよいというわけではないと思いますし、これまでの市長の取組、担当課の取組を今お伺いしましても、十分にその熱意が伝わってくるものだなというふうに感じています。互いに市と指定管理業者としっかりとタッグを組んで、お客様のためにしっかりと取り組んでいただくことが、本来の市の利益につながっていくものだというふうに感じます。市長は、これまでもですが、今後、どのように安心・安全な施設運営はもとより、国民宿舎ボルベリアダグリにおいて利用者が志布志のファンになっていただける取組を考えていらっしゃるのか。思いがあれば、お伺いできればと思いますが、いかがでしょうか。

○市長（下平晴行君） 先ほどからありますように、市と指定管理者との管理体制、運営体制についても、運営月例会等を実施して協議しているところでもあります。そして、指定管理者からの売上げの現状やお客様のアンケート等の報告を受けて、売上げ増加に向けた計画について意見を交わし、収支改善に向けても取組をしているということでもあります。要は、お客様がリピーターになるような施設でないといけないというふうに思っていますので、そのような方向に進むように、指定管理者と一緒に頑張って対応してまいりたいというふうに考えています。

○2番（栢山晋司議員） 今、やはりリピートのお客様が増えることが本市においても、様々な市内事業者の方に対しても、志布志市で楽しんでいただくきっかけに十分なと思いますので、そのようにぜひ頑張っていただければありがたいなというふうに思います。

それでは、次に二つ目の質問に移らせていただきます。

○議長（福重彰史議員） ここで、しばらく休憩します。



午前11時54分 休憩

午後1時00分 再開



○議長（福重彰史議員） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

栢山晋司議員の一般質問を続けます。

○2番（栢山晋司議員） それでは、午前中に引き続きまして、よろしくお願ひいたします。

では次に、PTAと教育委員会の関係についてというところで御確認させていただきたいと思ひます。PTAは、長きにわたり、学校教育・地域との連携・防災等の側面で重要な役割を担っ

てきたが、近年、本市の一部の学校では、市PTA連絡協議会から脱退して独自組織を立ち上げようとする動きが見られています。そこで、次のことについてお伺いさせていただきたいと思えます。ここについては、①と②、ここは非常に関係性の深い質問ですので、一緒に質問させてください。任意団体であるPTAに加入することのメリット・デメリットについて、PTAは、教育委員会においてどのように位置づけられているのか、お答えいただけたらと思えます。お願いします。

○教育長（福田裕生君） お答えします。

PTAは、会の趣旨に賛同する保護者と教職員によって構成され、児童・生徒の健全な育成並びに生活環境の向上を図ることを目的としており、任意の社会教育団体でございます。現在、市内の各単位PTA及び市PTA連絡協議会におかれましては、児童・生徒のために様々な活動を積極的に展開していただいております。PTA活動は、保護者同士の連携が深まるとともに、子育てについての学びや情報共有の場が確保できるメリットがございます。また、学校の教職員との連携が強化される良さも持っています。一方で、会合への出席の多さであったり、役員を引き受けることを負担と感じていらっしゃる保護者がおられるのも事実であります。教育委員会といたしましては、PTAが学校・家庭・地域の連携や協働を進める重要な役割を担う組織であると認識しています。今の時代に合った持続可能な組織の運営につながるよう、これまで以上に学校や各団体に各種情報の提供を行うとともに、組織運営の改革の在り方などについても積極的な指導・助言を行ってまいります。

○2番（栞山晋司議員） 今、教育長のほうからいただきました。まず、私は、今回の質問に当たりまして、私自身はPTA活動があったほうがいいと、また上部団体との連携もあったほうがいいという立場で質問をさせていただきたいというふうにお伝えしておきます。今ありましたPTAは社会教育団体であると、またこの社会教育団体というものに関しては、「権利能力なき社団」というところで、全国PTA連絡協議会のほうにも示されており、PTAは、社会教育団体であるが、教育委員会との連携も十分にあるものだというふうには私自身も理解しています。この社会教育団体という部分に関して、少し詳しく教えていただくことは可能でしょうか。

○教育長（福田裕生君） 教育委員会は、PTA活動に対して、先ほど申し上げましたように指導・助言をし得る立場ではありますが、その主体となることはまずないわけでございます。PTAという組織が他の団体と比べて強い公共性があるということも含めて、一つの社会教育団体として、そして公的な私どもと一緒に子供たちの教育に向き合うという点では、非常に重要な団体だと捉えています。

○2番（栞山晋司議員） 私も、この社会教育団体とは一体どういったものなんだろうということで、調べて勉強してみました。この社会教育団体として認められるためには、様々な規約ですとか、場合によっては計画ですとか、そういったものが必要になってくるというふうになっているところでもあります。例えば、市PTA連絡協議会から脱退をしてしまった場合、その脱退した組織というのは、社会教育団体としてどのような立ち位置になるのか、これは、お分かりになり

ますか。

○教育長（福田裕生君） 一旦は、これまでのPTA組織というものを解かれたり、市PTA連絡協議会から脱退されたわけですので、これまで同様の社会教育団体ということは、まずもってないわけですが、学校につきましては、学校と保護者、それから子供たちとの関係性というのはずっと続いていくわけです。一旦脱退されたとか、一回組織を解かれたとしましても、今申しあげましたように、学校、保護者、子供との関係性は続いていくわけですので、なにがしかの連携とか活動は続けていかれるものと私たちは捉えておりまして、そういった活動が今後どんなふうを考えて、どういう新たなつながりをつくっていかれるかというところについては、しっかりと寄り添いながら、より良い関係性がまた構築できるように、サポートはしていきたいと考えています。

○2番（栢山晋司議員） 現在、志布志市内のPTAの組織で脱退をする予定、脱退をしたところは、どれくらいありますでしょうか。

○教育長（福田裕生君） 4月の中旬に、一つの単位PTAが市P連に対しまして脱退届を提出されています。また、別の単位PTAがPTAとは少し形の異なる新たな保護者と学校側との連携をする会を立ち上げようとしているということは、伺っているところでございます。

○2番（栢山晋司議員） 今回の質問に関しましては、例えば、全国PTA連絡協議会ですとか、県P連ですとか、市P連ですとか、学校単体のPTAの上部団体との連携から外れられるというところで、今の答弁からも認識したところです。教育委員会とPTAの関係というのは、それぞれ独立のものであり、PTAに対して教育委員会が何かお伝えできると、何か発言力があるというわけではなく、あくまでもPTAから物事を何か聞かれたら返答できるというようなものであるのかなというふうに思っているのですが、いかがでしょうか。

○教育長（福田裕生君） 指導・助言という立場でいいますと、求めに応じて指導・助言することもあれば、こちらから積極的に関わりを持たせていただいて、お話を伺ったり、今後の在り方について一緒になって考えていくような場をつくることは、私は重要だと思っています。昨年の後半から直接担当がお話をさせていただいたりだとか、私自身もPTAの会合等で、校長先生またはPTAの会長さん方にどういったところがそれぞれの単位PTAで課題となっており、今後に向けて持続可能な運営をしていくために何が必要なのかということについては、しっかりとまずはそれぞれの単位PTAで集約し、そして改善できる内容については、これは、市P連としても一緒になって改善していくことをやっていきたいと思います、そういう投げかけもさせていただいたところでございます。

○2番（栢山晋司議員） この上部団体のほうから抜けられて、一番私自身危惧するところが、これまで本来、団体に所属していたら受けられるサービスというのが非常に多くあるんじゃないかなと、今回改めて調べてみても感じたところでありました。そこから脱退されるということは、そのサービスを受けることもできなくなってしまうんだろかなと大変危惧しているところです。しかしながら、PTAと教育委員会は、それぞれまた別の組織でありますので、教育委員会のほ

うがどこまで寄り添ってサポートができるのかというところが一番気になっているところではあるのですが、教育委員会としてサポートの在り方というのは、これまでとこれからとどのように変化があったりするものか、ないものか教えていただければと思います。

○教育長（福田裕生君） 私といたしましては、本市の学校、本市の子供たち、本市の保護者の集まりでありますので、脱退したからとか、一旦違う組織を考えておられるからといって、大きく変化するものではないと私は思っておりまして、また大きく変えてはならないとも思っています。例えば、市P連が主催していた役員研修会などの案内であるとかについては、これは、幾らか市P連のほうから案内がいくことはなくなるかもしれませんがけれども、一方で、児童・生徒のためになる保護者の学びの場となるような講演会だったりとか、学習会等については、引き続き全ての学校、保護者に対して案内等がいくように、これは、市P連ともしっかりと協議をしながらお願いしてまいりたいと思っています。いずれにしましても、子供、学校、保護者、これが一体となって教育のことを考えながら、お互いに学び合う状況をつくるということが私は重要なことだと思っておりまして、そのことについては、教育委員会としてはある種積極的な関わりは持っていきたいと思っています。

○2番（栞山晋司議員） 今の答弁は、あくまでも教育委員会が主催であるものという、市が主催であるものという認識でよろしいでしょうか。

○教育長（福田裕生君） 市が主催するものは、大体市P連と共同開催していますので、教育委員会、それから市P連等と一緒にあって共催するようなものについては、引き続き、情報提供できるような形を取っていきたいと思っています。

○2番（栞山晋司議員） ここで、教育委員会側にちょっと確認するのも難しいのかなと思うんですけども、市P連から離れられた団体さん方が市P連に本来入っていたら受けられるサービス、例えば保険のことですが、いろんなサービスがあるかと思えます。そういったことをきちんと熟知している状態で脱退をされたのか、そのあたりの認識、確認というのは、教育委員会としてはできていますでしょうか。

○教育長（福田裕生君） そのあたりのことは、事前に複数回担当の者が出向きまして、説明を十分行っています。そういう話をする中で、なぜそういった脱退とか、別の団体をというふうな流れに至ったのか、そこの状況をしっかりつかむことによって、そこでの課題等を市P連の運営であったり、単位PTAの運営活動であったりに活かしていけるような状況をつくることを大事にしていく必要があると感じたところでございます。

○2番（栞山晋司議員） では、保護者の皆様含めて理解しているものだというふうに、理解してらっしゃるということになりますよね。私も、この問題に関しては、非常に気になっている部分でございまして、保護者の皆さんが脱退をしてしまったらPTAのいろんなサービスが受けられなくなるものがあるということを本当に理解しているのかなと大変危惧して、今回、質問をさせていただきました。教育委員会としては、理解をされているから脱退をしたという認識になるのでしょうか。

○生涯学習課長（河野尚仁君） 教育長の答弁にございましたとおり、今回脱退された団体につきましては、幾度となくお問合せ等ございまして、その中で、県P等が出しています保険の部分、そういったところも「こういったデメリットもありますよ」というふうにお話をして、またそれに代わるものが何かないのか、そういったところの御相談も受けて、その都度、お答えをしているところでございます。

○2番（栢山晋司議員） では、あくまでも保護者の皆様が独自で判断をされて、脱退を決められたというふうに私も認識させていただきます。ただ、私個人としては、上部団体との連携があることで、例えば、学校の校長先生のPTAの場でのいろんな先生たちの連携ですとか、保護者の連携ですとか、いろんな情報交換の場になり得るものであるし、いろんなサービスが受けられるものであるんじゃないかなと感じている部分はあります。ただ、ここに関しては、保護者の皆様の判断に委ねる部分になってしまうというふうに思いますので、教育委員会からの回答を理解させていただきました。

では、次の質問に移らせていただきたいと思います。次は、通学支援についてでございます。本市では、就学援助制度の一つとして通学用の自転車購入費の助成を行っていますが、さらなる保護者負担軽減の観点から、電動アシスト自転車を購入する場合の助成額の拡充ができないかというところを、市長、教育長ともお伺いできればと思っています。

○市長（下平晴行君） 就学援助制度は、学校教育法第19条の規定に基づき、経済的理由により就学が困難と認められる児童・生徒又は就学予定者の保護者に対して必要な援助を行うことにより、義務教育の円滑な実施に資することを目的として行っています。本市では、独自支援として、自転車購入費を中学校1年生で学校から自転車通学の許可を受けた生徒の保護者へ支給をしているところであります。電動アシスト付自転車は、通常の自転車よりスピードが出せるため、事故のリスクが高まる可能性があることから、拡充することは考えていないところであります。

○教育長（福田裕生君） 現在、本市の中学生で電動アシスト付自転車で通学している生徒はいない状況でございます。電動アシスト付自転車は、通常の自転車よりも少ない力でスピードが出せるため、中学生の不慣れな操作でスピードを出し過ぎたり、また自転車そのものが重量がありますので、急な判断を迫られた際や低速時にバランスを崩したりするなど、事故のリスクが高いというふうに捉えています。また、中学生は、まだ交通ルールや自転車の運転技術、マナーに関する知識も十分確立されているとは言えない状況もあります。電動アシスト付自転車の特性を理解せずに運転することで、危険な運転につながる可能性もあると捉えています。そのようなことから、就学援助に係る自転車購入の助成を電動アシスト付自転車まで拡充することは考えていないところでございます。

○2番（栢山晋司議員） 今、市長のほうからはスピードが出る危険性、また教育長としては、少ない力でスピードが出るものの、速度が遅いときには不安定な状況であると、危険性もお伺いしたところでございます。現在、電動アシスト自転車の使用を許可されている学校というのは、本市中学校ではございますでしょうか。

○教育長（福田裕生君） 現在、市内中学校5校全校で許可はしていない状態でございます。

○2番（栢山晋司議員） 許可はされていらないということで理解をしました。では、今回のこの質問でございますけれども、他市での事例、実際に補助金を出してサポートしていらっしゃる地域もございますが、そこについては、お調べいただいたりされましたでしょうか。

[何言か呼ぶ者あり]

○2番（栢山晋司議員） では、私のほうが言います。例えば、大分県杵築市、埼玉県小川町、兵庫県多可町など、ほかにも中学生に対して補助を出している地域もございますが、そういった取組については御存じでしょうか。

○教育長（福田裕生君） 今、議員が申された全てについては把握しておりませんでしたけれども、1件だけは承知しているところでございます。

○2番（栢山晋司議員） 1件だけは御存じということで、私、こちらについては聞き取りの段階でちゃんとお伝えしています。できれば、このやり取りをしたかったですけれども、お調べいただいてないということなので、ちょっとしづらいかなというふうに思います。私のほうは確認をしておりましたので、そこをよろしく願います。では、分かりました。今回のこの質問でございますけれども、サポートに関しては難しいというような状況であろうというふうに答弁からは感じました。今回の質問は、学生の支援のみの視点ではなく、電動モビリティ、もしくは電動アシストモビリティに対する現在の本市の捉え方を確認させていただきたくて質問した部分もでございます。例えば、資料、志布志市広域公共交通計画（令和5年度版）でございます。この51ページの中学3年生保護者アンケートに、「子供が自立して通学することについて」というアンケート結果がございます。「自立してほしい」という部分でございます。ここが松山地区87%、有明地区78%、志布志地区73%、全体79%というのが見られます。このことから、ここに関しては高校に向かう保護者の方というアンケートの部分でもありますので、中学3年生が通学時でなく、進学後についての意味も含まれるのかなというふうに私としては推測しているところであります。このことから、日常的に私は見るのですが、保護者の送迎が非常に実は増えているのではないかなというふうに感じます。教育長、そのようにお感じになることはありませんでしょうか。

○教育長（福田裕生君） 本市の小・中学校につきましては、一定の距離以内であれば自力通学を奨励しているところでございますが、近年、保護者による送迎が増えているというのは、実感しています。

○2番（栢山晋司議員） 道路の状況、例えば住宅のエリアが変わったり、上り下りが増える場合もあるでしょうし、逆に引っ越した先によっては、今度は通学が楽になる方、いろんな方がいらっしゃるんだろうなと思います。また、保護者の働き方によって、送迎ができる状況もあれば、送迎がなかなか難しい方もいらっしゃる中で、できればここに関しては生徒の皆様自力通学によって自分の体の健康状態ですとか、体力づくりですとか、そういった健全性も本来であれば求めるといいますか、本来であればそういったものも取り組んでいただければありがたいなという部分も十分に含まれているんだろうなと、私自身も感じます。ただ、その中でもし可能であ

れば、電動アシスト自転車という方向性もあるのではないかという意味で、今回質問をさせていただきました。さらに、この電動アシスト自転車の特性から、最近では3輪の電動アシスト自転車だけではなくて、より安定した4輪の電動アシスト自転車も民間の事業者から発売されています。今後、増加が見込まれる高齢者の免許証返納後の移動手段として、こうしたモビリティの活用が現実的な選択肢となっていく可能性も十分考えていかなければならないのではないかというふうに考えています。この点を踏まえまして、車中心の道路整備や交通政策にとどまらず、より小型で柔軟な移動手段を安全に活用できる環境整備、例えば、速度帯の違う電動モビリティ専用レーンの導入ですとか、歩道や車道の境界設計の見直し、再設計などを含めたまちづくりの目線の転換も必要になってくるのではないかというふうにも考えています。2025年、いわゆる団塊の世代、多くの方が75歳以上となり、高齢ドライバーや免許証返納後の生活課題がいよいよ顕在化してくる時期を迎えているという年に入ってまいりました。ここから先の課題を議論していくには、もしかしたらちょっと遅いのかもかもしれません。だからこそ、今このタイミングで誰もが安心して暮らし、移動できる地域交通の姿を描いていく必要があるのではないかと考え、まずは学生の目線からというところで質問させていただいたところでもございました。ここについては、やり取りをしておりますので、私の考えを申し述べただけというところで、この先、本市としての方針や姿勢というのをさらに明確に示していただきながら、共にこういったことも考えていけるようなまちづくりができればいいなというふうに考えています。

私は、ここで質問を終わらせていただきます。以上です。ありがとうございました。

○議長（福重彰史議員） 以上で、栢山晋司議員の一般質問を終わります。

ここで、しばらく休憩します。

—————○—————
午後1時27分 休憩
午後1時30分 再開
—————○—————

○議長（福重彰史議員） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

次に、5番、南利尋議員の一般質問を許可します。

○5番（南 利尋議員） こんにちは。南利尋でございます。よろしくお願いいたします。

有害鳥獣対策について伺います。近年、有害鳥獣の捕獲数は、大幅に増加しているものの、個体数の増加には、歯止めがかかっておりません。今以上に捕獲頭数を増やすためにも、報償金の増額や補助金制度の在り方の見直し等を行うべきではないかと考えますが、市長の見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君） 南議員の御質問にお答えします。

個体数を減らす取組として、令和5年度から猟期中においても報償金を支出し、また一斉捕獲期間を設定し、報償金を上乘せするなどの取組を行っており、有害鳥獣の捕獲数は、大幅に増加しています。しかしながら、農作物への被害と有害鳥獣の出没情報等、いまだに多くの相談や報

告があるところであります。また、猟友会長と意見交換を行った際に、捕獲に係る経費等について、わな部品の取替えやわなの更新費用、そして巡回に伴う燃料費等は、年々増加傾向にあり、狩猟者登録に関する経費についても負担に感じているとの意見もあったところでもあります。本市としても、農作物被害を抑えるため、個体数を減らす取組は、非常に重要であると認識しており、捕獲活動を継続していけるよう有害鳥獣の捕獲実施者の負担に配慮した報償金の増額や補助金による支援については、しっかりと対応してまいりたいというふうに考えています。

○5番(南 利尋議員) 近年、猟友会の多大な尽力によって捕獲頭数が増えています。イノシシの捕獲頭数は、令和3年度が373頭、令和4年度462頭、令和5年度1,062頭、令和6年度1,171頭と大幅に増えています。しかし、残念ながら、今まで以上に個体数が増え続けているのが現状であります。本定例会においても、有害鳥獣被害相談が増加しているということで、電気柵補助に対して250万円増額の補正予算が計上されています。これは、4月に当初予算で250万円の電気柵補助の予算が上がったんですが、6月になってまた同額を補正しなければいけないというのが現状なわけですね。例えば、昨日も農業の被害総額は幾らかという話がありまして、百何十万ということで答弁があったわけですが、被害を申請しないのがほとんどなんですね。イノシシが出た、どうにかしなければいけないみたいな感じで、それを市にまで届けて申請されるというのは、全体的なものが把握されていないのではないかと、市が悪いというわけではないですよ、もう申請もされていないし、被害総額の状況も分かっていないのが現状だと思うんですね。例えば、現在の千六十何頭という捕獲頭数が継続されたとしても、個体数が増加していくのは、明白な状況です。個体数を減らすには、猟友会員を増やし、今以上に会員の士気を高めることが必要不可欠であると考えます。市長も言われました、猟友会の方々に何うと、わなを1回かけて捕獲されると、必ずわなの修理をしないといけないらしいんですね。ワイヤーとスプリングは、毎回替えなきゃいけないらしいんです。志布志町猟友会の場合でいきますと、八野校区にそのわなの修理のうまい方がいらっしゃいまして、結構、頼まれるらしいんです。そうすると、「前は2,000円ぐらいでやったんだけど、3,000円頂いて修理をやっている。3,000円じゃちょっと大変なんだよね。でも、仲間だから言えないんだよね」みたいなですね、そういう感覚で良心的に修理に取り組んでいらっしゃる方が言うておられました。この修理に3,000円というですね、物価高騰により部品も高くなってそれぐらいかかるという状況なわけです。わなを仕掛けると、毎日見回りに行かれるわけですね。家の隣にわなは仕掛けられないわけです。やはり山奥とかそういうところに行くわけですから、ガソリン代も相当かかるわけですね。だから、現在の報償金では、労働費というものは全く出ていないということが現状なわけです。プラス一種免許、猟銃で捕獲される方は、猟犬の世話もありますし、餌代も高騰しててですね、なかなか大変な状況なわけですね。そこで、近隣自治体のイノシシ捕獲報償金を調べてみますと、曾於市では令和4年度から1頭2万円、大崎町は令和7年度から1万円となっています。本市だけが5,000円なわけですね。猟友会の方々もお互いに情報共有をされているわけですから、「なぜ志布志市だけ5,000円なのか。報償金が増えれば、捕獲事業に取り組む人がもっと増えるのにな」というような意見もあったと

ころであります。イノシシの個体数を減らすには、捕獲しかないわけですね。電柵は、防御するということですよ、入らないように電柵を張るということ。だけど、増やさないためには、もう捕獲しかないわけです。物価高騰により経費も高くなっています。近隣自治体の現状も参考に、捕獲報償金の増額を図るべきだと考えますが、市長の見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君） 今ありましたことについて、各地域猟友会長との協議の中で近隣自治体の報償金の現状や捕獲に関する経費について相談があり、見直す方向で検討をしているところがあります。参考までに、先ほどありましたとおり、曾於市が2万円、大崎町が1万7,000円となっています。そのような状況を踏まえ、駆除活動に係る経費の負担を考慮し、現行1万2,000円から6,000円の増額をし、1万8,000円にしたいと考えています。その1万8,000円の根拠は何かといいますと、わなと銃の免許所持者及び猟犬所持者である猟友会長の令和6年度の経費実績として110万5,000円かかっています。1年間の捕獲頭数を60頭に設定した場合、1頭当たり1万8,416円の経費となりますので、今後の設定といたしまして1万8,000円ということで考えているところがあります。

○5番（南 利尋議員） ヒアリングのときの質問と大分違ってきたのですが、1頭1万8,000円の報償金を今後検討しているということで、理解すればよろしいですか。

○市長（下平晴行君） そのとおりであります。

○5番（南 利尋議員） ということであれば、これは、1万8,000円というのは市の報償金ということですか。国庫の報償金がありますよね。例えば、曾於市の場合であれば、2万円という額は、企業版ふるさと納税で有害鳥獣被害に使ってくれというものと、あと国庫と市の予算をひっくるめて1頭2万円という提示がされているわけです。大崎町は、それをいろいろ検討した上で1万円という、ウリボウも何もイノシシは、1頭1万円ということになったわけですね。大変喜ばれると思いますが、志布志市のこれからの報償金は、1万8,000円ということで理解すればいいんですかね。

○農政畜産課長（萩迫和彦君） 私のほうでお答えします。

今、市長が申しあげました1万8,000円につきましては、国費の7,000円を含めた形で1万8,000円ということで、市の単独で1万1,000円と合わせて1万8,000円となるところです。大崎町は、国費含めて1万7,000円になっています。

○5番（南 利尋議員） 理解しました。猟友会の方々は、本当に両手を挙げて喜ばれると思いますね。本当に今経費がかかって大変で、頭数も増えている状況なわけですね。市長のお考えとしては、これは、いつからのお考えでしょうか。

○市長（下平晴行君） 市の最優先事項であるというふうに考えていますので、9月議会の補正での増額を考えています。10月からお金が入ってくるということになります。

○5番（南 利尋議員） 市の報償金の支払いが4月から9月、10月から3月ということで、2回に分けて払われるわけですね。であれば、その10月からの報償金は、国庫と合わせれば1万8,000円、市の単独は1万1,000円ということで、10月から報償金の改正を行うということで理解

してよろしいのでしょうか。もう1回、確認でお願いします。

○市長（下平晴行君） 10月の捕獲分から増額したいというふうに考えています。

○5番（南 利尋議員） 私の質問で「両手を挙げて」という、不適切な発言になるかもしれませんが、そこは訂正させていただきます。

私は、次の質問は3ページぐらい、「補正で10月からお願いしますよ」みたいな、そういう文書を作ってきたのですが、もうここは削除させていただきます。それは、何でかといいますと、これは、10月ぐらいからイノシシが見かけられるようになるわけですね。12月から1月にかけて繁殖期が始まるわけです。雄は生後1年半で性成熟期に達し、雌は2歳程度で出産するわけです。このような状況を見ると、10月から絶対もう一気に捕獲していただかないと、大変な状況になるということが毎年繰り返されていますので、そこは、本当に皆さんに伝えておきます。よろしくお願いします。

最近ですね、若い猟友会員で一種免許、銃猟免許を取られた方がいらっしやいまして、この方は、以前からわな免許は取得されていますが、猟で捕獲したイノシシのとどめを刺すには、大きいものは猟銃でないととどめが刺せないわけですよ。だから、銃猟免許というのは、誰かが必要になるわけですね。「銃猟免許を取得するのに幾ら経費がかかったか」ということをお伺いしましたところ、まず、試験を受けるのに1万円の講習料を払い、これは、半額は補助されています。5,200円の受験料を払い、受験したとのこと。次に、猟銃を所持するために3,000円で医師の診断書を取り、約1,000円で各種提出物をそろえ、初心者講習料を6,800円払い、銃砲所持許可申請手数料1万500円を払ったということでありまして。これから射撃教習受講に5万円ほどかかるそうです。まだ猟銃は購入されていないとのことでした。猟銃は、安いもので10万円ぐらいはするわけですね。猟銃を所持するのに保管ロッカーや装弾ロッカーなどを購入しなければなりません。何だかんだで二十何万円から30万円ほど、今、銃猟免許を取得するにはかかるらしいんです。この方は、わな免許も持っていらっしやいますので、狩猟税を毎年2万4,700円納めなければならないわけです。有害鳥獣に関すると、半額は免除されるわけですが、それを納めなければいけないということなんですね。20万円から30万円払って、新たに有害鳥獣捕獲のためだけに銃猟免許を取得される方は、なかなかいらっしやらないんじゃないかなと思うわけですね。さっきも出ましたが、銃猟免許を取得すれば、猟犬も飼わなければならないわけですから、もっと費用はかかるわけですね。本市では、会員の高齢化が進み、銃猟免許を取得されている方がどんどん退会されて、少なくなっているわけですね。捕獲したイノシシのとどめは猟銃でしかできないわけですから、そのためにも銃猟免許取得者を増やすことが重要ではないかと考えるわけです。ほかの自治体を調べてみますと、多くの自治体で銃猟免許取得補助制度があります。特に、新規銃猟免許取得に対しては手厚い補助制度があります。一つの事例でいいますと、湧水町では、新規銃猟免許取得者に対しては、経費の10分の9が補助されます。狩猟者登録手数料や狩猟税も含まれています。猟銃購入に対しては、10万円を上限とし、10分の8に相当する額が補助されます。猟銃ロッカーと装弾ロッカーは、合計額5万円を上限として、10分の8に相当する額が補助され

ます。本市でもこれくらいの補助制度を確立しないと、銃猟免許取得者はいなくなってしまう。新しい会員の方々は、ほとんどがわな猟免許取得者だけになっているわけですね。早急に狩猟免許取得補助制度を検討すべきではないかと考えますが、見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君） 捕獲個体のとどめ刺しについては、銃を必要とする場合があることは認識しています。現時点では、先ほど言いました捕獲報償金の増額について優先して取り組み、今後は、狩猟免許の取得経費と施策の方向性を内部で十分協議して、対応してまいりたいというふうに考えています。

○5番（南 利尋議員） ぜひ検討していただきたいのですが、その中でも銃猟免許に対してのそういう協議をしっかりとさせていただきたいと思うわけですね。高齢者の方々は、有害鳥獣の前からですね、昔から猟をされたりする方がいっぱいいらっしゃるわけですね。そういう方々が高齢になって、銃猟免許がなくなってしまう。今、新規で猟友会に入ってこられる方は、わな免許だけで入ってこられているわけですね。隣近所の知り合いで「とどめを刺してくれ」ということで呼ばれて、そういう役目を果たされるという流れになるわけです。これが、銃猟免許を持っていらっしゃるやらないとできなくなってしまうという、捕獲しても本当に危険を伴うような状況があります。わな免許は、5,000円の補助とかそういうのがあるわけですね。そこは、湧水町でも一緒ぐらいのものなんです。けど、ほかの自治体を調べますと、やはり銃猟免許に関しては、取ってほしい、必要であるという認識の中で、特別な手厚い補助事業がありますので、そこを検討していただけないかということなんです。見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君） 湧水町の事例等を聞いて、大変厚い手当をしているなというふうに感じたところでもありますので、先ほど言いましたように、どういう施策の取り方で支援ができるのか、十分内部で協議をさせていただきたいと思います。

○5番（南 利尋議員） ぜひですね、なるべく早く銃猟免許に関してのそういう補助の在り方をいろいろ協議していただいて、前向きな検討を強く要望しておきます。

猟友会の高齢化が進み、会員の確保が喫緊の課題になっています。新たに狩猟免許を取得し、わなをかけても鳥獣が捕獲できず、活動しなくなったという事例を聞きます。新規免許取得者の技能向上を図るためにも、各地域での講習会の在り方を再検討すべきではないかと考えますが、見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君） 新規免許取得者の技能向上を図るため、捕獲実績のある猟友会員を講師として、令和6年度は、市猟友会員を対象に有害鳥獣捕獲業務に関する研修、わなの仕掛け技術講習会を実施したところでもあります。毎年、新規の免許取得者は数名いますが、有害鳥獣の捕獲に参加される猟友会員の人数については、減少傾向であります。本市としても、猟友会員の高齢化が進む中、会員の捕獲技術の継承が喫緊の課題であるというふうに認識していますので、技術向上については、地域の地形等の特性に一番詳しい猟友会の協力は必須であり、各地域の猟友会長と協議しながら地域の実情に合った講習会の在り方として、これまでの講習会に加えて、ベテラン猟友会員による新人教育等も検討してまいりたいというふうに考えています。

○5番(南 利尋議員) 4月26日に、志布志町猟友会総会が行われました。その中で、会長をはじめ高齢者の方々が、志布志町猟友会なので市長の先輩とかが一生懸命頑張っているらしいと、そういう高齢者の方々が「どうにかして早く若い会員を増やさなければならない」と、熱く語り合っているらしいんですね。私もその中に参加させていただきまして、4月でしたので、結論としてですね、お釈迦祭りの踊り連に参加して、猟友会をアピールして会員募集を呼びかけようという結論に至りまして、「段取りしてくれ」といきなり言われたんですね。3日前だったので、「もう3日前じゃ、無理ですよ」と、きっぱり断ったんですが、「来年は、出れるのか」と聞かれましたので、「予約しておきます」ということだけ答えておきました。「必ず参加する」と言われましたので、シティセールス課長、猟友会の踊り連の参加を予約しておいてください。よろしくお願いします。このようにですね、長年、猟友会で活動されてこられた高齢者の方々は、どうにかして会員増加を図らなければならないと真剣に考えていらっしゃるわけですね。しかし、狩猟免許を取得して猟友会に参加しても、捕獲できなくて活動しなくなったという事例も結構あるわけですね。まずは、捕獲できたという実感を味わうことが重要ではないかと考えます。捕獲実績の多い方々に「新しい会員が入ったら、マンツーマンで指導してもらえますか」とお聞きしたところ、「おう、指導してやるよ」って、みんな言われるわけですね。現在行われている講習会を伺いますと、現場で何人か集まって、いろいろ実地訓練みたいなのをやられるということなのですが、個別に担当を決めていただいてマンツーマン指導をしていただければ、短期間で技能向上が図れるのではないかと思うわけです。各地域の猟友会員というのは、ほとんどが知り合いなんですね。正直言いますと、一気にこの猟友会も何十人入ってくるという可能性はないじゃないですか。だから、1人、2人どんどん増えていく中で、そういう経験豊富な方がまずは現場に連れて行って、自分で「こういう感じで、わなを仕掛けるんだよ」という話をさせて、「こういうふうに獲れたら、こういうふうにするんだよ」ということをマンツーマンで教えていただいて、新規会員の方がわなを実際仕掛けるときは一緒に行っていただいて、「こういう感じで仕掛けて」みたいな感じで、「ああ、もうちょっとこうしろよ」とか指導していただいて、1頭獲れるまではそういう指導をしていただくというような取組が私は必要ではないかなと思うんです。1頭獲れたら、「あっ、こういう感覚なんだ」ということを肌身で感じたら、そういう活動は継続していく可能性は高いと思うんですね。これぐらいの指導をしていただかないと、新規会員は、なかなか増えないのではないかなと思うんですね。確実に猟友会の新規会員を増やしていくためにも、こういう講習の在り方も猟友会長の方々といろいろ協議をしていただいて、「できれば、新規会員にマンツーマンで指導していただだけませんか」みたいな、そういう検討もしていただだけませんか。市長、どうでしょうか。

○市長(下平晴行君) 今ありましたように、免許取得初心者の技術向上に向けてベテラン猟友会会員を指導者として共に活動することで、捕獲実績を上げ、活動意欲を高めることを想定しています。今おっしゃったとおりであります。また、指導者に対しての謝金等も検討しているところでもあります。

○5番（南 利尋議員）　そういうマンツーマンのものまでですね、現場の方々に、会長の方々にお願いして、もう10月から報償金が変わる。その前にもまだ6月ですから、7、8、9月もちろん捕獲されますよ。その捕獲される中で、そういう実績のある方が入ったばかりの新規会員に対して現場で指導するような取組も早急にして今年の10月を迎えて、今年の10月から3月の捕獲が2,000頭を超えとかになれば、そういう個体数の激減にもつながると思います。早急に対応していただけますか。見解をお願いします。

○市長（下平晴行君）　謝金の額になろうかというふうに思いますけれども、このことについては、課長と話をしたところであります。1回当たりなのか、それとも年間で幾らなのか、今言いましたように回数なのか、これは、継続して指導してもらわないといけないとなりますと、年間のほうがいいのかなというふうに思っています。謝金については、事例がないわけでありますので、ここ辺も先進地事例等がないかどうか確認して、対応していかなければいけないというふうに、今日打合せをしたところであります。

○5番（南 利尋議員）　ぜひですね、イノシシの個体の増加には、本当に一刻の猶予もないわけですね、どんどん増えていきますので、スピード感を持ってそういう調査・研究をしていただいて、取り組んでいただくことを強く要望します。農作物被害を減らすには、猟友会の方々の活発な取組が必要不可欠です。持続可能な農業を実現させるためにも、有害鳥獣捕獲事業に対する予算拡充と補助制度の在り方の検討を強く要望します。

スポーツ活動への支援について伺います。昨今、部活動の減少により、新たな団体をつくり活動している事例が幾つかあります。子育て支援の観点からも、新たな支援体制を検討すべきであると考えますが、見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君）　本市では、これまで、各種全国・九州大会に出場する選手につきましては、志布志市スポーツ協会から支給基準に定められた激励金の支給と、それとは別に、県中体連に登録しているチームに対して中体連主催の全国・九州・県大会に出場する場合は、補助金を交付しているところであります。特定のスポーツ団体や部活動に対しての支援は実施していないところでありますが、今後も支援する考えはないところであります。

○教育長（福田裕生君）　中学校の部活動につきましては、令和5年度から志布志市地域部活動推進協議会を年5回開催し、学校及び地域が共同・融和した形でのスポーツ及び文化等の活動のための環境整備、生徒にとって望ましい持続可能な部活動及び教職員の効率的な職務遂行の両立、部活動の段階的な地域展開の推進について協議を続けているところでございます。現在、学校における部活動につきましては、各チームで部活動費を徴収し、必要な物品の購入や大会出場費等の活動費に充てています。また、体育文化後援会費等の名称で会費を徴収し、各部活動の活動費、大会に出場する際の交通費等としての補助も行っておられます。本市としての激励金等につきましては、先ほど市長が答弁したとおりでございます。現在、国のほうでは、受益者負担と公費での支援の在り方等についての審議も進んでいる状況でありますので、そういった国の状況等も見据えながら、今後も引き続きこの件につきましては、検討してまいりたいと思っています。

○5番(南 利尋議員) 市長が「そういう方々に対しての支援は行いません」ということをはっきり答弁されましたね。実際、昨今、生徒数の減少や教職員の負担軽減などにより、部活動の数も減り、練習時間や日数も制限され、継続的なスキルアップを図っていくには大変な状況ではないかと思います。外部指導員も1日2時間、週3日の謝金では、なかなか成り手もないのではないかというふうに考えるわけですね。現在、学校の部活動でメンバーが足りずに合同練習が行われていますが、学校にその部活がなければ、合同練習には参加できないという状況なわけですね。例えば、バレーボールでいいますと、志布志中学校には男子バレーボール部がないわけですね。宇都中学校で合同練習をしていますが、志布志中学校には部活がないから、結局、その合同練習には参加できないという状況なわけですね。じゃあ、そういう方々がどういことをやられるかという、生徒がバレーをしたいということで、串間市まで行ってバレーボールの練習に参加しているということも、今、現実にあるわけです。そのような生徒の中には、一生懸命頑張って宮崎県の強豪高校に進学して、すごく活躍している生徒もいるわけです。この生徒の減少が進む中で、このような状況があるということを教育長はどう思われますか。

○教育長(福田裕生君) 様々な状況の中で、子供が自分の好きなスポーツや文化活動に一生懸命取り組んでいることは、これは、大いに激励したいと思っています。一方で、そのことによって、保護者の負担等が出ていることも承知しています。しかし、それぞれの学校につきましては、様々な活動等も実際部活動として行われている現実もありますので、新たな団体を設立されるからといって、そこに対する支援の在り方についてどうするかということについては、これは、慎重に協議をしながら、もっと詰めていく必要があると思います。一方で、この件につきましては、国も大きな課題として捉えていて、ずっと審議が続いている状況もございますので、あわせて国の動向も注視しながら、引き続き検討課題というふうにさせていただきたいと思います。

○5番(南 利尋議員) 教育長や私たちの時代では、考えられないことですよ。朝からもう休みたいのにと逆に思うぐらいの部活動をやったわけですね。それによって、いろんな人間関係だったり、先輩、後輩の在り方とかですね、頑張る根性とか、昔はそういう言葉もありましたよね。そういうのが培われた状況の中で、今は、もうそういうものがいろんな環境の状況によって、バレーボールをやりたくてもバレーボールができないということで、保護者の方に「串間市まで連れて行ってちょうだいよ」ぐらいの感覚で、そういう生徒たちは行っていると思うんですね。だから、そういう状況があつて、市長は、「新たにチームをつくった方々に対しては、支援することは考えていない」という答弁があつたわけですね。私も昔、こういう体型でも一応バレーボール部だったのですが、バレーボールの事例でいいますと、中学校で部活をやっても必ず部費を払うわけですね。自分で使うユニフォームとかシューズとか、そういうものは自分でちゃんと買い取って、消耗品ですから使っていくわけですね。それは、もうかかるのは当たり前なわけです。だけど、学校で部活動をする、学校にボールとかは備品であるじゃないですか、そういうのが部活でも使えるわけですよ。だけど、バレーボール部がないからということで新たなチームをつくると、ボールから何から買わなきゃいけないという状況が生まれてくるわけですね。だから、

例えば、そういうチームに対しても体育館の2時間は、減免措置があるということなのですが、志布志市の体育館は、なかなか予約が取れないということで、練習会場を押さえるのが結構大変だということもあるわけですね。例えば、そういうチームをつくった方々が学校で部活という感覚で指導すれば、結局、謝金も発生するわけですね。だけど、そういう枠を越えて、みんなでコミュニティをつくりながらバレーボールで頑張ろうよということで取り組んでいらっしゃるわけですね。そういう方々の意見とか要望とかは、その協議会にちゃんと届いているんでしょうか。

○教育長（福田裕生君） 現在、本市においては、先ほど答弁しました志布志市地域部活動推進協議会を年5回ほど毎年開催していますけれども、今お話があったように、例えばバレーボールをやりたい子供が2人ほどおられて、隣の市へ行って、そしてそこで立ち上げようといったような具体的なことについては、私自身は、まだ承知していないところでございます。

○5番（南 利尋議員） だから、そういうことなんですよ。私の考え方というのは、いろんなことがあると、協議会が立ち上がりますね。何協議会、協議していますという話でいろいろ流れて、何年も経過して、結果が出て、こうしますとなるじゃないですか。だけど、いろんなパターンの答弁で、「試行錯誤して取り組みます」というときもあるわけですね。試行錯誤というのは、試して行って、それで最後に答えを見つけ出すみたいなですね、そういう団体があれば、「どういものが困っていますか、必要なんですか」ということで、いろいろそういう方々の御意見を聞いた上で、「じゃあ、こういう支援をしてみませんか」、これは、駄目だなと思ったら、「またこれはちょっと」みたいな感じですね、いろいろ試行錯誤しながらそういう方々の支援をしていく必要があるんじゃないかなと思うんです。いろんなものに対しては、協議会を立ち上げてやっていますということで、いろいろ終わることがあるんですけど、やはり現実的に、中学生というのは、3年間しかないわけなんです。3年間、その生徒は、もうそれで終わってしまうわけですね。だから、スピード感のある対応をしていくには、協議会だけでなく試行錯誤したそういう教育委員会、生涯学習課、いろいろあると思うんですが、そういう方々が一丸となってスピード感のある対応の在り方というのを考えていかないと、協議会でやっていますということは、国の方針が変わるということで全国で協議会を立ち上げてやっているわけじゃないですか。だけど、志布志市は、こういうことをやっていますよというようなそういう試行錯誤した取組も、やはり私は必要ではないかと思うんです。教育長、その辺はどうでしょうか。

○教育長（福田裕生君） 現在、協議会を立ち上げてずっとやっていますけれども、ここにおいては、非常に具体的な提案もされながら、例えば、クラブチームとして中体連へ登録するような形はどうかとかですね、様々なアイデアを出していただきながら進めている状況がございまして。ただ、時間だけを要して何もしていないという状況ではございませんので、そこは、お伝えしておきたいと思っております。

○5番（南 利尋議員） ぜひですね、今おっしゃったように、いろいろそういう現場の声をしっかりと受け止めて、何を支援すればいいかということを経験別で、文化もそうですよね、支援の在り方というのは、全部違うと思うんです。サッカーをやっている人みんなにバレーボール

をやったって、それは意味がないですから、一つ一つの競技のしっかりとした支援の在り方というものを、そういう活動をされている方々の意見や要望をしっかりと受け止めていただいて、そういう取組をぜひ検討していただきたいと思います。さっき市長もおっしゃいましたけど、以前から、大きな大会に出場するときは、物品販売というのは皆さんやっぴらっしゃいますよね。私も結構カレーとか、ラーメンやそうめん、焼酎、ジュース、タオル、いろいろ協力して、カレー食べながらラーメン食べながら焼酎飲んでみたり、そういう物品で何日か食事をしたこともあります。それぐらいみんな一生懸命頑張っぴらっしゃる物品販売という取組があるわけです。人によっては、上手にいろんな方に協力していただけるような場面と、なかなかそういう人に頼み事ができないような方々というのは、自分でもうノルマ分を買い取ったりとかですね、いろんな現状があるということなんです。物品販売というのは、いろんな競技で皆さんやっぴらっしゃって、当たり前と思っぴらっしゃると思うんですが、私は、いろんな競技、文化・スポーツ限らず、そういう青少年といっぴらっしゃるか、中学生とか一生懸命志を持って活動されている方々にこそ、ふるさと志基金を財源とした志布志オリジナル、志布志独自のそういう子育て支援という観点から、新しい支援体制をつくるべきではないかと考えるわけです。何でもかんでもではなくて、やはり今でも子育て支援事業には、ふるさと志基金が使われているわけです。そういう若い方々を支援するのが、子育て支援を行うのが、ふるさと志基金ではないかと思うんです。そういうのを活用した本市独自のスポーツ支援、文化支援を新たに検討していただいけませんか。市長、見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君） どうも見えないんですけども、任意で立ち上げるものに、形のないものに何を支援していいのかですね。私聞いていて、ちょっと全然分かりませんでした。ですから、形や組織がしっかりしてて、その中で何に必要なんだと、こういう経費に必要なんだということでの取組が見えれば、やるということではないですよ、全然今、流れ的に聞いてて、その任意の組織、団体のまづつくり方、そこからちょっと分からないですね。何か形がしっかりあつて、そしてその部分で、例えば備品みたいなもの、バレーだとバレーボールとかいろんなのがあると思うんですけども、だからそういう経費に必要なんだと。先ほど言いましたように、そこ辺が何か任意でつくったものに、市が支援という形でできるものではないんじゃないかなというふうには思います。

○教育長（福田裕生君） 現在、本市につきましても、志布志市スポーツ協会から、例えば部活の全国大会、九州大会に出場する選手につきましても先ほどから申し上げている激励金を、それから県の中体連に登録しているチームに対しては中体連主催の全国・九州・県大会に出場する場合には補助金を交付しているところです。このほかにも、県中体連に登録したチームについては、体育施設使用料の減免措置も行っていますし、また新たにチームなどを立ち上げる際には、事務的な手続等に関するアドバイスなども支援の一つとして行っているところでございます。

○5番（南 利尋議員） 市長が意味が分からないという話をまとめれば、そういうことだったんですけど。僕も、市長の答弁もちょっと分からないときがありまして、世間でよくおかげさま

とお互いさまといろいろあるんですけど。例えば、私が言いたいのは、昔からスポーツ少年団とありますね、社会人のチームってあるわけですよ。それは、何も変わらないわけですよ。ただ、最近変わったのは、やはり中学校の部活の在り方というのが全国的にいろいろ検討されてきたということなんですね。だから、3年間のその枠でそういう生徒の活動の在り方によって、高校で、次の段階で何をチャレンジするかということ。今も市長が首をひねっていらっしゃいますけど、もうちょっと説明します。例えば、市がこういう団体だったら支援をしますよとか、志布志市オリジナルの中学生のそういう活動のいろんな取決めですね、さっきも言いましたけど、串間市まで行っている生徒もいらっしゃるわけじゃないですか。そういう本当に必要性があって、チームをつくって頑張って、志布志中学校には男子バレー部はないわけですよ。そこは、どこも参加できないわけです。例えば、そこを中学生がそれ以外の人たちと一緒にチームをつくらうとなった場合、いろんな条件を市が提案した上で、ここに当てはまる任意の団体として支援しますとか、今そういう団体の人は、中体連の大会にも出れるようになったわけですよ。だから、中体連もそういうものを受け入れているわけですよ。中学校単位ではなくて、そういう民間でつくったチームも出場できますよという話になっているわけですね。だから、そこを市のほうで今までなかった支援の在り方というものを、何をやってくださいではないんです。いろいろそういう状況の中で、市長がよく言われるじゃないですか、「何ができるか」ということ、いきなり「いや、市はしません」じゃなくて、中体連もそういう参加を認めてくれるような方向になったわけですから、そこを市として何がバックアップできるか、支援できるかということを検討していただけないかということなんです。それは、生涯学習課なり、教育委員会の中でのいろんな検討かもしれませんし、財務課によってそういう検討をしましょうという話にもなるかもしれませんし、いきなり「いや、しません」じゃですね、昔と今は環境が違うわけですから、その辺もやはり現状を把握した上で検討するべきではないんでしょうか。

○市長（下平晴行君） 南議員、私、この一般質問の前に、やはり担当課にですよ……〔何言か呼ぶ者あり〕

中身が分からないような状況でありますので、どういう形でだったら支援ができるのかというのを詰めていかないと、ここでお互いに私も中身がちょっと。総務課長はバレーを教えていますので、ちょっと聞いたんですけど、なかなか大変みたいだということは聞いています。ですから、その大変だということを教育委員会のほうでこんなにしたらできるんじゃないかというのを詰めて、そして一般質問のほうに持ってきていただければ、かえってスムーズにいくんじゃないかなというふうには思います。

○5番（南利尋議員） だから、何ができるかということをいろいろ、例えば、分かりやすく言いますと、「今、串間市に行っている生徒もいらっしゃいますが、その辺を教育長はどう思っているかを聞いておいてください」とか、「新しい団体が立ち上がってきましたので、そういうものをいろいろ支援していくべきではないんですか」ということも、学校教育課と生涯学習課と一緒にいろいろヒアリングをさせていただいて、「そういう大変な状況は、今部活の流

れというのも変わってきて、国もちゃんといろいろ協議しながら、方向性がまだ定まらない状態の中で、いろいろ協議はされています」ということのヒアリングをやった上で、「じゃあ、それが今定まらない中で、市がまたそういう状況をしっかりと把握した上で、市として何ができるかということを検討していただませんか」ということをヒアリングでちゃんとやっていますよ。だから、身体検査していただいても、もう隠し玉は何もないんですよ。だから、それぐらい何回もやり取りをした上で、市長が今おっしゃった、「ヒアリングをしてから、質問してくださいよ」じゃなくて、ヒアリングをした上で全部質問させていただいています。届いていますよね。教育長、どうですか。

[何言か呼ぶ者あり]

○5番(南 利尋議員) ですよ。だから、そういう感覚で、市長とヒアリングをするということはないわけじゃないですか。だから、担当課とはしっかりヒアリングをした上で、もうこの質問は、いろいろやり取りをさせていただいてやっていますから、国が方向性を定める途中で、市が何ができるかということですね、いろいろ検討していただいて、支援できるものがあれば支援していただませんかという趣旨の質問なんですよ。

○議長(福重彰史議員) 教育長、質問の要旨は分かっていますよね。よく分かりますよね。

○教育長(福田裕生君) 今、議員のほうからありましたように、国の議論を待つ前に何かできないかということです。それがなかなかできないというのが、現状でございます。競技団体によっても様々な形で今提案がありますので、その受益者、いわゆる保護者負担の部分と公的支援の在り方というのは、様々なやはり形態が違うような状況があります。例えば部活であると、いわゆるスポーツ少年団と同じようなやり方のほうが今後はやりやすいんじゃないかというような話合いがなされている競技団体もあります。一方で、もう完全にクラブチームとしてやったほうがいいんじゃないかということもあって、会の中でもなかなか一つにまとまりきれないという状況があるのは、もう南議員も御承知だと思います。そういう中に、これは、本市だけの問題ではなくて、本県のあらゆる市町村で、そして全国的にも様々な国の会の中でも出されています。そういったこともあって、国がその件については少し時間を取って協議をさせてもらいたいということもありますので、私たちは、地元のことの協議は進めながらも国としての一定の方向性を示していただくまでは、待ちながら協議を進めるというような状況であるわけです。ですので、単独でこういう形がいいだろうというような提案までは、まだ至っておりません。

○5番(南 利尋議員) ということを繰り返してですね、質問させていただいているんですよ。だから、今国の方向性も定まっていない中で、協議が行われている中で、何をやっていいとか悪いのかというのがまだ定まっていないから、対応は難しいというような話があった上で、例えば、コロナが発生しました、臨時交付金、地方何とか交付金とかいろいろあるじゃないですか。例えば、この部活動に対して国の方向が定まらない中で、3年間一生懸命頑張る部活動以外で、またみんなが学校を越えた枠で固まってチームをつくって活動した人たちに、志があって頑張っているわけですから、市の志基金として、そこで何かそういう活動をするぐらいの支援をしてくださ

いじゃないんですよ、この通告どおり、検討するべきじゃないですかということで、今質問をさせていただいて、もう15分たちやいましたけどね。そういうことなんですよ。私の質問させていただきたいことは分かりますか。今定まらない中で、市としてできることはないんですかということで、いろいろ協議会でやっていますではなくて、試行錯誤して臨時的なものでも、何か手を差し伸べていただけないのかなということで、通告をして質問をさせていただいているというのが流れなんです。

○教育長（福田裕生君） 財政的な支援までどうこうというところまでのことは、なかなか至っていないというのが現状ですので、そのことは、はっきりとお伝えしておきたいと思ひますし、これまで行っている支援の中で、さらに立ち上げのときの事務的なことだとか、様々なことのサポートはしています。そして一方で、各協議でいろんな形が提案されています。それをどういふふうにい形にしていくかというのも引き続き協議はしている状況ですので、財政的な支援をどうかといったところの検討というのは、なかなかまだそこまで行き着かないところが現実でございます。

○5番（南 利尋議員） というわけで、また改めてしっかりと通告をして、しっかりとヒアリングをして、機会があれば、また質問させていただきます。そういうことなんですよ、市長、今の教育長の説明で趣旨は分かりましたよね。

○市長（下平晴行君） 今の流れを見て、教育長が「国・県の動向を見ながら対応していく」とおっしゃっているわけですから、ここで答えが出るはずがないんですよ。基本的に支援はしませんということに、今のところですよ。ですから、そういう答えが出ていながら、ここにまた南議員が質問されるというのが、その受け取り方だろうと思うんですよ。それを一般質問に持ってきて、それを何とかしてくれんかというような考え方であろうかというふうに思うんですけども、実際、基がないものに対してですね、今、話を聞いていて、私そんな思っているんですよ。ですから、ここで結論は、もう実際出ないと思ひます。支援するとかしないというのではなくて、支援はできないというような方向でいくことになろうかというふうに思ひて聞いていました。教育長の答弁も聞いていました。ですから、やはりここで一般質問でするときには、「やはり、内部でもうちょっとできない」と言っているわけですから、そこも含めてしていただければ、大変ありがたいなというふうには思ひます。

○5番（南 利尋議員） 市長の見解は、分かりました。私は、一般質問すべき事案だと思ひて質問しているわけですね。答えが出る出ないではなくて、現状をどうやって市のほうでもサポートしていくか。もう中体連もそういう手を差し伸べるようなことをやり出したわけですから、まだ市がフライングしちやいけないというのは、市長の考え方ですよ。だから、その中でやはりみんなで子育て支援の一環として、この情報を共有しながら、志布志市オリジナルのそういう支援の在り方をやっていこうよって、どこでも先進事例というのはあるわけですよ。国がこうだからこうしちやいけないと一方方向だけじゃないから、いろんなところで先進事例をつくって、私たちが調査・研究に行つて、このものをここでやりましようとかになるわけじゃないですか。

だから、国の答えが出ないときに、市がどういう取組をするかという、この問題だけではなくて、ほかの問題でも出てくると思いますよ。やはり、そこを前向きに、志布志市オリジナルのそういう支援事業をやっていこうよということですね、取り組むべきではないかということで、今回の質問に至ったということをお理解いただければ、ありがたいと思います。

次に、経済活動拠点整備について伺います。都城志布志道路の全線開通による経済波及効果を最大限に発揮させるためにも、経済活動拠点の整備を検討すべきだと考えますが、見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君） 経済活動の拠点、道の駅の設置につきましては、地域の活性化や観光振興、物流拠点としての機能など、多くの可能性を有しているものと認識しているところであります。しかしながら、本市における各種施策や事業の実施に当たりましては、本市の将来像を見据えたまちづくりの指針であります第3次志布志市総合振興計画に基づき、全体の整合性や優先度、財政状況等踏まえながら、慎重に検討していく必要があるというふうに思います。今後、地域のニーズや関係機関との連携状況、市全体の施策との整合性などを十分に見極めながら、道の駅の設置について引き続き検討してまいりたいというふうに考えているところであります。

○5番（南 利尋議員） 前向きな検討が必要だと思うのですが、3月23日に都城志布志道路開通式が行われましたよね。後日、何回となくニュース番組で、開通のそういう特番とかニュースをやっていましたよね。あのときに、私だけかもしれないのですが、そういうニュースを見るたびにインタビューを受けているのが串間市の道の駅の人とかで、「いやあ、都城志布志道路ができて、ここまで来ておいしいものを食べてます」みたいなのが、道の駅くしまだったりとかですね、都城市の道の駅だったりして、そういうニュースをやっているから、私は、志布志市が開通したのに、なぜこの志布志市に来た人たちに「志布志市が近くなりました」みたいなニュースをやってくれないのかなという、ちょっとがっかりしたところでありました。全線開通による経済波及効果を最大限に発揮させるには、経済活動拠点の整備は不可欠だと私は考えています。私は、議員にならせていただいてから50か所以上の道の駅を調査・研究してきたわけですが、例えば九州でいうならば、福岡県にある道の駅むなかた、道の駅うきはが売上げ、集客、九州管内では全て1位、2位と毎年そういう順位であるわけです。しかし、それ以上に、私も2回行ったのですが、2回行っても活気のあるすごい拠点になっている道の駅が2023年11月11日にグランドオープンしました。皆さんも行かれたとは思いますが、道の駅都城N i Q L L（ニクル）ですね。都城志布志道路おきみずインターを下りて700メートルの場所にあります。市長も行かれたことがありますよね。皆さんも結構行かれたことがあると思うんです。いつ行っても、車が入れ代わり立ち代わりしてですね、にぎわいを創出しているわけです。私は、6月9日、大雨が降った日ですね、「今日みたいな日は、人はいないだろう」と思ってですね、昼1時過ぎぐらいに行ってみました。大雨でも混雑し、日替わりランチは、売り切れだったですね。特産品売場では、団子やスナック菓子、野菜の補充作業をされる従業員の方が何人かいらっしゃいました。ほとんどの商品は、都城市内で製造された商品です。以前、何度か都城市のまちづくり事業の事例を挙げて、

市長に質問をさせていただいたことがあります。都城市のまちづくりって、本当に何かセンスがあるなと私の感覚ではいつも思っているわけですね。建物もおしゃれでシンプルです。道の駅のネーミングは、都城N i Q L L（ニクル）ですから、皆さん、都城に来てもらいたいから「に来る」って思いますよね。これは、二つの意味がありまして、都城に来ていただきたいということで「都城N i Q L L」ですね。都城は、畜産のまちなんですね。牛、豚、鳥、肉を食べる、肉を食べていただきたいという意味を込めて、肉を食べるで「肉（にく）る」らしいんですね。その二つの、都城に来てもらうの「都城に来る」、肉を食べる「肉る」、若い方々の何かそういう略した言葉じゃないですかね。「今日は肉ろうよ」みたいな、その「に来る」と「肉る」が合わさって、都城N i Q L L（ニクル）ということになったそうですね。都城市は、令和3年4月非公募により、市が出資し、株式会社ココニクル都城を設立しました。資本金は4,000万円で、設立当初は2名の社員でしたが、令和7年4月現在、51名の社員数になっています。株式会社ココニクル都城は、市が出資する株式会社として道の駅都城における地場産品販売に加え、市内事業者の商品開発支援などによる地場商品の高付加価値及び地場産品の市外への販路開拓及び販路拡大に取り組んでいます。市内事業者の商品開発支援や販売も行っているわけですから、市内事業者を圧迫することはないわけです。このような成功事例を調査・研究していただき、経済活動拠点の整備事業を検討すべきではないかと考えますが、見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君） 先ほども言いましたように、事業を展開するときは、やはり志布志市総合振興計画にのっとり事業をするということですので、しっかりとその方向付けを持って対応してまいりたいというふうに考えています。

○5番（南 利尋議員） 第2次志布志市総合振興計画にですよね、簡単に言えば、第2次志布志市総合振興計画にはそれはないので、今はできませんよという話ですよね。第3次の中で、もうそれが一番早いということになるわけですか。

[何言か呼ぶ者あり]

○5番（南 利尋議員） 第3次志布志市総合振興計画には、一番重要事項としてしっかりとするような市の取組も、なかなかニュースでも何でもそうなんですけど、やはり意外と港の風景とかいろんなことは志布志市は放映されますけど、大崎町の番組って、グルメとか何とか結構ありますよね。大崎町って、メディアの使い方がちょっと何かうまいなって私は個人的には思っているのですが、やはり志布志市もそういういろんなにぎわったもの、花火大会とかいろいろテレビには出ますけど、もう日常のそういうにぎわった拠点を、ぜひ前向きに検討すべきではないかと思うんですね。だから、その「次の展開の振興計画で」としか答弁がないからあれなんですけど、前に市長は、昔ながらの地場産品、例えば団子とか、漬物とか、味噌とかそういうものを売るような場所というのは、「それは必要なんじゃないかなと私は思うんですね」という答弁をされましたよね、道の駅ではなくて。例えば、道の駅都城N i Q L Lの商品売場って1,600平方メートルなんですよ。1,600平方メートルといいますと、うちの地元でいうと1反6畝ですね。1反6畝のスペースで、都城市のいろんな特産品とか6次加工したものが販売されてにぎわっている

わけです。だから、私は、港湾も含めて3町歩でトラックも通るようなそういうものというのは、イメージしたなかなかできないだろうという話になりますが、1反6畝のそういう広さのものであれば、その第3次志布志市総合振興計画とかではなくても、そういう検討はできるんじゃないかなと思うんです。道の駅都城N i Q L Lは、おきみずインターを下りて700メートルのところにあるんですけど、志布志インターを下りて700メートルってどこだろうと思って測ったときに、ちょうどあの鹿屋市から来ると、沖水橋の光景と全く状況は一緒ですよ。この沖水橋を下りて、高速をくぐって右に行くと、道の駅があるわけですね。東九州自動車道で志布志インターを出て、この橋をくぐって左に行くと、その700メートルの土地があるわけです。その700メートルの土地はどこかといいますと、大原の信号を左に曲がりますとセルフのガソリンスタンドがありますよね。あそこがちょうど700メートルなんです。そこら辺を調査してみますと、結構、住宅地、畑とかいろんな土地があるわけです。市長、想像してみてください。その道の駅云々かんぬんではなくて、そういう経済活動拠点の1,600平方メートルぐらいの、そういう1町歩当たりの土地というのは、結構いろいろ点在していますね。クロネコヤマトがあつてスタンドがあつて、その隣は、結構2町歩ぐらいの民間の広い土地があるわけです。インターを下りて700メートルがその土地に当たるわけです。市長、やるかやらないかではなくて、その辺で何となく想像できませんか。

○市長（下平晴行君） 想像はできます。スタンドの手前ですね。

○5番（南 利尋議員） その辺のイメージとして、大きい振興計画の中でやることなのか、また早急にこの経済活動の流れの一環として取り組むのか、それを検討していただいて、できれば、少しでも早くそういう経済活動拠点の整備事業の在り方を検討していただきたいと思います。

観光振興について伺います。ダグリ岬ベイサイドパーク構想の進捗状況をお示してください。

○市長（下平晴行君） ダグリ岬ベイサイドパーク構想については、令和6年度民間事業者等提案制度を活用した提案募集を行ったところであり、本市には、民間事業者からは数者問合せがあり、そのうち1者については、地元事業者等との協力体制を整え、応募直前まで話を進めていたようであります。しかしながら、市内で情報が錯綜して、事業者の開発プランの内容を誤解した他の地元事業者からの反対等の意見を受けて、最終的に応募を諦めたというようなことでございます。結果的に、提案募集に応募がなかったため、本市では、令和6年度末に開発基本方針を策定したところであり、本年度は、イメージ図やタイムスケジュールを含んだ実施計画書を年度末までに策定することにして、進捗状況としては、5月末に実施計画策定支援業務委託の委託業者を決定しましたので、令和8年3月末の完成に向け、作業を実施していくところであり、

○5番（南 利尋議員） ということは、今まで交渉していた業者とはもう決裂して、また新たなそういう業者を公募しているということの認識でよろしいですか。

○市長（下平晴行君） はい、そのとおりでございます。

○5番（南 利尋議員） ということは、ダグリ岬ベイサイドパーク構想が策定されて、もう3

年目に入ったわけですね。この事業に多くの方々からたくさんのお意見や要望を伺っています。多くの方々と言うといけないうえ、そういう団体の会合とかいろいろ含めると、300人以上とかになると思うんですよ。特に本市の若い方々は、この事業に大きな関心を持っていらっしゃるね。今までに少なくとも100名以上の方々とかこういう話はしたと思います。しかし、説明のしようがないわけですね。「このベイサイドパーク構想って何ですか」「三角地に何かできるらしいですね」とかですね、そういううわさが飛び交って、私も一生懸命質問していますが、何も見えてこないで、「三角地に何かできて、海水浴場が整備されて、そのときにこのトイレも一緒に整備されるらしいです」ぐらいでしか、現実的にベイサイドパーク構想の説明はできないわけですよ。だから、今年度内にグランドビジョンを策定し、タイムスケジュールや完成イメージ図などまでも策定するべきではないかと思うんですね。何でもかという、今、いろいろ公募して協議している相手方がなくなったんですけど、その公募地というのは、三角地辺りですよ。それ以外の計画の策定、ビジョン策定は、できると思うんですよ。こういうイメージで、これからベイサイドパークを造りますよみたいなものも含めて、タイムスケジュールも含めて、市民に公表するべきじゃないかと考えますが、見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君） 先ほど進捗状況をお話ししましたとおり、5月末に実施計画策定支援業務委託の委託業者が決定しています。この委託業者は、自営でそういう遊園地等々も運営していますし、今おっしゃったように、1町2反の土地、それから海岸、そして遊園地等々、これをどういう形でこのダグリ岬ベイサイドパーク構想ということで位置づけていくのかということでの委託業者が、そういう事業者ですので、そこは、そういう観光としてのダグリ岬ベイサイドパーク構想が出来上がるんじゃないかというふうに、私は、すごく期待をしているところであります。

○5番（南 利尋議員） ということは、今その計画をしているのは、コンサル会社みたいなものなのですか。現実的にそこで事業をされるのではなくて、コンサル会社とは契約していますということの理解でよろしいんですかね。

○シティセールス課長（大迫秀治君） 基本的に、今回募集したのが、この方針を決めて、先ほどの具体的な実施計画、またグランドデザインといいますか、イメージ図とスケジュール、そういったものを一緒になって計画をしてくださる事業者でございますが、実際にその事業者につきましては、全国のほうで遊園地等のそういった運営等を行っている事業者が受けてくださったというところでございます。

○5番（南 利尋議員） ぜひですね、その辺はいろいろ市民に周知できるような、みんながわくわく楽しみにしているわけですから、もっといろいろ決まり事ができたら周知するような取組もぜひよろしくをお願いします。

ダグリ周辺の話になると、必ずパラダイス跡の話題が出るわけですね。以前、何度も市長をやり取りをさせていただいたのですが、「所有者と協議を行い、適切な保全管理をお願いしていく」という旨の答弁があったわけですね。どのような協議が今なされているのか、もう本当に保全管理が行き届いていない最悪の状況なんですよ。お願いされているのか、どういう協議をされて

いるのか、見解をお伺いします。

○シティセールス課長（大迫秀治君） これは、何度も議会の中でも答弁していますが、景観維持についてお願いをしていると、そういったところでございます。協議については、していないところでございます。

○5番（南 利尋議員） 協議をしていないというか、協議に応じてもらえないということですか。

○シティセールス課長（大迫秀治君） 今の段階で、協議をするということでの話はしていないところでございます。

○5番（南 利尋議員） 「協議していきます」という話ですすね、前の答弁があったものから、「協議してないところであります」と言われても。

○シティセールス課長（大迫秀治君） 先ほど言った撤去とかそういうことでの協議ではなくて、景観維持に関してお願いをしているというところでございます。

○5番（南 利尋議員） 今の状態であるならば、もっと積極的に景観保全の維持に取り組んでいただくことをお願いしていくような取組をお願いします。ほとんどの市民が撤去して整備されることを望んでいるわけです。市長は、「購入する考えはない」ということで、今までお伺いしています。ほとんどの市民が撤去を望んでいるわけですが、私が言うからではないんですよ、もっと多くの市民の意見を聞いていただいて、市民目線で購入解体撤去を再検討していただくことはできないでしょうか。見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君） それは、できません。

○5番（南 利尋議員） その根拠というのは、何でしょうか。

○市長（下平晴行君） 今、課長が申したとおり、景観維持のお願いをしているわけです。いわゆる「撤去まではいかない」と課長が言いましたけれども、とにかく景観上、議会でもそういう話が出ていると、ですから、何とかあそこの景観維持をしっかりとってくださいということしか言えないんです。というのは、大崎町である事業をされているんです。我々が言っていることは、十分理解されているというように思います。いわゆる国道沿いで、南議員がいつもおっしゃるように、私も一緒なんですよ、それは、もう十分分かっています。ですから、職員の皆さんも何度となく行って、景観維持をしていただくようなお願いをしている状況であります。

○5番（南 利尋議員） 民間の方も、そういう購入に関していろいろ相談されたというお話もお聞きしていますが、折り合いが付かなかったということもあったと話を聞いたこともあります。やはり、本当に理想としては、買い取って解体撤去が一番いいんです。だけど、最低でも保全管理はしっかりとさせていただくことをもっと強く要望していただきたいと思います。ダグリ岬ベイサイドパーク構想が完成しても、パラダイス跡が景観に悪影響を及ぼすことは、はっきりしています。ぜひ、解体撤去をお願いしたいと思います。

市内に住む若者や子育て中の方々が、少なくとも100人以上の方々が、ダグリ周辺が整備されるならば、昔、遊園地にあったジェットコースターやアトラクションを増設してほしいとの

要望があります。ダグリ岬遊園地は、南九州唯一の遊園地です。ダグリ岬遊園地のアトラクションを増設し、オールシーズンの集客を図るべきではないかと考えますが、見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君） おっしゃるとおり、やはりそういう目玉というか、遊園地も鹿児島県にはないわけでありますので、私も全く同じような考え方を持っています。概算となりますけれども、約3億円から4億円かかるということでありますので、そのことがどういう形で取り組めることができるのかですね。そして、先ほどの委託業者もそういう遊園地等を経営していますので、どういう形でそのようなことができるのか、十分協議してまいりたいというふうに考えています。

○5番（南 利尋議員） 概算で3億円ぐらにかかるということで、そういうことですね。私は、7年前からジェットコースターの設置を提案してきたのですが、当時は、設置するには1億2,000万円ほどかかるとの答弁があったわけですね、7年前ですよ。ということは、もう倍以上、下手したら3倍ぐらいのそういう金額になっているということですよ。市長もおっしゃいましたが、観光事業を成功させるためには、どこに行っても大きな目玉になるものは、必要不可欠なんです。本市では、歴史のまちづくり事業を観光事業と捉え、多額の予算が使われていますよね。議会で承認されて、しっかりといろんなものに使われているわけです。例えば、歴まち事業の大きな目玉は、福山氏庭園です。福山氏庭園の改築費用には、3億4,000万円使われたという説明もあります。ベイサイドパークの大きな目玉となり得るダグリ岬遊園地にも同等の予算を投入し、ちょうど市長が説明された設置には3億円かかるということであれば、福山氏庭園があり、ダグリ岬遊園地があるといえ、両方に目玉ができるわけですから、ベイサイドパークのにぎわいの創出につながるのではないかと私は思います。前向きな検討をすべきではないかと考えますが、市長もそのとおりに思っているということで、前向きな方向で検討していただけるということでよろしいわけですよ。

[何言か呼ぶ者あり]

○5番（南 利尋議員） はい、若い方々が喜んでそういうところに遊びに行けるように、ぜひ取り組んでいただきたいと思います。

今回の質問は、人口減少が進み、インフラ整備が進む今、経済活動を市外へ求める動きが懸念される状況を打開するためにも、志布志市の次世代を担う若者たちが望む、住み心地満足度の高まるまちづくりに取り組んでいただきたいということで質問させていただきました。市長の見解を伺って終わります。

○市長（下平晴行君） 歴史のまちづくり事業は、国土交通省、文部科学省、農林水産省がいわゆる文化財等を観光として活用していくために、歴まち法というのが制定されたのと同時に、今ありましたとおりダグリ岬ベイサイドパーク構想も、私は、観光としての考え方は一緒でありますので、しっかりとそこ辺は、そういう事業者と連携を取りながら進めてまいりたいというふうに考えています。

○議長（福重彰史議員） 以上で、南利尋議員の一般質問を終わります。

○議長（福重彰史議員） お諮りします。

本日の会議は、これで延会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福重彰史議員） 異議なしと認めます。

したがって、本日は、これで延会することに決定しました。

明日は、午前10時から引き続き本会議を開きます。

日程は、一般質問です。

本日は、これで延会します。

お疲れさまでございました。

午後2時54分 延会

令和7年第2回志布志市議会定例会会議録（第4号）

期 日：令和7年6月18日（水曜日）午前10時00分

場 所：志布志市議会議事堂

議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

永 田 梓

小 園 義 行

出席議員氏名（20名）

1 番 永 田 梓	2 番 栞 山 晋 司
3 番 稲 付 洋 平	4 番 隈 元 香穂子
5 番 南 利 尋	6 番 市ヶ谷 孝
7 番 青 山 浩 二	8 番 野 村 広 志
9 番 八 代 誠	10 番 小 辻 一 海
11 番 持 留 忠 義	12 番 平 野 栄 作
13 番 西江園 明	14 番 丸 山 一
15 番 玉 垣 大二郎	16 番 鶴 迫 京 子
17 番 小 野 広 嗣	18 番 東 宏 二
19 番 小 園 義 行	20 番 福 重 彰 史



地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長 下 平 晴 行	副 市 長 溝 口 猛
教 育 長 福 田 裕 生	総務課長兼選挙 管理委員会事務局長 鮎 川 勝 彦
財 務 課 長 坂 元 正 知	総合政策課長 川 上 桂 一 郎
コミュニティ推進課長 五 代 千 加 子	みなと振興課長 木 村 勝 志
シティセールス課長 大 迫 秀 治	税 務 課 長 藤 後 広 幸
市民環境課長 村 山 睦	福 祉 課 長 山 口 善 央
健康長寿課長 富 重 隆 之	こども子育て課長 若 松 利 広
農政畜産課長 萩 迫 和 彦	耕地林務課長 得 丸 八 郎
建 設 課 長 富 岡 裕	松山支所長兼 総務市民課長 折 田 孝 幸
有明支所長兼 地域振興課長 大 口 秀 昭	水 道 課 長 萩 原 政 彦
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長 濱 田 茂	農 業 委 員 会 事 務 局 長 高 野 利 彦
教 育 総 務 課 長 児 玉 雅 史	学 校 教 育 課 長 淀 修 司
生 涯 学 習 課 長 河 野 尚 仁	危 機 管 理 監 黒 川 晃
松山支所産業建設課長 上 田 義 明	



議会事務局職員出席者

事 務 局 長 和 佐 浩 教	議会グループリーダー 末 原 和 幸
サブリーダー 前 田 範 雄	サブリーダー 上 野 健 太 郎

午前10時00分 開議

○議長（福重彰史議員） これから本日の会議を開きます。



日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（福重彰史議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、西江園明議員と丸山一議員を指名します。



日程第2 一般質問

○議長（福重彰史議員） 日程第2、一般質問を行います。

順番に発言を許可します。

まず、1番、永田梓議員の一般質問を許可します。

○1番（永田 梓議員） おはようございます。本日1人目の質問になります、永田梓です。よろしく申し上げます。市議会議員として残された期間というのが、もう終わりが見えてまいりました。最後の最後まで、市民の皆様の生活改善や志布志市の発展につながるよう政策提案をさせていただきたいと思っております。本日は、過去に提案した内容の進捗状況を主に質問させていただきます。早速ですが、通告書に従い、質問に移ります。

1番、福祉行政について質問いたします。令和4年第3回定例会で、合同金婚式の送迎と祝賀会について質問をしました。その後、どのような検討がされたのかお伺いいたします。

○市長（下平晴行君） 永田議員の御質問にお答えします。

令和4年9月定例会での一般質問を受けまして、令和4年度と令和5年度に開催した合同金婚式の参加者に対してアンケートを実施した上で、近隣市町の実施状況を確認し、それらを参考に内部で協議したところであります。協議の結果、送迎につきましては、より多くの方が参加できるよう令和5年度からマイクロバスによる送迎を行うようにし、申込み時に送迎についての希望を伺うようにしているところであります。今後も利用状況等を踏まえて、対応していきたいというふうに考えています。また、お祝い状や記念品の贈呈、記念撮影等の式典については、これまでどおり行うこととしていますが、祝賀会については、御夫婦と家族と一緒に過ごされ、絆を深めていただきたいという思いから、実施していないところであります。

○1番（永田 梓議員） 送迎は、再開されたとのことありがとうございます。私も質問をしてから3回ぐらい、毎年、後ろのほうで合同金婚式の様子というのを拝見させていただきました。皆さん和やかな雰囲気、女性の方は、お着物を着られたりしておしゃれして来てくださっているようでした。アンケートに祝賀会についての記載がなかったように思います。執行部のほうで、祝賀会について「御家族でしてほしい」ということがありましたが、実際に家族が近くに住んでいない方々や一人で金婚式を迎えられる方々というのは、「家族とお祝いできるのかな」とちょっと思っているところです。そのような聞き取りというのは、今までされたことはないでしょうか。

○健康長寿課長（富重隆之君） お答えいたします。

これまで金婚式の件につきましては、令和3年度、4年度、5年度につきまして、アンケートのほうを実施してきたというところがございます。その中で、参加者の感想といたしましては、「よかった」ということでの意見が大半だということで、今回こういった金婚式の在り方について、内部で協議のほうをさせていただいたというところがございます。アンケートの内容につきましては、直接的に祝賀会の開催の希望については、とってはいないところではございますが、自由意見欄という形でその辺の件については、情報を収集したところがございます。

○1番（永田 梓議員） 自由意見のところ、その祝賀会の希望とかが書いてあったということはないですか。

○健康長寿課長（富重隆之君） こちらの自由意見欄のほうにつきましては、1件、「宴会のほうを開催してほしい」という意見があったところがございます。

○1番（永田 梓議員） 分かりました。アンケートについてなんですけれども、現在、参加された方を取っていらっしゃると思うのですが、参加された方は、祝賀会がなくても参加されているわけですので、参加されない方からの意見を拾うことが大事かなと思います。祝賀会を迎える予定の方々がどの方か絞るのはなかなか難しいかと思いますが、そういう年代の方々にアンケートを取って調べるということは、できないんでしょうか。

○健康長寿課長（富重隆之君） 今回のアンケート調査につきましては、基本的には参加者に対してのアンケートということでありまして、そういった予定される方であったりとか、ほかの方に関しましては、アンケートは取っていないところがございます。

○1番（永田 梓議員） アンケートを取っていないのは理解しているんですが、その取る方法というのは考えられないですか、どうですか。

○市長（下平晴行君） 来年に向けては、今おっしゃるように、対象者に対してのアンケートは取っていきたいというふうに、内部でちょっとそこは協議してですね、対応してまいりたいというふうに考えています。

○1番（永田 梓議員） どうにか意見を吸い取れるように、検討していただきたいと思います。令和元年までは、社会福祉協議会がこの事業を開催してくださっていたのですが、伺うところによると、車椅子の方や施設に入所されている方からも申込みがあり、施設などにお迎えに行き、市内の飲食店で祝賀会も開催されていたわけですね。聞き取りのときに分かったんですが、社会福祉協議会に委託していたときの予算より、市が開催している今のほうが予算が倍ほどかかっているようです。社会福祉協議会の事業の仕方と市の事業の仕方に違いというのがあるのか、ちょっと教えてください。

○健康長寿課長（富重隆之君） お答えいたします。

社会福祉協議会につきましては、令和元年度が最終年度という形で、合同金婚式につきましてはお願いをしたところなのですが、こちらの社会福祉協議会の補助金といたしましては、48万3,450円という形でお願いしていたところがございます。令和2年度以降は、市のほうで実施す

ることになったのですが、令和2年度は、コロナ禍の関係で中止となったところでございます。令和3年度については、3月に実施をしたところでございます。合同金婚式の式典につきましては、記念品の贈呈をしていますが、その記念品の1個当たりの単価がこれまでよりも上がったため、社会福祉協議会にお願いした頃よりは事業費のほうが上がっているという状況になっているところでございます。令和6年度につきましては、国産木材を使用して作られました写真立てを記念品として贈呈したため、事業費のほうが増加したものでございます。

○1番（永田 梓議員） 社会福祉協議会で開催されているときに、こういう記念品というのがあったのかというのは、今、分からないですね。

○健康長寿課長（富重隆之君） 社会福祉協議会のほうが実施していた頃につきましても、記念品の贈呈はあったということで、基本的には、夫婦茶碗のほうを贈呈していたということでお聞きしています。

○1番（永田 梓議員） ということは、祝賀会がなくなっただけで、市とその金婚式自体の内容は一緒ということですか。

○健康長寿課長（富重隆之君） 合同金婚式の式典の内容につきましては、祝賀会以外は同じという形になっています。

○1番（永田 梓議員） それでしたら、なおさらちょっと予算がかかりすぎているのが不思議なんです。祝賀会もされて、ちょっと物価高騰もあると思うのですが、社会福祉協議会がされているときには、その補助金で、ほかにもしかしたらどこからか予算を引っ張ってきていたのかもしれないですが、今よりも低額で祝賀会までされているわけですので、やはりどういう予算の組み方なのかと不思議に思うところです。志布志市で長年税金を納めて、子育てをして支えてくださって、今もなお支えてくださっている方も多い中で、せっかくのお祝い事ですので盛大でとはいかなくても、皆さんでちょっとお食事されてお祝いするということができないかなとやはり思います。それが「誰一人取り残さないまちづくり」ではないかなと思っています。市民の方の声として、「市に事業が移行したら、サービスが低下した」と言われる方もいました。もう一度、祝賀会の開催について検討をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○市長（下平晴行君） 金婚式は、夫婦と家族と一緒に過ごされて絆を深めていただきたいという思いから、祝賀会については開催しないと、先ほど申しましたとおりであります。アンケートについても記載していないところで、自由記載欄を設け、幅広く意見を求めているところでもありますので、そういうことも含めて、将来どういうふうに取り組んでいけたらいいのかということも内部で十分協議して、対応してまいりたいというふうに考えています。

○1番（永田 梓議員） やはり、高齢になってくると、お子さんも近くにいらっしゃらないという方もたくさんいらっしゃると思うので、ぜひ市民のためというか、そういう志布志市でお祝い事を迎えてくださった方に喜んでもらえるような内容にしていきたいと思います。

次、二つ目のやっちくふるさと村について質問いたします。現在、指定管理者になられている事業者の指定期間が今年度で満了となりますが、今後の運営についてどのような協議がされてい

るのかを伺いたいです。あと、3月に活用アイデアを募集されていましたが、結果がどのようなのかまで伺います。

○市長（下平晴行君） やっちくふるさと村につきましては、庁舎内の関係各課で構成した在り方検討委員会や政策調整会議を開催し、今後の在り方について検討を重ねたところであります。また、総務省の公共施設等総合管理計画実行アドバイザーに現地を見ていただき、「民間事業者に施設の活用方法があるか、市場調査をしたほうがよい」との指導を受け、サウンディング型市場調査を行ったところであります。調査の結果、「指定管理であれば、検討できる」と回答した事業者がありましたので、現在、指定管理者の募集をする準備を進めているところであります。また、道の駅は、農林水産省の補助金で整備した施設であることから、地元農産物や特産品の販売、観光案内を含め、情報発信を目的として運営してきた経緯があります。松山地域に根差した施設であることから、今後も松山地域の交流人口の増加や地域活性化を目指した施設として位置づけ、運営をしてまいりたいというふうに考えているところであります。

○1番（永田 梓議員） 以前質問した際に、その在り方検討委員会を設置してくださるという答弁をいただいていたので、そちらができたということですが、「その中に観光協会の方や女性の委員を入れてください」というふうをお願いをしておりました。設置されたその構成員が現在どのようなメンバーなのかを教えてください。

○松山支所産業建設課長（上田義明君） お答えします。

在り方検討委員会を開催しましたが、庁舎内の関係各課で行いました。外部の方に様々な御意見をいただくことは、今後の在り方を検討する上で有効な手段と思いますが、実際に案が出来上がっても、管理する事業者が選定できなければ、意味がなくなってしまいます。そのため、現在の状況で民間事業者に活用方法があるか呼びかけたほうがよいと考え、サウンディング型市場調査を実施いたしました。

○1番（永田 梓議員） 松山町民の方からよく言われるのが、「合併して松山町は置いてきぼりになった」と、さびしい声をいただいています。道の駅松山の今後の活用方法として、「災害拠点として」や「道の駅という枠を外して運用」という意見も市民の方から出ていますが、今後、どのような位置づけに考えていらっしゃるのでしょうか。

○松山支所産業建設課長（上田義明君） 先ほども市長のほうから御説明があったと思いますが、地域に根差した施設でございますので、地域の活性化と交流人口の創出を考えて、今のところ指定管理だったらということ考えていらっしゃる、興味を持っていらっしゃる企業がございます。指定管理のほうで進めて、管理者が決まりましたら、その管理者と協議して、そういった方向でやっていきたいと考えています。

○1番（永田 梓議員） まさに、地域に根差した場所になっているのですが、松山町の方々は、特にこの道の駅が活性化して観光客が増えたり、移住者がさらに来てくれる、そういう流れを望んでいると思います。今の時点で、あれを造ってほしい、これを造ってほしいというのは、時期尚早というのは分かっていますが、ちょっと市民の声を御紹介させていただきます。聞いたとこ

る、「サウナ施設が欲しい」という方や「トラックドライバーもターゲットに入れて、温水シャワーが欲しい」、あと「自然がたくさんあるので、自然を活かしてキャンプ場を造ってほしい」などの御意見を伺っています。このようなことが実現できる事業者がいないのか、アンテナを張っていてほしいなとちょっと思っています。やってくれる事業者がいるだけでありがたいという考えではなく、自然が豊かで体験型農業などたくさんの可能性を持っていて、インターからもさほど遠くなく、運動公園もあり広い土地もある、夏になればプールもある、非常にいい場所なんだと事業者には推進していただきたいと思えます。

次の質問に移らせていただきます。3番目の防犯対策について伺います。令和5年第2回定例会にて、市が管理する公衆トイレと市内小・中学校への防犯カメラの設置を提案させていただきましたが、その際、「犯罪抑止の有効な手段となることが考えられることから、トイレにだけではなく、安全・安心なまちづくりのため、関係機関等との連携・検討をしていく」と答弁をいただきました。その後、新たな設置をされていないようですが、進捗状況について伺います。あわせて、学校を除く市内施設では、今後の防犯カメラの設置についてどのように考えていらっしゃるのか伺います。

○市長（下平晴行君） 令和5年第2回定例会において答弁いたしましたとおり、防犯カメラの設置により犯罪の抑止など一定の効果が期待されることは十分認識しており、まずは、市内小・中学校への設置を進めてきたところであります。今後も、映像の適正な管理やプライバシーに配慮しながら、近年多様化する犯罪の抑止、対応策の有効な手段として防犯カメラの設置に向け、引き続き調査・研究してまいりたいというふうに考えているところであります。

○教育長（福田裕生君） 小・中学校の防犯カメラにつきましては、国の特別防犯対策の交付金を活用して、今年度までに全ての学校への設置を完了する予定でございます。令和5年度に全学校の設計を完了し、令和6年度につきましては、小学校が蓬原、野神、原田、山重の4校と、中学校が志布志、有明、宇都の3校、合計7校に設置を完了しています。本年度につきましては、残りの小・中学校において整備を計画しています。

○1番（永田 梓議員） 学校は進んでいるということで安心しました。市内の公園とか駐車場なのですが、鉄道記念公園や小西地区駐車場、志布志小学校横の麓地区駐車場のトイレに優先的に設置することができないか伺います。

○建設課長（富岡 裕君） お答えします。

建設課が所管する公園のうちの鉄道記念公園にあるトイレでございますが、公園利用者だけじゃなくて、隣接する商業施設の来客者も多く利用しています。現在、防犯対策としては、パトランプを設置し、緊急時に緊急ボタンを押すことで外部に緊急事態を知らせるようになっています。あわせて、トイレ内や周辺の清掃を行い、犯罪が発生しにくい環境づくりにも努めています。防犯カメラの設置につきましては、今後の研究結果を踏まえて、取組についてまた考えていきたいとは思っています。

○シティセールス課長（大迫秀治君） シティセールス課が所管します小西地区駐車場、それか

ら麓地区駐車場のトイレについてですが、ここにつきましても日常的に観光客、市民が利用するトイレとなっているところがございます。この対策につきましても、現状は建設課が今申しましたとおり、パトランプ等の設置をしているというところがございます。また、清掃等を定期的に行っているというところで、そういった犯罪が発生しないような体制を取っているところがございます。また、防犯カメラの設置につきましては、同様に調査・研究してまいりたいと思っています。

○1番（永田 梓議員） 子供の多い場所でありますので、一見、人目があり安全のように見えますけれども、犯罪が起こらないとは限りません。実際に、市が管理するトイレについて、電球が割られるなどのいたずらが発生していると思いますが、そのような際の対応というのは、どのようにされているのか、答弁できますか。

○建設課長（富岡 裕君） そういったトイレ関係の被害に対する対応でございますが、都市公園の中で、トイレでございましたら、やはり鏡であったりとか、そういったのを破損するというところもございます。そういったときは、通報があったりとか、毎週、施設を清掃していただく法人もございまして、また直営の公園作業班が毎日公園は観察しています。そういう状況があれば、市のほうで被害があったところを改善していくと。ただ、誰がしたかということになってくると思いますが、被害届を警察署には提出して、周りからどういう状況であったかという話をお伺いして、今後の対応というのは踏まえていきたいと思っておりますし、ただ、そこは、頻繁に起こるのであれば、貸出し用の防犯カメラであったりとか、適宜そういった対応はしていきたいというふうに考えています。

○シティセールス課長（大迫秀治君） そこについては、同様な対応をしていきたいと考えています。

○1番（永田 梓議員） どこのトイレもパトランプが設置されているということですが、これは、答えなくてもいいんですけれども、非常用のパトランプというのは、点滅したら、どこかに通報されるという機能が付いているのもあると思います。今どうなっているのか分からないですが、導入の検討をしていただけないかなと思っております。学校について質問しますが、現在、カメラ設置を行ってくださった学校で本格稼働している学校というのはあるのか、確認させてください。

○教育長（福田裕生君） お答えします。

令和6年度に設置いたしました計7校につきましては、設置と同時に稼働はしています。

○1番（永田 梓議員） 分かりました。ちょっと安心しました。やはり近年と言わず、学校に侵入し、いたずらや人を傷つけたりする人がいます。子供を安心して学校に預けるためにも、そういうカメラの設置というのが大事になってきます。もう今年度で終わることなので、ぜひよろしくをお願いします。

以前、質問をしたときに、「トイレに限らず、市内全域に」と答弁をいただいておりますが、主にどのような場所に設置していくことを検討されているのでしょうか。

○危機管理監（黒川 晃君） 現在、市が把握している設置箇所といたしましては、令和元年度から令和3年度まで防犯カメラ設置事業補助金により設置した2か所と市で設置した1か所の3か所の設置について把握しています。小・中学校につきましては、先ほど教育長から答弁があったとおりでございます。今後につきましては、市長が冒頭答弁で申しましたとおり、カメラの設置により犯罪の抑止など一定の効果が期待される一方で、映像の適正な管理やプライバシーへの配慮を必要とすることから、引き続き調査・研究してまいりたいと考えています。

○1番（永田 梓議員） 先ほどからプライバシーの問題というのが出てきているのですが、東串良町の公園のトイレに防犯カメラが設置してある場所がありますので、東串良町がどのような運営をしているのかというのを、ぜひ確認していただきたいなと思います。以前にもお話ししましたが、人の多い商業施設でも、3歳の女の子がトイレに連れ込まれて殺害される事件というのでも発生していますので、女性からしたら、外のトイレというのは、なかなか怖い場所というふうを感じる方も多いと思います。犯罪抑止と、もし犯罪が発生した際に泣き寝入りにならないように、子供たちの安全を守るためにも、あと高齢者のけがなどの見守りのためにも、子供の多い場所、人が集まる場所には、早期に防犯カメラの設置をお願いしておきたいと思います。

四つ目の質問に移らせてもらいます。旧ひばりビルの件について質問いたします。2006年以前に建築された建物については、アスベストが使用されていると思われませんが、2023年に法改正があり、アスベストが利用された建物についての改修・解体等の扱いが厳しくなりました。今後の維持管理について、アスベストが入っていることにより、経費がさらにかかってくるのではと懸念したところであります。どのような対応を取られ、維持管理費についてどのように考えているのかを伺います。

○市長（下平晴行君） 今回のひばりビル改修工事につきましては、市役所本庁や商店街に近接するこの空きビルを活用し、多世代交流施設として子供の遊び・学び・体験などによる居場所、多世代・地域内外の人が緩やかに交流し休息できる場所、企業や働く人が自由に集まり交流できる場、観光客や商店街利用者が情報を得られる場の四つをコンセプトに整備するものであります。子供たちが天候に左右されずに遊べる場所の整備として、1階、2階につきましては、室内遊具を設置する改修を行うところでありますが、改修に伴って事前調査でアスベストの含有が確認されている建材については、法にのっとった適正な処理において、全て撤去する計画であり、安全・安心な交流の場として確保されるよう、整備をしっかりとってまいりたいと考えているところでございます。

○1番（永田 梓議員） アスベストについては、全て撤去するということですが、すみません、ちょっと意地悪かもしれませんが、100%撤去することは、可能なんですか。

○市長（下平晴行君） もちろん、そのとおりでございます。

○1番（永田 梓議員） 天候に左右されないで遊べる場所というのは、もう長年、市民から「欲しい」と声が上がっていた場所でもありますので、私も非常に楽しみにはしています。現在、多額の予算が組まれていますので、現時点で追加予算がかかるようなことというのは見えてきてい

ないでしょうか。

○建設課長（富岡 裕君） お答えします。

今年度は、ひばりビル本体の改修工事予算を可決いただいているところでございますが、物価高騰の関係で予測できない理由による追加以外は、想定しておりません。

○1番（永田 梓議員） 分かりました。多世代交流ができる施設の開設後の維持管理または施設運営については、どのように考えていらっしゃいますか。

○総合政策課長（川上桂一郎君） 現在、運営に関心がある民間事業所との間で、どのような運営手法が多世代間の交流や子育て世代への支援に最も効果的なのかというサウンディングを実施しており、そのような声を踏まえて、指定管理者の手法を含め検討しているところでございます。

○1番（永田 梓議員） 今、検討している段階ということですね。3階、4階は、耐荷重の制限がありますが、もし災害が発生し、最悪津波が来るとなった場合、垂直避難ができない建物だと考えてよろしいでしょうか。

○総合政策課長（川上桂一郎君） 発災時に建物内にいる利用者については、移動が困難な場合等を除き、本市における南海トラフ地震による津波到達想定時間は35分となっていることから、旧ひばりビル自体は、津波避難ビルとして指定はされておられません。ですので、この到達時間の間に、高台への避難を促していきたいというふうな考えでございます。

○1番（永田 梓議員） 津波が到達する予測の時間内に高台に避難ということ、ここの庁舎も避難ビルになっているということなので、逃げるということですね。母子健診などに私も参加するんですけども、参加した際にやはり聞こえてくるのが「津波が発生した際の避難方法がちょっと自信がないな」という声があります。現在、健康ふれあいプラザで小児健診が行われていますが、先日、健康ふれあいプラザの入口に、「津波が来たら、高台に逃げてください」という貼り紙がしてありました。さらにそれで、利用されている方が不安になられているところだったのですが、「ここから車を置いて子供を抱えて高台に避難するのは、自信がない」という声が上がっていました。産後、体力が落ちて、子供を抱えてあそこから高台に逃げるというのは、なかなかの体力を使うので、それは、自信がないだろうなと思います。旧ひばりビルの場所は、子供が遊ぶ場所になるようですが、「なぜ高台に造らないのか」という声もいただきました。このような声というのは、市長のほうには届いてないでしょうか。

○市長（下平晴行君） はい、届いてないところです。

○1番（永田 梓議員） 届いてないんですね。人は、想定外のことが発生したときに、多分パニックになる方が多いと思うので、とっさに旧ひばりビルの上のほうに逃げる方もいらっしゃるかもしれません。そこに勤めるスタッフの方々も全員が無事とは限りません。それぞれが確実に安全に逃げるために、いろいろなパターンを考慮して避難訓練の徹底というのをお願いしておきたいと思います。

これで、質問を終わらせていただきます。

○議長（福重彰史議員） 以上で、永田梓議員の一般質問を終わります。

ここで、しばらく休憩します。

○
午前10時38分 休憩

午前10時45分 再開
○

○議長（福重彰史議員） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

次に、19番、小園義行議員の一般質問を許可します。

○19番（小園義行議員） おはようございます。日本共産党の小園義行でございます。今、世界では暴力の連鎖で、本当に平和であってほしいなというふうに思うところでもあります。また、国内を見ても、今の国政の在り方というのは、本当に国民のためを思って頑張っておられるというところでしょうけど、国民の思いとは少しかけ離れているような気がします。そういった意味で、我がまちの行政は、ぜひ住民に寄り添った形で行政運営がされていく、そういったことを心から願う一人でございます。そういった立場から、今回、五つの項目について質問をしたいと思えます。

まず最初に、国民健康保険についてということでお願いをします。通告の国保税の子供の均等割については、「未就学児分について検討する」というふうに答弁されてこられたわけですが、子供の均等割軽減については、子育て世帯の支援としてこれまで質問してきました。その中で、「子育て世帯に寄り添った必要な施策であるというふうに認識している」というふうに、市長が昨年の9月議会で答弁をされています。その時点での必要額というのは、「未就学児分で149万8,500円、18歳以下全てをした場合に1,117万5,300円、合わせて1,267万3,800円」というふうに答弁がされています。12月議会でも少し質問させていただきました。「未就学児分については、内部で検討する」というふうに答弁をされているわけです。「当初予算があって、こういった対応があるんだろうね」と思っていましたけど、ありませんでしたので、そのことについて、その後の対応をどのようにされたのか、お願いをいたします。

○市長（下平晴行君） 小園議員の御質問にお答えします。

国保税の未就学児の均等割の軽減につきましては、子育て支援の一環として国保税の負担軽減になることから、子育て世帯に寄り添った、本市にとって必要な施策であるというふうに認識をしているところであります。現在、全国市長会など地方団体としても、法定分のさらなる対象年齢や軽減割合の拡大を国に要望しているところであります。お尋ねの本市独自の均等割軽減については、国民健康保険の財政状況への影響、軽減に必要な財源の確保など多岐にわたる課題を整理しながら、実現のための具体的な制度設計を協議しているところであります。なお、未就学児の均等割軽減の導入に向けて、現在、給付する方法を考えているところで、真に必要な子育て支援策として、令和8年度からの実施に向けて今後もしっかりと取り組んでまいります。

○19番（小園義行議員） 18歳以下の全体については、市長のほうから答弁がありましたように「国に要請していく」というようなことでありました。ぜひ、そのことについては、さらに今後

も努力をしていただきたいと思います。あわせて、この未就学児分の2分の1軽減については、今の答弁ですと、令和8年度から実施をするというふうを受け止めたところですが、その受け止め方でよろしいですか。

○市長（下平晴行君） はい、そのとおりでございます。

○19番（小園義行議員） 今、市長のほうから、現在、国が行っている未就学児分については軽減されているのですが、その残りの2分の1について、「令和8年度から実施をする」というふうに明確に答弁をされましたので、これは、本当に子育て世帯の方々にとってはありがたいことだなというふうに思います。そういう我がまち独自でできることについては、市長が決断できるわけでありまして、そういう立場を今後もいろんな面で頑張ってもらってやっていただけたらというふうに思います。この未就学児分については、令和8年度から実施という答弁がありましたので、それについては、当局で努力をしていただきたいと思いますというふうに思います。そのことについては、理解をいたしました。

二つ目の国保についてということでマイナ保険証の関係ですけど、この7月で国民健康被保険者証の有効期限が終了をするところでありまして、マイナ保険証への移行でいろいろなことが心配されるわけですが、そこで、現在のマイナ保険証の登録状況は、どれぐらいの人が登録をされているのか。また、利用率がどれぐらいになっているのか分かれば、お示しをいただけますか。

○健康長寿課長（富重隆之君） お答えいたします。

令和7年4月現在になります。国民健康保険のほうで申しますと、登録率が80.0%になっています。利用率につきましては、令和7年3月現在で42%となっています。

○19番（小園義行議員） よく分かりました。全ての制度を国保に加入されている方々が理解されているという状況は、なかなか難しいのではないかなと思います。マイナ保険証、マイナンバーカードをお持ちで登録をされている人には、資格情報のお知らせを送付するという事になっています。そして、これは、保険証としては使用できないので、必ずマイナンバーカードを持って病院に行かないと、10割負担が生じるということが起こります。登録をされていない人、マイナンバーカードを持っていない人には、保険者、いわゆる志布志市のほうで資格確認書を送付されて、これは、保険証として使用ができるという制度になっているわけですね。今のこのことははっきりと登録された人、登録していない人がよく分かっているといいんですけど、私も持っていますが、これは、7月31日で有効期限が過ぎてしまうと、使えませんね。この7月までの間に送られてくるんですけど、現在の80%登録、そして利用率が42%というのを考えると、病院での窓口でトラブル等が発生した場合に、こういった対応を当局としてはされようとしているのかというのを、ちょっとお聞きをしたいわけです。なぜなら、そのときにしか分からないものですかね、病院に行かれて初めて、「あなたのこと、確認できませんよ」と言ったら、10割負担というのが発生するわけなんですね。そのことについては、こういった対応をされようとしているのか、お考えがあればお願いします。

○健康長寿課長（富重隆之君） お答えいたします。

こちらの資格確認書の取扱いになりますが、時系列で申しますと、令和7年5月に自治会便の班回覧で、8月以降の受診方法がマイナ保険証または資格確認書での受診になること、マイナ保険証利用登録状況の確認に関するチラシを入れた上で周知をしたところでございます。7月中旬には郵送予定の資格確認書等の送付案内文の内容に、8月以降の受診方法の記載をしております。同時期に、行政告知放送で資格確認書の送付と内容物の確認を放送する予定としておりまして、7月の市報でもその旨分かりやすく周知を図ってまいりたいというふうに思っています。また、資格確認書とマイナ保険証の利用の方法等につきましては、医療機関での窓口の混乱を招くということで懸念をされていますので、関係機関であります医療機関等含めまして一体的な取組のほうを行っていきたいと思います。具体的には、そういった医療機関に来られた患者さんへの声かけであったり、8月以降の保険証の利用方法についての確認だったりとか、その辺について医療機関にお願いのほうをするように、こちらとしては一応考えているところでございます。

○市長（下平晴行君） その次に、カードリーダーに不具合が生じた場合は、柔軟な対応を取っていただくように、課長が言いましたけれども、直接私がお願いにまいりたいと。それと併せて、文書でもお願いをするということで考えていますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○19番（小園義行議員） 当局も当然そのことについては、いろんなトラブル等々が発生するのではないかという心配がございまして、今おっしゃったようなそういった対応ですね、そこについてはよく理解をいたしました。これは、先の議会でも質問させてもらいまして、後期高齢者医療保険に加入されている方には全員、資格確認書を送ると。これは、なぜなら、そういうトラブルを避けたいためにというふうに僕は思うわけですね。先の議会でも「国保加入者全員に資格確認書を送付して、病院の窓口でもその本人確認等々がないという状況をつくり出して、10割負担が発生しないように、全員に資格確認書を送付するということを検討すべきではありませんか」ということで質問しました。それについて、市長も「内部で十分検討をする」というふうに答弁されたわけですが、これは、どういう検討がされて、送るといふふうになるのか、いや、今のまま、法律ですのですね、そこについての考え方は、どういった検討をされたのですか。

○市長（下平晴行君） おっしゃるとおり、私も検討するというところで関係課とその内容について打ち合わせたところでありますが、その内容については、国からの文書での通知がありますので、そこは、課長のほうで答弁させていただきます。

○健康長寿課長（富重隆之君） お答えいたします。

こちらの資格確認書の発送、交付の方法についてなのですが、今、議員のほうからありましたように、後期高齢者の方につきましては、全員、資格確認書のほうを送付するということになっています。国保につきましては、ある程度、マイナ保険証につきましては普及が進んでいるという背景もありまして、後期高齢者の方とはちょっと捉え方が違うという形で、国のほうから5月30日付で通知が来ています。私どもにつきましては、5月30日付の通知を受けまして、それにとった形で運用としたところでございます。

○19番（小園義行議員） 一応、国は、そういうことでしょうか。5月30日に改めてそういう通知

が自治体に届いているということですね。そこで、1週間ちょっと前ですかね、10日ぐらいですけど、東京都の二つの自治体が国保加入者全員に資格確認書を送るという、そういった報道がありました。これは、「なぜ、そうしたんですか」という問いに対して、「保険者は、私たちです。被保険者の利便性を図るという意味できちんとそれをやる」という、その自治体で決められるということ、しっかりとその二つの自治体の考え方が示されていたわけです。いつも市長がおっしゃっていますよね、「誰一人取り残さない」という点では、登録は80%ですけど、20%の人がしていない。80%の人が登録しているけど、42%、その半分しか利用していないとすると、マイナンバーカードを持たずに保険証で仮に病院に行っただとすると、駄目ですよ。当然、10割負担になるから、そこに保険証とその資格確認書を持っていけば、保険証の代わりになるわけですので、これは、いいわけです。登録されている人には資格確認書は行かないから、それは、駄目なんですよ。だから、そこがはっきりと利用されている人が分かればいいけど、そうでないときに、10割負担ということにならないようにするためには、私は、国保加入者全員、私も含めてですけど、そういうことのほうが住民にとってはいいのかなという、そういう思いがあるんです。市長、保険者は、志布志市ですのでね、国の法律はこうだけど、「いや、私たちは、私たちの地方自治の方針にのっとってやるんだ」という、全国に先駆けて東京都の二つの自治体が行っていることをされています。市長もその立場に立てたら、すぐできるんですけど、市長、それはいかがですか。

○市長（下平晴行君） 先ほど国のほうからの通達と申しますか、周知依頼というようなことで文書が届いているわけですが、その中でも「資格確認書を被保険者全員に職権交付するコスト等も考慮すると、全員一律に資格確認書を交付する状況ではないと考えている。改めまして、貴管内の市町村に周知徹底いただきますようお願いいたします」というような形で文書が届いているところであります。先ほど言いましたように、私は、おっしゃるように10割というのをすごい懸念しているところでありますが、そういう面では、直接病院へ行ってお願いするし、文書等でもしっかりその対応をしていただくようにということにしていきたいと考えていますので、国の施策としては、こういう状況であるということでございます。

○19番（小園義行議員） 極力そうならないように、市長自ら医療機関等々に出向いてしっかりとお願いするということです。その努力をよく理解をします。私の立場としては、安心して病院にかかれるという、今の日本の国民皆保険制度を壊さないためには、保険証を残したほうがいいと思うわけです。それを法律でもうなくすというふうに、そして期限も決まっていますので、そしたら、やはり保険証を僕なんかは国に残すべきだという声も上げますが、一方で、法律の中である資格確認書を全員に渡したほうが、私は、皆保険制度を崩さないという思いがあって、今質問をしたところです。市長がそういう形ですので、今後、これは、またの機会に取上げをさせていただいて、現状が見えてきますのでね、9月、12月、その頃には分かるでしょうから。そういう立場で、今後については、今市長がおっしゃったそのことについては、きちんと努力をするということでしたので、今後、またこれは議論するというので、次に行かせていただきたいと

思います。

次に、健康増進法についてということで、通告をさせていただきました。この健康増進法については、旧志布志町時代でもこの議場で取り上げて、当時、市長も職員の方でしたので、庁内でたばこを吸っておられましたかね。吸っておられませんか。

[何言か呼ぶ者あり]

○19番（小園義行議員） それは、失礼しました。室内でたばこをどンドン吸うという状況があって、私は、たばこを吸ったことがないものですから、大変つらい思いをして、議会で取り上げて、分煙機なりいろんなことがありました。今回、なぜこういう形で取り上げたかといいますと、今、体育施設、文化施設、庁舎含めていろんなところであるわけですね。それで、この法の第6章で、受動喫煙防止の総則と措置について規定がされています。その法律に基づいて、本市の公共施設や多数の人たちが利用する施設等における対応は、どういう状況になっているのか。市庁舎の現状、文化施設、体育施設等々の現状を少しお示しをいただきたいと思います。

○市長（下平晴行君） 受動喫煙対策は、市民の健康を守る上で極めて重要な課題であるというふうに認識しているところであります。本市としても、健康増進法に基づき、市役所庁舎をはじめ各公共施設では、特定屋外喫煙場所以外の敷地内禁煙を実施し、たばこを吸う人、吸わない人が快適に過ごすことができるように取組を行っているところであります。今後は、特に来庁者に対して、今まで以上に喫煙所の場所が分かりやすくなるよう、案内表示を大きく見やすくするなどの対応を行ってまいりたいというふうに考えています。一方で、庁舎外の公共施設の課題も認識しています。特に屋外利用施設における受動喫煙対策については、喫煙場所の明確化、周知徹底やマナー啓発など、さらなる工夫が必要であるというふうに考えていますので、その対応をしっかりしてまいりたいというふうに考えています。

○教育長（福田裕生君） 教育委員会所管の各施設につきましては、健康増進法第6章、受動喫煙防止の観点から、施設管理者の責務といたしまして、望まない受動喫煙を防止するために、各施設喫煙場所の指定をする対策を講じています。第1種施設である小・中学校につきましては、令和元年7月1日から敷地内全面禁煙としているところでございますが、生涯学習課所管の施設につきましては、第2種施設として施設内は全面禁煙とし、喫煙をされる方には、受動喫煙防止対策を講じた喫煙場所を指定しています。しかしながら、マナーの遵守が徹底されていないケースもあり、非常に残念な思いに至っているのが現状でございます。今後も引き続き受動喫煙を防止するために、施設を利用される市内外の方々に対して、敷地内禁煙のチラシ配布や大きく見やすい表示看板等の設置などを講じながら、誰もが快適に施設を利用できるような環境を整えてまいりたいと思います。

○19番（小園義行議員） 今、それぞれ市長部局、また教育委員会部局等々で努力をしているということでありました。この本庁一つ見ても、この健康増進法第25条で「国及び地方公共団体の責務」ということで、「受動喫煙の防止に関する意識の啓発、そして必要な環境の整備その他の受動喫煙を防止するための措置を総合的かつ効果的に推進するよう努めなければならない」とい

うふうにうたっています。そして、今度は第26条です。そこを利用される人たちで、国、都道府県及び多数の者が利用する施設、これは、「敷地を含む」ということですので、例えばしおかぜ公園、そういったもの等々含めて、そのものが建っているこの敷地を含んで、きちんとそこについては、効果的な受動喫煙を防止するための措置を総合的にやらなければいけないというふうに市長、教育長も御理解されていると思うわけです。そういった意味で、例えば「たばこを吸うな」と、私は言っているわけではないですので、この健康増進法による受動喫煙の防止という趣旨を、全てのたばこを吸う人、吸わない人、そこの理解が進んでいけば、問題は何かないわけですけど、そのない状況の中で行政に求められているものは、この法律が示しているとおりのことです。この「敷地を含む」という観点でしたときに、庁舎は屋上ですか、そして外の北側にありますね。それを「敷地を含む」としたときに、どうなんだろうねと。これは、市長のほうからお考えをお聞きしたい。そして、しおかぜ公園や体育館等々含めて、そこに場所を定めなければならないとなっていますよね。敷地内は、駄目ですよ、実際ね。そういったことを、例えば子供たちがサッカーに来ました、野球をしに来ました、バレーに来ました、いろいろあって、施設としての体育館の中とか、それは、理解が進んでいると思うんですけど、サッカーの場合なんかは、「敷地を含む」ですから、市外から来られたりして試合をされるわけですね。そういったときに理解されている人って、自分はたばこを吸わないけど、受動喫煙の防止という法律を知っている人は、それぞれちゃんとやってくれとトラブルになったりするわけですよ。そういった意味で、市長、この「敷地を含む」というその法律が求めているそれに対する対応の仕方をどうあるべきかというのを市長にお聞きしたい。あわせて、教育長には、そういったサッカーやソフトボールやらがあつたときに、サッカー協会やソフトボール協会、そしてそれを維持管理している指定管理者との関係性、そこについてこの第26条をきちんと対応がされていくように、連携が取れているのかどうかというのを、それぞれ答弁を求めたいと思います。

○市長（下平晴行君） 先ほどありましたように、健康増進法第6章第26条において、「多数の者が利用する敷地、施設の管理権原者は、望まない受動喫煙が生じないように、受動喫煙を防止するための措置の総合的かつ効果的な推進を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない」と規定されているところであります。喫煙所の指定箇所選定につきましては、受動喫煙防止の観点から屋外で人の往来の少ない場所を選定して、非喫煙者の受動喫煙防止策に講じているところでありますが、今後も状況を把握し、必要に応じて対応してまいりたいというふうに考えています。

○教育長（福田裕生君） 志布志運動公園、しおかぜ公園につきましては、敷地が大変広いので、禁煙エリアを図示したチラシ等の配布を利用者やスポーツ大会主催者に行い、施設に従事する職員からも、その当日、口頭で説明を行うなどの対策を行っています。また、各種スポーツ大会の開催前には、大会主催者や協議団体に対しまして、直接喫煙のマナーに対する説明を行い、大会参加者に対して確実に周知をするようお願いはしているところでございます。また、スポーツ協会等の会議の場におきましても、この件につきましては、再三にわたって周知徹底をお願いす

るように呼びかけはしているところがございますが、市内外から大勢の方がいらっしゃった際には、なかなかそのルールの徹底までには至っておらず、来場された方の中でいささかトラブル等も発生しているという報告も受けていますので、こういったことも踏まえて、より効果のある総合的な対策を講じていく必要があるかと思っています。

○19番（小園義行議員） それぞれ答弁がありましたけど、これは、法律ですので、「たばこを吸うな」とは、誰も言っていないんですからね、私自身もですよ。吸う人たち、吸わない人の健康を増進していくためにどうあるべきかというのが、この法に基づいてされていますので、そこについては、市長のほうで庁舎内のことも含めて、それぞれ関係の部署で対応するというのは必要だろうと思います。しおかぜ公園、そして志布志運動公園ですね、あそこは、市内の人だけじゃないですので、市外からもいっぱい来られています。この第27条で「喫煙をする際の配慮義務等」というのがうたわれていまして、「喫煙禁止場所以外の場所において喫煙をする際、望まない受動喫煙を生じさせることがないよう周囲の状況に配慮しなければならない」と、敷地内は駄目だけど、一步出たらいいわけですよ、言葉が悪いんですけど。それが風向きとかそういったもので不快な思いをされる人がいるという、そういうことをさせないように、今度は吸う人のことを規定しているわけですけど、これについては、万人ですので、全部そういう状況に理解をされているというふうには難しい法律だねというふうに思うんです。ぜひ、指定管理者、そしてお願いしている志布志市、教育委員会、そして今度は主催者である団体と連携をちゃんとしてこの法律をやっていかないと、どこかだけが頑張っても、志布志市は頑張っているけど、そうならないケースがよく発生すると思うんですね。今回、市外の方から、私は、志布志市に対して応援団だと思うんですけど、「こういうことがあって、非常に不快な思いをしている」と、そういうものが届きました。そして、当局としては、おそらくそこに何らかの対応をされたと思うんですよ。でも、その情報をいただいたその人が「志布志市がもっといいまちになってほしい」と、「ああいうすばらしい施設がある、その中で大いに子供たちが力を発揮してくれるように市として頑張ってもらいたい」というそういう思いで、志布志市に対して苦情を言うとかそういうことじゃなくて、応援団というふうに私は受け止めたんですよ。当局として、それなりの対応をされたと思うんですけど、相手の人は、そのことを来て謝罪をしていただくとかね、そういうことには思っておられないというふうに私は思うんですよ。でも、当局としては、それをきちんとやらないとまずいと思ったから、そうされたんでしょう。せっかく志布志市に来て、スポーツをしたり買物をしたり、いろいろして、志布志市に対する応援団の人に対して、当局の対応一つでとんでもないようなことにならないような、そして教育委員会、受けている指定管理者、そして主催団体であるサッカー、野球、それぞれのスポーツ団体ですね、そういうところがこの法律に基づいてしっかりと対応していくという、そういうものを私は努力をしていくべきだと。「もう一生懸命していますよ」と言っても、終わりが無いものだと僕は思うものですから、そこについては、ぜひ市長も教育長も、そういう市外から志布志市に来て、「頑張れ志布志市」と言っていた、そういう人に対して不快な思いをさせないような対応をしっかりとやるべきだというふう

に思うんです。市長、教育長、いかがですか。

○市長（下平晴行君） 今おっしゃるように、市、教育委員会、その管理をしている指定管理者、それから団体等と連携を取りながら、いわゆる受動喫煙をなくしていくということ、そして市外の方々にも等しく、しっかりそのことを今まで以上に、先ほど言いましたように喫煙場所の明確化、それから案内板等々含めて対応してまいりたいというふうに考えています。

○教育長（福田裕生君） 市内外の方が本市のいろんな状況に気づいていただいて、そのことを率直に御意見いただけるということは、大変ありがたいことだと私は捉えています。そういうありがたい思いを持って、じゃあどこをどういうふうに改善していけばいいのかということ、いろいろ総合的にまた連携しながらやっていくことが重要でありますので、今、小園議員のほうからありましたように、今後もそういった貴重な御意見は応援の声だというふうな受け止めで、改善に活かしていけるように、そしてまず一報を受けたものが丁寧に受容するような受け止め方で、事を進めていけるような体制をつくってまいりたいと思っています。

○19番（小園義行議員） それぞれがこの健康増進法第25条、第26条、第27条に基づいて、たばこを吸う人も吸わない人も、快適な環境の中で応援できたり、実際に自分がスポーツしたりという、そういう状況になるように、今、市長も教育長もそういう答弁がありました。今後、ぜひ、努力をしていくというその思いが届きましたので、この件については、さらなる努力をしてほしいと、そういう思いがあります。よく理解をしましたので、次に行きます。

次に、選挙についてということをお願いをしました。7月に参議院選挙が行われます。そしてまた、来年、市長、そして市議会議員選挙も行われます。これまで、投票したいという意志があるにもかかわらず、歩けない、外出が難しいといったことなどの理由で、投票を諦めることをしなきゃいけない人がおられることも多いというふうに思います。私も過去に、期日前投票等々でちょっと嫌な思いもあって、「小園さん、選挙にはもう絶対行かない」とか、そういったこともちょっとありました。そういうことで、今回、参議院選挙、そして市長選挙、議員選挙等々があるわけですが、今、私が言いました、「投票する意思があるにもかかわらず、外出が難しい」とかそういうことで、本市のそういった人たちに対する対応は十分にされているのか、まずお伺いをしたいと思います。

○選挙管理委員会事務局長（鮎川勝彦君） 総務課長ではございますが、選挙管理委員会の事務局長を兼務しており、選挙管理委員長から委任を受けていますので、私のほうから答弁させていただきます。

障害を抱える方の投票につきましては、令和6年9月議会におきまして、議員から市長に一般質問をされたのち、選挙管理委員会事務局と関係部局との協議を行い、同年10月に執行しました衆議院議員総選挙において、障害などで困っている方が周りに支援を求めるためのヘルプカードに関する掲示を各投票所にて行いました。また、ヘルプカードの有無にかかわらず、同様のサポートを行うことができる旨を投票所に併せて掲示を行い、投票がスムーズに行えるよう取組を行ったところでございます。

○19番（小園義行議員） 今、答弁がありました。ここで今選挙管理委員会のほうからそういう一つの例ですけど、投票に対してちょっと困っているそういった人が来られたときに、ヘルプカードをちゃんと作っていると、これは、本当にありがたいことだなと思います。私は、この投票をする選挙の参政権ですかね、障害者差別解消法の視点から考えたときに、合理的配慮をきちんとやんなきゃいけないというのが、これは、うたってあります。そのことで、ちょっと前回も取り上げさせてもらったんですが、今回もその中で少し提案といいますか、それは、できる、できない、いろいろあるでしょうから、こういうふうにしたら、よくなるんじゃないかという思いがあります。私が行ったんじゃないですけど、期日前投票にその人を連れて行ったときに、投票の入場券といいますか、あれに住所とか名前とか全部書いてありますよね。それを忘れて行ってしまっただら、投票事務の人が「ここに書いてくれ」と言って、その人が字が書けるとか書けないとか分からないから、「そのことで投票はしないで帰ってきた」という報告を受けて、「ちょっとそれは、残念なことだったね」と思って、前回もしたところでした。今回、そういうことが起きないようにするためにということで、お願いを数点ちょっとしたいと思います。まず、巡回投票といって、これは、全国でもあまり行われていないわけですけど、ワゴン車などによる移動期日前投票所が要請に応じて施設や自宅に来る投票、そういったやり方もとてもいい対応だねと思うんですけども、この巡回投票、そういったものについては、いかがですか。

○選挙管理委員会事務局長（鮎川勝彦君） 現在、投票所の在り方につきましては、様々な角度から検証を行っているところでございます。前回の選挙では、期日前投票の割合が全体の半数を超えたこともあり、これまでの投票の在り方から変化が見られていると考えているところでございます。巡回投票所、また移動式投票所の導入につきましては、これまでの投票所の在り方を見直す際に、投票の機会を拡充するものとして有効な手段と考えていますので、現在、その導入について検討を行っているところでございます。

○19番（小園義行議員） そういう立場だということで、本来は、国政選挙もよくあるわけで、国が選挙管理委員会の人を増やすとか、予算を増やすということをしてくれないと、なかなか地方では難しいなと思います。でも、そういう立場だということでよく分かりましたので、次に行きます。ぜひ、それは、検討していただいて、期日前投票等々が広がるように、そして投票率が上がるように対応してください。

次に、記号式の投票ということで、これは、調べてみました。2023年の統一地方選挙で、五つの県知事選挙、そして214の市長選挙で立候補者の名前があって、それに丸を付けて投票する記号式が導入されたわけです。隣の曾於市も、前回からそういうふうになっています。仮に100人の人が市長選挙に出たときはどうなんだろうって、ちょっと私も予測不可能なことです。これまで市長選挙は、多くても3人、4人ということであるから、そこについてはどうだろうかなと思って、今回ちょっと提案ということです。記号式の導入については、公職選挙法で国政選挙ではできませんので、議員選挙もできるかもしれませんが、ぜひ市長選挙に限っては、記号式の投票の方式はどうだろうかと思います。これは、開票される人もすごく楽だと思うんですけど、

いかがですか。

○選挙管理委員会事務局長（鮎川勝彦君） 条例を定めることによりまして、市長選挙、市議会議員選挙、共に記号式の投票が可能でございますが、公職選挙法上、期日前投票ではそれができず、通常の記名式となるところでございます。記号式の投票は、当日投票のみ可能となりますので、期日前投票用と当日投票用の2種類の投票用紙を作成しなければならないこと、また立候補の受付を完了した後でないと、印刷業務に移行できないこと、万が一、候補者等に死亡するなどの理由により、印刷済みの用紙に加工が必要になることなどが考えられるところで、導入に関しましては、様々な角度から検討していきたいと考えているところでございます。

○19番（小園義行議員） 私も、過去に立候補して取りやめたりとか亡くなったりとか、そういうこともありますので、どうなんだろうかと思えます。でも、障害をお持ちの人からしたら、そのほうが投票しやすいというそういうもの、もちろん障害をお持ちでない方も丸をするというね、これは、手帳を持っている、持っていないにかかわらず、いいのではないかと。今、そういうことで取りあえず今日提案をしましたけれども、そういう考え方だということよく分かりました。そして、投票支援カード、ヘルプカードについては、投票所でのそういう迅速な投票行動が行われるようにということで取り組んでいるというふうに先ほどありましたので、いい対応をされているんだなというふうに思います。

そして、あともう一つですね、障害がある人たちは、言葉を発することができなかつたり、書くことが難しかったりしますね。そうしたときに、寄せられた要求の中で、顔写真、選挙のポスターがありますね、あの大きさでなくてもいいから、顔写真のカードや選挙ポスターの看板と同じようなそういう写真カードで、「私は、この人に投票したい」と言って、写真があると分かるから、2人で確認されるわけです。「この人ですね」って、そこに名前がある、それを書いてもらう。そういったいわゆる選挙ポスターのような、看板のように大きくなくてシンプルなやつで、そういったものもどうだろうかと思うんですけど、いかがですか。

○選挙管理委員会事務局長（鮎川勝彦君） 立候補を届け出る際に、顔写真は法的な根拠がないため、提出を求めているところでございます。旧自治省からも「法的根拠がないものを発行したり、配布することは、選挙の公正を確保する見地から妥当ではないので、差し控えられたい」という通知があることから、現時点では、顔写真の導入は考えていないところでございますが、代理投票等を行うときは、指差しによっての意思確認ですね、そういったものがサポートできればと考えているところでございます。

○19番（小園義行議員） ぜひ、そういった立場で検討していただきたい。

この選挙については、最後です。志布志市は、高齢化率が非常に高くなって、私も73歳で、まだ元気ですけど、実は、この前健康診断を受けたら、若い頃と違って9センチメートルぐらい縮んでいました。本当にこれね、そうでない人もいると思うんですけど、歳取ってくると、縮むんですよ。9センチメートルですよ、私もびっくりしました。「最近、小さくなったな」と思ったら、縮んだせいだというふうに理解をしたところでした。そこで、高齢の人たちは、体のあち

こちいろいろあって、車椅子用の投票はありますけど、座って書くという、大体今行ったら立って書きますよね。それが高さが一律ですので、何か座って投票ができるそういった場所があったら、高齢を障害と見るか、いろいろですけど、そういった投票の方法で座って書く所があると、障害をお持ちの方も含めていいのかなという思いがあります。それについては、いかがですか。

○選挙管理委員会事務局長（鮎川勝彦君） 各投票所には、車椅子に乗ったまま投票できる通常の記載台より低い記載台を準備させていただいているところでございます。御希望があれば、現在でも事務従事者がそこに椅子を持って行って用意するなどの柔軟な対応を行っていますので、投票に来られた方は、遠慮なく事務の担当のほうに申し伝えていただければと思います。

○19番（小園義行議員） 障害を抱えておられる人たちが、参政権、いわゆる政治に参加するというその意思を持っていろいろ投票行動あるわけですので、不愉快な思いをしたり、合理的配慮がない中でそういうことが起きないように、選挙管理委員会として、また当局としても、ぜひ努力をしていただきたいというふうに思います。大方、そういう理解をするというような答弁でありました。私も、当局の努力もよく理解をしましたので、ぜひ、この法に基づいた形での障害を持っている人たちの参政権を保障するというかね、そういう立場で、来たるべきそういった選挙等々において、対応していただきたいなというふうに思います。

次に行きます。個人情報の保護についてということで、少しお願いをします。自衛隊鹿児島地方協力本部が、2023年12月19日付で2024年度中に18歳や22歳になる住民の個人情報に加え、15歳になる住民の個人情報も紙や電子媒体で提供するように求めているといったようなことの報道がありました。このことについて、本市の対応は、どういうふうにされたのか、お伺いをします。

○市長（下平晴行君） 自衛隊からの個人情報の提供依頼につきましては、本市においても、法令に基づき自衛官等の募集事務に使用することを目的とし、自衛隊に対し情報提供を行っているところであります。今回御質問の高等工科学学校等の学生募集事務に係る15歳になる住民の個人情報については、住民基本台帳法第11条第1項に基づく住民基本台帳の一部の写しの閲覧についての請求であったことから、自衛隊法施行令第120条による資料の提供等は行っていないところであります。今後につきましても、情報提供を希望しない方の配慮に努めながら、法令に基づき対応していきたいというふうに考えているところでございます。

○19番（小園義行議員） 今回、その18歳と22歳は提供をして、15歳はしなかったということですね。私が調べたところ、鹿児島県内で今分かっているんですけど、七つの自治体がそれをされているわけですね。本市は、それをしなかったということですが、なぜ、それをしなかったんですか。それは、先ほど市長がおっしゃったその自衛隊法施行令第120条、第97条第1項、この両方に基づいてされなかったのか。それとも、教育委員会から駄目だおっしゃったのかなという気がするんですけど、市長、15歳について、もう1回、これでしなかったというのをお願いします。

○市長（下平晴行君） 先ほど言いましたように、15歳になる住民の個人情報については、住民基本台帳法第11条第1項に基づく住民基本台帳の一部の写しの閲覧についての請求があったこと

から、自衛隊法施行令第120条による資料の提供は、行っていないということでございます。

○19番（小園義行議員） 我が市は、しなかったということですね。これをよく後で調べてみると、これが12月19日付であった2日後に、地本のほうから、「それはまずかった」と言ってきているはずなんですよね。それはそれとして、しなかったということです。本来は、18歳と22歳も提供しないでいいんじゃないかというふうに私は思うところです。そこで、教育長にちょっとお尋ねしますね。今回のこれが自衛隊から来た、15歳の工科大学校ですよ。そこに来たということ踏まえて、義務教育の中での生徒に対してですのでね、どんなふうを受け止めておられるか、ちょっとお願いします。

○教育長（福田裕生君） 子供にとっての進路の決定等にも関わるような要件であるというふうに捉えています。生徒自ら将来の進路を考える際、様々な選択肢を自由に考えられる環境を整備することが、私はやはり必要だろうと思っています。今回につきましては、自衛隊のほうから直接的に教育委員会のほうに閲覧を求めるようなこともございませんでしたし、今後においても、私といたしましては、教育委員会といたしましては、先ほどの市長の答弁にもあったように、閲覧に対してそれを受け入れるような、求めに応じるようなことはしないというふうに考えています。

○19番（小園義行議員） 教育長のほうにも相談があったんですか。こういうのが来ているけど、どうですか。

○教育長（福田裕生君） 市長のほうからこういったことが来ているが、こういう考えでいるということでしたので、私も一緒ですということでお返ししました。

○19番（小園義行議員） よく分かりました。では、この自衛隊法第97条第1項や自衛隊法施行令第120条の規定というのが、市長が自衛隊に出す根拠になっているわけですね。その中で、自衛隊法第97条第1項、自衛隊法施行令第120条の規定の対象は、自衛官または自衛官候補生と限定しているわけですね。15歳については、これに該当しないわけですよね。だから、大体そんなの出しちゃいかんというふうに、私は理解をします。工科大学校の生徒は、適用されていないわけですから。だから、そこについて、子どもの権利条約を我が国は批准しているわけですけど、その視点から、未成年者の軍隊への採用が厳しく制限されているわけですね、国連子どもの権利委員会が出しています。ここに照らし合わせても、当然、「そんなのは、駄目だよ」と言って、いわゆる防衛省そのものも理解していないといけないのに、こんなのを出しちゃったというのは、私からしたら「理解がどうなんだろうね」というふうに今思っているところです。そこで、今、教育長もそういう立場だということですので、よく分かりました。この子どもの権利条約の視点を含めても、教育長、そういうふうに理解されていますね。

○教育長（福田裕生君） はい、そのようなことでございます。

○19番（小園義行議員） そこで、18歳と22歳を提供できるということで根拠があるわけですけど、住民基本台帳法の第何条にそれを出していいよというのが出ているのか、それについては、いかがですか。

○危機管理監（黒川 晃君） 名簿の提供につきましては、私どもが出す根拠といたしましては、自衛官及び自衛官候補生の募集に関する事務の一部ということで、第1号法定受託事務のその一つとしてその名簿を提供しているというところでございます。

○19番（小園義行議員） 法定受託事務ということですが、自衛隊法第97条第1項は、自治体が自衛隊の募集に関する事務の一部を行う法定受託事務、これは、実際されていますよね。役所の入口にも貼ってありますよ。そういうことなんですよ、実際はね。だから、本来は名簿の提供というのをするということが、この自衛隊法ではちょっと理解ができないというふうに、住民基本台帳法には、それを出していいというのはないですよ。そこについては、やはりよく精査しないとイケないのではないかとこのように私は思うんですよ。この住民基本台帳法に提供してよいという規定はないわけですよ。この自衛隊法第97条第1項と自衛隊施行令第120条を使って、今回もうやられたわけです。これは、何を提供することで自衛隊はそれをどう使おうとしているのですか。それをお聞きになっていますか。

○危機管理監（黒川 晃君） 直接その目的等につきまして、私個人としてはちょっと確認しておりませんが、それぞれの個人に対してダイレクトメールを送っているということは、私の息子のところにも手紙が届きましたので、実際に確認をしているところでございます。

○19番（小園義行議員） 今、危機管理監のほうから答弁がありましたけど、そういうダイレクトメールが来たり、それは、もちろん分かっているから来るわけですよ。それは、いわゆる自宅訪問と同じようなものと理解します。これは、市長にちょっとお聞きします。民間をはじめとして市役所の職員を募集する際に、個別訪問をなさったことはありますか。市役所に勤めてくださいって、どうですか。

○市長（下平晴行君） はい、そんなことは、したことはありません。

○19番（小園義行議員） 今、危機管理監からもありましたように、集めた情報を何に利用するんだらうかという、実際、そこに訪問したり、ダイレクトメールが来たりすると、普通びっくりしますよね。私たちから見るとですよ、個人情報がどんどん漏えいしているんだねっていうのは、中学校に上がる時とか、小学校に入学するときに、学習用の何々とか来ますよね。そういったのは、非常に嫌な思いをそれぞれ皆さんされているのではないかと思います。それと同じように、実際この18歳と22歳の紙媒体じゃなくて、住民基本台帳法による閲覧というそれで終わるべきじゃないかというふうに私は思うんですけど、やはり市長、今後もそういう形で提供をするという考え方ですか。

○市長（下平晴行君） これは、自衛隊法施行令第120条の規定に基づいて依頼してありますので、それに基づいたことでの提出をしてまいりたいというふうに考えています。

○19番（小園義行議員） これを読んで正しく理解をすると、個人情報保護法との関係では、絶対にあってはいけないというふうに私は思います。現在、このことで、奈良県山添村、福岡県太宰府市が、今年度、提供することをやめるということを発表されています。そういうふうにして地方自治の在り方としては、当然、ここの住民を守るのは、市長、あなたですよ。そういう立場

で国が言うからということではなくて、しっかり住民に寄り添った形で対応してもらいたいものだというふうに思います。これは、また次やりましょう。

もう一つですね、これも新聞報道にありますけど、子供向けの防衛白書を全国の小学校に防衛省が直接送付しているとの報道があります。内容は、日米同盟や軍事費増額の必要性の説明や自衛官募集のホームページの紹介がされている。教育委員会としては、このことは把握されていますか。

○教育長（福田裕生君） そのことについては、把握をしておりません。

○19番（小園義行議員） ぜひ、それぞれの学校を調査していただけたらと思います。今、自衛隊募集をいっぱいいろいろされていますけど、なかなか達成していないんですね。やはりこれは、安保三文書、ああいうのが出て、ひょっとして戦争に行かなきゃいけないといったこと等々も含めて、自衛官の募集が目標に届いていないということだろうと、新聞にちゃんと報道がされていますね。私は、この個人情報の保護という観点から、18歳、22歳の自衛隊への名簿提供というのは、法令遵守が行政の基本ですので、ぜひね、市長も「市役所の職員の募集に直接行ったことがない」とおっしゃるわけですから、そこについては、しっかりと個人情報保護の立場からこの問題を考えてほしいなど。あわせて、住民基本台帳法が求めているその立場で、しっかりとこの個人情報の保護というものについては努めていただきたいものだと、この点については求めておきたいと思います。

次に、最後です。学校教育についてということをお願いをします。全国で34万6,000人を超えて増加しているわけですが、本市でもどういう状況になっているのかと思って、その要因をどのように分析されているのかということで、あわせてお示しをいただけますか。

○市長（下平晴行君） 令和6年10月に文部科学省が発表しました調査結果によりますと、令和5年度の全国小・中学生の不登校児童生徒数は、約34万6,000人であり、11年連続増加し、過去最多を更新しているところであります。本市につきましても、ここ3年の不登校は、70人を超え、全児童・生徒数の約3%となっています。不登校は、多様な要因や背景によって学校に行きづらい状態になっていると捉えており、児童・生徒の心身の状態を把握しながら、継続的な支援を行うことが重要であるというふうに認識しているところであります。具体的なことにつきましては、教育長が答弁をいたします。

○教育長（福田裕生君） 本市の不登校の児童・生徒の状況は、令和4年度は、小学校が27人、中学校が52人、合計で79人でした。令和5年度は、小学校が27人、中学校が47人、合計で74人でした。また、令和6年度につきましては、小学校が28人、中学校が49人、合計で77人という状況でございます。このようにここ3年の本市における不登校数は、大きな増減は見られないものの、80人弱の児童・生徒が学校に行きづらさを感じ、苦しんでいる状況にあることは、私どもも大変重く受け止めています。実態の把握につきましては、毎月行っていますけれども、本市独自といたしましては、スクールソーシャルワーカーによる学校訪問、それから家庭訪問、さらには指導主事、学校教育専門官、特別支援教育相談員による学校の先生方との情報交

換、きめ細やかな支援の在り方の共有化などを行っているところでございます。そういう中にありまして、その要因等についても、これまでも様々な観点から要因を探ってまいりました。本市の不登校要因の主なものとしては、一つ目は、人と人との関係性に起因することが一番多いような捉え方をしています。二つ目としましては、その子供の周囲の環境、この環境というのはですね、例えば建物であったり、部屋などを含めた諸環境のこと、それから、それらにも影響されることではあるんですけれども、生活リズムが不調によって不登校の状況に陥っていると、そのようなことを要因として分析しながら対応を進めているところでございます。

○議長（福重彰史議員） ここで、しばらく休憩します。



午前11時57分 休憩

午後1時00分 再開



○議長（福重彰史議員） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

小園義行議員の一般質問を続けます。

○19番（小園義行議員） 午前中、令和4年、5年、6年の数をお聞きしました。そこで、もう1回、さっきいただきましたその数を遡って、2013年あたりからどんな状況が本市の中で変わってきているのか、その数が分かっているならば、お知らせをいただけますか。

○学校教育課長（淀 修司君） それでは、不登校児童生徒数の人数について、平成26年から御説明します。平成26年45人、平成27年36人、平成28年37人、平成29年22人、平成30年33人、令和元年37人、令和2年44人、令和3年51人、あとは、先ほどお伝えしたとおりでございますが、令和4年79人、令和5年74人、令和6年77人、以上でございます。

○19番（小園義行議員） こういうふうには、以前は、ずっと横ばいですね。そして、ここ数年にわたってこんなふうにはどんどん増えてきている。これは、実際にさっき課長のほうからありましたそこから以前でいくと、正直、こんなに多くなかったような気がしているわけです。不登校そのものをあまり問題にするようなことはなかったような気がします。そこで、先ほどどういう要因として分析をしているのかということ、三つほど教育長のほうからありました。それについて、志布志市教育振興基本計画の中で、こういうふうには不登校の状況を述べています。「本市の不登校児童生徒については、令和5年不登校調査によって74人となっている」と。その要因は、いろいろあるけど、学業や将来に対する不安、学校生活適用困難などの無気力、親子関係の問題や家庭内のストレス、生活のリズムの乱れ、いじめを含む友人関係のトラブル、ここにこういうふうにしてやはり個人の問題として何か捉えられているような気がしてならないんですよ。分析の仕方として、正直言って、教育長、どういうふうにはこの七十数人にされたのか。そこについて、ちょっと私たちにお示しをいただけますか。

○教育長（福田裕生君） この要因の分析については、大変実は苦慮しています。不登校になっている子供さんだとか、その保護者も含めてですね、その原因等がはっきり分からないというの

が現実でございます。今お示しいただいたようなそういった文書に示した内容から、さらに深く掘り下げていく必要があるだろうと思ひまして、ここ1年ちょっと前から再度、聞き取れる場合は、本人、そして保護者、そして学校関係者から詳しく調査をしているところでございます。その中において、徐々にここが根底にあるのではないかなと思われてきたのが、先ほど「人と人との関係」と申し上げましたが、これは、子供と教職員との信頼関係がなかなか構築されずに、学校への行き渋り、行きづらさを感じている傾向の子供が見えてきたというのが一つと、今度は、友達同士において、良好な友達関係、人間関係が築きにくくなっているような状況があつて、今のこの学校へ行きづらい状況になっている子供たちがかなりやはりいるのではないかというようなこと等を分析している途中でございます。その中であつて、最近の研究の中で、一つ非常に注目しているものがございまして、ちょっと紹介させていただきますと、H S C (Highly Sensitive Child)、「人一倍敏感な子供」という日本語訳がされています。研究によれば、子供たちの5人に1人の割合で存在すると言われていて、特徴としては、人の気持ちを押し量りすぎる傾向があるとか、自分が他者からどう見られているかが不安で仕方がないとか、音や臭い、それから周囲の環境や人の表情、他者の声のトーンなどに非常に強く反応し、そしてそれが強い不安を生じさせ、その場に行きづらくなっているということ、これらのことも不登校につながっているのではないかなと、先ほど申し上げた本市の七十数名の子供たちに対して、いろいろ聞き取りや調査をする中で、この傾向も本市の子供たちの中にもあるのではないかというところに、今、行き着いているところです。ですので、不登校というのは、決して怠けだとか、わがままであるとか、病気とか障害でも全くないわけですし、子供自身の心と体が発する、捉え方によっては自己防衛策の一つであると、そういったところで今整理をしたところでございます。これらについては、次回の校長研修会、教頭研修会でも、本市の子供たちを様々な観点から分析する中で見えてきたところなんだということを伝えた中で、であれば、学校の教職員が子供たちとのどんなふうな向き合い方がこれから求められるのか、以前のやり方だけでは、十分子供の気持ちを安心感に至らせる心地よい学校にすることは、難しい面もあるんだということ等を再度、確認し合つて、今後に向かいたいと思つているところです。

○19番（小園義行議員） 今、教育長のほうからありましたね、とても大切な言葉が出てきます。自己防衛というか、その不登校になっている人が自分を守るためにそれがあるのではないかと。だから、私は、ここに書かれている、大変ごめんなさいね、「学校生活の適用困難などの無気力」というね、これは、前に本会議の答弁として教育長が訂正されましたけど、やはり文書に残るようなものはね、これは、まずいと。本当に苦しんでいる子供たちですので、そのことについては、きちんと向き合う必要があるというふうに思ひます。これは、もう書かれていますので、仕方ないとして、「そういうことじゃないよ」というのがあつて、今、教育長の答弁で自己防衛策、いわゆる不登校になっている子供が、やはり不登校になることで自分を守っているのではないかという、そういう思ひがあります。ここに小・中学生の不登校の割合と、こうですよ、2013年度からきて2023年、10年間ですごい伸びているわけですね。この間、今まさに教育長がお

っしやった自己防衛というか、そのことで不登校が増えているという。その中で、私自身は、「学校が、競争社会の中に置かれていて、非常に大変なことになっているのではないかな」というちょっと思いがあるんです。本市は、学びの多様化学校をつくるということで一生懸命になっていますけど、そこは、定員が40人ですのね、七十数名の人が、三十数名はそこに入学希望しないか、しても入れないという状況ですよ。そこで、この不登校の要因について、どこに視点を当てて考えるのがいいのかという意味で、全国のこれを見て我がまちのやつも今お聞きしたら、ずっと倍以上に増えていますよね。やはり、それは、一つは、学校教育の中における競争の原理、そういったものが非常に大きく左右しているのではないかなという気がします。その一つに、国連子どもの権利委員会が政府に「過度に競争的な制度によるストレスがある」というふうに指摘しているわけですね。それをしっかり受け止めて、国が政策としてやってくればいいけど、この間、何をしたかという、いわゆる高校の入学をめぐる中学生を大学生にしてと、どんどん広げていった。今度は、中高一貫校という形で1998年に始まるわけです。これを500校ということにして、次の年は4校しかなかったんですけど、2020年度ではもう595校になって、中高一貫校ですから、義務教育とそうでないものが一緒になった形でのそういうものになって、大変、義務教育の質を変えてしまうような心配があるということで、この中高一貫校を導入するとき、衆議院、参議院で附帯決議を付けています。「中高一貫校は、受験エリート校化することがあってはならないこと。受験競争の低年齢化を招くことがないように十分留意すること」ということで、こういうふうになっていますね。そして、もう一つは、一番始まりの2013年のここですね。安倍政権になってから、全国学力・学習状況調査というのが、抽出型だったのが悉皆型になって全員に変わった。そういうことで、同じ試験を受けるために、同じカリキュラム、同じペースで同じように勉強すること、その学力テストに合わせてやったその授業が、全部それが基本みたいになって、子供たちがすごい圧力を受けているのではないかという、そういうのをずっと調べてみたら、「そうじゃないかなあ」という私なりの思いですよ。だから、そういった意味じゃなくて、実際に授業内容は子供たちの生活や発達を踏まえて工夫しながら組み立てることができれば、生徒は、「勉強は、しんどいけど、分かるから結構面白い」と、こういうふうになるのではないかなと思うんです。そうじゃない中でみんなが同じ学力テストに向かってずっといくから、同じペースでいくし、これだとちょっと大変ということで、さっき教育長が「本当にそういうふうに真剣に考えて、向き合っています」という答弁ですよ。自己防衛策としてのそういうものもあるのではないかということで、私自身は、国連子どもの権利委員会が示したようなね、そこに対して少し見直しを国もしてほしいなと思うし、そのものと併せて、もう一つ、今、教育長がおっしゃった不登校になっている子供が何で不登校になったのか。それは、ストレスによって抱えている心の傷が、僕はこういうふうが増えてきているのではないかという、そんな思いがあるんですよ。この立場からやはり向き合わないと、解決しないんじゃないかなという思いがあります。国は、さっきおっしゃったこういうことですので、ぜひ、本市では、対応を真剣に向き合してほしい。その中で、教育長にお伺いしますが、義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会

の確保等に関する法律が施行されていますね。これは、十分教育長も受け止めておられると思います。これに対する教育長の受け止めは、いかがですか。

○教育長（福田裕生君） この義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律、特に第3章で、不登校の生徒等に対する教育機会の確保等について条文がございますが、私は、この条文等については、しっかりと受け止めて、本市なりの取組を総合的に進めていくことが大事だと思っています。本市においては、新たな形の学校として特別の教育課程に基づく教育を行うことができる学校の整備、いわゆる学びの多様化学校の設置に向かっています。これについては、第10条で触れてあるのですが、その前後についても、学校の取組にしっかり地方自治体は、こういう部分で支援をする努力を行うべきだとかですね、教育施設の整備等についても触れてあります。学校以外で学びをする場合のフォローの在り方等についても触れてございますので、これらを総体的にしっかりと全教員が理解をしながら取組を進めていくことが、どの子供たちにとっても学びの機会を均等にしながら、豊かな学び、そして豊かな自分自身の社会に向けて育っていくことになるという、そういう捉え方をしています。

○19番（小園義行議員） そういう捉え方ですね。私は、これを何回も読みました。やはりね、不登校の子供に対しての教育の機会の確保、学習をすることを求めているんですね、この法律はね。そうじゃなくて、心に傷を負っているのであれば、やはり休んでいいよと、骨折したら休みますよね。心の傷、そこに教育長は気付かれていますよ、自己防衛としてのそういうことになっています。そこを今後大事にさせていただいて、やはり休んでいいよという子供の権利として、そういうものがあるんだ、休んでいいよというね、そういうものでないといけないのではないかなという気がします。この問題は、また後日の機会に時間をゆっくり取っていろいろ議論したいと思います。今回の答弁で自己防衛、そういうものもあるのではないかという教育長の答弁があって、とても私もそうだと思います。だから、心の傷を負っている子供に休んでいいよという、そういったメッセージが届くようなものでないといけない。来年、本市は、学びの多様化学校ができますね。でも、残りの入学できない子供たちは、普通のそれぞれの学校に在籍していますので、ぜひそこは、今、教育長がおっしゃったような、こういう自己防衛的なものもあって不登校になっているんじゃないかという、そういうものも含めてよく検討してほしい。もし、新しく不登校の子供がいたときに、相談する窓口というのが、本市はきちんと学校とかがあるというふうには思っていますけど、そうじゃなくて、本当にお父さん、お母さんが困っているのは、子供が学校に行けなくなったときに、相談する、そういった窓口をしっかりと設けるべきだと思うんです。それについては、いかがですか。

○教育長（福田裕生君） 相談窓口をしっかりと設けることは、非常に重要だと思っています。学校につきましては、例えば、担任の先生であったり、養護教諭の先生であったり、管理職であったり、様々な先生がおられて、この子が一番相談しやすい人が窓口になっていただくのが一番いいと思っていますので、今のこの件については、学校にもお願いをしています。また、教育委員会といたしましては、昨年度から「424（しぶし）ひまわりダイヤル」というダイヤルを設けま

して、直接お電話いただければ、相談に乗りますというような窓口も設けています。市報等でも紹介もさせていただいていますし、今後も、この窓口については、より多くの方々が気軽に相談できるような、そういう窓口にしていきたいと考えています。

○19番（小園義行議員） 学びの多様化学校、そういったものもして、一つの居場所としていいでしょう。そこに入学を希望しない、またできない人、そういった人たちが取り残されないように、そこについては、既存の学校にいるわけですので、ぜひそこはやっていただきたい。松山地域で義務教育学校をつくってほしいというのがありますけど、それぞれの学校で、そういう不登校の状況になっている子供たちに寄り添うという意味からしたときに、その義務教育学校の設置といったものもよく教育総合会議を含めて議論してほしいと。これは、市長にもお願いしますけど、そこについては、その不登校の視点から義務教育学校をつくるのが果たしてどうなのか、それぞれの学校で大きくなりますのでね、そこについてのお考えを最後に聞いておきたいと思います。

○市長（下平晴行君） 松山地域での小中一貫の義務教育学校ということでありまして。これは、基本的に一番優先されるのが中一ギャップ、それから先生方の交流、小学校、中学校、義務教育学校だからこそのことで、それは、小学1年生から中学3年生までということ、同じところで、同じ校舎で学ぶということのいわゆる1年生からずっと見て、そして中学校の先生も小学校の先生もその子に対して一緒になって、その子のつながりと申しますか、連携ができるという大きなメリットがあるというふうに思っています。

○教育長（福田裕生君） 今回、松山地域の小・中学校の義務教育学校化について進めているわけですがけれども、私たちが大事にしなければならないのは、先ほども申し上げました不登校の要因が、人と人との関係性に起因することが大きいのではないかと捉え方をしていますので、今後、開校に向けて準備する段階においては、早速、来年度からでもこの3小学校1中学校の子供たちがより心理的な不安感を持たないような状況を徐々につくっていく取組も、一方ではしていく必要があると思っています。具体的に言いますと、合同遠足を企画したりとか、それから保護者の交流会、また幼稚園、保育園に通っておられる方々も含めた様々な交流の機会、話合いの機会も教育課程の中に計画的に仕組むなどしながら、これは、丁寧に進めていく必要があると思っています。それから、現在行きづらさを感じている子供さんがおられるとすれば、その子にとっては、また新しいこれまでと違う環境ができることへの期待感と喜びを抱かせるような仕掛けと申しますか、取組ということもこれからやはり工夫していく必要があると思っています。

○19番（小園義行議員） この不登校の問題というのは、終わりが無いというふうに私は思っています。そういった意味で、中学校に進級して、ずっと行けなかった子が今行けている、そういう子供とも向き合っています。ぜひね、子供の心の傷、そういったものにやはり寄り添って、学校教育があつたらいいなとそういうふうに思います。また、この問題については、次の機会でも深く議論をさせていただきたいと思います。

以上で、私の一般質問を終わります。

○議長（福重彰史議員） 以上で、小園義行議員の一般質問を終わります。

—————○—————

○議長（福重彰史議員） 以上で、本日の日程は、終了しました。

お諮りします。委員会審査のため、明日から6月26日まで8日間休会にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福重彰史議員） 異議なしと認めます。

したがって、明日から6月26日まで8日間休会することに決定しました。

6月27日は、午前10時から本会議を開きます。

本日は、これで散会します。

お疲れさまでした。

午後1時24分 散会

令和7年第2回志布志市議会定例会会議録（第5号）

期 日：令和7年6月27日（金曜日）午前10時35分

場 所：志布志市議会議事堂

議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第35号 志布志市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第3 議案第37号 志布志市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例を廃止する条例の制定について
- 日程第4 議案第38号 令和7年度志布志市一般会計補正予算（第2号）
- 日程第5 令和6年陳情第12号 特認校におけるスクールタクシー廃止方針の再考について
- 日程第6 陳情第3号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善、義務教育費国庫負担制度の負担率の引上げをはかるための、2026年度政府予算に係る意見書採択の陳情について
- 日程第7 陳情第4号 「カリキュラム・オーバーロード」の改善を求める意見書採択の陳情について
- 日程第8 議案第39号 志布志市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 議案第40号 志布志市議会議員及び志布志市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第41号 工事請負契約の締結について
- 日程第11 議案第42号 令和7年度志布志市一般会計補正予算（第3号）
- 日程第12 発議第6号 豊かな学びの実現・教職員定数改善、義務教育費国庫負担制度の負担率の引上げに係る意見書について
- 日程第13 発議第7号 「カリキュラム・オーバーロード」の改善を求める意見書について
- 日程第14 議員派遣の決定
- 日程第15 閉会中の継続審査申出について
（総務常任委員長）
- 日程第16 閉会中の継続調査申出について
（総務常任委員長・文教厚生常任委員長・産業建設常任委員長・議会運営委員長）

出席議員氏名（20名）

1 番 永 田 梓	2 番 栞 山 晋 司
3 番 稲 付 洋 平	4 番 隈 元 香穂子
5 番 南 利 尋	6 番 市ヶ谷 孝
7 番 青 山 浩 二	8 番 野 村 広 志
9 番 八 代 誠	10 番 小 辻 一 海
11 番 持 留 忠 義	12 番 平 野 栄 作
13 番 西江園 明	14 番 丸 山 一
15 番 玉 垣 大二郎	16 番 鶴 迫 京 子
17 番 小 野 広 嗣	18 番 東 宏 二
19 番 小 園 義 行	20 番 福 重 彰 史



地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長 下 平 晴 行	副 市 長 溝 口 猛
教 育 長 福 田 裕 生	総 務 課 長 鮎 川 勝 彦
財 務 課 長 坂 元 正 知	総合政策課長 川 上 桂 一 郎
コミュニティ推進課長 五 代 千 加 子	みなと振興課長 木 村 勝 志
シティセールス課長 大 迫 秀 治	税 務 課 長 藤 後 広 幸
市民環境課長 村 山 睦	福 祉 課 長 山 口 善 央
健康長寿課長 富 重 隆 之	こども子育て課長 若 松 利 広
農政畜産課長 萩 迫 和 彦	耕地林務課長 得 丸 八 郎
建 設 課 長 富 岡 裕	松山支所長兼 総務市民課長 折 田 孝 幸
有明支所長兼 地域振興課長 大 口 秀 昭	水 道 課 長 萩 原 政 彦
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長 濱 田 茂	農 業 委 員 会 事 務 局 長 高 野 利 彦
教 育 総 務 課 長 児 玉 雅 史	学 校 教 育 課 長 淀 修 司
生 涯 学 習 課 長 河 野 尚 仁	畜 産 振 興 監 藤 野 博 三



議会事務局職員出席者

事 務 局 長 和 佐 浩 教	議会グループリーダー 末 原 和 幸
サブリーダー 前 田 範 雄	サブリーダー 上 野 健 太 郎

午前10時35分 開議

○議長（福重彰史議員） これから、本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（福重彰史議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、西江園明議員と丸山一議員を指名します。

日程第2 議案第35号 志布志市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（福重彰史議員） 日程第2、議案第35号、志布志市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（南 利尋議員） ただいま議題となりました議案第35号、志布志市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について、総務常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、6月18日、委員全員出席の下、執行部から総合政策課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部から議案及び付議案件説明資料による条例の改正内容についての補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、基幹業務システムの標準化に伴い、住登外者宛名番号管理機能が共通機能として設けられることになったものだが、本市における住登外者情報はどのくらいかとしたところ、本市の基幹システムに登録されている住登外者情報としては、令和7年5月1日現在で6万8,217件となっているとの答弁でありました。

法律では、「個人情報効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる」と明記されているが、「必要な限度」という部分についてどのように捉えているかとただしたところ、本市における個人番号の利用範囲については、本条例の別表に規定されているが、今後、内容の再確認を行い、ほかにも独自利用事務とすることが必要なものがあれば、条項を設けたいとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第35号については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（福重彰史議員） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福重彰史議員） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福重彰史議員） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第35号に対する所管委員長の報告は、原案可決です。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福重彰史議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第35号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。

—————○—————

日程第3 議案第37号 志布志市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例を廃止する条例の制定について

○議長（福重彰史議員） 日程第3、議案第37号、志布志市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例を廃止する条例の制定についてを議題とします。

本案は、産業建設常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○産業建設常任委員長（持留忠義議員） ただいま議題となりました議案第37号、志布志市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例を廃止する条例の制定について、産業建設常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、6月18日、委員全員出席の下、審査に資するため、執行部から建設課長及び松山支所産業建設課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部から議案及び付議案件説明資料による補足説明を受け、質疑に入りましたが、直接議案に関する質疑はなく、質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第37号については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（福重彰史議員） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福重彰史議員） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福重彰史議員） 討論なしと認めます。

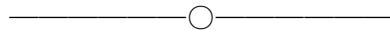
これから採決します。

お諮りします。議案第37号に対する所管委員長の報告は、原案可決です。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福重彰史議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第37号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。



日程第4 議案第38号 令和7年度志布志市一般会計補正予算（第2号）

○議長（福重彰史議員） 日程第4、議案第38号、令和7年度志布志市一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案は、予算常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○予算常任委員長（小辻一海議員） ただいま議題となりました議案第38号、令和7年度志布志市一般会計補正予算（第2号）について、予算常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、6月19日、委員全員出席の下、執行部から担当課長ほか担当職員の出席を求め、予算書及び説明資料による補足説明を受け、審査を行いました。

それでは、審査日程順に従い、報告いたします。

初めに、財務課から今回の補正予算全般に係る概要について説明を受け、各事業等の詳細は、関係所管部局への質疑とすることを確認しました。

次に、農政畜産課分について報告いたします。

主な質疑といたしまして、鳥獣害防止対策事業について、今年度補助金の交付を受けた場合、来年度は申請ができないといった制限があるのかとただしたところ、鳥獣害防止対策事業については、今年度交付を受けた方も来年度の申請が可能である。ただし、この事業を多くの方に利用していただくため、1人当たりの限度額を年間10万円としているとの答弁でありました。

次に、総務課分について報告いたします。

主な質疑といたしまして、今回、消防費の修繕料の増額補正を行っているが、当初予算への計上に漏れがあったということかとただしたところ、今回、突発的に発生した3か所の消火栓の破損、志布志消防署の雨漏りなどの修繕対応を行ったことに伴い、現段階で修繕料が僅少となった。残る今年度の期間を考慮し、増額補正予算を計上したものであるとの答弁でありました。

次に、福祉課分について報告いたします。

主な質疑といたしまして、生活保護事務処理システム改修事業について、10月からの生活保護基準改定等についてただしたところ、近年の物価高騰等の経済情勢を考慮し、日常の生活費に充てられる生活扶助における特例加算が月額500円増額されること及び高齢者の生活保護世帯が増加していることから、令和8年4月から福祉事務所が国や県に報告する調査書の項目のうち、介護扶助に関する項目を変更するものであるとの答弁でありました。

次に、総合政策課分について報告いたします。

主な質疑といたしまして、人生100年時代づくり・地域創生ソフト事業に係る交付金については、どのような目的に対するものとなるのかとただしたところ、本事業は、通称「レインボーく

じ」と呼ばれている地域医療等振興自治宝くじの収益金をその財源とし、各都道府県及び市区町村が高齢社会対策や少子化対策のための施策の実現に資することを目的として交付金が交付されるもので、既存事業の高齢者のスマートフォン利用促進への取組に充当したいと考えているとの答弁でありました。

次に、健康長寿課分について報告いたします。

主な質疑といたしまして、地域小児医療創生学講座の支援に係る寄附の期間を5年間とした理由についてただしたところ、本市の小児科開設支援事業補助金の交付要件として、開設後、継続して10年以上診療する見込みがあることとなっているが、鹿児島大学の寄附講座に関する規則において、寄附期間は、原則2年以上5年以下となっており、鹿児島大学と協議の結果、最長の5年間としたところである。また、令和12年12月末の期間満了前までに、鹿児島大学と改めて協議し、寄附講座の申請手続を行っていく予定であるとの答弁でありました。

最後に、建設課、教育総務課及び学校教育課分について報告いたします。

主な質疑といたしまして、小学校施設改修事業について、伊崎田学園を施設一体型の小中一貫校として令和8年度に開校するとしているが、業者が対応できるような工事発注のスケジュールとなっているかとただしたところ、小学校施設改修事業について、補正予算案が可決された後、7月に改修工事等の入札を行う予定である。改修工事等のスケジュールとしては、工区を三つに分け、夏休みに1工区、冬休みに2工区、令和8年1月に3工区を実施し、平準化を図るとの答弁でありました。

以上で全ての課を終え、質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第38号については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（福重彰史議員） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福重彰史議員） 質疑なしと認めます。
これから、討論を行います。討論はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福重彰史議員） 討論なしと認めます。
これから採決します。

お諮りします。議案第38号に対する所管委員長の報告は、原案可決です。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。
[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福重彰史議員） 異議なしと認めます。
したがって、議案第38号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。



日程第5 令和6年陳情第12号 特認校におけるスクールタクシー廃止方針の再考について

○議長（福重彰史議員） 日程第5、令和6年陳情第12号、特認校におけるスクールタクシー廃止方針の再考についてを議題とします。

本陳情は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（市ヶ谷 孝議員） ただいま議題となりました令和6年陳情第12号、特認校におけるスクールタクシー廃止方針の再考についての陳情について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について御報告いたします。

当委員会は、6月18日、委員全員出席の下、執行部から教育総務課長、学校教育課長ほか担当職員の出席を求め、当陳情に対しての執行部の意見を求めました。

執行部から、参考意見として、5月下旬に開催された市PTA連絡協議会総会後に、保護者から廃止に至った経緯等を説明してほしいとの要望を受けた。その際、教育委員会として方針を見直すことは考えていないが、スクールタクシーの廃止に至った経緯を説明した上で、今後の特認校の運営について意見交換する機会を設けてもらうよう、小学校に日程調整等をお願いしている。それに向けて、学校側で保護者が中心となって質問等について取りまとめをしているとの説明がありました。

概略、以上のような説明を受け、審査に入りました。

主な質疑といたしまして、陳情が継続審査になってから小学校のPTA役員や保護者との話し合いはなかったのかとただしたところ、令和4年度にスクールタクシー廃止の方針を決定してから、保護者に対し毎年定期的に説明を行っており、今年も教育長が学校運営協議会で話をしている。今後も、保護者の要望に応じて丁寧に説明していきたいとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、本陳情は、令和6年12月定例会で当委員会に付託され、継続審査としていましたが、委員間で協議した結果、採決を求める意見が多数であったことから、討論を行ったところ、次のような要旨の反対討論がありました。

本陳情は、陳情者の一方的な意見に見受けられ、陳情書に「スクールタクシーを利用している人だけに現金を支給する行為」という誤った表現もある。田之浦小学校・森山小学校では、次のステップに向けて建設的な協議が進められていることから、反対の立場である。以上のことから、不採択とすべきである。

賛成討論はなく、以上で討論を終え、起立採決の結果、令和6年陳情第12号については、起立少数をもって不採択とすべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（福重彰史議員） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福重彰史議員） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福重彰史議員） 討論なしと認めます。

これから、令和6年陳情第12号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本陳情に対する所管委員長の報告は、不採択です。したがって、原案について採決します。

お諮りします。令和6年陳情第12号を採択することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（福重彰史議員） 起立少数です。

したがって、令和6年陳情第12号は、不採択とすることに決定しました。



日程第6 陳情第3号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善、義務教育費国庫負担制度の負担率の引上げをはかるための、2026年度政府予算に係る意見書採択の陳情について

○議長（福重彰史議員） 日程第6、陳情第3号、ゆたかな学びの実現・教職員定数改善、義務教育費国庫負担制度の負担率の引上げをはかるための、2026年度政府予算に係る意見書採択の陳情についてを議題とします。

本陳情は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（市ヶ谷 孝議員） ただいま議題となりました陳情第3号、ゆたかな学びの実現・教職員定数改善、義務教育費国庫負担制度の負担率の引上げをはかるための、2026年度政府予算に係る意見書採択の陳情について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について御報告いたします。

当委員会は、6月18日、委員全員出席の下、執行部から教育総務課長、学校教育課長ほか担当職員の出席を求め、当陳情に対しての執行部の意見を求めました。

執行部から、参考意見として、学級編制においては、1学級の人数を下げることで、学力向上やいじめ・不登校の解消改善、体力向上等の諸教育課題の解決と国民の負託に応える教育の振興充実を目指すものだと考えている。

本陳情にある、教育の機会均等と水準の維持向上、豊かな学びの保障や学校の働き方改革の実現、教職員定数の確保、適正配置を行うために必要な財源を安定的に確保することは重要ではないかと考えているとの説明がありました。

概略、以上のような説明を受け、審査に入りました。

主な質疑といたしまして、特別支援学級に在籍している子供を交流学級での在籍児童生徒数としてカウントしない現状についてただしたところ、定数が増えるということは、教職員をそれだけ配置しないといけないということであり、国及び県の負担は増えていくと思われるとの答弁がありました。

以上で質疑を終結し、討論を行い、次のような要旨の討論がありました。

賛成討論として、本陳情は、国に対して、義務教育費国庫負担を引き上げてほしいというもの

である。本県においては、約170億円を負担している。複式学級の解消や特別支援学級の子供たちを在籍児童生徒数としてカウントするということを求めており、また、教育の機会均等と水準の維持向上を図るために地方財政を確保してほしいという内容で、県、教職員及び子供たちに寄り添った形となっており、本陳情については、採択すべきである。

ほかに討論はなく、採決の結果、陳情第3号については、全会一致をもって採択すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（福重彰史議員） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福重彰史議員） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福重彰史議員） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。陳情第3号に対する所管委員長の報告は、採択です。本陳情は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福重彰史議員） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第3号は、所管委員長の報告のとおり採択されました。

—————○—————

日程第7 陳情第4号 「カリキュラム・オーバーロード」の改善を求める意見書採択の陳情について

○議長（福重彰史議員） 日程第7、陳情第4号、「カリキュラム・オーバーロード」の改善を求める意見書採択の陳情についてを議題とします。

本陳情は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（市ヶ谷 孝議員） ただいま議題となりました陳情第4号、「カリキュラム・オーバーロード」の改善を求める意見書採択の陳情について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について御報告いたします。

当委員会は、6月18日、委員全員出席の下、執行部から教育総務課長、学校教育課長ほか担当職員の出席を求め、当陳情に対しての執行部の意見を求めました。

執行部から、参考意見として、学習指導要領の内容が多すぎるのではないかと。また、教科ごとの指導内容が増加し、授業時間、教員の準備時間、勤務時間等が非常に圧迫されている状況があるのではないかと。それに伴い、教育の質が低下するとともに、児童・生徒が学びに向かう意欲を失っているのではないかなど意見がある。これらを踏まえ、現在、新学習指導要領に向けて、

新たな協議が中央教育審議会を中心になされているとの説明がありました。

概略、以上のような説明を受け、審査に入りました。

市内21の小・中学校において、担任が配置されていない学校があるのかとただしたところ、担任については、全学校配置されているが、加配教職員が未配置の学校は3校あるとの答弁でありました。

陳情書にある「次期学習指導要領の内容を精選し、標準授業時数を削減する」という表現は、ゆとり教育に戻すということかとただしたところ、ゆとり教育の再現ではなく、本当に学ばなければならない内容を選びすぐってほしいという意見だと思われるとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行い、次のような要旨の討論がありました。

賛成討論として、本陳情は、様々な学校の課題に対し、本市にも大きく関わる教職員未配置の問題等も書かれている。子供たちの豊かな学びの保障や教職員の働き方改革に大きく関わる内容として、十分に理解する。さらに、子供たちの学びの多様性も増え、教育課程の改善についても、十分に行っていくことが大切なことであるとの考えから、本陳情については、採択すべきである。

ほかに討論はなく、採決の結果、陳情第4号については、全会一致をもって採択すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（福重彰史議員） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福重彰史議員） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福重彰史議員） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。陳情第4号に対する所管委員長の報告は、採択です。本陳情は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福重彰史議員） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第4号は、所管委員長の報告のとおり採択されました。

—————○—————

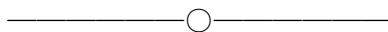
○議長（福重彰史議員） お諮りします。

日程第8、議案第39号から日程第11、議案第42号まで、以上4件については、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することにしたいと思いません。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福重彰史議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第39号から議案第42号までの4件については、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することに決定しました。



日程第8 議案第39号 志布志市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（福重彰史議員） 日程第8、議案第39号、志布志市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第39号、志布志市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、説明を申し上げます。

本案は、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正に伴い、投票所経費等の基準額の改定を行う措置が講じられたことに鑑み、選挙長、開票管理者、投票所の投票管理者等の報酬額の改定を行うものであります。

詳細につきましては、担当の課長が説明しますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○総務課長（鮎川勝彦君） それでは、議案第39号、志布志市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、補足して御説明申し上げます。

まず、条例の趣旨でございますが、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正に伴い、国会議員の選挙等における投票所経費等の基準額が改定されたことから、国の基準に準じて報酬額を改定するものでございます。

付議案件説明資料の1ページをお開きください。

報酬額について、選挙長及び開票管理者を「10,800円」から「12,200円」に、投票所の投票管理者を「12,800円」から「14,500円」に、期日前投票所の投票管理者を「11,300円」から「12,800円」に、選挙立会人及び開票立会人を「8,900円」から「10,100円」に、投票所の投票立会人を「10,900円」から「12,400円」に、期日前投票所の投票立会人を「9,600円」から「10,900円」にそれぞれ引き上げるため、改めるものでございます。

なお、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（福重彰史議員） これから、質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福重彰史議員） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福重彰史議員） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第39号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福重彰史議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第39号は、原案のとおり可決することに決定しました。

—————○—————

日程第9 議案第40号 志布志市議会議員及び志布志市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（福重彰史議員） 日程第9、議案第40号、志布志市議会議員及び志布志市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第40号、志布志市議会議員及び志布志市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定について、説明を申し上げます。

公職選挙法施行令の一部改正に伴い、選挙運動の公営に要する経費の限度額を引き上げる措置が講じられたことに鑑み、志布志市議会議員及び志布志市長の選挙における選挙運動用ビラ及びポスターの作成の公営に要する経費の限度額を引き上げるものであります。

内容につきましては、選挙公営に要する選挙運動用ビラの作成単価の限度額「7円73銭」を「8円38銭」に、選挙運動用ポスターの作成単価の限度額「541円31銭」を「586円88銭」にそれぞれ引き上げるため、条例中の関係する規定を改めるものであります。

なお、この条例は、公布の日から施行し、施行日以後初めてその期日を告示される一般選挙から適用するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（福重彰史議員） これから、質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福重彰史議員） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福重彰史議員） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第40号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福重彰史議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第40号は、原案のとおり可決することに決定しました。

—————○—————

日程第10 議案第41号 工事請負契約の締結について

○議長（福重彰史議員） 日程第10、議案第41号、工事請負契約の締結についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第41号、工事請負契約の締結につきまして、説明を申し上げます。

本案は、多世代交流施設整備工事建築工事1工区の請負契約を締結するに当たり、地方自治法第96条第1項第5号及び志布志市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

詳細につきましては、担当の課長が説明しますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○総合政策課長（川上桂一郎君） それでは、議案第41号、工事請負契約の締結につきまして、補足して御説明申し上げます。

さきの令和7年3月定例会におきまして、令和7年度当初予算として議決いただきました6億8,237万8,000円につきまして、今回、建築工事1工区の請負契約の締結について、議会の議決を求めるものでございます。

業者の選定につきましては、市内業者の建築一式工事専門業者Aランクの4業者による条件付一般競争入札を行い、4者に応札していただき、3億7,730万円で、株式会社内山組に落札者が決定し、6月19日に仮契約を締結したところでございます。

工事請負契約の内容につきましては、付議案件説明資料5ページをお開きください。

工期は、議決の日から令和8年2月27日まで、約8か月を要するものでございます。1工区の工事の概要としては、多世代交流施設整備事業に伴い、旧ひばりビルの内外部を改修し、1、2階に屋内遊具等を整備し、3、4階をコミュニティスペース、コワーキングスペース等として整備するものでございます。

各階の平面図等は、6ページから8ページに記載してございますので、お目通しいただきたいと思っております。

以上で補足説明を終わります。御審議方、よろしくお願いたします。

○議長（福重彰史議員） これから、質疑を行います。質疑はありますか。

○9番（八代 誠議員） 今、課長のほうから説明がありました。まず、この請負金額については、税込みですか。

○総合政策課長（川上桂一郎君） 税込みでございます。

○9番（八代 誠議員） 分かりました。これは、予定価格が幾らだったのか。そして、この落札率というのは、何%か分かりますか。

○財務課長（坂元正知君） お答えします。

予定価格につきましては、税込みで3億7,796万円となっているところであります。落札率につきましては、99.8%となったところでございます。

○議長（福重彰史議員） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福重彰史議員） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福重彰史議員） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第41号は、可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福重彰史議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第41号は、可決することに決定しました。



日程第11 議案第42号 令和7年度志布志市一般会計補正予算（第3号）

○議長（福重彰史議員） 日程第11、議案第42号、令和7年度志布志市一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第42号、令和7年度志布志市一般会計補正予算（第3号）につきまして、説明を申し上げます。

本案は、令和7年度志布志市一般会計歳入歳出予算につきまして、定額減税補足給付金（不足額給付）給付事業、公共土木施設災害復旧事業等に要する経費を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため、提案するものであります。

詳細につきましては、担当の課長が説明しますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○財務課長（坂元正知君） それでは、議案第42号、令和7年度志布志市一般会計補正予算（第3号）について、その概要を補足して御説明申し上げます。

今回の補正予算は、既定の予算に1億4,332万8,000円を追加し、予算の総額を303億5,022万1,000円とするものでございます。

予算書の3ページをお開きください。

第2表の地方債補正は、災害復旧事業債を2,730万円増額しています。

次に、歳入歳出予算の主なものを御説明申し上げます。

まず、歳入予算でございます。予算書の6ページをお開きください。

15款、国庫支出金、1項、国庫負担金、5目、災害復旧費国庫負担金は、公共土木施設災害復旧事業を1,334万円計上しています。

7ページをお開きください。

2項、国庫補助金、1目、総務費国庫補助金は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を8,827万4,000円計上しています。

8ページになりますが、16款、県支出金は、参議院議員選挙費交付金を49万2,000円増額しています。

9ページをお開きください。

19款、繰入金、1項、基金繰入金、1目、財政調整基金繰入金は、今回の財源調整として1,438万5,000円増額、15目、ふるさと志基金繰入金は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金との財源振替のため、46万3,000円減額しています。

10ページになります。

22款、市債は、2,730万円増額し、総額で24億1,390万円としています。

次に、歳出予算でございます。

予算書は11ページ、説明資料は1ページをお開きください。

2款、総務費は、参議院議員選挙及び市長・市議会議員選挙に係る経費を122万7,000円増額しています。

予算書は12ページ、説明資料は3ページをお開きください。

3款、民生費は、デフレ完全脱却のための総合経済対策を踏まえ、令和6年度に実施した定額減税及び調整給付に当たり、令和6年分所得税額及び定額減税が確定した後に、本来給付すべき額が調整給付金の額を上回った方に対して、その差額を支給する定額減税補足給付金給付事業を6,982万6,000円計上しています。

予算書は13ページ、説明資料は4ページをお開きください。

6款、農林水産業費は、猛暑の影響で乳量が減少する中、物価高騰の影響による配合飼料価格の高止まりにより、乳用牛農家の経営がひっ迫し、また、市内における戸数も減少しているため、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、配合飼料費の増加分を支援することにより、経営の維持を図る乳用牛配合飼料高騰対策緊急支援事業を880万4,000円計上しています。

予算書は14ページ、説明資料は2ページをお開きください。

7款、商工費は、物価高騰の影響を受けている市内世帯の経済的負担を軽減するとともに、地域の消費を喚起・下支えすることを目的に、令和6年度繰越事業として実施している物価高騰対応重点支援商品券発行事業について、対象者の確定見込みに伴い、918万1,000円増額しています。

予算書は15ページ、説明資料は5ページから7ページになります。

11款、災害復旧費、1項、農林水産施設災害復旧費は、6月梅雨前線豪雨により被災した農地及び農業用施設の復旧に係る経費を2,229万円増額しています。

予算書は16ページ、説明資料は8ページから9ページになります。

2項、公共土木施設災害復旧費は、6月8日から11日にかけての梅雨前線豪雨により被災した公共土木施設の復旧に係る経費を3,200万円増額計上しています。

以上が補正予算（第3号）の主な内容でございますが、災害復旧箇所一覧等詳細につきまして

は、説明資料を御参照ください。

よろしく願い申し上げます。

○議長（福重彰史議員） これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

○8番（野村広志議員） 先ほど予算書のほうでふるさと志基金から46万3,000円の振替があると説明がありましたけれども、ここの詳細について御説明できますか。

○財務課長（坂元正知君） 予算書9ページの繰入金のところでも申し上げます。

ふるさと志基金繰入金を46万3,000円減額していますが、財源振替としておりまして、デジタル化推進事業分を今回重点支援交付金のほうで充当した場合、過充当と結果としてなるため、その分のふるさと志基金を財源としていた分を減額して振替を行ったという結果として、46万3,000円の減となっているところでございます。

○8番（野村広志議員） 10分の10の補助率ということで、964万4,000円という形で国からの財源が示されていますけれども、これは、それを振り替えなければならなかった理由としてということの理解でよろしいんですか。

○財務課長（坂元正知君） 今回、結果として国のそういう支給金が確定しましたので、その分うちとしては、ふるさと志基金からの繰入金を少しでも減額したいという趣旨で、このような対応としたところでございます。

○8番（野村広志議員） この物価高騰対策については、様々示されています。当初でも出ていたところでした。コロナ禍のときには、一覧表を添付されたりとか、その事業の内容については非常に分かりやすく示されていたということを記憶しています。この物価高騰対策についても、今後引き続き、このような給付であったり、この事業が続くのであれば、そういった一覧等で分かりやすく我々議会のほうにも示していただければなと思います。その辺については、どうですか。

○財務課長（坂元正知君） ただいまいただきました意見も踏まえまして、今後、そのような説明に尽くしてまいりたいと考えています。

○議長（福重彰史議員） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福重彰史議員） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福重彰史議員） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第42号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福重彰史議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第42号は、原案のとおり可決することに決定しました。

○

○議長（福重彰史議員） 日程第12、発議第6号及び日程第13、発議第7号、以上2件については、委員会提出の議案ですので、会議規則第37条第2項の規定により、委員会への付託を省略します。

○

日程第12 発議第6号 豊かな学びの実現・教職員定数改善、義務教育費国庫負担制度の負担率の引上げに係る意見書について

○議長（福重彰史議員） 日程第12、発議第6号、豊かな学びの実現・教職員定数改善、義務教育費国庫負担制度の負担率の引上げに係る意見書についてを議題とします。

本件について、提出者の趣旨説明を求めます。

○文教厚生常任委員長（市ヶ谷 孝議員） ただいま議題となりました発議第6号、豊かな学びの実現・教職員定数改善、義務教育費国庫負担制度の負担率の引上げに係る意見書について、趣旨説明を申し上げます。

陳情第3号、ゆたかな学びの実現・教職員定数改善、義務教育費国庫負担制度の負担率の引上げをはかるための、2026年度政府予算に係る意見書採択の陳情については、文教厚生常任委員会に付託となっていました。審査の結果、委員会で採択すべきものと決定いたしました。

それを受け、文教厚生常任委員会として、別紙案のとおり意見書を提出しようとするものであります。

提出の理由としては、学校現場では、貧困・いじめ・不登校・教職員の長時間労働や未配置など、解決すべき課題が山積しており、子供たちの豊かな学びを保障するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。

豊かな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善、義務教育費国庫負担制度の負担率の引上げが不可欠です。

令和7年度予算では、小学校における教科担任制が第4学年まで拡大されましたが、鹿児島県における配置数は、100人にも届かず、教員の配置増を求める学校現場の声を反映したものとはなっていません。さらに、少数職種の加配等を含め、様々な教育課題への対応として文部科学省が求めていた配置数も減じられたままです。

一方で、義務教育費国庫負担制度による教職員の給与費の負担割合は、県が3分の2とされたままであり、県財政を圧迫し続けています。さらに、教員採用試験の受験倍率の低下や離職者・病気休職者の増加等によって、学校現場は、慢性的な人員不足状態にあります。

教育の機会均等と水準の維持向上を図るとともに、全ての子供に豊かな学びの保障や学校における働き方改革を進めるためにも、教職員定数の改善、義務教育費国庫負担制度における教職員の給与費における国の負担割合を引き上げることが必要です。

よって、国会及び政府における地方教育行政の実情認識と地方自治体の計画的な教育行政推進のため、地方自治法第99条の規定により、関係機関へ意見書を提出するものであります。

提出先は、衆議院議長、額賀福志郎、参議院議長、関口昌一、内閣総理大臣、石破茂、総務大臣、村上誠一郎、財務大臣、加藤勝信、文部科学大臣、阿部俊子です。

以上で、趣旨説明を終わります。御賛同方、よろしくお願いいたします。

○議長（福重彰史議員） これから、質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福重彰史議員） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福重彰史議員） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。発議第6号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福重彰史議員） 異議なしと認めます。

したがって、発議第6号は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第13 発議第7号 「カリキュラム・オーバーロード」の改善を求める意見書について

○議長（福重彰史議員） 日程第13、発議第7号、「カリキュラム・オーバーロード」の改善を求める意見書についてを議題とします。

本件について、提出者の趣旨説明を求めます。

○文教厚生常任委員長（市ヶ谷 孝議員） ただいま議題となりました発議第7号、「カリキュラム・オーバーロード」の改善を求める意見書について、趣旨説明を申し上げます。

陳情第4号、「カリキュラム・オーバーロード」の改善を求める意見書採択の陳情については、文教厚生常任委員会に付託となっていました。審査の結果、委員会で採択すべきものと決定いたしました。

それを受け、文教厚生常任委員会として、別紙案のとおり意見書を提出しようとするものであります。

提出の理由としては、学校現場では、小・中・高を合わせると、41万人を超える不登校の子供の数が文部科学省調査で明らかになっています。とりわけ小・中学校では、11年連続で増加し、過去最多となっています。また、貧困・いじめ・教職員の未配置など解決すべき課題が山積しており、長時間労働の実態も改善されず、子供たちの豊かな学びを保障するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。

学習指導要領の改訂は、子供たちの豊かな学びの保障や教職員の働き方改革に大きく関わります。「カリキュラム・オーバーロード」の状態を改善することが喫緊の課題です。このため、次期学習指導要領の内容を精選し、標準授業時数を削減することが強く求められます。

よって、国会及び政府における地方教育行政の実情認識と地方自治体の計画的な教育行政推進

のため、地方自治法第99条の規定により、関係機関へ意見書を提出するものです。

提出先は、衆議院議長、額賀福志郎、参議院議長、関口昌一、内閣総理大臣、石破茂、総務大臣、村上誠一郎、財務大臣、加藤勝信、文部科学大臣、阿部俊子です。

以上で、趣旨説明を終わります。御賛同方、よろしく願いいたします。

○議長（福重彰史議員） これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福重彰史議員） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福重彰史議員） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。発議第7号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福重彰史議員） 異議なしと認めます。

したがって、発議第7号は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

○議長（福重彰史議員） お諮りします。

ただいま議決されました発議第6号及び発議第7号についての字句整理及び提出手続については、議長に一任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福重彰史議員） 異議なしと認めます。

したがって、議長において字句整理の上、提出することにします。

—————○—————

日程第14 議員派遣の決定

○議長（福重彰史議員） 日程第14、議員派遣の決定を行います。

お諮りします。議員派遣の決定については、会議規則第170条第1項の規定により、お手元に配布してある内容のとおり決定したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福重彰史議員） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣は、配布してある内容のとおり決定しました。

—————○—————

日程第15 閉会中の継続審査申出について

○議長（福重彰史議員） 日程第15、閉会中の継続審査申出についてを議題とします。

配布してある文書写しのとおり、総務常任委員長から閉会中の継続審査申出がありました。

お諮りします。総務常任委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議あ

りませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福重彰史議員） 異議なしと認めます。

したがって、総務常任委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

—————○—————

日程第16 閉会中の継続調査申出について

○議長（福重彰史議員） 日程第16、閉会中の継続調査申出についてを議題とします。

配布してある文書写しのとおり、総務常任委員長、文教厚生常任委員長、産業建設常任委員長及び議会運営委員長から、閉会中の継続調査申出がありました。

お諮りします。各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福重彰史議員） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

—————○—————

○議長（福重彰史議員） 以上で、今定例会に付議されました全ての案件を終了しましたので、これをもって議事を閉じ、令和7年第2回志布志市議会定例会を閉会します。

お疲れさまでした。

午前11時35分 閉会